東京取引所五十年史

序文

我京都取引所は、明治十七年の創立で、昭和九年の歳末を以て正に滿五十年の星霜を經たことになる。茲に本年新緣の候を選んで、記念式を擧げ、聊か祝意を表すると共に既往五十年間に於ける變遷推移を回顧し、更に將來の發展を庶幾する事を得るのは洵に欣幸に堪へない次第である。

抑、我京都は實に一千有餘年の帝都にして、富豪巨商櫓を並べ、車駕東遷に至る迄は經濟上に於ても全國の中心地であつた。是等の關係上、通貨制度の複雜なる時代には、有力なる十三名の掛屋兩替業があつて、日々盛んに正金銀の賣買取引を行つたが、全國金銀通貨の交換價値はこの取

引相場に依つて公定せられたものである。明治維新以來、貨幣制度の改革と同時に、通貨交換價値の公定は自然廢止せられ、その代りに政府の發行する公債の賣買取引は、總てこれを掛屋兩替に委ねられた。かくて歳月を重ねて公社債を始め、有價證券の流通漸く頻繁となるに從ひ、京都に於ても取引上これが公定標準價格の必要を感ずるに至り、それと同時に車駕東遷後の京都は年と共にその繁榮を失ひ何等かの方法に依つて、これが挽回を圖らねばならぬ情勢に迫られ、全市を擧げてその對策に苦慮して居つた際であつた。從つて一つには有價證券の公定相場を作るため、他には京都の繁榮を圖るため、我取引所の設置が計畫せられたのである。

然しながら、依然財界の惠みに浴しない京都であつたから、その間に成長したる當所も亦、自然絢爛として他に誇るべき史實も有せず、又、參考となるべき資料にも乏しかつた。されば今爰に五十年史の修輯に當つて、その內容も頗る貧弱であり、且つ極めて短時日の間に、努めてその梗概を摘錄したのであるから、措辭亦粗雜を免れ難く、これを他に頒つについては、洵に忸怩たるものがあるが、幸に當所五十年間の輪廓を認めらるることを得れば望外の光榮とする所である。

顧るに、當所の創立は、田中源太郎氏（創立願書には農父藏一氏の名義を用ふ）濱岡光哲氏、內貴甚三郎氏等京都市に於ける新進實業家十名に依りて發起せられたものであつた。創業以來數次

の制度改革又は經濟界の變亂に依り、幾多の難關に遭遇したるも、恒に克くこれに善處してその使命を全ふすると共に、時運に順應して終始堅實なる發達を遂げ、以て今日の隆盛を見るに至つたのである。惟ふに現代經濟界に於て、當所の如きは眇たる一小會社に過ぎないが、能く現在の基礎を成し我經濟界の中樞機關たる任務を盡したる所以は、實に歷代當事者のその經營宜しきを得たるは勿論、取引員組合の圓滿なる協調と、關係各位の多大なる後援とに由ることは今茲に贅言する迄もないことである。而もこの間に於て特筆銘記すべきは、實に田中源太郎氏の、三十五年間に亙る偉大なる功績であると信ずるのである。

田中氏は人格識見共に高く、頭腦明晰にして經濟に長じ

財政に通じ、啻に地方の長者たりしのみならず、實に明治大正年間に於ける有數なる經世家として、各方面に重きをなし、特に壯年以後に於ける同氏の身邊は、實に寧日なき有樣であつた。この間に在つて發起人より頭取となり、又は理事長としてその半生を當所の經營に當られ、堅實穩健を旨として拮据精勵、社運の進展に盡されたるは、關係者の等しく讃仰措く能はざるところであつて、當所の存する限りは瞬時も忘るべからざる一大恩人と稱すべきである。

予は大正九年八月、菲才を顧みず理事長の職を繼ぎ、爾來十有五年只管田中氏の遺風を遵守し、その衣鉢を傷けざらんことに專念し、幸にして大過なく今日を迎へ、茲に五十年史の編纂を終るに及んで、轉た今昔の感に堪へないこ

共に、同氏を追慕するの念愈切である。依つて聊か同氏の功績を稱へて序文に代へる。

昭和十年五月朔

曾野作太郎

京都取引所五十年史　目次

第十章　取引員

第十一章　諸統計

附錄

寫眞（中挿）

一取引所職員

一市場代理人

一清交會々員

創立願書

開業免状

京都株式取引所

此取引所ハ明治十一年五月太政官第八號布告株式取引所條例ノ旨趣ヲ遵奉履行スヘキヲ創立證書ニ據リ分明ナルニ付今此開業免状ヲ下付シ仍今其業ヲ営ムコトヲ許可スルモノ也

明治[illegible] 農商務卿西郷從道

開業免状

京都株式取引所

此取引所ハ明治十一年五月太政官第八號布告株式取引所條例ノ旨趣ヲ遵奉履行スヘキヿ創立證書ニ據リ分明ナルニ付今此開業免状ヲ下付シ自今其業ヲ營ムヿヲ許可スルモノ也

明治十七年十一月十二日　農商務卿西郷従道

商 店 所 當

京引員組合
六鹿清委員長

京引員組合
森田清委員長

賣買高手數料期間別比較表
手數料
第一期 自明治二十七年 至同二十七年
第二期 自明治二十八年 至同三十七年
第三期 自明治三十八年 至大正三年
第四期 自大正四年 至同十三年
第五期 自大正十四年 至昭和九年
手數料
第一期 定期 255,329,285
直(現場) 206,879
手數料
第二期 定期 794,997,452
延 2,487,226
直(現場) 48,264
手數料
第三期 定期 2,021,378,739
直 42,540
米 253,187,258
手數料
第四期 長期(定期) 2,540,364,148
短期 112,417,900
實物(直) 672,404,640
米 2,270,218,143
手數料
第五期 長期 1,112,785,936
短期 3,477,634,570
實物 1,243,030
米 1,563,624,780
賣買高 受渡高
第一期 定期 3,745,640 108,302
直(現場) 8,225 8,225
賣買高 受渡高
第二期 定期 9,807,094 393,901
延 34,865 4,478
直(現場) 867 867
賣買高 受渡高
第三期 定期 11,405,737 810,366
直 532 532
米 1,155,347石 9,823石
賣買高 受渡高
第四期 長期(定期) 26,484,610 1,196,120
短期 1,820,450 601,540
實物(直) 8,078,872 8,078,872
米 19,306,020石 36,220石
賣買高 受渡高
第五期 長期 12,232,560 1,471,250
短期 85,836,190 10,220,960
實物 49,820 49,820
米 14,005,990石 70,730石

賣買高及受渡高並手數料期間別比較表

備考　受渡高ハ賣買高中濃色ヲ以テ表ハス
圖表ノ面積ハ賣買高手數料トモ第一期ヲ同面積トシ以下其增加率ヲ表ハス

株式事業別賣買高期間別百分比

註 紡織ニハ製絲.製麻.毛織ヲ 製煉鑛業ニハ石油石炭ヲ 電氣瓦斯ニハ電燈電力ヲ
諸工業ニハ製造工業.機械工業.化學工業.製紙.窯業ヲ含ム

支出
其他
税金
經費
利益金
配當金
配當率
積立金
其他
積立金
法定積立金
別途積立金

表覧一況狀
産資及金本資
固定資産
入　収
手数料
其　他
支　出

200円
150円
100円
50円
価額/年別
九年
八年
七年
六年
五年
四年
三年
二年
昭和元年
十五年
十四年
十三年
十二年
十一年
十年
九年
八年
明治十七年
大正十一年ハ長短各相場ヲ示ス
一〇〇円拂込済

明治十七年十二月賣買開始以來
當取引所株相場高低表
備考
賣買開始以來大正十一年八月マデハ長期取引（定期取引）先限相場ヲ同年九月短期取引開始以後ハ短期取引相場ヲ示ス
但明治二十四年ハ先限相場ナキ爲メ當限相場ニ依リ同三十五年以降同三十六年八月ニ至ル限月短縮中ハ中限及ヒ延取引相場ニ依ル
平均
最低
最高
¥615.—
明治四十年一月當限
賣買開始以來ノ最高値
¥67.60
賣買開始以來ノ最低値
明治三十七年三月
大正十一年八長短各相場ヲ示ス
明治二十四年七月以降賣買停止
明治二十六年十月一日賣買再開
明治二十六年十月限以降額面金五拾円ニ變更
五〇円拂込前
一〇〇円拂込前
450円
400円
350円
300円
250円
200円
150円
100円
50円
價額
年別

15円
10円
価額
年別
明治四十年

米相場(限先)高低表
明治四十年三月壹買開始以來
平均
最低
最高
¥52.50
壹買開始以來ノ最高値
大正八年十二月當限
¥11.—
壹買開始以來ノ最低値
明治四十二年十月當限
50円
45円
40円
35円
30円
25円
20円
15円
10円
價額
年別
九年
八年
七年
六年
五年
四年
三年
二年
昭和元年
十五年
十四年
十三年
十二年
十一年
十年
九年
八年
七年
六年
五年
四年
三年
二年
大正元年
四十五年
四十四年
四十三年
四十二年
四十一年
明治四十年

京都取引所五十年史

第一章　創　　業

指　　定	明治十七年七月三日（太政官布達第十七號）
創立出願	同　年七月十五日
創立許可	同　年八月十六日
開業免許	同　年十一月十一日
開　　業	同　年十二月十五日

第一節　設置の事情と創立の經過

明治政府の改革漸やくその緒に着いて、國務おのづから多きを加へた為、財源未だ豊ならず、之れが為め政府は明治六年以來各種公債を發行し、民間に於ても亦銀行或は商社を設

立する者相踵いだので、有價證券は漸次增加の趨勢に向ひ、政府はこれが流通の圓滑を圖る爲め、倫敦株式取引所を模範とし、明治七年十月十三日太政官布告第百七號を以て「株式取引條例」を發布し、東京及大阪に一ケ所づつの取引所を設置せしめやうとしたが、我國實際の事情に適應せざる爲め設立を見るに至らなかつたので、更に明治十一年五月四日太政官布告第八號を以て新たに「株式取引所條例」を發布し、その年初めて東京及大阪の株式取引所が實現した譯である。翻つて我京都は、明治の初め東京遷都に至るまで、實に千有餘年の帝都として、諸般の文物制度の中心地であつたので、天下の巨商富豪の居を構ふる者も多く、德川時代に於ては、江戸又は大阪とは、その趣を異にするも、常に財界に隱然たる地歩を占めて居つたのである。現に封建時代の、全國の金銀通貨の交換價値の標準は、當時京都に在つた十數人の掛屋兩替店の市場に於ける、日々の金銀取引相場に依つて定まつた位である。從つて明治維新以後漸やく幣制は革まつたけれども、舊時の慣習と餘勢は容易に衰へず、金銀の賣買は依然として熾んに取引せられてゐた。それのみならず、政府の逐次發行する公債の京都に流れ込むもの自然多きを加へたが、標準價格公定機關たる取引所がないので、不便を感ずること一通りでなかつた。茲に於て當市の有力者相謀り明治十一年布告「株式取引所條例」に依り、株式取引所を設立することを決定し、明治十

六年十一月二十八日、内貴甚三郎・市田理八・市田文次郎・竹村藤太郎・竹原彌兵衛・大江長右衛門・田中藏一・福井矢之助・豊島正方・加藤德次郎の諸氏發起人となり、その連署で時の農商務卿に、これが創立許可を出願した。

然るに偶々米や銀相場で、堂島米商會所及大阪株式取引所の役員や仲買人に對する大檢擧事件があつた後で、政府では取引所を恰かも賭博や空相場に耽る場所の樣に曲解し、その取締や警戒に全力を擧げて居つた際であつたので、取引所の新設に對しては諒解を缺く處があり、翌十七年一月十九日付で「願之趣難聞屆」との指令に接した

この指令に接したる發起人等は、この儘默止出來ないので、更に上記の事情に基き京都として設置の必要なる所以を委くし、明治十七年一月二十九日、再願をすると共に、發起人總代田中源太郎氏、濱岡光哲氏等は屢々東上して政府に陳情する處があつた。そこで政府も遂にこれを諒とし、同年七月三日、左の太政官布達で、京都に株式取引所の設立が差許されたのである

明治十七年七月三日太政官布達第十七號

明治十一年五月第八號布告株式取引所ノ設立ノ儀更ニ今般京都府下京都ニ於テ一ケ所差許ス

追つて同月十二日、京都府廳から左の達があつた。

内第七十二號

株式取引所設立發起人總代

内　貴　甚　三　郎

本年一月廿九日附ヲ以テ農商務卿ヘ出願候株式取引所設置ノ儀ハ本年七月太政官第十七號布達ノ旨モ有之候條株式取引所條例ニ準據シ更ニ出願可致此旨相達候事

明治十七年七月十二日　京都府知事　北　垣　國　道

茲に於て明治十七年七月十五日、改めて創立願を農商務卿に差出し、同年八月十六日その許可を得た。今その願書及奥書許可の寫を擧ぐれば、左の通りである。

京都株式取引所創立願書

本年七月太政官第十七號布達ニ基キ明治十一年五月太政官第八號布告改定株式取引所條例及爾後條例中改正之旨趣ヲ遵奉シ私共發起人トナリ資本金拾萬圓ヲ以テ株式取引所ヲ創立仕度最モ本額ノ内金五萬圓ハ私共ヨリ積立殘金五萬圓ハ弘ク加

入人ヲ相募リ京都府下京區第四組梅忠町三拾五番戸ニ於テ創立開業仕度候ニ付何卒御許可被成下度奉願候但創立證書並定款申合規則等ハ蒙許可候上可伺上候依テ此段奉願候也

明治十七年七月十五日

京都府下京區第十八組德万町壹番戸
高木文平

京都府上京區第二十一組春帶町貳拾番戸
濱岡光哲

京都府丹波國何鹿郡[illegible]合村百拾七番戸
福井矢之助

京都府下京區第二十六組稻荷町五拾貳番戸
大江長右衛門

京都府丹波國南桑田郡龜岡北町五拾番戸
田中藏一

京都府下京區第五組[illegible]町九番戸
竹原[illegible]兵衛

京都府下京區第二十四組[illegible]子町百拾八番戸
竹村[illegible]太郎

京都府上京區第三十組[illegible]町貳拾五番戸
内貴甚三郎

京都府上京區第三十九組丸木村木町壹番戸
市田文次郎

京都府下京區第四組骨屋町貳拾貳番戸
市田理八

京都府下京區第四組戸長
中村半兵衛

京都府上京區第三十組戸長 廣田金兵衛代理
用係 前川梅溪

前書之通願出候ニ付奥印仕候也

明治十七年七月十五日

農商務卿 西鄉從道殿

前書願之趣御許可相成度候也

明治十七年八月二日　　京都府知事　北垣國道

京都株式取引所創立之儀許可候事

明治十七年八月十六日　　農商務卿　西郷從道

因に創立發起人のうち、竹村藤太郎氏は同彌兵衛氏に、市田文次郎氏は同文三氏に、福井矢之助氏は井上太郎左衛門氏に各發起人の資格を讓られたから、何れも創立總會迄の間に、發起人連署で農商務卿に屆出た。尚創立願書には田中源太郎氏の名は洩れて居るが、同氏は義父田中藏一氏に代り、當所創立の計劃當初から發起人代表となつて、その衝に當られて居つた。

此の間株式の申込數は、募集を待たずして總株數に對し十倍にも達する人氣であつたので各申込數の十分の一を割當てることゝし、同年九月三日、壹株に付金拾圓ずつの第一回拂込を了し、同年十月十三日、發起人その他を合せた百七十名の株主に依り、創立總會を開き、創立證書、定款及申合規則等を議定調印し、京都府廳を經て開業免許を願出た處、十一月に至り創立證書、定款等の認可と共に左の免許狀を下附された。

開業免狀

京都株式取引所

此取引所ハ明治十一年五月太政官第八號布告株式取引所條例ノ旨趣ヲ遵奉履行スヘキヿ創立證書ニ據リ分明ナルニ付今此開業免狀ヲ下附シ爾今其業ヲ營ムヿヲ許可スルモノ也

明治十七年十一月十二日

農商務卿　西郷従道

十月十三日の創立總會に於ては、同時に左記の通り役員の選擧をしたが、これ亦十一月農商務卿の認許を得て夫々就任した。

頭取　田中源太郎
肝煎　内貴甚三郎
同　竹村彌兵衛
同　田中源太郎
同　穗積寅九郎
同　市田文三

第二節　開業と營業所

本所の營業所は、創立許可後市內に於て最も便利なる地として、一旦下京區第四組坂東屋町に定めたが、地域狹隘にして永遠を期し難いので、更に下京區第三十組東塩小路町五百三十八番地を借受け、發起人中より內貴甚三郎・市田文三の兩氏を建築事務委員に選任し、十月十五日工事に着手して十二月十二日竣工した。その間に第二回及第三回の株金拂込も完了し、仲買人も亦二十一名に達する等、取引所の組織が全く成立したので、明治十七年十二月十五日新營業所で開業式を擧行した、此の日式に列した來賓は、京都府、大阪府及滋賀縣の知事縣令。書記官。勸業課長。裁判所長。上、下京區長。大阪、神戶取引所。米商會所・商工會議所役員・銀行會社重役、その他京津阪神の紳士、名望家、本所株主、仲買人等を合せ無慮三百有餘名で顯官名士の祝詞多く、當時としては非常に盛大な式であつた。

尙ほ式後席を洛東知恩院大方丈に移し祝宴を張つたが、宴席の盛裝は當市として未曾有の大仕掛であり、來賓は何れも勅使門より出入したと云ふ樣な譯であつた。以て當日の盛況が如何に京都人士の目を聳たゝしめたかの一端を物語つてゐる。

第二章　沿　革

第一節　名稱及營業所

當所は明治十七年創立以來京都株式取引所と稱したが、明治二十六年七月二十二日、商法の施行に依り株式會社京都株式取引所と改め、次で明治四十年三月一日、株式會社京都米穀商品取引所を合併し、有價證券の外、米。蠶糸。綿糸を賣買することゝなつたので同日より株式會社京都取引所と改稱して今日に至つた

創立當時に於ける營業所の位置は、前章に陳べた通り、下京區第三十組(東洞院七條南)東塩小路町で、そこに二十坪餘の建物を設けたのである　その理由は京都の表玄關たる七條驛に接して居るから、諸方に便利であらうとのことであつた。併し愈々開業して見ると市の南端に偏し却つて不便であつたので、明治十八年十一月、下京區錦小路通東洞院東入西魚屋町にある僅か十坪程の借家に移轉し、次で東洞院通錦小路南入坂東屋町西側に新たに二十坪の營業所を建築し、明治二十二年七月これに移轉した。此の營業所は當時ブール

ス條例問題で、取引所の將來に不安があり、容易に株主の同意を得ることが出來なかつたので、止むを得ず重役個人の出資で建築したものであつて、明治二十六年に至り、營業繼續が出來て漸やく會社の所有に移したのである。

かくて年を經ると共に、營業も漸次隆昌に向ひ、當所の基礎も漸やく確實となつたので明治三十年同所に地域を擴張し、新たに七十二坪の建築をしたのである。

而して明治四十年京都米穀商品取引所を合併するに及び營業所の狹隘を來たしたので、更に明治四十二年十一月より工事を始めて現在の二階建本館其の他百六十二坪に達する市場を建築し、明治四十四年二月十一日に竣工したので、面目を一新したが、更に大正六年九月に至り、米市場の改築を行つた。爾來十ケ年を經過し、この間世運の進歩發達に伴ひ、業績亦著しく繁榮し、市場の狹隘を告ぐるに至つたのみならず、當時尚ほ證券と米とは市場を別にして不便少くなかつたので、更に大正十年十月十九日より東京の清水組の請負で工を起し、在來の建物に大改造を爲すことゝし、周圍の仲買人店舖を整理して、新たに市場と公衆食堂とを增改築して現狀を備ふるに至つたのである。

第二節　京都米穀商品取引所の合併

京都には古來米の市場があつて、維新前は高瀬の水運を利用し、正面通を下る内濱で行はれたが、明治の初年には七條濱に移つて居た。併し時の政策に依つて禁止や停止になつて居つたこともある。明治九年米商會所條例の發布後、京都米商會所となつて、北條太兵衛氏が頭取として經營し、取引所條例の公布後は、米穀取引所として其の業務を繼續し、明治十九年十二月市場を東洞院錦小路南（現在當所々在地）に移したのである。日淸戰役後、經濟界並に企業界の膨脹發展を受けて、明治二十九年頃から織物・綿糸・蠶糸・油等の取引所が簇出したが、何れも微々として獨立性が少なく、織物取引所及油取引所は間もなく廢業の止むなきに至つた。他の蠶糸取引所及綿糸取引所は、明治三十二年米穀取引所に合併し、爾來米穀取引所は京都米穀商品取引所と稱し、米・蠶糸・綿糸の取引所となつたのである。

斯くの如く商品取引所は整理統一せられたが、尙ほ京都市に於て株式及商品の二取引所が對立して居つて、總ての點に於て不便不利であつたので、兩取引所關係者間に屢々合併

談が試みられたが、その都度色々の故障が附纏ふて、容易に實現の機會がなかつた。

然るに日露戰役後、時運の進步、財界の著しき發展に連れ、株式取引所は業績大に擧り株主間の主唱に依る增資計畫もあつたので、從來立消へ勝ちの合併談も、茲に改めて再び持ち上り、時の理事長たる株式の田中源太郎氏と米商の江崎權兵衛氏との間に話が進行して、明治三十九年十一月一日愈々兩者の間に合併假契約を締結した。依つて兩所に於ては明治三十九年十一月二十日、各々臨時株主總會を開いてこれを決議し、米商は明治四十年二月二十八日限り解散し、株式取引所は同年三月一日より株式と米穀商品を取引することとなり同時に株式會社京都取引所と改稱するに至つたことは前述の通りである。

今當時の合併契約書に依り、合併條件の主なる點を擧ぐれば

一、米商取引所は現有財產全部を株式取引所に引渡すこと。

二、株式取引所はその代價として金拾貳萬五千四百七拾四圓と增資株式五萬貳千五百圓に相當する壹千五拾株の申込優先權を與ふること。

三、米商取引所の仲買人を株式取引所の仲買人とすること。

等であつたが、是等合併に伴ふ定款の變更は、明治三十九年十一月二十日に申請して、同月二十九日左の通り認可された

農商務省指令商第八九五三號

京都府 京都市

株式會社 京都株式取引所

明治二十九年十一月二十日附申請其所定款變更ノ件認可ス

明治二十九年十一月廿九日

農商務大臣 松岡康毅

第三節 倉庫業の兼營

場所 京都市中京區壬生天池町一番地

敷地 三千三百四十二坪七合三勺

建物 二千五百六十五坪一合三勺

明治四十年、米穀取引所を合併して以來、受渡物件の集散及保管の狀況に鑑み、直營倉庫の必要を生じた、けれども時期未だ到らず、漸やく十ケ年を經過した大正六年の增資の機會に於て、同年六月十七日の臨時株主總會で、倉庫業の兼營を決議し、定款を變更して

貳拾萬圓の範圍でこれが執行を理事會に一任した。依つて理事會では七月二十一日に至り特に委員を設けて倉庫の位置及構造等に付調査に取り掛り、位置としては市の中央地點で運輸に便利な二條驛附近に於て、堅牢で保管に適當した優秀なる倉庫を建設することに内定を見た際、偶々二條驛附近の京都中央倉庫株式會社が解散せんとする事情を聞き、直ちに交渉してその設備を買收することゝなつたのである。同年十二月八日主務大臣の認可を得翌大正七年五月十一日拾六萬餘圓を以て買得契約を完了し、同年六月一日から營業を開始したが、當時の專屬問屋は木村長兵衛・富永重次郎・桐畑源三郎・原太三郎・田中米吉の五氏であつた。

この倉庫の敷地は、五千三百三十九坪三合の廣さで、經營上不用の敷地も相當にあつたので、大正七年七月二十一日の定時株主總會の決議に基き内二千二百坪二合七勺と、その地上の建物とを、大正九年九月に至り壬生朱雀町、長谷川正夫氏に賣却整理をした。

其の後米市場の發展に伴ふて廻着米や委託米が増加し、倉庫の收容力に不足を告げる樣になつたので、大正十年八月十九日地方廳の許可を得て、倉庫一棟及拵場一棟を増築し、更に大正十二年末頃に至つて、受渡米の増加は、延て倉庫増設の必要を促し、大正十三年十月倉庫及拵場各一棟の増築を完成し、同時に事務室、仲仕詰所並に仲買問屋の店舗など

を移轉改築し、倉庫の増築に伴ふて鐵道引込線も延長した。尚ほ敷地内には從來狭小な貸家が多數あつて、整理上甚だ困難であつたが、立退訴訟や種々の容易ならざる手數を經て、漸やくこれを取拂ひ現在を見ることが出來たのである。其の後大正十二年十二月十七日、鐵道省から鐵道引込線の東側に連る不用官地二百〇三坪七合の拂下げを受けた。

次で昭和五年より政府買上米保管の寄託を受くることゝなつたのと、同年未曾有の豐作に因り、産地からの廻米が漸次多きを加へたるのみならず、清算市場に於ける受渡米の激増とに依り、收容力に甚だしき不足を告げ、時々借倉の必要を生ずるに至つたので、昭和六年三月既設倉庫の西側に沿ふて、二百九十一坪の木造ラス張り倉庫二棟を増築したのである。

第四節　營業繼續

由來取引所の營業に付ては、株式取引條例乃至米商會所條例當時より、政府の方針に依つて年限が定めてあつて、株式取引條例に於ては認可の際これを定むることゝし、米商會所條例に於ては五ケ年を以て一期と定め、明治十一年株式取引所條例に於ても、これを踏

襲し、爾後の改正法律に於ても、この方針は不變であつたが、唯明治二十年五月四日公布の取引所條例には、如何なる理由かその規定が見當らない。

本所は明治十七年の創立であるから、明治十一年太政官布告株式取引所條例に依つて免許を得たもので、明治二十二年十二月に期限の滿了となるのであるが、明治十九年頃になつて取引所制度改革論が朝野の間に擡頭し、遂に明治二十年五月、勅令第十一號で取引所條例（所謂ブールス條例）の發布を見るに及んで、世上の大問題となつた。

即ち改正條例に依ると、折角形態を備へかけて來た株式組織の會社制度を廢して、佛國のブールス制度に倣つて、會員制度に改めやうと云ふのであるが、かゝる急激にして且つ根本的なる改革は、徒らに經濟界を攪亂するのみならず、我國情に適せざる改惡なりとの反對論が沸騰し、當業者も亦それに協調して反對の烽火を上げ、東京・横濱・大阪の株式取引所も共に、營業延期の上申書を政府に提出したのである。この運動は遂に功を奏して政府を動かし、明治二十一年十月三日、左の如き指令に接し、明治二十四年六月三十日まで延期せらるゝことゝなつた。

願之趣特別ノ詮議ヲ以テ來ル明治二十四年六月三十日限リ營業延期ヲ聞屆ク

明治二十一年十月三日

農商務大臣 伯爵 井上 馨

その内に當局の更迭もあり、政府部内に於ても世論の反對に鑑み、取引所制度は更に能く歐米の實情を調査して改革を實施することゝなり、一時該條例の實施を阻止し得たが、政府の調査は却々進捗しないので、更に明治二十三年九月八日に、明治二十七年六月三十日まで三ヶ年間の營業繼續を出願して、明治二十三年九月十日左の通り允許を得た。

請願之通允許ス

明治二十三年九月十日　　農商務大臣　陸奥宗光

斯くて政府では明治二十三年十一月、漸やく改正案の起草を終り、同年帝國議會の協贊を經て、明治二十六年三月、法律第五號を以て取引所法を發布し、同年十月から實施せらるゝことゝなつたので、本所に於ては、同年四月十二日臨時株主總會を開いて、同法に依り營業繼續を出願することゝなり、同年七月三十一日出願、八月四日左の通り免許を得たが同法に於ける營業期間は十ヶ年であつて、その後數度の法律改正に於ても、この點には變更を見ないので、爾來十ヶ年毎に營業期間の更新をすることゝなつたのである。

願之趣免許ス

明治二十六年八月四日　　農商務大臣　伯爵　後藤象二郎

尙ほ其の後今日に至るまでの營業繼續免許に關する指令は左の通りである。

農商務省指令商第四九二七號

京都府　京都市

株式會社　京都株式取引所

明治三十六年四月二十四日附出願其所明治三十六年十月一日ヨリ明治四十六年九月三十日マデ營業繼續ノ件免許ス

明治三十六年四月三十日

農商務大臣男爵　平　田　東　助

農商務省指令商第五六[illegible]號

京都府　京都市

株式會社　京都取引所

大正二年一月二十四日附出願其ノ所繼續ノ件免許ス

大正二年六月三十日

農商務大臣　山　本　達　雄

農商務省指令商第五三一一號

京都府　京都市
株式會社　京　都　取　引　所

大正十二年六月二十四日附出願其所營業繼續ノ件免許ス

大正十二年七月二十八日

農商務大臣　荒　井　賢　太　郎

商工省指令八商第四三八四號

株式會社　京　都　取　引　所

昭和八年六月二十日附出願其ノ所繼續ノ件免許ス

昭和八年七月二十九日

商工大臣男爵　中　島　久　萬　吉

第五節　市場の改築

本所創設以來の市場は、第一節に於て述べた如く、營業所の移轉改築に伴ふて屢々變遷したのであるが、劃期的大改築は何と云ふても大正十一年十二月竣工した現在の市場である。

當時本所の商況は實に殷賑を極め、其の出來高の如きも有價證券に在りては一日多きは七、八萬株を算し、少きも二、三萬株を下らず、また米に在りても多きは三十萬石、少きも八、九萬石に達する盛況であつて、日々集合する賣買關係者は千數百名に上り、場內は立錐の餘地もなく、而かもその大半は場內に入ることが出來ず、場外に群を爲して居ると云ふ有樣で、市場の內外は常に混亂錯綜し、賣買取引も完全に出來ないと云ふ樣な狀態を呈したので、市場の改築は焦眉の急に迫られたのであつた。

依つて大正十年に至つて、附近の敷地をも買收し、工事は拾七萬圓を以て東京市清水組に請負はしめ、大正十年十月十九日工を起して十一年十二月竣工、東西二十五間餘、南北十一間、二百七十有餘坪の近代的市場を設備し得たので、大正十二年の初立會からこの市場を使用したのである。

次で昭和の時代となり、時運の進展と經濟界の發達に伴ひ、電話その他市場設備の機能に不足を感ずる處があつたので、種々研究を重ねて、昭和六年に至り、愈々電話の位置變更及電話機の改良、所内暖房裝置の設備、場内一面のフロリングブロック張及木煉瓦敷、音響防止の爲めの周圍のテックス張、地下汽罐室の建造などを行ふことゝなり、電話工事は諏訪工業株式會社、其の他の工事は總て清水組をして施工せしめ、同年十月工を起し、翌七年一月十五日全部の工事を終へて全く面目を一新するに至つたのである。

第三章 資本金

第一節 創立當時の資本金 附株式

當取引所が創立せられた頃、我京都市に於て株式組織に依る會社としては、國立銀行の外に、參萬圓を資本とする米商會所（後の京都米穀商品取引所）が唯一つあるのみであつた。斯樣な狀況であるから、本所の拾萬圓と云ふ資本は非常に巨額なるものとして、世人が驚いたのも無理はない。併し當時株式取引所の資本金は、條例で拾萬圓を下ることが出來なかつたのである。今日から見れば誠に今昔の感に堪へないが、開所式の盛大に衆目を聳たてしめたのと思ひ合せて、當時京都に於ける取引所の地位と、當局者の意氣込とを窺ふことが出來る。

この拾萬圓の資本金は、額面壹百圓の壹株券、總株數壹千株として株主に割當てられたが、明治二十六年九月十七日、現行のやうに額面を五拾圓に改めて、同年十月十日にその引替を行つた。

その後明治二十九年十二月二十二日登記、甲號壹株券、乙號拾株券（前表第一回増資）、明治四十年四月二日登記、丙號壹株券、丁號拾株券（第二回増資）明治四十三年一月二十九日登記、戊號壹株券、己號拾株券（第三回増資）大正六年十月二十三日登記、庚號壹株券、辛號拾株券（第四回増資）大正九年三月三日登記、壬號壹株券、癸號拾株券（第五回増資）の十種となつて居つたが、記號が餘りに繁雑で取扱上に不便があつたので、大正十年十二月一日付にて新券を發行整理し、壹株券は甲、拾株券は乙と記號し、同年十二月二十四日より舊株券との引替を行つたのである。

これより先き大正十年六月二十八日登記の、第六回増資貳百萬圓は、壹株券ふ號、拾株券ふ號の記號で、同年七月一日發行したが、この株券は現在新株式として壹株に付拾貳圓五拾錢拂込みのものである。

第二節　増資と其の事情

創立當時の資本金　　金　拾　萬　圓　　明治十七年十二月現在

第一回増資後の資本金　　金　貳　拾　萬　圓　　明治二十九年十二月現在

第二回增資後の資本金	金五拾萬圓	明治四十年四月現在
第三回增資後の資本金	金百貳拾萬圓	明治四十三年一月現在
第四回增資後の資本金	金貳百萬圓	大正六年十月現在
第五回增資後の資本金	金參百萬圓	大正九年三月現在
第六回增資後の資本金	金五百萬圓	大正十年六月現在

第一回增資

本所創立前後から明治二十年過頃迄は、不景氣の極にあつた我國の財界も、松方大藏卿の努力で、財政及幣制の整理が行はれ、且つ金本位制の實施に續いて、二十七八年日清戰役で我國の全勝に歸し、臺灣を領土に加へた外參億の償金を得た戰勝國の財界は、著しき膨脹發展を來たし、隨所に各種會社の設立を見ると云ふ有樣で、取引所の取引も增嵩し、擔保責任充實の必要が生じた。此の理由で明治二十九年七月十一日、株主總會で拾萬圓增資の決議が出來、同年八月十五日認可を得て、舊株壹株に對し新株壹株宛を割當て、其の第一回拂込を終へて登記したのが同年十二月廿二日である。

第二回增資

第一回增資後約十年を經、偶々三十七八年日露の戰役は空前の大捷に終局を告げたので、經濟界に劃期的大發展を促進し、企業界も亦著しき殷賑を見るに至つた。從つて有價證券市場の使命に一層の重要性を帶ぶるに至り、取引所の取引は日に月に殷盛を極めたので取引の安全を期する爲め取引所の擔保力を增大せなければならぬ時機に際會し、一部の株主から增資に對する臨時株主總會招集の要求もあり、又年來屢々擡頭しつゝあつた米穀商品市場を本所に併合の機が熟して來たのと、此の二つの理由で、明治三十九年十一月二十日株主總會に於て資本金を五拾萬圓とするの決議をなし、同月三十日認可を得翌四十年三月十六日第一回拂込を完了し、これを登記したのが同年四月二日である。

第三回增資

明治三十九年、京都米穀商品取引所併合後の本所の業績は著しく良好になつたが、取引の增嵩に伴ひ、擔保力の增加と、市場設備の擴張に迫られた。依つて明治四十二年十月十七日臨時株主總會で資本金を百貳拾萬圓に增資の決議を爲し、同年十月二十三日認可を得

て、翌四十三年一月七日第一回拂込を終へ、その登記をしたのが同月二十九日である。

第四回增資

米穀取引に付ての在來の弊害は輓近頓に一掃せられ、受渡米の格付は極めて嚴正に行はるゝ等取引の信用を增すと共に、受渡米が增加して、茲に專屬の倉庫が必要となつて來た。これと共に有價證券の取引も逐年進展發達を見るに至り、勢ひ擔保力の充實を圖らねばならぬ樣になつた。斯うした理由が重なつて又復增資の止むべからざる狀態となつたので、大正六年六月十七日臨時株主總會を開いて、資本金を貳百萬圓に增加の決議を爲し、同月二十三日認可を受け、同年十月一日第一回の拂込を爲し、その登記をしたのが同月二十三日である。

第五回增資

歐洲大戰以來本邦の產業界は全く未曾有の躍進を遂げ、その大發展大膨脹は眞に我國空前の偉觀であつた。

外には輸出入の激增となり、内には商品界、企業界の活況となり、何れの方面も著しい

殷賑を極めたものである。既設の工業會社は規模を擴大し、又新たに事業會社が勃興し、之等の投資は殆んど株式となつて流通散布したのであるから、取引所に於ける上場有價證券の銘柄も自ら增加し、その取引高も激增して來たので、第一に擔保能力の不足を訴へ、第二には取引の殷賑で場内は遽かに狹隘を告げて來た。事務室も在來の儘では要員を容るべき餘地がない、差當つて營業事務に支障を來す樣になつたので、これ等に充當する爲め增資を主務官廳に内申した所が、大正八年八月二十九日商工局長から（一）市場の改築と（二）仲買人身元保證金增額とを條件として、壹百萬圓程度の增資認容の内牒に接した、そこで壹百萬圓の增資を同年九月二十八日臨時株主總會で決議し十月六日に認可を受けた。此の增資は大正九年一月一日現在の株主に、その所有株式拾株に付四株づつを割當て、爾餘の四千株は仲買人、役員及所員に割當て、翌大正九年二月一日に第一回の拂込を終り、その登記をしたのが三月三日である。

第六回增資

前回增資後の我國の經濟界は、更に愈々發展膨脹を示し、既設會社は益々增資して擴張を行ふし、新規の企業は相踵いで起るし、社債は續々として募集せらるゝと云ふ勢で、產業

界の躍進も目醒しいものがあつたから、證券界の活躍も亦素より當然のことであつた。
偶々大正八、九年頃、戰後暴落の悲運を見たが取引所取引の趨勢は前途に增大を豫期されるのみならず、現狀の資本狀態では機能を充分に發揮することが出來なくなつたので、東西各市場の當務者が東京に會同して、互に完全賠償の責任を全ふすべき準備の協議が行はれた。即ち現有資本金にては現在及現在以上に行はるべき取引所取引の責に任ずることが出來ない、その資本額が餘りに寡少に過ぎるから、之を充實せねば取引者をして安心せしむることが出來ない、延いては仲買人の信用も薄くなる、此の時に於ける取引所の急務としては、資本の增大充實を圖るに在りと云ふに意見が一致し、其の實情を悉くして主務省へ稟議に及んだ處、大正九年十月十一日に至つて商工局長から（一）增資すべき額貳百萬圓（二）完全賠償を期すること（三）仲買人の身元保證金を參萬圓に增額すること（四）增資後市場の改革を實行すべきこと等の條件のもとに內諾の通牒に接した。

玆に於て大正九年十二月二十四日、定時株主總會で資本金貳百萬圓を增加し、現在の如く總額五百萬圓と爲すことに決議し、翌大正十年一月十七日認可を得た。此の增資株四萬株は、內貳萬四千株を四月二十日現在の株主に、其の所有株式拾株に付て四株宛、尚餘の株式は仲買人、役員、所員並に當所の功勞者に割當てられ、第一回拂込は大正十年六月一

日に完了してその登記をしたのが同月二十八日である。

第三節　資産状況の變遷

當所は創業以來專ら堅實を旨とし、鋭意内容の充實を圖ることを精神としたので、時に趨勢に副はざる様な觀を呈したこともあつたが、併しながら眇たる小取引所にして克く數次の難局を打開し、何等の蹉跌も生ぜず、時代の進運に追隨しながらも、年と共にその信用を博しつゝあるのは、是れ全く歴代の理事者に依つて常に能く上記の精神を傳統し來つた爲めに外ならぬのである。

故にその資産状態の如きも、創業以來業務の發展に伴ひ、數次の資本金増加と共に、逐年良好なる状態に推移しつゝあることは、五十年を迎へたる今日當所として、洵に欣快に堪へない處である。

今その變遷を數字を以て示せば左の通りである。

資産状態の變遷

期別	公称資本金	払込資本金	諸積立金累計	利益金	前期繰越金
明治二十六年下期	100,000円	100,000円	八、八〇〇・〇〇〇円	一〇、六六四・三二一円	五九・四四七円
二十七年上期	100,000	100,000	一一、〇〇〇・〇〇〇	九、一六六・八五〇	七五〇・四七三
同年下期	100,000	100,000	一三、〇〇〇・〇〇〇	一〇、一五四・九六七	五八・六六七
二十八年上期	100,000	100,000	一三、三〇〇・〇〇〇	九、六三五・七五六	一二八・一二三
同年下期	100,000	100,000	一四、五〇〇・〇〇〇	一七、二四七・七一六	四一・二八〇
二十九年上期	100,000	100,000	一七、〇〇〇・〇〇〇	二〇、三七四・四〇五	六四・三三六
同年下期	100,000	100,000	二四、〇〇〇・〇〇〇	二七、九九二・〇三三	四〇一・一九一
三十年上期	100,000	100,000	三五、九三六・三三三	五一、四四八・四〇七	九四・三三三
同年下期	100,000	100,000	三三、〇〇〇・〇〇〇	四四、五一一・〇〇九	一〇四・一五五
三十一年上期	100,000	100,000	三七、〇〇〇・〇〇〇	四八、九三〇・六八四	一六四・〇六四
同年下期	100,000	100,000	四一、〇〇〇・〇〇〇	三五、六〇六・九八一	一九一・四四八
三十二年上期	100,000	100,000	四五、〇〇〇・〇〇〇	四九、二〇七・四九八	三三九・四二九
同年下期	100,000	100,000	五三、〇〇〇・〇〇〇	四六、〇九〇・四九一	三、四四六・九二三
三十三年上期	100,000	100,000	五八、〇〇〇・〇〇〇	三七、九七七・四四九	二、五三七・四一八
同年下期	100,000	100,000	六一、〇〇〇・〇〇〇	二七、七一七・六五〇	一、五一四・八六七
三十四年上期	100,000	100,000	六三、五〇〇・〇〇〇	一九、七三三・一七〇	七三三・五一七
同年下期	100,000	100,000	六五、五〇〇・〇〇〇	一〇、〇三五・七五三	四六四・六八七

三十五年上期	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	六六,五〇〇・〇〇〇	一一,六七一・八九六	四九〇・四一九
同　年下期	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	六八,〇〇〇・〇〇〇	七,四〇二・二八〇	六六二・三五五
三十六年上期	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	六九,〇〇〇・〇〇〇	五,七五〇・四四五	六四・六一五
同　年下期	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	六九,五〇〇・〇〇〇	五,七四七・二三九	二二〇・〇六二
三十七年上期	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇・〇〇〇	四,五〇七・四五〇	一九二・三八九
同　年下期	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	七〇,五〇〇・〇〇〇	一四三・三八七	五四・八三九
三十八年上期	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	七〇,五〇〇・〇〇〇	六,二〇七・一八〇	一九八・二三六
同　年下期	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	七一,五〇〇・〇〇〇	一二,九七七・〇〇四	二〇五・四〇六
三十九年上期	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	七二,八〇〇・〇〇〇	一五,八四九・八一五	四九六・四一二
同　年下期	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	七四,三〇〇・〇〇〇	二五,六九七・七四六	二三六・三三五
四十年上期	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	七八,〇〇〇・〇〇〇	二五,九〇四・〇七八	一,二四〇・九七一
同　年下期	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	八二,〇〇〇・〇〇〇	三六,八〇四・六六一	一,六一八・〇四九
四十一年上期	五〇〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	八八,五〇〇・〇〇〇	四一,四一七・〇九一	一,七〇二・七一〇
同　年下期	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	九二,五〇〇・〇〇〇	四九,八八三・九一四	二,二五六・八二一
四十二年上期	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一〇五,〇〇〇・〇〇〇	五八,二七八・四六九	二,二九六・七一五
同　年下期	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一一二,〇〇〇・〇〇〇	八〇,九五七・八四二	二,〇五三・一八四
四十三年上期	一,一〇〇,〇〇〇	八五〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇・〇〇〇	一〇三,九七九・一五八	三,八六八・〇二六
同　年下期	一,一〇〇,〇〇〇	八五〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇・〇〇〇	七七,八九七・五五七	七,一二九・一八四

期別	公稱資本金	拂込資本金	諸積立金累計	利益金	前期繰越金
昭和三年下期	円 五、〇〇〇、〇〇〇	円 二、五〇〇、〇〇〇	円 六五三、二四九.五〇〇	円 二六〇、六五四.六六〇	円 七、〇八五.七三〇
四年上期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	六八一、六九九.五〇〇	二二四、七二一.八三〇	八、五四二.三八〇
同年下期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	七二一、九四九.五〇〇	三二一、八八八.八三〇	五、四四二.三三〇
五年上期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	七三三、五四九.五〇〇	一四五、一六七.二八〇	五、九二一.〇三〇
同年下期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	七三六、〇四九.五〇〇	二五五、二二八.八六〇	五、二九八.三二〇
六年上期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	七六四、〇四九.五〇〇	三三一、五五四.三八〇	五、二九八.七三〇
同年下期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	七五四、七四九.五〇〇	三三六、五五四.一〇〇	六、一三二.一〇〇
七年上期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	七八三、九九九.五〇〇	二四七、二二九.一四〇	二一、二三七.二六〇
同年下期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	八二三、六七九.五〇〇	二五四、六二五.〇六〇	二三、七一六.四〇〇
八年上期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	八四三、六七九.五〇〇	二四九、七〇三.九二〇	一三、二三一.四六〇
同年下期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	八八八、四七九.五〇〇	二五八、九五四.一九〇	一八、〇三四.二八〇
九年上期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	九三三、二五四.五〇〇	二九六、六四七.五九〇	三一、九八八.五七〇
同年下期	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	九六三、二五四.五〇〇	二七〇、五二八.六五〇	一九、六六六.一六〇

備考　諸積立金累計の減少せるは建築祝宴費、役員又ハ所員退職慰勞金として支出せるによる

第四章　重要諸事件

第一節　取引所制度上の諸問題

當所に於ては、特殊事情として記述すべき重要な事項は殆んど見ないのである。蓋し創業以來首腦部に異動の尠ないことゝ、堅實主義の一貫せることゝ、我京都市財界四圍の事情が穩健なることなどが特殊の事情を齎らさなかつたからである。

故に以下摘錄する取引所制度上の事柄は、普遍的に何處の取引所にも共通の事實であるから、唯其の概要を記述するに止むることゝする。

一、ブールス問題

本問が生れて未だ日の淺い、明治十八、九年に取引所の改良問題が擡頭した。その論據は

（一）取引所は公共的經濟機關であつて株式組織の營利會社に委すべきでない。

（二）會社は收入の增加を圖る爲に投機を助長する

(三)會社の擔保制度は仲買人の信用の發達を阻害する。

(四)會社は擔保の危險を避けむため證據金の增徴や賣買停止を屢々行つて相場の公定を害する。

(五)會社は擔保の押賣をして高率の手數料を取るから密賣買が行はるゝ

等である。そこでブールス制度に倣つて會員組織とするが當然であると云ふのが改良論の骨子であつた。

明治十六年十一月願ひ出た當所の發起認可が一旦却下されたのも全くこれ等の改革期に當面して居つたからで、既設取引所の風紀が甚しく頽廢してゐて、この儘に默過する事は出來ないと云ふ趨勢であつたのは事實らしい。

時の農商務大臣谷干城子は外遊中で、次官吉田清成子が此の現狀を憂ひ、熱心に會員組織論を提唱し、世間も亦之に贊同する者尠なからず、世論喧囂を極めたが、政府は遂に意を決して明治二十年五月四日、所謂ブールス條例を發布し、同年九月一日より實施することとなり、その年七月には既に東京及大阪市に新條例(會員組織)に依る取引所設立の準備も出來る樣になつたが、新條例が我國經濟事情に適せず、且つ商習慣を無視せるものなりし故當業者の反對は翕然として各地に起つた。

茲に於て田中理事長は逸早く東上して新取引所の眞相を調べ、東株。東米。北濱。堂島の當局者と協議策動に努めた結果、既設取引所側の運動功を奏して、吉田次官は元老院議員となり、主務大臣は黒田伯に代り、新取引所條例（ブールス條例）の施行は遂に一ケ年延期となつた。

次で井上侯農相となるや、東西新舊取引所の間に調停の勞を取つて一先づ新取引所は閉鎖することゝし、官吏を海外に派して審さにその實情を調査せしめ、その結果は更に民間當業者と共に檢討するの方針に決つた。

かゝる内に既設取引所の營業滿期が迫つたので、取敢へず明治二十四年六月迄の繼續を認可されて一段落を告げた。併しながら政府の調査は到底短時日に結了を遂げ難い見込みがなつたので、明治二十三年九月時の農商務大臣陸奥伯は條件を附けて、全國取引所に對し更に三ケ年間、即ち明治二十七年六月三十日迄營業繼續を允許することゝなつた。當所は示達の意を體し、營業期の改まる明治二十四年七月一日より定款及申合規則中（一）仲裁法を設け、（二）仲買人の身元保證金を金壹千參百圓とし、（三）別途積立金の制度を設け、毎半期純益金の内より、尋常積立金の外純益金百分の十三より尠なからざる積立を爲すことに改正し、また當取引所株の賣買を二十四年七月限以降停止した。

斯くて明治二十六年十月一日實施の新取引所法で、これ等の問題も辛ふじて解決したが當所株の上場禁止を一時的でも實施したことは實にこの時である。

二、限月短縮問題

ブールス問題が立消えとなつて、明治二十六年三月に法律第五號を以て新たに取引所法を發布して以來、會員組織論は雲散霧消したが、その代り隨所に株式組織の取引所が濫設され、尠なからず弊害が起つて來た。此の情勢に鑑み明治三十三年時の平田農相は木内商工局長を歐米に派遣して制度の調査を行はしめた。木内局長歸朝後政府はその進言を容れて改正方針を定めたが、法律の改正は面倒なる爲め急速簡易なる方法に據ることを企て、明治三十五年六月突如として勅令第百五十八號を以て

（一）取引所の資本最少限參萬圓を拾萬圓にすること。
（二）利益の配當一割以上となれは、超過額の半額を賠償準備として積立つること。
（三）株式の定期取引の期限三ケ月を二ケ月に短縮すること。
（四）轉賣買戻は認可を要すること。

等重大な規定を發令した。之が所謂限月短縮問題であつて、發令に至るまで改正の要項

が極秘に附せられて居つたので、その內容を知つた株式取引所は一大恐慌を惹起し、當業者も亦蹶起し相携へてこれが善後措置に烽火を擧げた。

此の時も田中理事長は東京に居坐つて、東京市場當局と結束し、之を政治問題化しても積年の商慣習を一令の下に破壞することは斷じてこれを阻止せねばならぬと決意し、晝夜奔走精根を盡したものである。幸にして運動は奏功し、明治三十六年四月省令第三號で延取引に付き債權債務の移轉を認め、其の移轉の爲めに生ずる差金の立替、又は預りを爲すことを許し、以て變形的に三ヶ月制の定期取引を復活した。

それで本所は同年五月十一日から延取引を開始することになつた。

而して七月には農相の更迭があり、八月十四日勅令第百二十七號で、定期取引三ヶ月制を完全に回復したので、九月四日臨時株主總會を開いて之を報告し、翌五日から舊の如くに復して業務を行つた。蓋し取引所始まつて以來の大騷ぎであつた。

三、臺鮮米の代用

米價調節の主旨から、端境期（八、九、十月限）に於て臺、鮮米を代用することとなり大正元年より二年に亘り、同期間に限り之を米定期取引の受渡代用に供したが、當時品質の不良、調製

の粗悪は殆んど見るに堪えざるものがあつた、從て受渡に不安を招き、臺灣米相場を現はして内地米の取引に甚だしき悪影響を與へたので、遂に兩度限りで格付表から削除した。然るにその後朝鮮米の改良は著しき進歩を示し、亦曩日の不評を免るゝに至つたので、大正七年一月新甫三月限から三圓迄を格下範圍として充用し、爾來朝鮮米は連年代用に供せらるゝこととなつた。

次で米騷動で脅威を感じた農商務當局は、大正七年十二月二十七日、商工局長の名を以て、臺灣米及外國米を内地米代用として受渡に供用するやう通牒して來たので、内地標準米の外に臺灣米及外國米の參考標準米を撰び、其の格差と格付範圍を制定して八年四月限から實施したが、更に五月に至つて曩に撰定した外國米の參考標準米は品質良好に過ぎ代用上不適當なりとして、標準米變更の通牒があつたので、西貢及東京米の標準品を最下級のものとし、八月限より實施することになつた。然るに大正八年產米に至つて内地米の豐饒の處へ、臺灣米及外國米は產地の價格が騰貴して割高となり輸入困難となつたので、寧ろ内地米の範圍を擴張し、廣く下級米を採用することゝすれば、内地米の需給は自から圓滑になるであらうと當局に進言して、當局の容るゝ處となり十二月二十一日付で、商工局長から、外國米及臺灣米を定期取引の受渡に供用することは、此の際一時廢止するも差支

なしとの移牒に接したので之を打切つたのである。
これ等の理由に依り全國的に内地米の格付範圍の基準を協定すべき必要が起り、大正八年十一月十四日各關係取引所が東京に會同し、協議會を催したが、これが今日まで引續き行はれて居る米取引所の格付協議會の濫觴である。

四、大正三年法律其の他の改正

大正三年三月三十日取引所税法の改正と共に、取引所法中改正法律が發布せられ、次で取引所令及取引所法施行規則の改正も公布せられた。此の取引所法の改正は取引所法制定以來の大改正であつて、その要點は仲買人又は會員の資格を嚴重にする爲め、缺格並に其の他の範圍を擴張し、取引所役員と仲買人との關係を嚴正にし、仲買人の支店、出張所、其の他賣買取引の取次を營業と爲す場所を禁ずるにあつて、謂はゞ綱紀肅正を眼目とする改正であつた。
尚、明治二十六年取引所法制定以來實に二十有餘年を經過したことであり、その間業界の進運に伴ふて幾多の不備を生じ、改正を要すべき必要に迫られた譯であつた。
尚ほ取引所令に於ては完全賠償を確保する爲め、株式會社組織の取引所の營業保證金の

供託を命じ、會員又は仲買人の身元保證金の增額を規定し、法制上の進境を示したが主務省はこれと同時に營業細則の範例を作り、取引所をしてこれに據らしめたので、當所に於ても主務省の範例に基き、定款及營業細則の大改正を行ひ、規定上著しき進步を遂げた。

五、小口落禁止問題

大正七年六月十四日政府は勅令第二百二十九號を以て、小口落と兩建玉證據金免除の制度を禁止した。蓋し當時歐洲戰局の形勢混沌として樂觀を許さゞる處へ、內地の米價は奔騰して留まる處を知らず、內外の事象容易ならざるものがあつたので、時の仲小路農相は先づ米價騰貴抑壓の一策として、この擧に出でたものらしい。

之より先き五月十七日に東京米穀商品取引所からの急報に接したが、その情報に依ると仲買人は客の指圖なしに建玉を落すことゝ、兩建玉の證據金免除の制とを禁止することに省議が決定したとのことなので、田中理事長は其の餘りの無謀に驚いて、病を押して上京し東京•名古屋•大阪の各取引所理事長と協商し各關係方面に陳情してこれが撤廢に奔走した。

陳情の要點は

（一）所謂小口落なるものは取引所創始以來の商慣習である。

（二）之を禁するときは委託者と仲買人との間に紛爭が絶えざるべく健訟の煩に堪へ難い。

（三）從來は法令の不備によりて密賣買（呑行爲）も防止出來なかつたが、大正三年法律の改正に依つて、此の密賣買は全く根絶するに至つた。

（四）然るに取引上自然の必要に依つて生じた小口落と兩建無證の禁止は、徒らに密賣買と紛議を釀成することになつて改正の精神と矛盾するものである。

（五）加之此の政策は徒らに財界を攪亂するものである。

と云ふにあつて、組合からは委員長曾野作太郎氏、委員中村重三氏等も上京し各地委員と連絡を圖り大に劃策に努めたが、理論に偏重し財界の事理に暗き當局は斷乎として之を實行したので、田中理事長は此の爲政者の無謀なる民業壓迫に一方ならず憤慨したけれ共當時は如何とも施す術がなかつた。

爾來此の禁止撤廢に付ては、續いて陳情要請を重ねたものであつたが、當局も遂にその非を悟つて

（一）仲買人の身元保證金を增額すること。

（二）證據金の一部に現金を提供すること、

（三）仲買人の資格、信用の向上を期すること

等々を條件として、大正九年六月勅令第百八十二號で、本問題の禁止を解かれた

六、證券直取引開始

取引所に於ける取引は、明治二十六年取引所法制定以來定期。直。延の三種であつたが當所では別に見る處があり、直及延取引は、唯制度上の取引に留めて、その實施を見合せて居つた。併し證券界の進展は年と共に著しく、特に歐洲大戰に依り我國未曾有の經濟界の膨脹を受けて、巨萬の證券は市場に溢れ、其の資金化若しくは資金の證券化が、急速頻繁となり、定期取引だけでは迅速に之に應ずることが出來なくなつたので、大正八年三月五日より直取引を開始したが、果して時代の要求に適應したと見え、爾來大正十一年九月短期取引開始に至る迄素晴しい勢で市場を賑した。またこの直取引開始に伴ひ、補助清算機關が必要になつて來たので、仲買人の出資經營に依り、京都證券信託株式會社を設けて所謂代行機關とし、社長には組合委員長が當り、他の役員は委員の人達が其の任に當ることゝしたが、これ亦良好の成績を擧げて居つた。

七、公社債裸値

從來當取引所の公社債の値段は利付であつたが、受渡しに際して色々不便を生じたので

大正九年十月一日より裸値相場で取引をすることにした。尚ほ大正十年一月から公社債の入札賣買を實行し、昭和元年頃迄持續してゐたが、其の後は一向に振はぬ樣になつた。

八、大正十一年取引所法の改正

證券取引所に於ける直取引が旺盛となるに從ひ、亦之に伴ふ弊害も生じ、取引所制度の改善が朝野の間に叫ばるゝに至つた。即ち直取引には取引所以外の清算機關で預ケ合決濟が行はれ、場外では公然取引所類似の證券交換所が出來ると云ふ塩梅で、證券界の取引に非常な亂調が起つて來た。

依つて政府は特に取引所法改正調査委員會を設けて調査研究を遂げ、大正十一年議會の協贊を經、同年四月法律第六十號を以てこれを發布し、引續き之に伴ふ取引所令及施行規則の改正を行ふた。

其の重なる點は

一、仲買人の名稱を取引員と改め、法人の取引員を認めたること。

二、取引所の擔保責任は、任意擔保を原則とし、認可を得たる場合に限り擔保責任を負ふことゝしたること。

三、取引所は賣買取引に附帶する業務を營業し得ることゝしたること
四、直・延・定期の取引を廢し、清算市場に於ける賣買取引及實物市場に於ける賣買取引としたること
五、新たに證券の短期清算取引を認め、長期清算取引の期限を三ヶ月に短縮したること
六、取引所役員及取引員を以て組織する商議員會を設け取引所の賣買取引に關する事項其の他の諮問機關としたること
七、取引員の身元保證金を一萬圓以上に増額したること。

等で、同時に取引所稅法中の改正も行ひ、賣買の種類に依り稅率を是正し又受渡を行ふものは、其の稅額を半減せらるゝことゝなつた。併しこの時の改正に付ても、尙ほ當業者の首肯し得ざる點が尠なくなかつたので、全國株式取引所は大正十二年四月二十三日、大阪に會合し、改善を要する點を陳情書に認め、荒井農商務大臣に提出し、引續き目的の貫徹に努めたがこの解決は後日に殘された。

此の時京都證券信託株式會社は解散したので、其の淸算費補助として當所は金五萬圓を會社へ交付した。

九、二重上場制限問題

新法の施行に伴ひ、勢ひ同一銘柄を長期及短期の兩取引に上場する樣になつた、これを

二重上場と云ふのである。

處が此の二重上場に對して大正十二年八月二十五日、商第七三六九號で農商務大臣より左の如き指令を交付して來た。即ち

「長期清算取引ニ付テハ當分ノ内之ヲ認可シタルモノニシテ本大臣必要ト認ムルトキハ三箇月前ノ豫告ヲ以テ右銘柄ニ付長期清算取引ノ廢止ヲ命スルコトアルヘシ」

と云ふのである。

茲に於て本所は左の如き陳情書を主務省へ提出して能く諒解を求め、同時に各取引所もそれぞれ獨自の意見書を提出してこれが變更を求めたので、政府も省る所があり、現在では此の條件が付かなくなつたのである。

陳情書

大正十一年九月一日ヨリ改正法規ニ準據シ清算市場ニ於ケル短期取引舉行仕候ニ付其ノ當時並爾後其ノ必要ニ應シ上場株式ノ御認可ノ申請仕候節本年九月以後長期若ハ短期ノ何レカ一方ヲ廢止スヘク又ハ長期清算取引ニ上場スヘカラサル旨ヲ以テ御認可相成來候處右ハ有價證券ノ取引及流通ヲ阻害スルモノニシテ經濟上ノ影響極メテ至大ナルヘシト存候元來清算市場ニ於ケル上場取引ト短期取引トノ兩者ハ各々其ノ特質ヲ有シテ實際ノ取引ニ應用セラルヽモノナリ

長期取引ハ主トシテ一定ノ期間ニ於テ大量ノ賣買取引ヲ容易ナラシメ銀行業者モ多額ノ擔保證券ヲ處分スル場合又ハ一般諸會社若ハ大資本家カ多額ノ證券ノ買入又ハ之ヲ保險的ノ賣買ヲ爲サムトスル場合ノ如キ大量取引ヲ行フニハ此ノ長期取引ニ依ルニアラサレハ其ノ需給ヲ充タスコトヲ得サルハ其ニ當賣ノ手間ヲ要シ煩ニシテ若クモ此ノ取引ニ依リテ常ニ市價ノ變落ヨリ生スル有價證券ノ價格ノ損害ヲ防止スヘク保險セラルヽニ在リ

短期取引ハ主トシテ有價證券ノ取得或ハ其ノ換價ノ即時ニ行ハルヽコトヲ得セシメ且ツ各多種類ノ證券ニ對シテ其ノ取引ヲ行フコトヲ得ルニ在リ

曾テ某代議士ヨリ現物市場法案ヲ議會ニ提出セムトセシトキ又ハ東京大阪ニ證券交換所ノ設立セラレタルトキ各々其ノ主要趣旨トセシ所ハ近時經濟界ノ發展ニ伴ヒ企業會社ノ勃興著シク從テ有價證券ノ數ハ實ニ計ルヘカラサル巨額ニ達シタリ故ニ其ノ證券ノ融通轉價ノ途ヲ與フル機關ノ設置ハ刻下ノ急務ナリトスルモ現行取引所ノ定期取引ハ其ノ上場スル所ノ證券ノ種類少數ニシテ是等無數證券ノ需給ヲ充タスコト能ハス依テ之カ流通ノ圓滑ヲ期セムトスルニ在リタリ此ノ點ニ付テハ一般ニ首肯スル所ニシテ此ノ無數ニ流布セル有價證券ノ轉換調節ノ必要ナルコトハ時運ノ要求ニ出ツルモノニシテ既ニ政府ハ這般ノ法律改正ニ際シ之ヲ認メテ取引所ニ於テ此ノ取引ヲ行ハシムヘク規定ヲ改メラレタルモノナリト信ス

如上述フルカ如ク長期短期兩取引ハ各々重要ナル特質ヲ有シ以テ經濟上ノ梃子トナリテ運用セラルヽモノナルモ今之ヲ其ノ上場スル證券ニ付長短取引ニ截然區別シテ兩者ニ併セ上場セシメサルニ於テハ即時ニ證券ノ取得ヲ爲サムトスルモノ或ハ之ヲ賣却シテ換價セムトスルモノモ短期取引ニ上場ナキ爲偶々長期取引ニ上場セラルヽトモ之ヲ利用スルノ道ナキニ終リ或ハ全ク不能ニ歸セシムルコトアルヘシ之ニ反シテ或種ノ證券ヲ多量ニ賣却シ又ハ之ヲ取得セムトスル場合若ハ其ノ價格ノ變動

ニ備フル爲長期取引ニ之ヲ賣繋キテ其ノ損害ヲ防止セムトスルモ其ノ種類ノ證券カ短期取引ニ上場セラルヽノ故ヲ以テ長期取引ニ上場セラレサル時ハ全ク其ノ運用ノ途ヲ缺クニ至ルヘシ之實ニ有價證券ノ流通ヲ妨ケ經濟上ノ圓滑ヲ碍シ延テハ産業ノ助長發達ヲ阻止スルモノナリト云フヘシ

或ハ云フ今回ノ改正取引所法ニ於テモ前記ノ事情ヲ認メサルニアラス故ニ其ノ需給ヲ達成セムト欲セハ後者ハ長期取引ニ依リテ大量ノ取引ヲ行ヒ得ヘク前者ハ實物取引ニ依リテ即時ニ需給換價ヲ爲シ得ルニアラスヤ故ニ同一性質ヲ有スル清算取引ニ於テ長短兩取引ノ認容スルノ必要ヲ認メストノ所論ナシトセサルモ清算取引强チ差金授受ニ依リテ決濟スルヲ本旨トスルモノニアラス素ヨリ實物ノ授受完結ヲ以テ原則トシ偶々其ノ約定期間内ニ於ケル相場昂低ノ狀況ニ依リ差金ヲ授受シ多大ナル現在ノ損失ヲ遁脱シ又ハ確實ニ利益ヲ取得シテ將來ニ於ケル反對ノ損失ヲ未前ニ遁レムトスル一ノ打算ニ出ツルニ過キス其ノ本旨トスル所ハ實物ノ授受ニ在リ而シテ實物取引ハ此ノ損害遁脱ノ便ヲ禁シ何等ノ事情ヲ問ハス實物授受ヲ行ハシムルヲ本旨トスルモ其ノ原則ニ於テハ實物取引ト清算取引トノ間何等異ナル所ナキハ明カナリ然ルニ凡ソ商取引ノ最大目的ハ利益ノ收得ニ在リテ損失ヲ招致スルヲ目的トセサルハ當然ノ事實ニシテ今眼前ニ多額ノ損失ノ到來セムトスルヤ何等カノ方法ヲ講シテ之ヲ避ケサルヘカラス又現ニ多額ノ利益ヲ得ツヽアルニ拘ラス爾後相場ノ變動ニ依リ此ノ利益ヲ失ヒ却テ反對ニ損失ヲ招クノ狀勢ニ立タンカ當然現在ノ利益ヲ收得シテ爾後ノ損失ヲ回避スルノ途ニ出ツルハ蓋シ當然ノ事情ナリトス故ニ本來ノ目的ハ實物ノ授受ニ在リトスルモ中間ノ事情ニ依リテ之ヲ回避離脱シ得ヘキ清算決濟ニ依リテ安全ニ其ノ目的ヲ充タサシムルハ取引上當ニ行ハルヘキ必然ノ方法ナリト信ス

又周知スル所ニ依レハ同一銘柄ノ有價證券ノ清算取引ノ長短兩者ニ上場スルハ同一市場ニ於テ同一銘柄ニ二個ノ公定相場ノ

現ハルヽモノナリト然リ是レ蓋シ當然ノ事理ナリトス長期取引ト短期取引トノ特質ノ異ルコトハ既ニ述フルカ如シ短キ期間ニ於テ取引ヲ爲スト長キ期間ニ於テ取引ヲ爲ストノ間ニ價格ニ差異ノ生スルハ物價自然ノ結果ト云ハサルヘカラス凡百ノ貨物種類品質ヲ同フシテ取引ノ數量ノ多少ト受渡又ハ代價ノ支拂期日ノ異ルトニ因リテ價格ニ差異ノ生スルコト皆然リ獨リ有價證券ニ於テノミ之ヲ不條理ナリトスル理由ハ何レニ存スヘキカ清算取引ニ屬スル現行長期取引ニ於テ見ルモ當、中、先ノ三箇月各々同一證券ニ對シテ其ノ受渡期日ノ長短ニ依リ價格ノ異ニスルニアラスヤ若シ之ヲ所論ノ如ク云ハンカ同一銘柄ノ證券ニ三個ノ價格ノ現ハセリト又之ノ改正法規ニ依ル綿糸、綿花若ハ綿布ノ取引ニ就テ見ンカ同一品種ニ對シテ十二ケ月ノ取引ハ十二箇ノ價格ノ現ハスモノト云ヒ得ヘシ然ルニ毫モ之ヲ怪マス又以テ不條理ト爲ササル所以ノモノハ蓋シ物價當然ノ現象ナレハナリ

又同一銘柄證券ノ長短兩期取引ニ併セ上場スルコトハ投機ヲ助長スルノ虞アリト之レ全ク一ノ杞憂ニ屬スルモノナリトス元來取引ノ終結ハ物件ト代價トノ交換授受ヲ爲スヲ以テ本來ノ目的トスルモノナリ唯々偶々其ノ間ニ於テ價格ノ變動ト物件需給ノ狀態換言セハ市場ノ狀況ニ應シテ清算決濟ノ行ハルヽモノナリ之ヲシモ投機ヲ助長スルモノナリト云ハンカ長期清算取引ノ長短各期月ニ分チ賣買ヲ行ハシムルモ亦之レ投機ヲ助長スルモノナリト云ハサルヘカラス只賣買取引ヲ爲ス場合ニ依リ之ヲ斷論スルハ實際ニ觸レサル所論ナリト云ハサルヘカラス

以上ノ理由ニ依リ同一銘柄ノ證券ヲ長短兩期取引ニ併セ上場スルコトヲ禁スルカ如キハ何等ノ意義ヲ爲サスシテ爲ニ證券ノ圓滑ナル流通ヲ妨ケ經濟ノ發達ヲ阻止スルモノナル而已ナラス市場取引ノ實際ニ鑑ミ切實ニ其ノ必要ヲ認メ候間此際是非共共通上場ノ御認可ヲ蒙度此段陳情仕候也

大正十二年七月　　株式會社 京都取引所

理事長 曾野作太郎

農商務大臣 荒井賢太郎殿

十、標準米及格付範圍の基準

大正十三年十月八日、商局第一四九四號で、商工局長から標準米と格付の範圍に就て意見を徴して來たので、本所は左記の通り答申したが、其の後商工局で本件に關する諸問會議があつた際、各所とも夫々協議を重ね概ね本所の答申書の趣旨に決定を見た。

一、標準米に關する事項

問(イ)標準米ハ如何ナル方法ニ依リ如何ナル種類、如何ナル程度ノ米ニ決定スルヲ適當トスルヤ

答　標準米ハ所定地域內ノ普通ニ生產セラルヽモノヨリ採取シ當該地域內ニ於テ最モ生產ノ量多ク且ツ代表的價値ヲ有スル品種ヲ擇ヒ其ノ程度ハ地方市場ニ於テ取引ノ量最モ多キ等位ノモノヲ撰定スルヲ以テ適當ト認ム但シ所定地域トハ其ノ取引所々在ノ地方(本所ニ在リテハ山城國)ヲ云フ元來交通ノ發達ト米檢制度ノ全國的ニ普及セル現在ニ於テハ何處ノ問ハス其ノ市場ニ於ケル取引ノ最多量ヲ占ムル銘柄ニテ之ヲ撰定スルノ以テ或ハ妥當トセンモ他地方米ノ集散ハ時ニヨリテ取引ニ消長アリ又其ノ採取上ニ不便多ク之ヲ地元ノ生產ニ依ルニ比シ同日ニアラス

抑モ標準米ノ採取ハ生産ノ條件ニ異狀ナル變更アラサル限リ特定ノ地域ノ動カサヽルコトハ標準米ノ信用上重要ナル事項ニシテ適當ナル生産ノ保ツ限リ地元又ハ地元附近ノ銘柄ニ依ルノ至當ナリト信ス

問（ロ）標準米ハ周年一定不變ノモノト觀念シツヽアリヤ或ハ時日ノ經過ニ伴ヒ品質ノ損傷アルモノト觀念シツヽアリヤ並標準米ノ觀念ヲ格付ノ實際ニ當リ如何ニ表示シツヽアリヤ

答　標準米ハ周年一定不變ノモノナリトノ觀念ノ下ニ取扱ヒツヽアリ蓋シ其ノ保管ハ如何ニ周匝ナリトスルモ時日ノ經過ニ伴ヒ本質的ニハ多少ノ變化アルノ免ルヘカラサルモノアルヘキモ由來米質ハ時日ノ推移ト共ニ變化ノ來タスヘキハ總テ一般ノ保管米ニ均シク通有ノ事實ニシテ然モ特殊ノ施設ヲ爲シテ保管セル標準米ニ比スレハ其ノ變化ノ度一層甚タシキハ當然ナリ故ニ標準米ニ縱ヒ本質的多少ノ變化アリトスルモ之ヲ以テ基調ニ變化ナシトスル觀念ヲ妨ケサルナリ而シテ格付ニ當リテハ標準米ヲ以テ常ニ指數百點位ノ基準ニ置キ代用物件ノ良否ニ從ヒ其ノ價格ヲ增減シテ格位ヲ決定スヘキナリ

問（ハ）標準米ノ統一ニ關スル意見並希望如何

答　格下ノ範圍ハ價格的ニ全國ヲ統一スルハ適當ナリト認ム即チ價格ハ之ヲ一定限度ニ統一スルハ相場ノ公平ト取引ノ圓滑ヲ期スルニ於テ必要ナリト信ス然レ共標準米ノ採取ハ第一項ニ述フルカ如ク地方各々之ヲ異ニシ其ノ基調ノ異ナル結果ト地方的嗜好ノ關係需給ノ事情等ニヨリ其ノ範圍ノ適用ニ至リテハ各取引所ニ於テ各々之ヲ異ニスルハ素ヨリ當然ノ歸結ナリトス但シ地方ヲ大別シテ品質的ニ標準米ノ統一ヲ圖リ得ヘキモノニヨリテハ格下範圍モ亦其ノ地方的ニ之ヲ統一スルヲ以テ適當ト認ム

二、格下範圍（代用範圍）ニ關スル事項

問（イ）格下範圍ハ何ヲ基準トシテ如何ニ決定スルヲ適當トスルヤ

答　格下範圍ノ基準トシテハ其ノ年産米ノ作況ニ鑑ミ收量ト品種トノ生産條件ト殘存米ノ實情等需給條件トヲ考慮スヘキモノトス而シテ其ノ決定ハ當該地方穀物檢査所檢定合格品ノ最低位ヲ以テ限度ト爲スヲ適當ナリト認ム若其ノ範圍漫リニ擴大セムカ徒ニ市場ニ粗惡米ノ集注ヲ促シ取引ト需給ノ調節トヲ缺キ延テハ産米ノ改良ヲ阻碍スルニ至ルヘシ故ニ檢査不合格品ハ絶對ニ代用ニ供スヘカラサルモノト爲スヲ必要ナリト信ス

問（ロ）朝鮮米ト内地米ノ格下範圍ハ如何ナル關係ニ置クヲ適當トスルヤ

答　朝鮮米ト内地米トノ格ノ範圍ハ、其ノ品位ハ之ヲ同一程度トシテ取扱フノ以テ適當ナリト認ム輓近朝鮮米ハ品種栽培等著シク改良セラレ其ノ品位ハ之ヲ區別スルノ必要ナシト認ム然レ共其ノ調製ノ粗放的ナル爲稗及土砂夾雜物ノ混入多ク且ツ蝦米、赤米、青米ノ混淆未タ其ノ跡ヲ絶タス爲ニ再ヒ之ヲ整調スルニ要スル費用ト蝦米、赤米青米ノ混和ニ依ル精白ノ減損等取引上ノ實情ニ鑑ミ内地米同等位ノ品ニ比シ更ニ適度ニ一定範圍ノ格付低下ノ爲スヲ適當ナリト認ム

問（ハ）格下範圍ノ統一ニ關スル意見並希望如何

答　格下ノ範圍ハ全國的ニ之ノ統一スルヲ以テ適當ナリト認ム即チ價格ハ之ノ一定限度ニ統一スルハ相場ノ公平ト取引ノ圓滑ノ期スルニ於テ必要ナリト認ム然レ共標準米ノ採取ハ地方各之ヲ異ニシ其ノ基調ノ異ル結果ト地方的嗜好ノ關係等需給ノ事情ニヨリテ其ノ範圍内ノ實際的適用ニ至リテハ各取引所ニ於テ各之ノ異ニスルハ素ヨリ當然

ノ歸結ナリトス但シ地方ノ大別シテ標準米ノ統一ヲ圖リ得ルモノニアリテハ其ノ地方的ニ之ヲ統一スルヲ以テ適當ト認ム

問（ニ）來年度ノ標準米並格下範圍ニ關スル希望如何

答　來年度ノ標準米撰定ニ付テハ生産狀況ノ詳悉セサル今日ニ於テ意見ヲ表示スルハ多少困難ナリトスルモ大體ニ於テ本年ト略同一ニテ然ルヘシ但シ朝鮮米ニ付テハ多少ノ考慮ヲ要スルヘキカ

問（ホ）格付方法ハ品質ヲ主トスルヤ、時價ヲ主トスルヤ並將來ニ對スル希望如何

答　格付方法ハ現ニ行ハルヽ如ク品質ヲ主眼トスルモ仍之ニ地方ノ需給關係、嗜好ノ狀態、取引ノ便否等ヲ考察加味スルコトヲ要スヘシ

十一、米受渡制度改正

大正十五年十二月二十二日認可を得て米の受渡制度を改正した。從來は標準米を備へ付け專ら品質檢査を行つて格付を定めたものであつたが、改正制度では豫め銘柄等級と毎月の格差（格付）並に桝減高を定めて置いて、倉庫證券で受渡を行ふことになつたのである。尤も當事者の要求によつては品質或は桝量を檢査する事にした、之れ所謂證券受渡である、此の受渡制度改正に伴ひ運用上格付審議會を設けたが、其の詳細は別に格付審議會の項に

讓る。

十二、第二次限月問題

大正十一年改正法律に依り、取引所の蒙つた打撃は實に從來三ヶ月の證券長期取引が、二ヶ月の期限となつたことであつた。尤も政府も實施上考慮する處があり、これに限つて十四年四月から施行することになつたが、取引所側としては施行前にこれが復舊を圖らればならぬ必要に迫られて居た。然るに十二年の關東大震災があり、且つ短期取引の試錬最中でその機會を得なかつたが、十三年以來屢々取引所及取引員組合の聯合會を開いて、先づ實施の延期を求むることゝして

(一) 過去に經驗せる如く限月の短縮は慣習を破り取引を不安に陷らしめ、財界を亂すこと。

(二) 短期取引の試錬が濟まないのみならず、其の取引制度に欠陷があること。

(三) 震災後の疲弊が未だ回復してゐないこと。

等の理由に基き、全國商業會議所の同意を得て政府に建議し、更に十四年度の議會には改正案の提出を企圖し、左の決議書に依つて運動の火蓋を切つた。

大震火災ノ痛手未タ癒エス財界安定セサルノミナラス殊ニ改正法ニ依ル新規ノ賣買方法モ我經濟界ニ適應スルヤ否ヤ不明ナルノ今日多年實效ヲ來リタル有價證券ノ三箇月限月制度ヲ變更セムトスルハ眞ニ其ノ時機ヲ得タルモノニ非ス吾人ハ切ニ其ノ實施ノ延期ヲ要望シ其ノ目的ノ達成ヲ期ス

決議書

大正十四年一月二十三日

全國株式取引所及取引員組合聯合大會

此の問題に就て、當所からは會野理事長を始め組合委員長委員等多數東京に詰切り、各地取引所と協同し運動に從事し、その結果第五十回帝國議會に、議員增田義一氏外四名より限月短縮實施延期法律案の提出を見るに至つたが、大正十四年三月十二日脆くも衆議院で否決せられ、既定通り實施せらるゝことゝなつた。依つて當業者側は止むを得ず限月短縮後の、賣買方法の講究に迫られ幹事株式取引所が主としてその衝に當り、全國取引所をして二ケ月を期限とする三期賣買制を採用した。即ち偶數の月は五日、二十五日、奇數の月は十五日を期限として其の年四月一日から實行したのである。而してこの限月復舊運動はこれを以て終りとせすその後に於ても依然繼續せられたが、時運未だ到らず、僅かに財界一部の共鳴を得るに過ぎなかつたので、先づ輿論の喚起に力めた。則ち昭和四年一月三十

日に至り、幹事取引所及取引員組合の協議を東株に開いて意見を纏め、大正十四年一月二十三日の決議を實現せんことを期し、政府並に貴衆兩院の諒解運動を始めた。

當所からは會野理事長・竹澤理事・淺原委員長・杉本委員が東上參加して、各方面に奔走を續けたが、幸にして各方面の諒解を得るに至り、遂に二月十六日衆議院議員松本孫右衛門氏外十二名に依り、左の改正案が衆議院に提出せられた。

取引所法中改正法律案

取引所法中左ノ通改正ス

第十八條　削除

附　則

本法ハ昭和四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ爲シタル取引所ニ於ケル賣買取引ハ其ノ賣買取引ガ完了スルニ至ル迄舊法ノ規定ヲ適用ス

右の提案は直に十六名の特別委員に附託し審議されたが、二月二十二日の最終委員會に於て、採決前突如民政黨の原夫次郎氏が、第十八條中「二ケ月ヲ三ケ月ニ改ム」との修正動議を提出し、その動議の如く可決された。この修正に依り將來勅令で限月を伸縮せられる不便を永久に除くことゝなり、望外の目的を達することゝなつた。

この委員會の結果は二月二十六日衆議院に於て大多數を以て可決せられ、次で三月二十日貴族院を通過し、同月二十九日法律第二十九號として左の通り發布され、茲に取引所創始以來の大問題も目出度終局を告げたのである。

法律第二十九號

取引所法中左ノ通改正ス

第十八條中「二ケ月」ヲ「三ケ月」ニ改ム

附　則

本法ハ昭和四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ爲シタル取引所ニ於ケル賣買取引ハ其ノ賣買取引ガ完了スルニ至ル迄舊法ノ規定ヲ適用ス

十三、標準米及格付制度の改革

米清算取引の標準米は明治初年創始以來品質的に周年一定不變の觀念のもとに取扱つて來たのである。從つて清算市場の米穀相場は、先物思惑以外に正米相場との間に相當の開きがあつたので、實情に即しないと云ふ批難を免がれなかつた。此の點を改正して同時に受渡制度をも變更し米の清算取引全體を實情に即せしむる樣にしたいと云ふことは、幹事

取引所の協議會がある毎に話題に上り、主務省に於ても之が改正に賛意を示すに至つた。

そこで昭和五年七月十七、八日の兩日主務省の主催で格付制度改正協議會が開かれ、川久保商務局長司會のもとに監督官、幹事取引所及取引員組合の代表者が會同し、本所からは竹澤理事・赤澤主事、組合からは吉田・竹內・榊田の三委員が參加して協議の結果、次の如き根本方針の協定を遂げた。

受渡制度改正ニ關シ、大體ノ方針ヲ左ノ通リ協定シ各市場ニ於テ將來相當ノ時期ニ之ガ實行ヲ期スルコト

一、標準米ニ關スル事項

標準米ハ其ノ市場ニ於テ標準視セラルヽ銘柄ヲ以テ抽象的ニ定ムルモノトシ季節ニ依リ自然ノ狀態ノ下ニ變化スル觀念ニ依ルコト

二、格付ノ方法ニ關スル事項

聲價ニ準據スル米券本位制度ニ依ルモノトシ格付表ハ毎年二回作成スルヲ必要アルモノハ臨時ニ更改作成スルコト

三、合格範圍ニ關スル事項

い、受渡範圍

各取引所々在地ノ市場ニ於テ普通支障ナク取引シ得ルモノハ受渡ニ提供シ得ル樣其ノ範圍ノ制定スルコト

自由ニ古米ヲ合格範圍內ニ取入ルヽコト但シ之ニハ相當ノ格下ヲ付シ古米ノ出廻リナク且ツ米價平穩ノ際ニ不自然ニ古

米カ受渡ニ提供セラルヽコトハ之ヲ防止シ得ル迄ノ許シ置クコト

(2)　合格範圍

合格範圍ハ前號ノ主旨ニ基キ季節、銘柄、等級別ニ制定スルコト但シ一定ノ金額ノ範圍ノ設定ハ參考トスルコトノ妨ケス

其の後右根本方針に準據して、新制度の實施の時期、新米建の時期、季節的變化の程度を異にする銘柄及古米の取扱、合格範圍、其の他の細目を幹事取引所或は京阪神三取引所の會同あるごとに、相互間に協議を進め昭和六年七月十七日、東京に於ける幹事取引所及取引員組合の聯合協議會に於て、愈々全國的に同年十月限から新制度を實施することに決定した。本所に於ける新制度の要項は次の通りである。

一、**標準米**　標準米ハ從來周年一定不變化觀念ナリシモ、新制度ハ標準米ガ變化スル自然ノ狀態ニ於テ賣買取引ヲ行フコトヽシ、從テ格下表ヲ廢止セリ

一、**格付表**　格付表ハ標準米（山城小粒三等普通品）ヲ基準トシ、市場ノ聲價ニ依リ地方別ニ各銘柄ノ小粒三等級ノ格差ヲ各限月毎ニ記載シ、硬軟質ノ區分ヲ廢シ、同一銘柄ノ等級間及大小粒ノ格差ハ別ニ之ヲ表示セリ

一、**季節格差**　季節的ニ標準物ト其ノ變化ヲ異ニスル銘柄ニ付テハ其ノ程度ノ差異ニ依リ格差ヲ附シ格付金額ヲ記載セリ

一、**合格範圍**　從來ノ一定合格範圍ヲ廢シ各銘柄、等級毎ニ受渡ニ提供シ得ヘキ最終ノ供用限月ヲ格付表中ニ表示セリ

一、**新米建時期**　從來新米建ハ翌年一月限以降ナリシモ、新制度ニテハ其ノ年十月限ヨリ始ムルコトヽセリ、從テ格付表ハ毎年七月中ニ十月限以降翌年三月限迄、翌年一月中ニ四月限以降九月限迄ノモノヲ制定セリ

十四、土曜半休

銀行の土曜日半休實施に伴ひ、取引所の土曜日半休は豫ての懸案であつたが、先づ東株市場が之を實施したので、取引員從業者側からの要請もあり、各地證券市場と相呼應して昭和八年六月二十四日以降證券市場の土曜日半休を實施したが、之に引續いて米市場にも同樣の希望を生じた折柄、恰かも米穀統制法の實施に依る市場の情況に順應し、他の米取引所に率先して、同年十一月四日以降米穀市場も土曜日半休を實施した。

十五、米受渡制度の一部改正

米清算取引の受渡に供用し得る銘柄は、大正十五年三月限以降は總て格付表に格付を制定してあるものに限られてゐたが、昭和九年四月限から格付表に格付を制定するものと、格付を制定せずして供用銘柄表に其の銘柄、産年、等級を表示するものとに區分することとし、同時に標準米及合格範圍をも改正した。これが現に行つてゐる制度である。其の要項は次の通である。

一、**標準米** 現行標準米ハ山城有智郷旭三等ナリシヲ四月限以降ハ山城小粒三等普通品ニ改メタルコト

一、**格付ノ方法** 格付表ノ銘柄ニ付テハ各其ノ所定格ニ依リ又供用銘柄表ニ依ルモノニ付テハ標準米ニ對比シ夫々現品檢査

ノ上値付ノ決定スルコト

一、合格範圍　供用期間ノ晩キモノニシテ標準米ニ比シ内地米其格下二圓五十錢（所定格ノモノハ之ヲ適用ス）ヲ超エサル範圍ノモノヲ以テ合格トスルコト

十六、代行機關の設置

大正十一年取引所法が改正せらるゝ迄は、所外に京都證券信託株式會社があり、直取引の清算機關として活躍して居つたが、改正法の實施に伴ひ、直取引が廢止されたので、これを解散したことは前項に述べた通りである。然るに新たに制定せられたる短期清算取引は、直取引とその性質を同うし、これが圓滑なる運用に付ては、代引假渡を行ふべき機關の必要を生じ、各取引所に於ては、それぞれその方法に付き研究を遂げた。本所に於ては他所に率先して、代引假渡專擔取引員を設置することゝし、澤野平三郎氏が大正十一年十月十日證券取引員の免許を得て專らその業務を執掌することゝなつた。これが爲め短期清算取引の機能を發揮し、當市場の發展に寄與する處尠なからず、爾後短期取引の發達に伴ひ其の代引殘高は壹千萬圓を突破することもあつたが、能くこれを運用して些の支障なからしめた。併し乍ら取引員組合では將來この機關を益々發展せしむべき希望の下に、取引員

の全員を以て資本金壹百萬圓の京都證券株式會社を設立し、昭和八年九月二日本所證券取引員の免許を受け、右專擔取引員の業務を繼承して同月十一日よりその業務を開始した。因に澤野平三郎氏は取引員を廢業して同社の專務取締役に就任し、現に代行の事務を扱つて居る。

十七、實物取引糶糴賣買

場外清算類似取引の消滅と證券取引の市場集中とは、相俟つて効果を擧ぐべきものであるから、本所は豫て此の點に着眼し種々講究を續けて居つたが、先づ實物取引の開始を必要なりとし、現に清算市場に上場なき株式又は端數の株式、公社債等の賣買取引を圓滑ならしむる爲めに、昭和八年九月から一週一回土曜日毎に糶糴賣買の方法で實物取引を開始することにした。これは直取引時代に入札賣買の方法で、此の制度を實施したことがあつたが、一向振はないで其の後取り止めて居つたのを、今度糶糴賣買の方法で復活した譯で、今では相當に利用される樣になつた。

十八、取引所制度調査會

商工省に於ては取引所制度に關する調査機關を設置して現行取引所制度の改善に關する

事項を調査審議することゝなり、これに先立ち昭和九年五月十四日付九商第三八九〇號を以て制度上改善を要する事項に付當所及當所取引員組合の意見を徴して來た。尤もこの諮問は同時に全國の取引所及取引員組合又は銀行其の他の經濟團體に對しても同樣、意見を求めたのであつて、これ等諸團體も夫々答申したが、その諮問事項並に當所並に當所取引員組合の答申は左の通りである。

諮問事項と當所の答申

一、取引ノ公正圓滑ヲ期スル上ニ於テ改善ヲ要スル事項

（イ）場外清算類似取引ノ取締ヲ嚴重ニスルコト

近時―ラヂオ―其ノ他通信ノ發達ト共ニ各地ニ於テ名ヲ現物取引ニ籍リ清算類似ノ取引日ヲ逐テ盛ナラムトスル傾向アルモ是等ノ業務ニ對シ其ノ取締ハ殆ンド行ハレサル如キ實情ニ在リ故ニ相當取締法規ヲ制定シ且ツ是等ノ營業者ハ免許制度ノ下ニ監督ヲ爲スノ要アリト認ム

（ロ）雜株市場ノ施設ヲ爲スコト

取引所ニ於ケル實物取引ノ振興ヲ圖リ有價證券ノ取引ヲ圓滑ナラシムル爲取引所ニ於テ雜株市場ヲ設ケ一般取引員ノ關與スルコトハ勿論特ニ資力及身元保證金等ニ斟酌ヲ加ヘテ其ノ專門取引員ノ設置スルコト

（ハ）有價證券清算市場上場銘柄ノ認可制度廢止ノコト

上場銘柄ハ取引所ノ選擇ニ委シ機宜ノ措置ニ便ナラシムル爲從來ノ認可制度ヲ改メ報告ニ止メシムルコト

二、取引所ノ管理經營上改善ヲ要スル事項

（イ）附帶業務ノ兼營ヲ緩和シ且ツ資本金ノ增加ヲ認容スルコト

取引所ノ附帶業務ハ輓近取引所取引ノ實情ニ照シ取引所カ賠償ノ責ニ任スルト否トニ拘ラス其ノ必要ニ應シテ附帶業務ヲ兼營スルコトヲ得セシムヘク適當ニ現行法ノ改正ヲ行ヒ且ツ是カ施設又ハ市場ノ發達ニ要スル適當ナル資本ノ增加ハ從來ノ行政方針ヲ改メテ相當ニ緩和セムコトヲ望ム

（ロ）財產保管ノ取扱ニ關シ認可制度廢止ノコト

取引所カ其ノ取引銀行、所有有價證券ノ種類其ノ他財產管理ノ方法ニ付キ政府ノ認可ヲ要スル規定ハ遠ク明治三十一年ノ發令ニ係リ三十八年前ノ舊キ制度ニ屬スルモノニシテ經濟情勢ノ發達セル今日ニ於テハ取引所ノ自治ヲ認メ其ノ認可制ヲ廢スルヲ以テ適當ナリト信ス

三、過當投機取締上改善ヲ要スル事項

近時一部ニ行ハルル、取引員支店、出張所ノ設置說ハ甚不可ナリト認ム

取引所ニ於ケル取引ニ付本所ニ於テハ特ニ過當投機ト認ムヘキ事項ナシト雖現時一部ニ於テ稱ヘラルル、カ如キ取引員ノ支店、出張所ヲ容認スルトキハ自ラ取引員間ニ於テ都鄙ヲ通シ營業上ニ甚シキ競爭ヲ惹起シ勢ヒ證據金又ハ委託手數料ノ減免等アラユル不當行爲ノ行ハルルニ至ルハ必然ニシテ其ノ結果ハ所謂過當投機ヲ助長スルコトトナリ其ノ弊害ノ及フ所測リ知ルヘカラサルモノアリト信ス、現行制度ノ精神ハ此ノ點ニ對シ大ニ尊重保持スヘキ要アリト認ム

四、委託者保護上改善ヲ要スル事項

（イ）取引員ノ信認金蓄積制度ノ設クルコト

取引員ノ資力ノ充實シ信用ヲ向上セシメ取引ノ確實性ノ增進スル爲取引員ヲシテ其ノ取引所又ハ組合ニ於テ一定ノ方法ニ依リ漸次信認金ノ蓄積セシメ之ニ對シ取引所ニ於ケル取引ノ爲生シタル委託者ノ債權ニ付キ優先權ノ附與スヘク其ノ制度ノ制定ヲ望ム

（ロ）委託者ノ優先權ヲ擴大スルコト

現行法規ニ依ルトキハ委託者ノ債權ニ付テハ取引ノ違約ニ基クモノニシテ且ツ身元保證金ノミ優先權ヲ認ムルニ過キサルモ更ニ之ヲ擴大シテ苟クモ取引所ニ於ケル取引ニ關スル限リ其ノ總テノ債權ニ付且ツ當該取引員ノ納ムル賣買證據金ニ付テモ取引所又ハ取引員組合ニ次テ優先權ヲ與フルヲ妥當ナリト認ム

五、其ノ他現行取引所制度ニ關シ改善ヲ要スル事項

（イ）取引所ノ役員ヲシテ代行會社ノ役員ヲ兼ヌルコトヲ得セシムルコト

短期清算取引ノ爲ニスル代行機關會社ノ業務ハ取引所ノ營業ト頗ル密接ナル關係ヲ有スルモノナルヲ以テ取引所ハ該會社株式ノ一部ヲ所有スルコトヲ便宜トス從テ其ノ役員ヲ分任スルコトモ亦必要ノ場合ナシトセス然ルニ代行會社ハ一面ニ取引員タルコトヲ要スル爲現行制度上抵觸ノ嫌アリ故ニ必要アル場合ニハ之ヲ兼任スルコトヲ得セシムヘク法規ノ改正ヲ望ム

（ロ）取引所役員ノ任期延長ノコト

現行制度ニ於テハ役員ノ任期ヲ二ケ年ニ制限セルモ取引所業務ノ遂行上其ノ期間短キニ失スルヲ以テ適當ニ之ヲ延長スルノ必要アリト信ス

（ハ）取引員組合ヲ法人ト爲スコト

取引員組合ハ現ニ取引上共同擔保ノ責ニ任スルモノアリ又其ノ他取引員ノ集團トシテ活動シツヽアルモ法律上ノ能力ヲ有セサル爲財産ノ管理其ノ他法律行爲ニ不便尠カラス依テ取引所法ニ於テ之ヲ法人ト爲ス必要アリト認ム

（ニ）格付表制定ニ關シ認可制度廢止ノコト

商品ノ受渡格付ハ業務規程ヲ以テ定ムルコトヲ要シ業務規程ノ變更ハ政府ノ認可事項ナルヲ以テ格付ノ制定ハ其ノ都度認可ノ手續ヲ要スル事トナリ徒ラニ繁鎖ヲ加フルモノナルヲ以テ將來之ヲ報告ニ止メ認可制度ヲ廢セムコトヲ望ム

取引員組合の答申

一、取引ノ公正圓滑ヲ期スル上ニ於テ改善ヲ要スル事項

（イ）短期清算取引ニ上場セラレサル雜株ニ付テハ之ヲ取引所ニ抱擁スル爲別ニ雜株市場ヲ設ケ且ツ市場外清算類似取引ノ取締ヲ嚴ニシ又現物取引ニ對シテハ有價證券賣買業法ヲ制定シ其ノ營業者ニ特許制ヲ設クルコト

（ロ）取引所及取引員組合ニ於テ金融機關ヲ設ケ證券金融ノ途ヲ拓クコト

二、取引所ノ管理經營上改善ヲ要スル事項

（イ）取引所並取引員組合ノ自治ヲ認メ之ヲ尊重スルコト

（ロ）現行取引所法ニ於テ商議員會ハ取引所ノ諮問機關ナルモ之ノ決議機關ニ改メ商議員會カ本能的ニ處理スヘキ事項例ヘハ取引員ノ加入又ハ處分、上場物件銘柄ノ決定又ハ廢止、賣買又ハ委託手數料等ニ關スル事項ニ付テハ認可ヲ受クルコトナク之ヲ報告スルニ止ムル樣法律ヲ改正スルコト

（ハ）取引員カ現業ノ儘取引所役員ヲ兼任シ得ル樣法律ヲ改正スルコト

（ニ）取引員ニシテ取引所ノ經營ニ參加セシメ且ツ取引所ノ株主配當ヲ制限シ其ノ利益ノ一部ヲ取引員組合ニ交付セシムルコト

（ホ）現行取引所ノ任意、强制並行擔保制ヲ全部任意擔保制度ニ改ムル爲身元保證金ノ一部ヲ共同擔保基金ニ振替ヘ且ツ長期取引ヲ漸次任意擔保ニ移スコト

三、過當投機取締上改善ヲ要スル事項

「ラヂオ」ノ相場放送其ノ他ノ方法ニ依ル市場外清算類似取引ノ取締ヲ嚴ニシ之ヲ行フ者ハ嚴罰ニ處スルコト

四、委託者保護上改善ヲ要スル事項

（イ）身元保證金及賣買證據金ニ對スル委託者ノ單純ナル第二次優先權ヲ認ムルコト

（ロ）取引員ヲシテ其ノ信認金トシテ賣買取引ニ付一定額ノ積立ヲ爲サシメ委託者ニ優先權ヲ與フルコト

（ハ）委託手數料ノ割引、證據金ノ不徴收、誇大廣告等ノ如キ取引員間ノ不當競爭ヲ法令ニヨリ禁止スルコト

（ニ）取引員支店、出張所ノ設置ハ徒ニ取引員間ノ不當競爭ヲ助長シ所謂過當投機ヲ誘致シ委託者保護ノ立法ノ精神ニ悖リ其ノ弊害測リ知ルヘカラス故ニ其ノ設置ヲ認メサルコト

（ホ） 不良委託者ノ損失計算ニ對シ取引員ノ爲ス委託賣買取引ノ處分ニ付取引員ノ善良ナル自由裁量ヲ認ムルコト

五、其ノ他現行取引所制度ニ關シ改善ヲ要スル事項

（イ） 取引員組合ヲ取引所法ニ於テ認メ之ニ法律上ノ人格ヲ附與スルコト

（ロ） 有價證券ノ取引ニ關スル單行法ヲ制定スルコト

取引所制度調査會規則及會長、委員は九月二十一日決定發表されたが、會長は商工大臣委員に大藏省・司法省・農林省各一人、商工省五人、其の他學者・銀行家・經驗者十一名並に當業者から大株・堂島・三品・東株・東米・神戸の六人、合計二十五人で第一回は十月四日に開催され、爾後引續き臨機開催されつゝある。

第二節　經濟界の變動に對する措置

一、明治四十年の恐慌

當所創立以來明治二十四年の大津事件、明治二十七八年戰役、同三十二年の清國動亂等對外的には相當な重大事件が次々に起つたが、我國經濟界の趨勢は是等の事變に拘らず事

業界の進運と共に逐年發達の途をたどり、明治三十七八年戰役を終る頃には、特に偉大なる膨脹を來した。即ち戰捷の餘勢に驅られて企業熱は頗る盛となり、諸株は奔騰し、明治四十年の初頭に於ては當所株の如きも實に六百十五圓の高値を呼ぶに至つたが、此の軌道を外れた熱狂的景氣は遂に反動を免れず、十月頃には先づ銀行界に恐慌を來して破綻續出し、外債は暴落して更に人氣を銷沈せしめ、諸株亦一齊に暴落して取引を不安狀態に陷れ遂に一名の違約者を出すに至り、當所創業以來初めての賠償を實行し局を結んだ。

二、明治四十五年の米價昂騰

明治四十四年の秋頃から、正米の市價は漸次騰勢を示して來たが、夫れは二三年來の米作が餘り豊作でなかつた處へ、當時鐵道輸送力に不足を告げて居つたので、生産地から消費地又は集散地への廻着米は自然圓滑を缺いたのであつたが、この大勢に乘じて策動したのが神吉某の買煽りで、米界は何となく風雲急なるを思はしめた。

斯くて明治四十五年六月二十一日正米の急騰があつたので、田中理事長はその影響の定期市場に波及することを恐れ、豫め仲買人に對して輕擧盲動なき樣警告を與へて置いた、然るに同月二十四、五日頃から果然定期の相場に變動を來たし、險惡の狀勢を示したので、

二十七日に、六限（當）七限（中）の立會を停止して臺灣米や朝鮮米を代用し得る八限（先）のみの立會を行つた。二十九日になつて八限も亦同一の狀態に陷つたので、之も同日以後立會を停止したが、その內曩に立會を停止した當、中限は組合委員の斡旋もあり、仲買人全員の同意で轉賣買戾を行つて總解合をして結了した、ところが八限の解合には總員の同意を得ることが容易でなく、その內に七月一日の新市九限の發會を迎へたが、何分にも七限、八限が立會停止の儘であるため、各種の悲觀說が流布され一抹の不安を感じたので、當所は仲買人に警告を加へ且つ增證、豫納證據金等の制度を極度に應用して、市場の統制を圖つた。その後八限の解合も個々部分的に行はれ漸やく、八月六日に八限の停止を解くに至つたので、爾來何事もなく市場は平靜に歸つた。

三、大正五年の暴落

歐洲戰亂に伴ひ高潮に達してゐた株式界も、餘りの狂騰に稍々危惧の念を起せる矢先き大正五年十二月十三日、羅國（ルーマニヤ）の陷落に次で突如獨帝カイゼルから講和提議の報が傳はり、同日本場第二節郵船株の立合中投物一齊に蝟集し、値段は急轉直下に崩落し市場は狼狽大

混亂に陥りさうな形勢に立ち至つたので、直ちに立會を停止して人氣の鎭靜を待つた。依つて其の後の相場變動に備へる爲めに、增證據金を徵收して翌十八日立會を開始したが、同日後場更に崩落し、東新、大新は何れも七十圓方の激落を告げたので、仲買人の請求もあり、十九日は帳簿整理の爲めに臨時休會したが、株式相場の內氣配は尙ほ甚だしく險惡を呈し、東西兩市場に於ても日本銀行に向つて、市場救濟資金の貸出を迫るなど、環境は立會の續行をゆるさざる狀態に在つたので、二十日以後再び立會を停止し、其の儘解停を見ずして大納會を迎へたのであつた。

此の間に十二月限は其の期日に受渡を行ひ、又一、二月限は仲買人相互間で任意の部分解合を進め自ら玉整理を促し、辛うじて市場の暗雲を一掃し越年することが出來た。

四、大正七年の米價昂騰

歐洲戰局の影響を受けて我國の海外貿易は引續き好調を示し、正貨保有高の漸增と通貨の膨脹等で、大正六年初め頃から諸物價は一齊に昂騰を萠し、米價もこれにつれて漸騰の步調であつたが、一兩年來の作柄不況と配給難で大正七年三、四月頃には、既に飯米不足の兆候を現はし、來るべき端境期需給關係に甚だしき懸念を生じたる折柄、一部には所謂買

占も行はれて、正米相場の昂騰は著しきものがあつた。
當時政府は物價取締令の外に、外米の國家管理、關稅の撤廢、米の現存調査等あらゆる政策を施して需給並に價格の調節に努めた。
當所も主務省よりの通牒に依り、標準米を最下級とし、朝鮮米の受渡代用制を認め、専ら呼値を引下げる方法を講じたが、徒らに正米との値開きが擴大する丈で、實質的には何等の効果を齎すことなく、正米相場は日一日と昂騰の一途を辿つて定期米相場の騰貴を促した。
然るに大正七年四月十六日に至り、主務大臣から取引所法第二十七條に依り、米定期取引四月限及五月限の賣買停止命令を發して來た。尤も之れは全國の米取引所一般に發せられたものであるが、當所としては官命停止を受けたのは創業以來最初のことであつたから取引所も仲買人もこれが爲め一時大衝動を享けたことは勿論である。
當時米價抑壓に付ては、時の農商務大臣仲小路廉氏が色々な政策を試み、遂には取引所に對し小口落を禁止する迄に至り、世論囂々たるものがあつた。
今其の前後の模様を知る爲めに當時農商務省からの通牒のうち、米に關するものを掲記すると左の如くである。

大正六年九月一日　農商務省商工局長通牒

國民生活ノ必需品ニ對シ不穩當ナル手段ニヨリ市價ノ激變ヲ誘致シ因テ以テ暴利ヲ獲セントスル者ヲ生スルハ社會ノ安寧ヲ害シ經濟界ヲ毒スル甚タシキモノニ有之政府ハ之ニ鑑ミ本日省令第二十號ヲ以テ之カ取締ニ關スル事項ヲ公布致候處右ハ一ニ公益ノ如何ヲ顧ミス暴利ヲ得ルノ手段トシテ買占賣惜ヲ爲ス場合ニ關スル取締ニ有之正當ノ營業者ハ却テ之ニ依リテ取引上ノ保護ヲ享クヘキ筋合ニ有之候得共取引所ハ其ノ性質上不穩當ナル賣買ニ惡用セラルヽ虞多キモノニ有之萬一此ノ如キ場合ヲ生スルニ於テハ一般經濟上ノ公共的機關タル取引所カ却テ公害ヲ釀生スルコトヽ相成リ取引所本來ノ目的ニ背反スル儀ニ付市場及仲買人ニ對シ此ノ旨篤ト御指示ノ上一切ノ監督ニ於テ萬遺憾ナキヲ期セラルヘク而シテ非違ヲ豫知シ又ハ發見シタルトキハ遲滯ナク電報其ノ他ヲ以テ農商務大臣及地方長官ニ同時ニ報告可相成依命此段及通牒候也

商第一三九三四號　大正六年九月十一日　農商務省商工局長通牒

取引所仲買人ハ大正六年九月一日農商務省令第二十號（暴利取締令）第一條ノ戒告又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シテ賣買ヲ爲シ又ハ違反シタル賣買ノ委託ヲ受クルコトヲ得サルハ勿論ノ儀ニ有之候ヘトモ此際右ノ趣旨ヲ尚ホ營業細則中ニ明規スルノ必要アリト思料候條營業細則中ニ左記ノ規定ヲ設ケ遲滯ナク其ノ變更認可ヲ申請可相成取引所令第十五條ニ基キ依命此段及通牒候也

追而　左記營業細則ノ規定ニ基ク定款ノ處分ハ三ケ月ヲ下ラサル營業停止以上ノ處分タルコトヲ必要トスル儀ニ付了知可相成

左記

一營業細則第　條仲買人ハ大正六年九月一日農商務省令第二十號第一條ノ戒告又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シテ賣買ヲ爲シ又ハ違反スル賣買ノ委託ヲ受クルコトヲ得ス

商第一六四三四號　大正六年十月廿五日　農商務省商工局長通牒

不穩當ナル相場ヲ現ハシ又ハ現ハサントスル處アル場合ニ於テ市場休止等機宜ノ處置ニ出テサルヘカラサルハ勿論ナリト雖其ノ他ノ原因ニ基キ屢々市場ヲ休止セサルヘカラサルカ如キ事態ヲ惹起スルハ取引所本來ノ機能ニ鑑ミ遺憾不尠候條周到ノ注意ヲ以テ本證據金額ノ引上豫納證據金ノ徴收等豫メ適當ノ措置ヲ採リ又仲買人中法令定款並營業細則ニ規定セル各種ノ義務ニ違反セントスル者其ノ他亂手ヲ振リ若クハ故ラニ相場ノ變動ヲ誘起スルノ目的ヲ以テ場ノ內外ニ於テ不穩當ノ舉措ノ敢テセントスル者ニ對シテハ豫メ戒告ヲ加ヘ事前ニ於テ其ノ防止ニ務ムルト共ニ違反者ニ對シテハ假借スル所ナク處分ヲ勵行スル等市場ノ秩序ヲ保持スル上ニ於テ秋毫ノ遺算ナキヲ期スヘク依命此段及通牒候也

商第一三五五號　大正七年一月二十六日　農商務省商工局長通牒

三重縣津市大字北濱町九番屋敷岡半右衛門ナル者近時大阪堂島米穀取引所及其ノ他ノ取引所ニ於テ不穩ノ手段ニ依リ米穀ノ買占ヲ爲シツツアル事實ヲ認メタルニ依リ今般同人ニ對シ戒告相成候條其ノ所々屬仲買人ニ對シ可然通達可相成此段及通牒候也

商第四五四九號　大正七年三月二十六日　農商務省商工局長通牒

其ノ所格付ニ關スル營業細則變更ノ件別紙ノ通認可相成候處右ハ受渡米ノ範圍ヲ擴張スルコトニ依リ定期米相場ノ暴騰ヲ緩和セントスルノ趣旨ニ出テタル儀ニ有之候條其ノ實施ニ際シテハ深ク此ノ點ニ留意シ受渡米ノ審査ニ於テ苟クモ代用米ヲ排斥スルカ如キ結果ヲ來サヽル樣特ニ細心ノ注意相成度爲念此段及通牒候也

是れらの通牒に對しては、當所は仲買人組合と協調して、常に萬遺漏なき樣各方面に亘り細心の注意を拂つたことは云ふ迄もない。旁定期取引の相場としては左表の如く、之を正米取引値段に比べて必ずしも非常な高値と言ふ程ではなかつたが、之に對し政府の施設が、餘りに神經過敏で不自然であつたので、却て世上に疑心暗鬼を生ずる結果となり、正米は賣惜みの傾向甚だしく値段の如何に拘らず、出廻不足を告ぐるに至つたのである。

官命停止前一ケ年間各月米定期取引相場高低表

月次	當限 高値	當限 安値	中限 高値	中限 安値	先限 高値	先限 安値	正米
大正六年五月	一九、七〇円	一六、七五円	二〇、一五円	一七、一二円	二一、一〇円	一七、六〇円	一八、三七円
六月	二一、一〇	一九、二八	二一、八九	一九、九九	二一、九一	二〇、六〇	二〇、七三
七月	二三、八九	二〇、〇六	二三、五〇	二〇、六〇	二四、一七	二一、〇九	二三、五三
八月	二三、二五	二〇、六〇	二三、九五	二一、二三	二三、一〇	二一、二〇	二三、〇六
九月	二一、二〇	二〇、〇〇	二一、四六	二〇、一〇	二一、二五	一九、七〇	二一、二七

十月	二四、八八	二二、四四	二四、三三	二二、四七	二三、四四	二二、四八	二三、九四
十一月	二五、三八	二三、八五	二四、六二	二三、〇〇	二四、二四	二三、九五	二四、六三
十二月	二四、二〇	二三、四七	二三、八二	二三、七五	二三、六〇	二三、五七	二三、八八
大正七年一月	二五、一四	二三、三一	二五、一二	二三、三三	二四、六〇	二三、二〇	二三、七三
二月	二五、九八	二四、六四	二五、[illegible]	二四、二九	二五、四〇	二四、二四	二五、二〇
三月	二六、九五	二五、三一	二六、八三	二五、〇九	二六、四二	二五、一三	二六、六〇
四月	二七、四九	二六、〇〇	二七、二六	二五、七四	二六、五〇	二五、〇六	二七、八五

備考　四月ハ當、中限ハ十六日迄ノ相場トス

電文　トリヒキショホウダイ二七ジョウニヨリソノショベイコクノ四ガツゲンオヨビ五ガツゲンバイバイトリヒキヲテイシス

タイショ七ネン四ガツ一六ヒ　ノウセウムダイジン

譯文　取引所法第二十七條ニ依リ其ノ所米穀ノ四月限及五月限賣買取引ノ停止ス

翌十七日からは先限（六月限）のみの賣買を行ひ、一方當、中限に付ては組合總會を開いて解合を爲さしめたが、解合値段に付ては主務省の認可を要するので、之が處理に付ては多大の苦心を舐めたのであつた。

各地取引所解合値段調査表

解合日	取引所名	四月限 解合値段	四月限 四月十六日後場止値段	五月限 解合値段	五月限 四月十六日後場止値段
大正七年四月十九日	當所	三七、三五円	三七、四五円	三七、〇三円	三七、三二円
同　二十日	堂島	三七、五九	三七、六七	三七、三三	三七、二九
同	神戸	三七、四一	三七、五一	三七、七	三七、四九
同　廿六日	東京	三七、四五	三七、五二		三七、六六
同　十九日	下關	三六、七二	三六、五二	三六、二一	三六、四三
同	金澤	三六、二九	三六、四九	三六、二九	三六、七七
同	廣島	三六、七〇	三六、八〇	三六、二二	三六、四〇
同	岡山	三七、一五	三七、二二	三七、二六	三七、三二
同	新潟	三六、五五	三六、六六	三六、五五	三六、六八
同　廿二日	高岡	三七、二六	三七、六四	三六、三五	三六、八二五

斯くてあらゆる政策も遂に大勢の支配には如何とも爲しがたく、相場は依然として日一日と昂騰を示し、七月下旬には益々奔騰して遂に三十圓臺を上廻るに至り、同月三十一日再び八、九月限の賣買を停止して、これ亦協定値段を以て解合を爲さしめた程であつた。

此の月、偶々富山縣の一漁村で起つた米屋襲撃が導火線となり、間もなく全國的に波及し物情騒然として到る處に所謂米騒動を惹起したのは誠に聖代の不祥事であつた。其の後相場は益々昂騰して其の年十二月には四十圓臺を現すに至つたが、市場は警戒的に屡々立會中止を行ふ位で總解合等のこともなく、一般に米價高を止むを得ざるものと認めたのと政府の外米統制の効果、新米の出廻り等で、不安人氣も次第に下火となつた。

五、歐洲戰後の反動

大正九年三月初め、歐洲大戰の影響から證券の暴騰が極度に達したので、銀行の警戒は愈々嚴重となつて來たが、俄然三月十五日に至つて大暴落を演出し、翌十六日も尚ほ續いて崩落し、市場に不安氣分が漲つたので、當日午後は帳簿整理の爲め臨時休會の止むなきに至つた。其の後も株價は漸落の傾向であつたが、折柄大阪増田ビルブローカー銀行の破綻が動機となつて、四月七日更に第二次の大暴落となり、遂に同八日から以後は僅に十三、十四日の兩日開市を見たのみで、四月中は遂に開市の運びに至らなかつた。五月一日漸やく開市したが、情勢は依然として險惡を脱せず、翌二日再び立會を停止するの止むなきに至り、漸やく同月十日に至つて再開を見たのである。斯の如きは證券界として實に空前の

大變動であつて、此の時に於ける市場理事者が善後の措置に付て、如何に慘澹たる苦心を拂つたかを推知するに難くない。參考の爲めに當時の光景を叙述せる當年の考課狀の一節を摘錄する。

歐洲戰亂以來我國經濟界ノ膨脹ハ最モ著シク殊ニ戰後ニ於ケル發展ハ實ニ豫想外ニシテ通貨ノ流通ハ十數億圓ノ多額ニ達シ諸物價ハ數十倍ノ高價ニ騰リ事業界ノ勃興ニ伴ノ既設會社ノ增資新設會社ノ創立隆興枚擧ニ遑アラス之カ發行株券亦數千萬ノ多キニ至リ農家ハ米價ノ昂騰繭價ノ好況其ノ他副產物ヨリ生スル望外ノ收利ニ裕金過剩ヲ告ケ增資新設ニ成ル巨萬ノ株式ハ概ネ之ヲ農村ニ散布吸收セラレ農村ノ繁盛實ニ傳ルヘカラサルモノアリ都市亦殷賑隆昌衝天ノ概アリ以爰各銀行業者ハ客年秋末以來金融緊縮ノ方針ヲ採リ大ニ貸出ヲ警戒スト雖モ一般商業界ハ毫モ收斂ノ色ナク都鄙遐僻ヲ問ハス奢侈豪華ヲ極メ春來諸商品ハ奔騰驀進空前ノ高價ヲ著ハシ株式市場亦狂亂的ニ暴騰シ三月首週ノ如キハ稀有ノ高價ヲ呈シ市人ハ突進的ニ競テ買進スル狀態ナリシカ銀行業者ノ警戒一層峻嚴トナリ漸ク財界逼迫ヲ感シ同月十五日ニ至リ倏然大暴落ヲ演出シタルヲ初メトシ連日ニ亘リ崩落相次キ大株大新株鐘紡新株ノ如キハ各百二十圓方ノ低下ヲ告ケ其ノ他ノ諸株式亦瓦落降下ノ慘況ヲ呈シ本所ニ於テモ殆ント二百萬圓ノ追證據金ヲ徵收スルニ至レリ。

爾來尚ホ漸落ヲ繼續セシカ金融ハ逐日窮迫ヲ訴ヘ遂ニ增田ヒルブローカー銀行ノ支拂停止說ヲ動機トシテ四月七日ニ至リ再次大崩落ヲ演シ東京、大阪、名古屋、神戶等ノ各地株式取引所ハ立會ヲ停止シ本所モ亦同日後場ノ立會ヨリ休止スルノ止ムヲ得サルニ至レリ茲ニ於テ東京、大阪、名古屋等ノ株式取引所理事者ハ政府及日本銀行ニ對シ之カ救濟資金ノ供給ヲ

當ムルニ至レリ而シテ銀行業者ノ警戒依然緩弛ノ形勢ナク財界ハ一層梗塞ヲ訴ヘ經濟界ノ狀況益々惡化シ各地織物業者ノ休機續出綿糸蠶糸ノ暴落相踵キ有價證券ノ瓦落亦太シキヲ以テ本所ハ之ニ應シ數次ノ追證據金ヲ徵收シ且證據金代用證券ノ代用價格ヲ引下ケ之カ補足ヲ完納セシメ仲買人ハ組合總會ヲ開キ建玉整理ヲ協議シ之カ任意結了ヲ決濟シテ總テノ整備ヲ了シ且四月限受渡期日モ切迫セルヲ以テ近ク立會ヲ開始スル豫定ナリシカ他ノ取引所ノ建玉整理決濟未前ニ於テ獨リ京都ノミ立會ヲ開始スルトキハ其ノ相場ノ高低變動ニ依リ建玉整理ニ付尠ナカラサル支障ヲ生スル虞レアルヲ以テ姑ク批參休會ノ慫慂アリシヲ以テ之ヲ諒諾シ此ノ間ニ於テ三十日ノ受渡ハ些ノ支障ナク之ヲ完濟シ五月十日ニ至リ各地取引所一齊ニ立會ヲ開始スルニ至レルナリ然ルニ相場ハ倍々慘落ノ狀態ニ在リ依テ本所ハ仲買人身元保證金及賣買證據金代用證券ノ代用價格ヲ引下ケ又ハ追證據金ノ徵收ニ懈ラス波瀾捲起ノ場合ニ際シ危殆ナカラシメンコトニ努メタリ　（以下畧）

尙ほ主力株に付當時の相場崩落の狀況を見ると次の通りである。

定期取引先限相場表

銘柄	三月一日（高値）	三月十五日（安値）	三月三十一日（安値）	四月一日（安値）	四月七日（安値）	四月十四日（安値）
大株	五〇八、〇〇円	二九〇、〇〇円	二四八、五〇円	二四五、〇〇円	二三九、〇〇円	二五七、〇〇円
大新株	四九五、〇〇	二八七、〇〇	二三九、一〇	二三三、〇〇	二二八、五〇	二四三、〇〇
鐘新株	五六〇、〇〇	四九七、〇〇	二九八、五〇	四〇四、〇〇	二六七、〇〇	二四八、五〇
當所株	二五七、五〇	一三八、〇〇	一三四、一〇	一三〇、〇〇	一二七、〇〇	一二三、五〇

斯くも急激な大變動を惹起したことは全く財界の窮迫金融の梗塞に因るので、獨り株式のみならず、綿糸・蠶糸の定期市場は素より織物・銅・鐵其の他一般商品の相場も一齊に慘落して其の打撃は實に言語に絕し、會社經營と個人經營との別なく、營業者は總て多大の損害を被つたが、取引所も、仲買人も建玉の善後處理には甚しく苦心を拂ひ、其の方法宜しきを得た爲め他に決濟資金の救濟を仰ぐこともなく、一人の破綻者を出すこともなく此の大恐慌を乘り切つたことは誠に幸とする處である。

六、關東大震災の影響

大正十二年九月三日より七日迄證券部、同三、四日兩日米穀部の立會を休止した。之は彼の曠古の大悲慘事であつた關東大震火災の時である。

一日の午前十一時五十八分、忽然として一大震動を感覺したが、まさか彼の樣な大慘事が起つたとは誰知らう筈もなかつた。何となれば關東方面の通信は全く斷絕して、更に事情が分らぬ。故に此の日の立會は平常の如くにして終り、翌二日は日曜日に當つて休日であつたが、其の間各種の報道に依つて東京を中心に橫濱其の他の附近が大地震で、而も事態は却々容易でないと云ふことが判つた。そこで三日の本場立會定刻前に商議員を招集し

て應急措置を採ることにした、此の時の處理の狀況は概要左記の通りである。

三日午前、午後二回に亘り商議員會を開き左の決議を爲す

一、本日市場全部ノ立會ヲ休止スルコト

一、株式・米ノ現在建玉竝ニ短期繰延玉ニ對シ臨時增證據金ヲ徵收スルコト

一、前項納入時限ハ株式ハ六日午前九時米ハ五日午前九時限トスルコト

一、有價證券ノ立會ハ四、五兩日米ハ四日迄立會ノ休止ヲ續行スルコト

斯くて東京方面の慘況は世人の想像、新聞の報道以上に激甚深刻で遂に暴利取締令、非常徵發令其の他の緊急勅令の發布を見たる外、戒嚴令の施行を見る如き情況が刻々に判つて來た。依つて五日米立會開始前、特に取引員全員を招集して、曾野理事長から左の意味の警告を與へた。

本月一日帝都及其ノ附近ニ於ケル大悲慘事ハ國民全般ノ痛恨ニ堪エサル曠古ノ一大事變テアル、此ノ時ニ當リ本所ハ本日ヨリ米ノ市場立會ヲ開始スル、斯ル場合ニ於テ世人動モスレハ、取引所及取引員ノ行動ニ對シテ誤解ヲ惹起シ易イモノテアル、凡ソ取引所ハ物資ノ賣買取引ト其ノ物ニ對スル公平ナル價格ヲ公定スル責任ヲ有スルモノテアル、故ニ諸氏ハ今ヨリ市場ニ臨ミ立會ノ場合ニモ、此ノ重大ナル責任ヲ自覺シテ各自ニ自重シテ事ニ當リ、愼重公正ニ價格ヲ公定シ此ノ際ニ於テ眞ニ取引所カ經濟機關ノ中樞トシテノ機能ヲ發揮スルニ努メラレムコトヲ望ム　云々

午前八時二十分開市に臨み、支配人から重ねて立會人に同樣の警告を與へ、一店に店主又は代理人一人に限ることゝして立會つたが、幸にして市場は警告の趣旨を遵守し平穩に取引することが出來た。

同日商議員會を開きて左の決議をした

一、有價證券ノ立會ハ更ニ六、七兩日立會休止ヲ續行スルコト

二、株式長期現在建玉ニ更ニ臨時增證據金ヲ徵收シ其ノ時限ハ八日午前九時トスルコト

越えて七日にも商議員會を開いて、賣買本證據金の率を變更增額すると共に建玉の處理方法を左の通り決議した。

一、米ハ現狀ノ儘自然ニ推移スルコト

二、有價證券長期ノ分ニ付テハ前號ニ同シ
但シ當事者相互任意ノ解合ヲ認ムルコト

三、有價證券短期繰延玉ニ付テハ協定シタル一定値段ニ依リ總解合ヲ爲シ清算決濟ヲ行ヒ代引株ニ付テハ組合ニ於テ有志引受者ヲ定メテ決濟ヲスルコト

四、前號解合玉ハ八日本場ニ於テ賣買登錄ヲ爲スコト

尤も此の事變の起つた時は、市場が不振であつて取組が比較的少なく、又八月限受渡履

行直後であつて、建玉の處理には非常に都合の良い時であつた。三日以來大阪、名古屋、神戸等と互に狀勢の報道を交換し、取引員組合では屢々委員會又は臨時總會を開いて、上記の建玉處理方法に付き協議したが、結局株式の長期や米の取引に付ては取引所が完全賠償の責に任じてゐるのだから、取引員としては縱令相場が如何樣に變るとも何等の損害はないことである。併しながら短期取引に至つては、組合は取引所の限度賠償以外は總てを負擔せなければならぬ。然るに現在と違ひ共同擔保資金が充實して居らない當時としては先づ此の短期の取組に對して適正なる措置方法を講ずるのが最善の急務であると云ふのが各地組合の意嚮の歸結であつたらしく、そこで上記のやうな建玉處理方法の決議となり、取引所でもその場合機宜の措置なりとして承認したのである。今解合値段並に玉數を示すと左の通りである。

短期清算取引總解合ニ關スル一覽表

銘柄	繰延玉數(一方)	休會前最終受渡値段	解合値段	取引員組合引受玉數
鐘新株	一、八二〇株	二七二、〇〇円	二六〇、〇〇円	六四〇株
大新株	五、三二〇	七三、〇〇	六五、〇〇	一、六七〇

長期清算取引任意解合ニ關スル一覧表

銘柄	解合玉數（一方） 九月限	十月限	十一月限	解合値段 九月限	十月限	十一月限
東新株	一〇株	五七〇株	一〇株	一五三、一〇円	一五三、四〇円	一五三、六〇円
大新株	三、〇一〇	二、五四〇	—	一四三、一〇	一四三、四〇	一四三、六〇
鐘新株	九三〇	八三〇	四〇	二六〇、六〇	二六一、六〇	二六三、五〇

斯くて翌八日は豫定の通り有價證券市場を開市したが、この日立會前に天野理事より立會人に對し、五日米市場開市前に曾野理事長より與へたと同意味の警告を加へ、且つ立會の混亂を防ぐ爲めに前同樣一店一人に制限した。併しながら何分にも通信機關が杜絶して被害の程度が詳かでない當時に在つては、自然銀行の警戒が頗る嚴に行はれて、而も關東方面に施行の支拂猶豫令は何時關西方面に迄擴大されるやも知れないと懸念して、一部には預金の引出をも急を告げ、金融の梗塞が甚だしいのと、災害地關係會社の株式に於ては殆んど其の價値を認めざる位の悲觀說も生じて一般に證券の換金が急がれ、有價證券の價格は玉石混淆して嫌氣を助長せしめ市場へ賣物殺到し、開市と共に相場は一路奔落し長期取引は大商盛の裡に滯りなく本場の立會を終り、帳簿整理の爲め後場の立會を休會した。

此の日短期取引は總解合の決濟に係るものを形式的に場帳に登錄するに止まり、其の他は更に取引がなく且つ、その後は金融又は物件調達の關係から受渡に支障を來す恐れがあるため、取引員に於て申合せ十二日迄賣買取引を行はなかつた。今長期取引の主なる銘柄に付て休會明け當日本場寄付値段と、休會前日後場大引値段との比較は左の通りである。

株式相場高低比較表（長期先限）

銘柄	限月	九月一日後場大引値段（休會前日）	九月八日本場寄付値段（休會明第一日）	比較安
鐘新株	十一月限	二七六、一〇円	二四六、七〇円	二九、四〇円
大株	同	九五、五〇	七九、〇〇	一六、五〇
大新株	同	七三、二〇	五九、二〇	一四、〇〇
當所株	同	一一〇、五〇	九七、五〇	一三、〇〇
當新株	同	六〇、四〇	五〇、六〇	九、八〇
東新株	同	九四、〇〇	五五、五〇	三八、五〇
日清株	同	一一〇、〇〇	九二、[illegible]	一八、〇〇
日本麦酒株	同	一四八、五〇	一三九、〇〇	九、五〇
日石株	同	七五、三〇	四四、七〇	三〇、六〇

七、銀行取付騷と支拂猶豫令施行

昭和二年突如襲來した財界の破綻は、遂に若槻內閣の辭職となつた位で、財界安定の使命を帶びて田中內閣が代つたが、尋常一樣の手段では容易に安定を圖ることが出來ないので、組閣後直に支拂猶豫令の公布を見た。其の影響に依り取引所も四月二十二日から五月十二日迄立會を停止した。此の間に建玉の處理として四月二十五日と五月十二日に證券、四月二十八日には米の爲めに臨時開市を行つて、一部の玉の整理をしたのみであつた

今當時の大勢を回顧するに、久しく不況に沈淪した我が財界は愈々梗塞して、先づ朝鮮銀行及臺灣銀行の危機となり、天下の巨商大店が相次いで破綻し、川崎造船所の如きも回春の途なき狀況に陷り流言蜚語が盛んに行はれて、爲めに財界は全身不隨の慘狀を呈したのであつた。抑も斯くの如くになつたのは、要するに關東震災當時に於ける所謂震災手形の跡仕舞が動機となつたのであつて、憲政會內閣が同年二月震災手形救濟案を帝國議會に提出した際は、既に財界に危機を萠して居た時であつたが、片岡大藏大臣が議會に於て東京の渡邊銀行の危殆を口走つたので、同行はそれが動機となつたものか、遂に閉店の止むなきに至り、同行に關係のある三、四の銀行亦臨時休業となり、更に川崎と關係の深い十

五銀行と近江銀行とが休業するに及んで、人心は極度に神經過敏となつて、銀行取付騷ぎは全面に擴がり、遂に三井・三菱・第一・住友・安田の如き一流銀行にまで取付けが行はれたのである。現に京都に於ても、四條烏丸の銀行街は預金取付者が列を爲してゐた程であつた。

支拂猶豫令は實に此の當時に於ける最も適切なる非常措置であつて、取引所は此の政府の財界安定の措置に順應すべく、兎も角四月二十二日より同二十四日迄臨時休會を爲し、其の間に建玉の處理方法を講じた。今其の處理方法の概要を左に摘記する。

證券部處理方法

長期

一、四月二十五日ヨリ五月十二日迄長期取引ノ立會ヲ休止ス但シ四圍ノ事情開市ヲ許スモノナリト認メタルトキハ開市ヲ爲スコトアルヘシ

當限（四月二十五日限）

一、四月二十五日ニ受渡希望ノ分ヲ除キ（可成受渡ニ依ラス乘替ノ方針ヲ採ルコト）六月五日限ニ乘替ス

一、乘替値段ハ四月二十一日最終約定値段ヲ標準トシテ日歩二錢五厘ノ割及配當關係ヲ考慮シテ六月五日限ノ値段ヲ推定シ四月二十五日後場ノ立會ヲ開キ之ヲ取引所ノ帳簿ニ登錄ス

一、乘替ノ委託手數料ハ免除スルモノトス

一、繰上受渡提供ノ證券ニ付テハ引受人ヲ定メ組合ニ於テ適當ニ之ヲ處理スルモノトス

一、五月十三日受渡ヲ行フ

中限（五月十五日限）

一、五月十日迄ニ委託者ノ承諾ヲ得テ取組玉全部ヲ六月二十五日限ニ乘替ス

一、乘替値段ハ四月二十一日最終約定値段ヲ標準トシテ日歩二錢五厘ノ割及需給關係ヲ考慮シ六月二十五日限ノ値段ヲ推定シ五月十二日特ニ本場ノ立會ヲ開キ之ヲ取引所帳簿ニ登錄ス

一、乘替玉ノ委託手數料ハ之ヲ徴收セス取組玉全部乘替ノ場合ハ五月十三日ハ中限ノ立會ヲ休止ス

先限（六月五日限）

一、四月二十五日後場乘替ニ依ル場合ノ外同日ヨリ五月十二日迄立會ヲ休止ス

短　期

一、四月二十五日ヨリ五月十二日迄立會ヲ休止ス

一、現在取組玉ハ五月十三日迄繰延フルモノトス

一、受渡ハ五月十三日ヨリ之ヲ行フ

一、四月二十二日ヨリ五月十三日迄ニ決濟結了日ノ到來スルモノハ五月十三日帳入迄ニ決濟（乘替又ハ受渡）ヲ行フ

一、立會休止中ハ諸株共一切繰延料ヲ徴收セス

但シ代引玉ニ對スル日歩ハ四月二十二、三、四ノ三日分ハ二分シテ取引所及組合之ヲ負擔シ四月二十五日以降休業中ノモノハ買方ニ按分シテ負擔セシム（兩建玉ハ相殺ス）

實　物

一、四月二十五日ヨリ五月十二日迄一切立會ヲ行ハス

一、右休止中ハ可成店頭賣買ハ差控ヘ且ツ異常ナル價格ハ公表ヲ見合ハスヘシ

提供株ノ處理方法

（甲）

繰上受渡提供株ハ受方ノ希望アルモノハ夫々受渡ヲ確定シ受方希望ナキモノハ組合委員長ノ指定セル取引員ヲシテ代ツテ受株ヲナサシム

委員長ノ指定シタル取引員ノ受株ニ付テハ當限ハ先限ヘ又中限ハ新甫ヘ乘替之ヲ更ニ繰上受渡提供ヲナサシム

（乙）

四月二十六日ヲ支拂期日トセル手形（當限ノ分）ニ付テハ支拂猶豫令ニ依リ當然五月十七日ヲ支拂期日トスルモ（甲）ニ依ル物件及代金授受ノ翌日五月十四日ニ其ノ支拂ヲナスモノトス

（丙）

（甲）ニ依リ確定シタル受渡物件及代金ノ授受ハ當限ハ五月十三日中限ハ五月十四日トス

當所々屬取引員ニシテ支拂猶豫令ニ依リ該手形ニ付延長期間割引料ノ負擔スルモノハ（甲）ニ依リ委員長ノ指定セル取引員カ六月五日限ニ乘替タル値鞘ヨリ日歩二錢五厘ニ相當ス（四月二十六日ヨリ五月十三日迄十八日間）ノ日歩ヲ該指定取引員ヨリ徴收シ之ヲ按分シ其ノ負擔者ニ交付ス

米穀部處理方法

一、四月二十五日ヨリ五月十二日迄立會ヲ休止ス　但シ當月限處理ノ爲四月二十八日本場立會ヲ行ノ

一、當月限ハ總テ中月限ニ乘替ヲ爲ス　但シ四月限ニテ格付表ヲ驗スル實米ノ渡米希望ニ對シテハ委員會ニ於テ處理ス其ノ申出ハ本日限トス（四月二十七日）

一、中月限乘替値鞘ハ金七十七錢上鞘トス

一、乘替ニ依ル委託手數料ハ徴收セス

一、中月限ハ當月限乘替ノ外先月限ハ總テ其ノ立會ヲ行ハス

註　先月限ハ履行期カ休止中ニ屬シナイノテ處理方法トシテハ單ニ其ノ立會休止ニ止メタ

本件の勅發するや、四月二十五日付商第三五二九號にて、取引所令第十七條第三項に依り、商工大臣から業務規程の變更を命じて來た、即ち左の通りである。

清算取引ニ關シ昭和二年四月二十六日ヨリ五月十二日迄ニ授受スヘキ物件及金錢ノ授受ハ同年五月十三日之ヲ行フ

賣買手數料及取引稅の免除

如上の乘替に付ては全く形式上の手續に過ぎないから、取引所は賣買手數料を免じた。
（昭和二年五月五日申請同月十三日商工省指令商第三九八七號主務大臣認可）

而してこれに伴ふて、四月三十日取引稅並取引所營業稅の免除を大藏大臣に申請した處別に指令書の交付はなかつたが、監督局を經て稅務署へ内示があり免除の處分を受けた。

八、金輸出解禁と市場の影響

大正六年九月金輸出禁止令が施かれて以來、時々解禁の虚報を傳へて市場を惱まして居つたが、昭和四年七月、政友會に代つて民政黨が廟堂に立つてから鋭意解禁氣運の促進に努め、遂に昭和五年一月十一日之を斷行した。

民政黨は組閣と共に金解禁を目標として緊縮政策を樹て、公私經濟の整理緊縮を高調して朝野人心の緊張を呼號し、解禁の一路に邁進した。併しながら一面解禁後に於ける財界の歸趨は甚だしく危惧せられて證券界は政府の解禁聲明と共に人氣は全く恐怖して慘落をつゞけた。其の後日々に整理緊縮が徹底して人心は極度に萎縮し、事業界。商品界の不振を招來したのみならず、正貨の流出は激增し、偶々印度の綿布關稅の引上と、銀塊の記錄的崩落と、歐米財界の不況などが交々加はつて、疲弊せる我財界を甚しく壓迫して財界の

不況は、更に一段の深刻となり、生糸・綿糸等重要商品を初め、株式は日々暴落を續け、前途は全く豫測の出來ない状態となつた。

財界の形勢が斯の如くなつて來たので、東京・大阪・京都・名古屋・神戸の證券市場代表者は、昭和五年三月六日東京に會合し、當所からは曾野理事長、淺原委員長が之れに加はり、株界安定策として左の決議をなし、濱口首相・井上藏相・俵商相を歴訪陳情した。

決　議

一、現行株式綜合課税ハ株式所有者ノ負擔ヲ重クスルカラ之ヲ源泉課税ニ改メルコト
二、銀行保險會社ノ有價證券買入價格ヲ以テ評價ノ標準ト定メソノ後ノ値下リニ依ツテノ切下ゲノ要セヌ様當局ニ諒解ヲ求メルコト
三、日銀ノ見返擔保品ノ擴張
四、重要輸出品ノ奬勵
五、關稅ノ合理化
六、流言蜚語ノ取締

次で四月十六日、東京に於て源泉課税問題に就き、全國株式取引所及同取引員組合聯合協議會が開かれ、當所からは代表として杉本委員が上京した、其の節にも同聯合會の名に於て左記の決議をなし、更に首相・藏相・商相其の他關係當局を歴訪陳情した。

決議

財界現下ノ狀勢ハ誠ニ深憂ニ堪ヘズ政府ハ速ニ財界安定ノ方法ヲ講セラレンコトヲ望ム

併し乍ら政府の方針、政策は依然として動かなかつたので、財界の不況は容易に革まらず、購買力の減少に伴つて商品界の不振は彌々甚だしく、事業界の困憊は其の極に達し、都市の失業者は益々増加し農村方面の疲弊も亦甚だしく、財界の前途は愈々不安の狀勢に陷り遂に恐慌狀態を現はして前途頗る憂慮すべき狀況に立ち至つたので、六月二十五日京阪神三證券市場の代表者は、大阪に聯合協議會を開き、當所からは竹澤理事及杉本委員が之に參加し、協議の結果左記申合せ及救濟案を決議し、之に對して關西側の有力なる經濟團體の協力を求めると共に、一面東京株式取引所及同取引員組合へも檄を飛ばし、全國株式取引所及同取引員組合聯合會の開催を求め、其の決議を以て具體的の運動を起すことに決定し、更に翌二十六日當所竹澤理事。淺原委員長。杉本委員は大阪、神戸の市場代表者と共に大阪商工會議所。大阪銀行集會所。大日本紡績聯合會。信託協會關西支部及保險協會等を歷訪して其の贊同を求め、二十七日には曾野理事長。竹澤理事。淺原委員長。杉本委員は大阪。神戸の代表者と共に、京都商工會議所に大澤會頭を訪問して懇談を遂げ二十八日には竹澤理事。杉本委員が大阪・神戸の代表者と共に神戸商工會議所を訪れて其の協力

を求めた。

其の後政府當局に對する運動は全國株式取引所及同取引員組合聯合大會の決議を以てする筈であつたが、東京側と協議の結果關西側が單獨に之に當ることゝなつたので、當所よりは谷野理事長及杉本委員が東上し、大阪・神戸の代表者と共に、三十日首相・藏相・商相等に會見陳情し、尚ほ當日の政務官會議の席上に於ても其の主旨を具陳する所があつた。

申合

吾財界ノ不安現狀ハ坐視スヘカラサルモノト信ス此ノ際一般財界安定ノ爲メ政府及財界各方面ニ於テ速カニ適當ナル對策ヲ講セラレンコトヲ望ム

右目的達成の實行方法として左の諸件の要望を申合せた。

一、證券投資會社ノ設立若ハシンヂケート團組織ノ件
二、買入價格ニ依ル財產目錄調製ノ暫定便法ノ件
三、財界安定ノ爲メ預金部資金ヲ適當ニ運用セラルヽ樣要望ノ件
四、諸會社ニ買入消却ニ依リ減資ヲ爲サシムル件
五、事業會社ノ合理化促進及其ノ保護ニ關スル件
六、源泉課税ノ法律改正ノ件

七、場外空賣買取締ノ件
八、失業者救濟ノ見地ヨリ勘クトモ地方債ノ發行ニ付テハ非募債主義ヲ緩和シ事業ノ振興ヲ期スル件
九、軍縮ニ依ル剩餘金其ノ他ヲ以テ失業者ノ救濟費ニ充當シ時局ニ對スル施設ニ資スル件
十、日銀利下及見返擔保擴張ノ件

此の財界救濟運動は、忽ち京阪神の商工會議所及有力なる經濟團體の共鳴を得たのみならず、之れが動機となつて財界全般の注意を喚起し、軈て保險協會。銀行代表者の會合となり、日銀のシンヂケート銀行招集となり、政府と實業家の懇談となつて、茲に官民一致の眞劍な財界救濟對策講究が始まるに至つたので、當面の不安人氣も稍々安堵の狀勢を示して來たが、何分對外的の一大旋風であるから事態は容易でなかつた。終りに參考の爲め當時に於ける本所短期取引の主力株に付、株價下落の跡を見ると左の如くである。

銘柄別		昭和三年七月	昭和五年三月	昭和五年七月
當所株	最高	一二〇、〇〇円	九一、三〇円	八一、二〇円
	最低	一一二、一〇	八六、〇〇	七八、三〇
東新株	最高	一九四、九〇	一〇三、五〇	九四、二〇
	最低	一七六、一〇	九五、六〇	八四、三〇
鐘紡株	最高	二七九、〇〇	二一七、三〇	一三四、四〇
	最低	二六三、〇〇	一九二、八〇	一一八、四〇
大新株	最高	一〇三、八〇	五四、五〇	五一、〇〇
	最低	九一、二〇	四九、九〇	四三、〇〇

九、昭和五年の米價暴落

昭和五年十月三、四日兩日米の立會を休止したが、これは十月二日發表の第一回米作豫想が、未曾有の大豐作を示したので、相場の變動を虞れた爲めである

端境期の品カスレ懸念から他の物價に比して米價は割高を示してゐたが、作柄が順調に推移して中分の無い秋日和に無類の出來榮を謳歌され、内地米六千四百萬石、朝鮮米一千七百五十萬石說が唱へられ、九月下旬には先限(十一限)、十九圓台を示すに至つた。然るに第一回米作豫想は内地米六千六百八十六萬七千五百三十石、朝鮮米一千九百二十九萬六千四百六十一石と云ふ有史以來の大豐作であつたので、發表直後の立會後場大引は當限(十限)十八圓三十九錢、中限(十一限)十七圓十六錢、先限(十二限)十六圓五十二錢と前日に比して、當一圓七十八錢、中一圓五十九錢、先一圓六十一錢方の激落を告げ、翌三日本場一節は引續き、當限十七圓五十九錢、中限十六圓四十五錢、先限十六圓丁度と慘落し、前途尙は停止の狀況がなく、市場は非常な刺戟を受けて騷然たるものがあつた。而して當時取組は表面七、八萬石に過ぎなかつたが、懷玉を合せば可成りの數量に上つてゐた。

斯の狀況は勿論全國的の趨勢であつた。然るに當所としては豫想發表後二回も立會を行

つてゐるので、市場は殺氣を帶びてゐる内にも、比較的平靜を保つて居つたが、各地市場との關係上、臨時增證據金を徵收して午後の立會を休止し、翌四日も各地市場の休會に順應して立會を休止した。

此の間組合委員會の斡旋に依り三日の寄付値段で各限を通じて約五、六萬石の任意解合が成立したので、その後は事なく推移した。併しながら此の米價暴落が原因して、農村救濟米價問題が喧ましくなつたのである。

十、昭和六年九月に於ける株式市場の恐慌（滿洲事件）

昭和六年春頃に至り、株式界は稍々好調の曙光を萠して、好景氣は株式界よりと思はせたが、併し一般經濟界の情勢は兎角之に伴はざるものがあり、殊に世界各國の赤字財政問題は、全く全世界の財界を壓迫し所謂暗雲低迷の境地に彷徨せしめた。

此の間に在つて彼の獨逸戰債償還一ケ年間の延期はフーバー景氣を現出し、一時財界の寵兒であつたが、深刻なる不況は忽ちにして之を泡沫の内に葬り去つたのみならず、之が動機となり却つて、英、獨の財界は世人の想像以上に惡化せる事を暴露したので、著しく海外事情に鋭敏の度を增した吾が經濟界が、其の影響を蒙らざる譯はなく、株式界亦これ

を見逃がす筈はなかつた。然るに偶々九月十八日深更、支那官兵の奉天附近に於ける滿鐵破壞問題が導火線となつて日支兵の衝突となつた。此の報が一度内地に傳はるや國内頗る緊張し、從來紛糾せる日支間の感情より見て、一事變なくては濟まされぬ關係を生じた。

斯くて十九日の當市場は果然戰爭相場を現はして弱氣横溢し、遂に後場大引には前日より鐘紡八圓・大新五圓・東新七圓四十錢方の大暴落を演じ、之が爲め取引員の店舗は帳簿整理に何れも相當混雜を呈した。

この情勢の下に二十日は幸ひ日曜で休會であつたから其の間に陣容の建直しも出來、二十一日の立會は平穩裡に開始せらるゝ事と思つて居つた處へ、その朝になると今度は英國財界の危機が傳へられ、二十日午後十一時四十五分ロンドン發の特電は「イギリス政府は英蘭銀行と相談の結果、金本位制を一時中止するに決定した。これに必要なる法律は二十一日中に議會を通過の筈」…と報じ、亦聯合ロンドン二十日發至急報には「イギリスの協力内閣はその財政的重大危機に鑑み、本日夜半即ち二十一日午前零時を以て、イギリスは金本位制より離脱する旨聲明する事となつた。これに必要なる立法手續は、二十一日の議會に上程緊急通過を求められる筈であるが、一方株式取引所は二十一日臨時休場することになつた」…と報じ、更に金利引上げに關し「英蘭銀行公定割引歩合を二十日、四分半よ

り一擧に一分半引上げ六分丁度に改訂し、二十一日の月曜より實施する旨公表した」…等等、新聞號外の報ずる處であつたが、右の情報は東京及大阪市場は云ふに及ばず、我京都市場に於ても定刻立會前、既に一般の知る處であつて、氣配著しく惡化し形勢不穩の兆があつたので、理事者は立會前各地市場と連絡を取つて萬全を期した。

軈て東京及名古屋市場は、立會の延刻を報じた。當所は大阪市場の形勢と相待應しつゝ愼重に立會を開始したが、相場は果して瓦落し、殺氣彭湃として市場に漲り、到底安穩裡に立會を繼續する事能はざるの形勢に立至つた。

是れより先き、東京先づ立會を休止し、名古屋之に倣ひ、次で大阪市場も亦休止するに至つたので、本所に於ても遂に立會を臨時休憩して、急遽商議員會を開き、左の事項に就て協議をしたが、これは他市場の振合を參酌する必要があり、大阪。神戸各取引所とも協議をして、本場は休憩の儘爾後の立會を休止することゝした。

一、休憩後の本場立會續行可否

二、後場の立會を如何にすべきか

三、臨時增證據金徵收の可否、値洗金の即納計算の可否

斯くて商議員會では、後場の立會は業務規程第二十六條及第三十四條第二號に依り立會

を休止することに決定し、左の通り市場に掲示した。

昭和六年九月二十一日掲示

一、有價證券本日後場立會ヲ休會ス

　短期清算取引受渡値段ハ本場最終値段ニ依ル

此の場合に於ける短期主力株の前日大引値段と休憩直前の値段とを比較すると左の通りである。

株式相場高低比較表

銘柄	前日大引値段	休憩直前値段	比較安
東新株	一二一、二〇円	一〇四、七〇円	一六、五〇円
鐘紡株	一八五、八〇	一七二、五〇	一三、三〇
鐘新株	七五、六〇	六四、〇〇	一一、六〇
大株	七三、一〇	六二、五〇	一〇、六〇
大新株	六五、〇〇	五五、七〇	九、三〇
當所株	九七、一〇	九〇、〇〇	七、一〇
當新株	四六、三〇	三八、五〇	七、八〇

尚ほ主なる銘柄の値下りに依る短期繰延玉の引直差金と、株式長期及米の追證據金計算を示すと左の如くである。

短期繰延玉引直差金計算

銘柄	繰延玉數	引直差金	受渡値段 十九日	受渡値段 二十一日	差額
當所株	二、七二〇株	二一、七六〇円	九八円	九〇円	八円
當新株	二、七六〇	二二、〇八〇	四七	三九	八
大株	一、六七〇	一八、三七〇	七四	六三	一一
大新株	一三、三八〇	一二〇、四二〇	六五	五六	九
東新株	二一、二九〇	三六一、九三〇	一二二	一〇五	一七
日産株	二、九七〇	二、九七〇	一九	一八	一
同新株	一二〇	一二〇	五	四	一
日糖株	八一〇	三、二四〇	三五	三一	四
京電燈株	四、九七〇	四、九七〇	五一	五〇	一
滿鐵株	四七〇	四七〇	四七	四六	一
東瓦斯株	五一〇	五一〇	八〇	七九	一
鐘紡株	四、八四〇	六二、九二〇	一八六	一七三	一三
鐘新株	五、六二〇	六七、四四〇	七六	六四	一二
日石新株	一、一五〇	二、三〇〇	三〇	二八	二

銘柄	未經過玉數	引直し金	十九日 差	二十一日 追徵	額
日石株	四七〇株	九四〇円	三二	[illegible]	[illegible]
淺野株	[illegible]	六三	三三	[illegible]	三
淺野新株	七八〇	七八	一一	一〇	一
東紡株	四三〇	六、八八[illegible]	一三七	一二一	一六
日本レイヨン株	[illegible]	四[illegible]	一六	一四	二

長期株式建玉及追證據金

銘柄	建玉數	金額	銘柄	建玉數	金額
當所株	一、四五〇株	七、二一〇円	鐘紡株	七一〇株	一一、〇八〇円
當新株	一五〇	一、五二〇	鐘新株	一、八一〇	二一、六〇〇
大株	三四〇	三、〇六〇	麥酒株	二一〇	三〇〇
大新株	三、七八〇	三七、七九〇	米	八六、五〇〇石	一二七、九〇〇
東新株	一、五九〇	四八、三四〇	計		二五八、八〇〇

越えて二十二日に於ても、午前八時から商議員會を開いて立會の可否に付き協議を行つたが、東京、大阪を始め各地取引所が依然休會に決定したので、當所に於ても同一行動を取つて休會した。

斯くて二十三日に至り、重ねて商議員會を開き、立會の可否に就て協議したが、流石に二日間の休會後とて氣配は稍々鎮靜の觀があり、各地取引所に於ても、立會開始の報を得たので、當所に於ても定刻より立會をすることゝし極めて緊張裡に開始した。然るに最初は頗る平靜であつたが、何分にも世界的爲替相場の變動と、滿蒙事件により生じたる支那の全國的排日熱の勃興に、不安人氣は容易に解消の樣子なく、市場の形勢は刻々不穩に傾き、投げは投げを呼ぶの狀勢に變じ、愈々恐怖的人氣を釀成し、果然引際に至つて相場は狂瀾的に崩れ立ち、場面は殺氣みなぎり、一大混亂に陷つたので、正午一と先づ休憩を宣し人氣の鎮靜を圖り、漸やく十二時十五分から各銘柄毎に順次大引のみの立會を行つたが其の相場は別に記載する通りである。

後場は本日の大商盛で帳簿整理の必要もあり、且つ人氣の安定を圖る爲めに、各地市場とも協議の上一齊休會に決めた。

後場の休會を決定した商議員會は、引續き開催して短期賣買本證據金の引上其の他、種々善後の對策に付て協議を行つた。

短期取引主要株の相場（九月二十三日）

銘柄	寄附	休會直前	大引
東新株	一〇六、円[illegible]	一〇一、円〇〇	一〇一、円六〇
鐘紡株	一六八、九〇	一五九、八〇	一六〇、四〇
鐘新株	六三、〇〇	五八、六〇	六一、五〇
大新株	五六、一〇	四八、五〇	五二、八〇
當所株	九三、〇〇	九〇、九〇	九一、〇〇
當新株	四三、〇〇	四二、〇〇	四〇、一〇

翌二十四日は秋季皇靈祭で休日であつたが、東京市場に於て値合金の納入に甚だしく困難を來したる外、解合談が擡頭し、此の解決を見る迄は市場再開不能との情報があつたので、午前八時から商議員會を開いて善後策を講じたが、東京市場が既に休會に決定し、阪神市場も亦東京市場に對應して休會した以上、當市場も亦休會するより外はなかつた。

此の間當市場としては、二十一日と二十三日との暴落で、取組玉の整理も相當に行はれたが、一面財界異常時に當面して人氣は極度に萎縮し、短期取引の繰延玉に在つては、強制解合をも豫測された程であつたから、賣方では一と先づ渡株をするのが、安全と思惟さ

れるに至り、渡株激増に伴ひ代引株は俄かに増嵩した。

即ち短期取引の二十五日受渡後の繰延玉は左の如くである。

銘柄	繰延玉總數量	代引玉	銘柄	繰延玉總數量	代引玉
東新株	二〇、二六〇株	一一、二二〇株	當新株	二、六一〇株	一、三二〇株
鐘紡株	四、五七〇	―	京電燈株	四、六五〇	三、二七〇
鐘新株	五、一一〇	一、一五〇	其他ノ諸株	一四、七五〇	八、五八〇
大新株	一三、二五〇	六、八三〇	計	六九、二九〇	三五、六九〇
當所株	四、〇九〇	三、三二〇			

右の如く代引玉は繰延玉總數量の五割以上に達し、代引金額は雜株を加へると三百萬圓に上るの狀況を呈し、當市場として單獨の立會は甚だしく困難の狀勢であつた。

當所の狀況及之に對する措置は前述の通りであるが、今回の事態は取引員に取つては、昭和二年の**モラトリアム**施行當時以上に重大であつて、各店では委託者の利益計算に就ては勘定金の支拂を要し、之に反して損失計算となる委託者に對し、取引員より如何に請求するも勘定金の精算は絕對望むことを得ざる狀態であつて、東京市場の如き多大の取組玉を擁する處では、立會不能も亦當然と見做されたのである。故に取引員の一部に於ては總

解合が相當强調されたが、之に對して市場の信用上、反對說を固持する者もあり遂に纏らなかつた。

斯くの如く立會不能が數日も續いたので、俄かに京・阪・神三市場の對策協議會を、二十五日午後六時から大株市場に於て開催することゝなり、本所よりは竹澤理事及杉本委員長が出席した、協議會は東株の要望もあるので、二十六日は引續き休會と決定したが、二十八日（二十七日日曜日）休日明けは、東京市場の開否如何に拘らず再開を申合せた。

京。阪。神三市場の協議が、既に斯くの如くであつたので、二十六日も例に依り午前八時から商議員會を開いて本後場共休會することに決定した。

二十八日市場の再會は確定的であつたが、尚ほ一部には多少の懸念もあつたので、早朝から理事長を始め、各幹部、組合側も委員全員參集し、各地の狀勢に注意したが、二十三日後場以來數日に渉つて休會を續けた市場も、漸やく前途の見極めがついたので、愈々全國一齊に定刻開市することに決定した。依つて組合では本日の立會には、短期取引主力株は一銘柄一店一人に限ることゝし、且つ立會に先立ち掛員から立會人に向つて、ウリ、カイ共に急激なる呼値を立てざる樣特に注意し、極めて愼重なる立會を開始したが、流石處分的賣物の殺到止まず諸株は尙ほ一齊に一段安を告げた。

偶々滿蒙獨立國建設計畫の**ニュース**に人氣は好轉し、多少の買物現はれ、相場は一歩戻り足に轉ずる等、波瀾重疊を繰返して本場は自然大商盛を呈し、立會長時間に亘つたので後場は一時三十分から開始したが、相場も漸次安定模樣となり、大風一過の觀を呈して終りを告げたが、當時に於ける當所及取引員組合主腦部の苦心は一通りではなかつた。

十一、昭和六年十二月の内閣更迭と金輸出再禁止

引續く財界不況の深刻化に加ふるに、滿洲事件勃發後の國內事情は、重大なる國際關係と相絡らんで著しく不安を齎らし、是に對する若槻內閣の政策は漸次行詰りとなり、昭和六年十二月十一日、遂に瓦解の止むなきに至つた。翌十二日は後繼內閣の金輸出再禁止を見越して、朝來諸株式の相場奔騰して商情甚だしく活況を呈し、後場の證券市場は帳簿整理の爲め立會を休止した程であつた。

而して市場の狀勢は、爾後益々波瀾を含むものと豫想されたので、賣買證據金及委託證據金を引上げ、專ら警戒に努めた。越えて十四日は十三日（日曜日）の休日中に犬養內閣成立し、其の直後金輸出は再禁止となり、且つ財界に於て最も惡材料とした增稅案の廢棄等諸其他の好轉を見越されたので、市場の人氣は立會前既に殺氣漲り、形勢極めて穩かならず

るものがあつたので、直ちに商議員を招集して市場立會の可否、其の他に付て緊急協議を遂げたが、各市場とも同樣の事情で到底開市することが出來ないことが判つたので、各地市場と共に有價證券市場は十四・十五・十六日の三日間立會を臨時休止することゝなつた

これと同時に米清算市場も同樣の影響を受けたが、十二日は幸に異常なる相場を現はさなかつたので、本後場共立會を繼續し、休日明けの十四日も一應立會を開始した、同日は第一節から頗る强調を呈し、第三節立會直前に至り、氣配は俄然沸騰し、各地の情報亦穩かならざるものがあつたので第三節以降の立會を休止し、引續き十六日の本場まで休止を繼續したが、其の間に人氣著しく鎭靜に歸したので、同日後場定刻より立會を開始した

此の間當所及取引員組合に於ては、連日善後處置に付き鳩首協議を重ねたが、如上の經濟政策上一大變革に直面し、建玉を其の儘に存置して立會を續行することは公定相場決定上不公正なるのみならず、決濟上甚だしき困難に陷るの危險を生じ、延ては財界に及ぼす影響尠からざる虞があつたので、取引員組合は之が對策として組合員全員の同意を得て有價證券の長。短期共建玉全部の解合を爲すことゝなり、其の方法を左の如く協定實施した。

總解合處理方法

一、長期及短期取引ノ建玉全部ハ反對賣買ニ依リ總テ決濟ノ爲スモノトス

一、決濟値段ノ左ノ方法ニ依リ別表ノ通定メ十二月十五日取引所帳簿ニ登錄ノ爲スモノトス

（イ）短期決濟値段

十二月十三日大引値段ニ依ル（大引値段ナキモノハ委員會ニ於テ定ム）

（ロ）長期決濟値段

當月限　短期ノ値段ニ準ス

中月限　貳錢ノ割合ニ依ル三十日分ノ日歩ヲ加算シタルモノ

先月限　貳錢ノ割合ニ依ル六十日分ノ日歩ヲ加算シタルモノ

一、長期繰上渡株及短期代引、假渡株ニ付テハ組合ニ於テ引受ケ決濟ノ爲ス

一、前項長期繰上渡株及短期代引株ハ各銘柄毎ニ解合前ノ兩建ヲ相殺シタル殘玉ノ買方ニ按分シ解合値段ヲ以テ現物取引ノ優先ノ認ム

短期決濟値段（主なる銘柄）

銘柄	決濟値段	銘柄	決濟値段
當所株	九四、〇〇円	日糖株	四二、二〇円
當新株	四五、〇〇	京電燈株	四四、五〇
大株	七三、〇〇	京阪株	二四、五〇
大新株	六五、〇〇	京瓦斯株	七七、〇〇
東新株	一四二、五〇	同新株	二四、四〇

銘柄	決済値段	銘柄	決済値段
商船株	二四、〇〇円	鐘紡株	一八八、八〇円
郵船株	三六、〇〇	鐘新株	八一、五〇
日産株	二四、〇〇	日毛新株	三一、〇〇
日石株	三八、八〇	満鉄株	五五、〇〇
日本レイヨン株	一一、〇〇		

長期決済値段（主なる銘柄）

銘柄	當限	中限	先限
當所株	九四、〇〇円	九四、六〇円	九五、一〇円
當新株	四五、〇〇	四五、三〇	四五、五〇
大株	七三、〇〇	七三、四〇	七三、九〇
大新株	六五、〇〇	六五、四〇	六五、八〇
東新株	一四二、五〇	一四三、四〇	一四四、二〇
京電燈株	四四、五〇	四四、八〇	四五、〇〇
鐘紡株	一八八、八〇	一八三、七〇	一八四、八〇
鐘新株	八一、五〇	八〇、四〇	八〇、九〇

賣買手數料及取引税の免除

右總解合に依る短期清算取引の決濟玉に對する手數料は、事情已むを得ざるものがあつたので、主務大臣の認可を得て賣買・委託共に之を免除したが、これと同時に昭和二年支拂猶豫令發布當時の前例に依り、税務署の諒解を得て取引税も免除を受けた。

十二、五・一五事件

昭和七年五月十五日（日曜日）、帝都に於て犬養首相が兇變に斃れた。當時の社會狀勢は、外に滿洲並に上海事變があつて、之に伴ふ國際聯盟の形勢混沌として極度に人心を刺戟するあり、內には久しきに亙る經濟界の不振に依りて、農村の疲弊困憊、中小商工業者の窮迫其の極に達し、世情動もすれば常軌を逸せんとし、二月七日には井上前大藏大臣の暗殺となり、越えて三月五日には團琢磨男の兇刃に斃るゝあり、物情騷然たる折柄であつたので突如として此の重大事變が報道せらるゝや、國民は非常なる衝動に襲はれた。

而も其の眞相が審かでなかつたので、其の不安は當然市場に反映し、到底平穩なる開市を見ることが出來なかつたので、人心の鎭靜を待つ爲めに各地市場と協調し、證券部は十六日・十七日の兩日、米穀部は十六日の立會を休止し、之に伴ふて東新株外五銘柄及米に

付ては五月十六日現在取組高に對し、賣買双方より左の通り臨時増證據金を徴收して再開後の安定に備へた。

一、株　式（長期、短期共各十株ニ付）

東新株	三〇圓	鐘紡株	四〇圓
鐘新株	二〇圓	大新株	二〇圓
日魯株	二〇圓	日産株	二〇圓

一、米　（各限月共百石ニ付）　三〇圓

一、納入期限　五月十七日午前九時迄

休會明けの市場は休會前に比して、米は五十錢方、株式は東新八圓七十錢方、鐘紡五圓七十錢方下放れ、其の他の株式も幾分の低落は免れなかつたが、總て人心の安定に伴ひ平穩に立會ふことが出來た。

十三、國際聯盟脫退前後の財界情勢

昭和七年末頃から、政府のインフレーション政策を謳歌して、證券界は異常の活況を呈し、諸株一齊に昂騰し、近來稀な高値に躍進し、各地市場共に多額の高値取組を見るに至

つたが、急激な物價騰貴を警戒した政府は、日銀をして**オーフン・マーケツト・オペレーシヨン**に依り、急激に三億圓の通貨を收縮せしめたので、形勢忽ち一變して反落歩調を辿り、値頃の低下につれて高値取組の重壓は愈々加重して來た。（二月上旬に於ける當市場の取組は十五萬株であつたが、東京市場の如きは長期二月限のみでも百二、三十萬株の取組があつた）滿洲問題に絡まる國際聯盟の形勢我に利あらず、遂に聯盟脱退を餘儀なくせしむる狀態となり、加之其の結果は經濟斷交或は經濟封鎖等の懸念をも構え、株價の低落は滔々として止まる處を知らざるの慘狀を呈し、遂に二月十五日に至り、期せずして高値取組玉の投げを喚び、茲に大暴落を演出したので、帳簿整理の必要を生じ、同日後場は臨時休會したが、當日本場のみの賣買（片方）で、十三萬餘株に上る程の大商盛であつた。

金融恐慌の對策に疲れた米國は、遂に昭和八年三月五日金本位停止を斷行し、全國の銀行及市場に休業を命じたが、この結果に依る米日爲替の變動は、尠なからず我が經濟界にも懸念され、六日立會前の氣配は鐘紡東新等の主力株は、何れも二十圓程度の大巾安を唱へ立會不穩に陷る形勢が顯著であつたので、市場の混亂を防止する爲め他市場とも連絡を取り六、七日の兩日立會を休止し、八日は本場のみ立會を行ひ、後場は帳簿整理の爲め休會した。

第三節　米穀法並米穀統制法

米穀法は大正十年四月の發布で、最初は米價の調節を目的としたが、實効に乏しい爲め大正十四年以來數量調節をも併せ行ふ事に改正し、買上賣下によつて之が調節を圖つた。其の結果は依然として所期の目的を達する事は出來ないのみならず、却つて米の需給調節に害ある結果となつた。米取引所に於ては、昭和三年九月十七、八日の兩日、東京に幹事取引所及同取引員組合の聯合會を開いて、米穀法の廢止運動を起すことを決定したが、偶々大日本米穀會に於て、同年四月岡山市に於ける總會の決議に依り、本問題の調査を爲すことゝなつて居つたので、その調査の結果を待つことゝした。然るに其の後政府は之が爲め年々多額の損失を來し、昭和六年度末迄に遂に二億圓を突破するの損失を招いたので識者の間にも亦屢々米穀法の廢止が唱へらるゝに至つた。

他面農村の疲弊は年と共に益々深刻となり、農村救濟の聲は愈々眞劍味を加へて來たので、政府に於ても農村救濟策として蠶絲業の根本的改善及米穀制度の根本的政策を企てることゝなり、昭和七年五月農林省に米穀部を新設し、政友會の主張せる米穀專賣案を基礎

調査會では委員中よりも四つの私案が提出されたので、是等を取捨撰擇して現行米穀法を基礎とし、之に米穀管理及米價公定の精神を加味した「米穀統制案」を得、昭和八年一月十五日の米穀統制調査會に於て可決されたが、此の統制案を基調とした米穀統制法は、二月十六日衆議院に上程され、三月四日同院を通過し、同月二十三日貴族院を通過して、同月二十八日法律第二十四號を以て公布され、昭和八年十一月一日から實施されることになつたのである。

米穀統制法實施後に於ける當所米清算市場の狀況を見るに、同法は昭和八年十一月一日から實施せられたが、之より先き同法が議會に提案されたる二、三月の頃より既に取引に衰退の徴を現はし、其の公定米價（最高三十圓五十二錢、最低二十三圓三十二錢）の決定に伴ひ、將來相場は豐作時に於ては最低價格に、又凶作時に於ては最高價格に膠着することとなる爲め、取引の興味を減殺すること甚だしく、賣買高は日一日と凋落した。

いま此の賣買高を統制法實施前五ヶ年間の平均と、實施後一ヶ年間との比較を月別に示すと左の通りで、殆んど毎月八割方の激減を示して居る。

米穀對策委員會を設けて、統制法の補強工作を講ずると共に、米穀の根本對策を樹立せむとするに至つたので、その曉に於ける全國米穀取引所及同取引員の希望は、將來全く絶望の運命に逢着し、數年來の苦心も水泡に歸せむとするので、せめて現實に被りつゝある損害に對し、補償法の制定を當局に要請することゝなり、全國の取引所及取引員組合と協調して、目下對策を講じてゐるのである。

第四節　取引員の支店出張所問題

取引員が支店又は出張所を設置することは、取引所法第十一條の四に於て嚴に禁止する所であるが、東京及大阪等の大市場に於ける一部取引員の間に在つては、此の規定の緩和若くは撤廢を要望し、屢々全國株式取引員聯合大會に提案して、各地當業者の同意を求めたが、其の都度地方取引員の反對に依り、撤回又は否決されたものである。

然るに輓近復亦本問題の擡頭を見るに至り、動もすれば主務當局を動かさんとするの情勢に立ち至つたので、當所及當所取引員組合は連名を以て商工大臣に對し左の通り反對の意見を具申した。

取引員ノ支店・出張所ニ關スル意見具申書

取引員ノ支店・出張所設置ニ付テハ夙ニ其ノ弊害ヲ認メラレ從來取引所ノ定款ニ規定セシメラレタルモノヲ大正三年ニ至リ遂ニ原則的ニ之ヲ禁止セラルヽニ至リタルコトハ現行取引所法ニ明カナル所ニシテ當業者ニ於テモ偶々其ノ不便ヲ感スルコトアリトスルモ克ク其ノ事由ヲ體シ國策上眞ニ止ムヲ得サルコトヲ認識スルト共ニ斯業ノ狀態ヨリ見テ此ノ大方針ハ將來容易ニ改易スヘカラサル重大事項ナルコトヲ確信スルモノニ有之候從來全國取引員組合聯合大會ニ於テ一部當業者ヨリ之カ解禁方ヲ議セントスルノ意圖ヲ以テ再三提議ヲ見タルコトアリシモ其ノ都度大多數ヲ以テ之ヲ否決シ去リタル事實ハ以テ多數當業者ノ意思ノ存スル所ヲ雄辯ニ語リタルモノニシテ當局ニ於テモ亦能ク既ニ之ヲ認メラルヽ所ト存居候

輓近同業者ノ一部ニ於テ自己營業ノ便益ヲ圖ルニ專念シ或ハ業務振興策ト稱シ又ハ目下我業界ノ緊急事タル場外取引或ハ不良證券業者ノ掃蕩ニ利用スル等ノ美名ヲ籍リテ支店、出張所乃至取次店ノ設置ヲ要望スル者アルニ至リタルハ頗ル身勝手ナル言分ニシテ洵ニ遺憾トスル所ニ御座候若シ夫レ場外取引、不良證券業者ノ取締ニ付テハ自ラ別段ノ手段方法モ可有之儀ニ政府ニ於テモ亦相當御論議中ニ屬スルコトヽ存候

今若シ茲ニ取引員ノ支店、出張所等ノ設置ヲ自由ナラシムルカ如キコトアランカ直ニ其ノ悪用ヲ見ルニ至レハ必然ニシテ等ハ同業者ノ不正競爭ヲ醸成シ取引所ノ地域ニ於テハ取引所ノ特徴タル地區獨占ノ權益ヲ恣ニ侵犯シテ立法ノ精神ヲ亂シ地方ニ於テハ其ノ必要ナキニモ拘ラス却テ地方經濟ノ情勢ヲ破壞シ其ノ弊害ノ及フ所誠ニ憂フヘキモノアルヘシ蓋シ現行法規ニ於テ嚴ニ之ヲ禁止セル所以ノモノ亦實ニ此ノ弊害ヲ防止スルニ外ナラサルモノト相信シ申候

仄聞スル所ニ依レハ目下閣省ニ於テ取引所行政ノ刷新ヲ目的トシ特ニ調査會ヲ設ケラレ各方面ニ亘リ鋭意御調査中ト漏レ

承リ候就テハ本件ノ如キ我國取引所制度ノ傳統的重大事ニ變更無之事トハ存候得共自然萬一ノ場合ニ於テハ寛々ハ如上存意ノ諸點ト御賢察ヲ垂レラレ以テ支店。出張所等ノ設置ヲ認メラルルガ如キコト無之様御明察相願度茲ニ重テ卑見具申仕候也

昭和八年七月六日

京都市中京區東洞院通蛸藥師小路南入東側町

株式會社　京都取引所

理事長　曾野作太郎

同取引員組合

委員長　杉本亀次郎

商工大臣　男爵　中島久萬吉殿

斯かる情勢中に昭和九年五月、商工省は當業者を始め經濟諸團體に對し、取引所制度改善に關する諮問を發して廣く民間の意見を徵したが、從來支店・出張所の設置を要望し來れる當業者はこの機會を利用し、改めて支店・出張所の設置を必要とする旨を、答申したことを知つたので、之に對し當所及當所取引員組合は、其の然らざる所以を答申したが、同年九月取引所制度調査會が成立したので、「**取引員の支店、出張所問題の検討**」と題する

小冊子を發行し、本問題の是非曲直を明かにして、各省大臣を始め貴衆兩院議員。各地新聞社。經濟諸團體等に配布し、廣く識者並に爲政者の批判を喚起する處があつたが、本問題の歸趨は別項取引所制度調査會の公正なる結了に依り、必ずや正當なる判決を下されることであらう。

第五節　臨時休業と休會附立會停止、休止

當所創立以來昭和九年に至る五十年間に於て、特別の事由に依り臨時休業を爲し、又は休會。立會休止をした回數は、凡そ二百回に達して居るが、其の內經濟の異變又は重大事件の爲め豫定通り立會を開始し得ず、或は立會を繼續し能はざりし爲め休會し、又は立會を休止したる回數は略百回に及んで居る。

是等の內その最も著しきものに付ては、前節に於て夫々概況を記載して置いたから、茲にはこれを省略し、唯年月と事由のみを登載する事とした。

臨時休業及休會並に立會停止、休止明細表

年月日	摘要
明治十七年十二月十六日	開業翌日ニシテ事務整頓ノ爲休業
同　十八年一月十七日	定式惣會開設　休業
同　年四月廿一日	稲荷神社私祭　休業
同　年六月三日	琵琶湖疏水起工式　休業
同　年七月廿一日	八坂神社私祭　休業
同　年七月廿八日	同　上
同　十九年十二月廿七日	當所株式ノ賣買不穏當ト認メ同株式ノ立會休止
同　二十年二月十七日	帳簿整理　本場休會
同　年三月卅一日	商船株ノ賣買不穏當ト思量セシニ付本場休會
同　年四月四日	商船株ノ賣買不穏當ト認メ同株式ノ立會休止
同　廿一年六月自十九日至廿一日	當所株式ノ賣買不穏當ト認メ同株式ノ賣買休止
同　年七月十七日	八坂神社私祭　休業
同　年七月廿四日	同　上
同　年十月廿二日	營業延期認可祝莚ノ爲　休業
同　廿二年七月十七日	八坂神社私祭　休業
同　年七月廿四日	同　上
明治廿三年七月十七日	八坂神社私祭　休業
同　年七月廿四日	同　上
同　廿四年五月十二日	露國皇太子御遭難ニ付キ戒愼ノ意ヲ表スル爲　休業
同　年七月十七日	八坂神社私祭　二番立會休止
同　廿七年三月九日	聖上陛下御結婚滿二十五年御慶事奉祝ノ爲　休業
同　年七月十七日	八坂神社私祭　休業
同　廿八年十月十八日	同　上
同　年十月廿二日	平安奠都記念祭　休業
同　廿九年六月十九日	參宮鐵道株ニ限リ帳簿整理ノ爲同株式ノ賣買休止
同　年六月二十日	同　上
同　年九月十日	帳簿整理　休會
同　三十年一月十三日	英照皇太后陛下崩御　休業
同　年二月二、三日	皇太后陛下御靈柩御發着ノ御當日　休業
同　年二月八日	皇太后陛下御大葬　休業
同　年七月十七日	八坂神社私祭　休業
同　年七月廿四日	同　上

年月日	摘要
明治三十年十二月廿一日	帳簿整理 後場休會
同 卅一年 一月十一日	英照皇太后陛下御一週年祭當日 休業
同 卅二年 一月十七日	故貞宮殿下御葬儀 休業
同 年 七月十七日	八坂神社私祭 休業
同 年 七月廿四日	同上
同 年十二月自廿六日至三十日	西成鐵道株ニ付増證據金徵收手續ノ爲同株式ノ賣買休止
同 卅三年 五月 十日	東宮殿下御慶事 休業
同 年 七月十七日	八坂神社私祭 休業
同 年 七月廿四日	同上
同 卅四年 七月十七日	同上
同 年 七月廿四日	同上
同 卅五年 七月十七日	同上
同 年 七月廿四日	同上
同 卅六年 二月廿六日	小松宮殿下御葬送御當日 後場休會
同 年 七月十七日	八坂神社私祭 休業
同 年 七月廿四日	同上
同 年 八月二十日	延取引受渡整理 休會
同 年 九月廿一日	受渡整理 休會
同 年 十月二十日	同上

年月日	摘要
明治卅八年 七月十七日	八坂神社私祭 休業
同 年十一月十七日	大元帥陛下神宮御參拜 休業
同 年十一月廿五日	市民祝賀會擧行 休業
同 年十二月廿九日	仲買人請求 休業
同 卅九年 三月 十日	日露戰役記念日 後場休會
同 年 七月十七日	八坂神社私祭 休業
同 年十二月廿八日廿九日	仲買人請求 休業
同 四十年 一月廿三日	帳簿整理 後場休會
同 年 一月廿五日廿六日	同上
同 年 二月 一日	帳簿整理 休會
同 年 二月 二日	同 本場休會
同 年 二月廿五日	同 後場休會
同 年 七月十七日	八坂神社私祭 休業
同 年 七月廿四日	同上
同 年 十月十八日	帳簿整理 休會
同 年十二月廿七日	仲買人請求 米市場休會
同 四十一年 一月 十日	仲買人請求 米市場後場休會
同 年 七月十七日	八坂神社私祭 休業
同 四十二年 七月十七日	同上

年月日	摘要
明治四十二年十一月四日	伊藤公爵國葬 休業
同四十三年五月二十日	大不列顛國皇帝御大葬御當日休業
同四十四年一月五日	新年宴會祝日 休業
同年六月廿二日	英國皇帝陛下戴冠式御當日休業
同年七月十七日	八坂神社私祭 休業
同四十五年七月一日	諸證據金徵收ノ都合ニ依リ米市場本場休會
同年七月十七日	八坂神社私祭 休業
同年七月廿四日	同上
同四十五年自七月三十日至八月一日	明治天皇崩御 休業
大正元年八月卅一日	今上陛下(大正天皇)御降誕日休業
大正元年自九月十三日至九月十五日	明治天皇御大葬 休業
大正二年七月十七日	有栖川宮殿下御葬儀 休業
同年八月七日	八坂神社私祭 休業
同年八月十四日	同上
同年十月卅一日	天長節祝日 休業
同三年四月十一日	皇太后陛下崩御 休業
同年五月自廿四日至廿六日	皇太后陛下御大葬 休業
大正三年七月廿[illegible]日	八坂神社私祭 休業
同年八月四日	同上
同四年十一月十日	御即位大禮奉祝 休業
同年十一月十六日	同上
同年十一月廿七日	同上
同年十一月三十日	帳簿整理 後場休會
同年十二月一日	同 有價證券市場後場休會
同年十二月二日	同上
同年十二月三日	同上
同五年二月十八日	同上
同年九月十九日	同上
同年十一月三日	立太子ノ禮御擧行 休業
同年十月廿七日	帳簿整理 有價證券市場後場休會
同年十月三十日	同上
同年十一月一日	同上
同年十一月二日	同上
同年十一月六日	同上
同年十一月廿八日	同上

年月日	摘要
大正五年十二月自十三日至十七日	相場暴落ノ處レアリ立會休止
同　年十二月十八日	帳簿整理　有價證券市場後場休會
同　年十二月十九日	同上
同　年十二月二十日	同上
同　年十二月廿一日	營業細則第五十二條第一項第二號　有價證券市場休會
同　年十二月廿二日	帳簿整理　同後場休會
同　年十二月廿三日	同上
同　年十二月廿六日	營業細則第五條　休會
同　六年五月廿四日	帳簿整理　米市場休會
同　年五月廿五日	同上
同　年八月三十日	同　有價證券市場休會
同　年九月一日	同上
同　年十月十五日	同上
同　年十月十六日	營業細則第五條　休會
同　六年十月廿四日	帳簿整理　有價證券市場後場休會
同　七年一月廿八日	營業細則第五條　米市場休會
同　年一月廿九日	同上

年月日	摘要
大正七年四月自十七日至廿七日	米定期取引四月限及五月限ニ對シ主務省ノ命令ニヨリ停止
同　年七月卅一日	營業細則第五十二條第一項第五號　米市場立會休止
同　年八月一日	營業細則第五十二條第一項第二號　米市場立會休止
同　年八月二日	同上
同　年十一月十六日	歐洲戰爭休戰條約成立　休業
同　八年三月三日	李太王殿下國葬　休業
同　年五月七日	皇太子殿下御成年式　休業
同　年五月廿九日	營業細則第五十二條第一項第六號　有價證券後場休會
同　年五月卅一日	同上
同　年六月四日	同上
同　年七月一日	講和條約成立　休會
同　年十月十六日	仲買人ノ請求　有價證券市場休會
同　年十二月六日	市制施行三十年記念祝賀休業
同　九年三月十六日	帳簿整理　後場休會
同　年三月十七日	同　有價證券市場休會
同　年四月七日	同　同　後場休會

年月日	摘要
大正九年四月八日	帳簿整理　有價證券市場休會
同　年四月十日	營業細則第五條　休會
同　年四月十二日	同上
同　年四月十四日	營業細則第五十二條第一項第二號　有價證券市場休會
同　年四月十五日	相場大暴落ニヨリ市況惡化セシ爲　有價證券市場休會　營業細則第五條　米市場後場休會
同　年四月自十六日至十八日	相場大暴落ニ依リ市況惡化　有價證券市場休會
同　年四月自二十日至廿三日	同上
同　年四月自廿六日至廿八日	同上
同　年五月自三日至六日	同上
同　年五月八日	同上
同　年五月十一日	同　後場休會
同　年六月十二日	帳簿整理　米市場後場休會
同　年十一月一日	明治神宮鎭座祭　休業
同　十年八月十六日	火災ニ付諸般整理　休業
同　年九月十三日	東宮殿下奉迎祝賀　休業

年月日	摘要
大正十一年二月九日	山縣公爵國葬　休業
同　十二年二月十四日	伏見宮貞愛親王殿下國葬　休業
同　年九月三、四日	帝都大震火災　休會
同　十二年九月自五日至七日	帝都大震火災　有價證券市場休會
同　年九月八日	帳簿整理　後場休會
同　十三年一月廿六日	東宮殿下御成婚奉祝　休業
同　年七月十二日	松方公爵國葬　休業
同　十四年五月十一日	聖上銀婚ノ御祝儀御擧行ノ爲　休業
同　十五年六月十日	李王殿下國葬　休業
同　年十月廿二日	長慶天皇御在位親告祭　休業
同　年十一月六日	久原鑛業、同新株式ノ相場ニ著シキ變動ヲ生ズル虞アル爲　同株式ノ本場立會休止
同　年十二月七日	同上　同株式ノ立會休止
同　年十二月十一日	同上
同　年十二月廿五日	大正天皇崩御　休業
昭和元年十二月廿七日	同上　休會
同　二年二月七、八日	大正天皇御大葬　休業
同　年四月廿二日廿三日	銀行一齊休業ノ爲　休業

年月日	摘要
昭和二年自四月廿五日至五月十二日	支拂猶豫令施行期間 休業
同 三年十一月七日	御即位大禮奉祝 休業
同 年十一月廿六日	同上
同 四年十月二日	皇大神宮式年御遷宮 休業
同 五年十月三日	本場二節以降相場激動ノ虞レアル爲米市場立會休止
同 年十月四日	未曾有ノ大豐作豫想發表ニヨリ商狀惡化シ相場激動ノ虞アル爲米市場立會休止
同 六年九月廿一日	帳簿整理 有價證券後場休會
同 年九月廿二日	英國金本位制停止ニヨル市況惡化 休會
同 年九月廿三日	帳簿整理 後場休會
同 年九月廿五日 廿六日	相場激動ノ虞アル爲 休會
同 年十二月十二日	帳簿整理 後場休會
同 年十二月十四日	金輸出再禁止ニ依リ市場形勢不穩ノ爲休會（米市場ハ本場第二節以降）
同 年十二月十五日	同上
同 年十二月十六日	同上（米市場ハ後場ヲ一時間短縮）

年月日	摘要
昭和六年十二月十七日	帳簿整理 有價證券後場休會（東株、同新ハ本後場共立會休止）
同 七年四月廿七日	靖國神社臨時大祭 休業
同 年五月十六日	五、一五事件發生ニ依リ相場激動ノ虞レアル爲 休會
同 年五月十七日	五、一五事件發生ニ依リ相場激動ノ虞レアル爲 有價證券休會
同 八年二月十五日	帳簿整理 有價證券後場休會
同 年三月六日 七日	米國金輸出停止ニヨル相場激動ノ虞アル爲 有價證券休會
同 年三月八日	帳簿整理 同後場休會
同 年四月廿七日	靖國神社臨時大祭 休業
同 九年四月廿七日	同上
同 年六月五日	東郷元帥國葬 休業
同 年九月廿一日	近畿地方風水害 休業

第五章　證據金と賣買手數料率

第一節　身元保證金

取引員(仲買人)營業に付ては、當初條例時代より身元金を納入する制度であつて、各取引所共條例又は法令に基き、夫々定款に其の額を規定して居るのである、當所の設立當時は條例に於て「株式仲買人ノ身元金ハ貳百圓以上タルヘシ」とあつたが、當所は定款第四十八條に於て身元金を四百圓と規定した。爾來その金額は制度の改正又は取引狀態の變遷に伴ひ、今日に至る迄に十數回の變更を見たのであるが、その間身元保證金の制度としては明治十八年一月十七日以後、從來現金であつた保證金を、有價證券を以て代用することを認めたこと、明治三十五年七月一日より供託せねばならぬことゝなつたこと等の改正があり、當所獨自の變革としては、大正十一年八月證券及米の業種別に保證金額を改めたこと、大正十三年十二月二十六日證券、米各部の保證金貳萬圓を各壹萬貳千五百圓に減額すると同時に、時價七千五百圓に相當する當所の株式を所有し、之を取引員組合へ供託せし

むることにした等である。

今身元保證金額の變更を年次別にすれば左表の通りである。

年月日	金額	摘要
創立當時	金四百圓	條例ハ貳百圓以上
明治十八年三月二十六日	金貳百圓	定款變更
明治十九年三月十一日	金參百圓	同
明治二十年八月二十六日	金五百圓	同
明治二十一年二月六日	金六百圓	同
同年八月二十八日	金八百圓	同
明治二十四年六月十三日	金壹千參百圓	ブールス條例問題ノ時營業繼續ニ作フ特別命令
明治二十六年十月一日	金七百圓	定款變更
明治二十九年八月十一日	金壹千五百圓	同
明治三十年七月二十四日	金貳千圓	同
明治三十二年五月十七日	金四千圓	三十二年五月十七日主務大臣ノ命ニヨリ增額ス
明治三十八年二月三十一日	金貳千圓	定款變更

年月日	金額	摘要
明治四十二年十月二十三日	金五千圓	定款變更
大正六年六月二十三日	金八千圓	增額ヲ二分シテ十月十五日七年二月一日ニ分納ス
大正八年十月六日	金壹萬圓	定款變更其ノ後取引所令改正
大正九年六月三十日	金貳萬圓	小口落著認可ニ付信用增進ノ爲
大正十年一月十七日	金參萬圓	定款變更
大正十一年九月　日	金貳萬圓	定款變更（證券部）
同	金貳萬圓	同（米穀部）
大正十三年十二月二十六日	金壹萬貳千五百圓	同（證券部）
同	金壹萬貳千五百圓	同（米穀部）

第二節　賣買證據金

「當所に於ける賣買證據金は、明治十七年十二月十四日、申合規則第三章第十五條第一項但書に據り、頭取肝煎商議の上左の通り制定したのが始まりである。

一、各銀行株式切手　一枚ニ付

賣價	
拾圓未満	百分ノ參拾
拾圓以上貮拾五圓未満	金參圓
貮拾五圓以上五拾圓未満	金五圓
五拾圓以上八拾圓未満	金七圓
八拾圓以上貮百圓未満	金拾圓
貮百圓以上參百圓未満	金拾五圓

一、各官准會社株式切手　一枚ニ付

賣價	
拾圓未満	百分ノ參拾
拾圓以上貮拾五圓未満	金五圓
貮拾五圓以上五拾圓未満	金七圓
五拾圓以上八拾圓未満	金拾圓
八拾圓以上百圓未満	金拾貮圓
百圓以上參百圓未満	金拾五圓
右以上賣價	百分ノ五

右の外、申合規則第十條に於て賣買すべき證據金の一定金額を規定し置き（當初は千二百圓にありき）同一人の賣買約定に對する證據金が其の金額に達した場合は、爾後に於ける賣

買約定は豫め取引所の承認を得て證據金の半額を（これを半證據金と稱して居つた）納入した上でないと、賣買約定の出來ない制度であつた。

次に明治十九年七月十一日の株主總會に於て左記の通り改正があつた。

第一　本　證　據　金

一、諸　公　債　證　書　額面百圓ニ付

實價	
貳拾圓未滿	金壹圓
貳拾圓以上四拾圓未滿	金貳圓
四拾圓以上六拾圓未滿	金參圓
六拾圓以上八拾圓未滿	金四圓
八拾圓以上百圓未滿	金五圓

餘ハ右ニ準ス

一、諸　株　式　　實價百分ノ五ヨリ百分ノ參拾迄

但各株式賣買ノ景況ニヨリ頭取肝煎商議ノ上本文ノ制限内ニ於テ時々之ヲ定メ取引所ノ市場ニ揭示スヘシ

右本證據金ハ前日二番寄付ヨリ本日本場大引迄賣買ノ分ニ對シ翌日本場第一節立會迄ニ差入ルヘシ

但相場ノ高低ニヨリ此ノ定刻ニ係ハラス頭取肝煎ノ見込ヲ以本證據金半額迄ノ金額ヲ差入レシムコトアルヘシ

右の如く賣買本證據金は公債に對しては、申合規則に一定の金額を定め、株式に對しては一定の限度を規定し置き、相場の狀況に依つて頭取。肝煎が其の限度内で適宜決定し得る樣に改正されたのであつて、之に基いて九月二十日諸株式に對する證據金を次の通り改正し、十月一日より實施した。

一、諸　株　式　一枚ニ付

實價		實價	
參拾圓未滿	金貳圓	百圓以上百五拾圓未滿	金拾圓
參拾圓以上五拾圓未滿	金參圓	百五拾圓以上貳百圓未滿	金拾五圓
五拾圓以上七拾圓未滿	金五圓	以上實價五拾圓毎ニ	金五圓ヲ増ス
七拾圓以上百圓未滿	金七圓		

其の後上場株式の銘柄に依つて、相場の狀況を異にするのみならず、殊に明治十九年十二月頃當所株は暴騰の爲め其の賣買を中止する樣な事態があつたので、明治二十年一月二十九日當所株に對する證據金を左の通り改正し二月一日より實施したが、これが銘柄毎に

證據金を制定した濫觴と云ふてよい。

一、當所株式　一枚ニ付

賣價	
參拾圓以下	金參圓
參拾圓以上五拾圓未滿	金八圓
五拾圓以上七拾圓未滿	金拾貳圓
七拾圓以上百圓未滿	金拾七圓
百圓以上百五拾圓未滿	金貳拾五圓
百五拾圓以上貳百圓未滿	金參拾五圓
貳百圓以上貳百五拾圓未滿	金四拾五圓
貳百五拾圓以上參百圓未滿	金五拾五圓
以上賣價五拾圓每ニ	金拾圓ヲ增ス

次で明治三十年八月、當時當所株以外の上場銘柄たる日本郵船株。京都商工銀行株。日本鐵道株及大阪商船株の四種に對し、日本郵船株と京都商工銀行株とを同率とし、日本鐵道株と大阪商船株とを同率として、二種の證據金を定めたが、爾來幾多の上場株は、皆此の例に依り、相場を標準として規定する樣になつたのである。

右の如く、賣買證據金としては本證據金の外に半證據金があり、尙ほ相場の變動に依り本證據金の半額以上の損失となつた場合に納入する追證據金、又は約定期日の接近に依り納入する增證據金等の制度があつたが、これ等は何れも賣買約定の履行を確實にし、相場の變動に依る危險を防止する爲め設けられた方法であつて、市場經營上誠に緊要なる制度と云はねばならない。

從つて取引所制度の改廢に依る改正は勿論、相場の變動又は取引の實狀に照し其の都度改正を要することゝなるので、自然當所に於ても幾度か改正をして居るが、其の內には字句修正又は僅少なる數字の變更等もあつて、その全部を記錄する繁鎖を避くる爲め、以下その內の主なるものを摘錄して一班を知ることゝする。

一、明治二十六年の改正

明治二十六年九月取引所法の制定に際し、定款を始め營業細則（申合規則ノ改稱）等の改正を行ふたが、賣買證據金の制度に付てはその本質に於て格別の變化なく、唯直取引及新たに設けられた延取引に對して、定期取引と同樣、賣買證據金を徵收し得ることゝなつたことが主である。

二、株券の證據金代用

従來本證據金及增證據金の納入に付ては、一定の評價に依り、國債證券、地方債證券及諸會社債券を以て代用して居つたが、明治三十年七月九日の株主總會に於て定款を改正し當所の指定したる株券に限り代用することを得ることゝなつた、蓋し證據金制度上劃期的の改正と云はねばならない。

三、商法の實施に伴ふ改正

明治三十二年六月十七日より新商法の實施に伴ひ、定款及營業細則の全部改正を行ふたが、今その内の賣買證據金に關する部分を摘記すれば左の通りである。

定款

第九拾四條　延取引ノ諸證據金ハ定期取引ノ諸證據金ニ關スル規定ニ據リ之ヲ差入レシム

第百壹條　定期取引ノ契約ヲ爲シタルトキハ其擔保トシテ左ノ標準ニ據リ賣買當事者ヨリ諸證據金ヲ徴收ス

第一　本證據金

本證據金ハ新規賣買ニ對シ徴收ス

第二　追證據金

追證據金ハ相場ノ高低ニ依リ徴收ス

第三　定時增證據金

定時增證據金ハ受渡約定期日十日前徴收ス

但シ要用ト認メサル場合ハ之レヲ徴收セサルコトアルヘシ

第四　臨時增證據金

臨時增證據金ハ非常ノ事變アルカ又ハ數日休業等ノ場合若ハ相場ニ甚タシキ高低アリト思量スルトキニ徴收ス

第百貳條　本證據金及ヒ增證據金ハ國債證券、地方債證券及ヒ諸會社債券、株券ヲ以テ代用スルコトヲ得其種類、價格ハ理事長ニ於テ理事ノ評決ヲ以テ指定スヘシ

但シ記名證券及ヒ株券ハ其仲買人記名ノモノニシテ其ノ權利ヲ移轉シ得ヘキ委任狀ヲ添付シタルモノニ限ル

前項代用證券ハ當取引所ノ都合ニ依リ何時ニテモ現金ト引換ヘシムルコトアルヘシ

營業細則

第十七條　定期取引ニ對スル各證據金ノ金額及其ノ徴收時期ヲ定ムル左ノ如シ

一、本證據金ハ賣買ノ實況ニ依リ左ノ範圍内ニ於テ當取引所之ヲ定メ農商務大臣ニ具告シ市場ニ揭示スヘシ

第一節　賣買證據金

國債證券及地方債證券　代金高　百分ノ一ヨリ百分ノ五迄

諸會社債券及株券　代金高　百分ノ三ヨリ十分ノ五迄

延取引ノ本證據金ハ翌日正午十二時迄ニ差入ルヘシ

定期取引ノ本證據金ハ前日午後發會ヨリ當日本場閉會迄ニ係ル賣買ノ分ニ對シ翌日後場立會前ニ差入ルヘシ但受渡期日ノ前日ニ於テナシタル賣買ニ對スル分ハ即日之ヲ差入ルヘシ

二、追證據金ハ本證據金ノ半額トス

追證據金ハ本證據金ノ半額以上ヲ減少シタルトキ毎場ノ賣買平均値段ヲ標準トシ幾回ニテモ差入レシメ其相場ノ逐次騰落値段ニ復スルニ從ヒ之ヲ還付スヘシ

延取引ノ追證據金ハ其受渡期月ニ當ル定期取引毎場ノ平均値段ヲ標準トシ即日之ヲ差入レシムヘシ

定期取引ノ追證據金ハ翌日本證據金差入レノ定刻迄ニ差入レシムヘシ但一時ニ二回以上ノ徴收ヲ要スルトキ又ハ相場ノ景況ニ依リ即時之ヲ差入レシム

賣買ノ停止又ハ禁止若クハ休業中ト雖モ市中ノ時價ニ昂低アルヲ認メ追證據金ノ徴收ヲ必要トスル時ハ期日ヲ定メ之ヲ差入レシムルコトアルヘシ

但標準價格ハ仲買委員ヲシテ評價セシメ當取引所之ヲ決定スヘシ

三、定時增證據金ノ金額ハ本證據金四分ノ一以上半額以下ノ範圍內ニ於テ當取引所之ヲ定メ豫メ市場ニ掲示ス

受渡約定期日前十日以後ニ於テ新ニ爲シタル賣買ニ對スル分ハ本證據金ト同時ニ之ヲ差入レシム但要用ト認メ

サル場合ハ之ヲ徴收セサルコトアルヘシ
四、臨時増證據金ハ本證據金ノ三倍以下ノ範圍内ニ於テ當取引所ハ其金額及徴收ノ日時ヲ定メ市場ニ掲示ス

其の後明治三十四年一月に至り、定款を改正して「新タニ賣約定ヲ爲シタルモノハ其ノ約定物件ヲ取引所ニ差入レ諸證據金ニ代用スルコトヲ得」との規定を設けて、今日の現品提供證券制度の源を作り、明治三十五年一月より從來代用證券は仲買人の名義に限られて居つたものを、定款を改正して「其ノ權利ヲ移轉シ得ヘキ委任狀及當取引所ニ於テ定ムル處ノ手續キヲ經タルモノ」であれば、何人の證券でも代用に提供し得ることゝなつた。

四、米及商品の賣買開始に伴ふ改正

明治四十年三月一日より、京都米穀商品取引所の業務を繼承することになつたので、定款に於ては從來定時増證據金は約定期日十日前に徴收することゝなつて居つたが、米及商品が加はつた爲め特に是等に限り、既取組玉にして中期及當期に至る時は、毎月七日（一月は十一日）徴收することを追加し、營業細則に於ては米及商品の本證據金及臨時増證據金の範圍を追加した。

五、大正四年の改正

大正三年九月一日より施行の改正取引所法令に伴ひ、定款及營業細則の全部改正を行ふことゝなり、大正四年一月の株主總會に於て之を決議し、直に認可の手續にかゝつたが、主務省との應答に日時を要し、漸やく同年六月二十六日に認可を得、七月一日より施行することゝなつた。此の改正に於て證據金に關する規定は、これを定款には第五十六條に於て僅かに「賣買證據金ハ營業細則ノ規定ニ依リテ之ヲ徵收ス」と規定し、その全部を營業細則に讓り、統一規定することゝなつた。

今その規定を擧ぐれば左の通りである。

第十六條　定期取引ノ建玉ニ對シ左ノ標準ニ據リ賣買證據金ヲ徵收ス

但國債及地方債證券ニ限リ之ヲ徵收セサルコトアルヘシ

第一　本　證　據　金

本證據金ハ新規賣建又ハ買建ノ分ニ對シ徵收ス其額ハ左ノ範圍內ニ於テ之ヲ定ム

國債及地方債證券　約定代金高　百分ノ一ヨリ十迄

諸會社債券及株式　同　百分ノ二ヨリ五十迄

米　　　同　　　百分ノ二ヨリ三十迄

諸會社債券及株券壹枚ノ價格拾圓以下ノ場合ニ限リ前項ノ制限ニ拘ハラス其額ヲ定ムルコトアルヘシ

本證據金額ヲ變更シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ變更以前ノ建玉ニ對シテモ之ヲ適用シ其變更額ニ引直スコトアルヘシ

第二　追證據金

追證據金ハ各自建玉ノ帳入値段カ毎場ノ賣買平均値段ニ對照シ其損失額カ本證據金ノ半額ニ達シタル毎ニ幾回ニテモ之ヲ徴收ス

同一銘柄中或ル期月ノ賣買アラサルトキト雖モ他ノ期月又ハ期日ノ賣買約定ニ對シ追證據金ヲ徴收シタルトキハ之ニ比準スルカ又ハ仲買人組合委員ヲシテ評價セシメ之ニ依リテ徴收スルコトヲ得

賣買ノ休止、停止、禁止又ハ休業中ト雖モ時價ニ昂低アリト認メタルトキ又ハ數日賣買取引アラサルモノニシテ相場ニ變動アリト認メタルトキハ仲買人組合委員ヲシテ其價格ヲ評價セシメ追證據金ヲ徴收スルコトアルヘシ

追證據金ヲ徴收シタル後相場回復ノ額カ本證據金ノ半額ニ達シタル毎ニ其額ヲ返還スヘシ

第三　増證據金

増證據金ハ相場ニ甚タシキ變動若クハ受渡ニ支障アリト認ムルトキ其他必要ノ場合ニ於テ帳入値段ノ百分ノ五十ノ範圍内ニ於テ現在ノ建玉及新規賣建又ハ買建ニ對シ賣買者双方又ハ其一方ヨリ徴收ス

第二節　賣買差損金

前項諸證據金ノ徴收時期左ノ如シ
本證據金ハ帳入ノ翌日後場立會ノ定刻前ニ徴收ス
但徴收額ノ變更シタル場合ニ於テ其以前ノ建玉ニ對シ引直シヲ爲シタル増徴額ハ本所指定ノ期間ニ徴收ス
追證據金ハ値違金査定ノ翌日本場立會ノ定刻前ニ徴收ス
但同時ニ二度以上ノ徴收ノ要スルトキ又ハ相場ノ狀況ニ因リ必要アリト認メタルトキハ即時之ヲ差入レシムルコトアルヘシ
增證據金ハ現在ノ建玉ニ對シテハ本所指定ノ日時新規賣買ノ分ニ對シテハ其本證據金差入レト同時ニ徴收ス
前項ノ徴收時期カ休業其他ノ事由ニ因リ本所カ之ヲ受ケ入レサルトキハ其翌日ノ各定刻迄ニ之ヲ差出スヘシ

第十七條　銘柄期月數量ノ同シキ賣買兩建玉ニ對シテハ一方ノ値違金ノ差入レシメ諸證據金ヲ免除スルコトアルヘシ
諸證據金ヲ免除シタル兩建賣買ニシテ其一方ヲ轉賣買戻ヲ爲シタルトキハ殘存ノ建玉ニ對シ諸證據金ヲ一時ニ徴收ス其差出時限ハ本所之ヲ指定ス
本條第一項ノ規定ハ第十八條第二項ニ依リ物件ノ提供シタル賣約定ニ對當スル買建玉ニ付テハ之ヲ適用セス

第十八條　買方ヨリ徴收スル賣買諸證據金ハ其徴收スヘキ建玉ノ帳入値段ヲ超過スルコトナシ
賣約定ヲ爲シタル者其約定物件ヲ受渡ニ供用スルモノトシテ其權利ヲ移轉シ得ヘキ手續ヲ了シ本所ニ提供シタルトキハ其賣玉ニ對スル諸證據金ニ代用シタルモノト看做シ別ニ諸證據金ヲ徴收セス
但米ハ豫メ格付ヲ受ケタルモノニシテ本所ノ指定シタル倉庫業者ノ發行シタル預證券及質入證券又ハ倉荷證

券ニ限ルモノトス

本所株式ノ賣方ニシテ豫メ其物件ヲ本所ニ提供シタルトキハ其建玉ニ對スル諸證據金ヲ徴收セス

本條第二項ノ規定ニ依リ提供シタル物件ニ付其賣玉ニ對スル諸證據金ノ代用ニ充當シタル過剩額ヲ生スルコトアルモ之ヲ以テ他ノ賣買建玉ニ對スル諸證據金ノ代用ニ流用スルコトヲ得ス

本條ノ規定ニヨリ提供シタル物件ハ其賣約定ニ對シ買戻ヲ爲シタル場合ノ外如何ナル事情アリト雖モ他ノ物件又ハ現金ト引換ヘルコトヲ得ス

約定物件ヲ提供シタル者若シ其受渡期日前他ノ約定物ニ對シ第九十一條ノ規定ニ依リ違約處分ニ附セラレタル場合ニ於テハ提供物件ノ賣約定ハ第九十三條ニ依リ之ヲ處分シ提供ノ物件ハ諸證據金代用品トシテ之ヲ處理スルモノトス

第十九條　定期取引ニシテ左ノ制限以上ノ賣買ヲ爲サントスル者ニ對シ其以上ノ分ニ限リ各本證據金ノ半額ヲ本所ニ豫納セシムルコトアルヘシ

有價證券	賣買約定ニ對シ差入ルヘキ本證據金額	參千圓以上
米	同	貳千圓以上

賣買ノ狀況ニ依リ前項ノ制限又ハ豫納金額ヲ增減スルコトアルヘシ

本條ノ豫納金ハ其賣買約定カ新規建玉トナリタル場合ニ於ケル本證據金ニ充當スルモノトス

第二十條　諸證據金又ハ第十九條ノ豫備金トシテ差入レタル現金ニ對シテハ利息ヲ支拂ハス

第二十一條 本證據金及增證據金ハ國債證券、地方債證券又ハ本所ノ指定シタル會社ノ社債券若クハ株券ヲ以テ代用スルコトヲ得、其代用價格ハ本所臨時之ヲ定ム

記名ノ有價證券ハ名義人ニ於テ其權利ヲ移轉シ得ヘキ委任狀ヲ添付シ本所所定ノ手續ヲ完了シタル者ニ非サレハ代用ニ供スルコトヲ得ス

增證據金ハ各自納入額ノ二分ノ一ヲ限度トシ有價證券ニ限リ第一項及第二項ニ依リ代用スルコトヲ得

米ノ賣買取引ニ限リ本所カ指定シタル倉庫營業者ノ發行シタル米ノ預證券及質入證券若クハ倉荷證券ヲ以テ第一項乃至第三項ニ準シ代用スルコトヲ得此場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ本人ノ費用ヲ以テ現品ヲ點檢シ代用價格ヲ定メ又ハ其代用ヲ拒絶スルコトアルヘシ

代用物件ノ價值又ハ其代用價格ヲ變更シ其他ノ事由ニ因リ證據金ニ缺額ヲ生シタルトキハ本所ノ指定シタル日時ニ於テ其缺額ヲ本所ニ差出スヘシ

證據金ニ對シ代用物件ヲ差入レタル者其證據金ヲ以テ諸計算ノ決濟ニ充當スヘキトキハ現金ヲ差入レ清算スヘシ若シ現金ヲ差入レサルトキハ本所ハ代用物件ヲ賣却シテ之ニ充用シ剩餘アレハ返還シ不足アレハ追求スヘシ

第二十二條 諸證據金又ハ代用物件ノ納入返付ハ本所ノ定メタル通帳ヲ以テ之ヲ爲スヘシ此通帳ハ本所之ヲ交附ス

本所ハ前項通帳ノ外諸證據金又ハ代用物件ニ對シ預リ證ノ類ヲ交附セス

諸證據金ノ通帳ヲ汚損シタルトキハ現帳簿ヲ提供シテ交換ヲ請求スヘシ若シ亡失シタルトキハ其事由ヲ明記シタル書面ヲ以テ再交附ヲ請求スヘシ本所ハ其事由ヲ詳査シ所定ノ手續キヲ完了シタル上交附スヘシ

第二十三條　證據金ハ左ノ時期ニ於テ返還ス

一、有價證券ノ賣買約定ニシテ其受渡ニ係ルモノハ受渡完了シタルトキ

二、米ノ受渡ニ係ルモノハ買方ハ受渡値段ニ相當スル代金ヲ本所ニ提供シタルトキ賣方ハ其受渡結了シタルトキ又ハ本所ノ受渡場所タル倉庫業者ノ發行シタル預證券及質入證券又ハ倉荷證券ヲ提供シ本所ニ於テ受渡ニ適スルモノト認メタルトキ

三、轉賣買戻ニ係ルモノハ其損益計算ノ決濟シタルトキ

四、追證據金ハ値洗金査定ノ翌日本場立會定刻前

五、增證據金ハ其徴收シタル事由ノ消滅シタル翌日ノ後場立會定刻前

六、第十九條ニ依リ差入レシメタル豫納金ニシテ其事由ナキニ至リタルトキハ其翌日ノ後場立會定刻前

七、標準定値又ハ代用價格ノ變更ニ因リ過剩ヲ生シタルトキハ之カ變更實施ノ翌日後場立會定刻前

本條ノ返還期日カ若シ休業日ニ當ルトキハ其翌日ノ同時刻トス

その後大正五年十一月より、本證據金の徴收時期を帳入の翌日午前中と改正し、大正七年七月より、片建玉に對する本證據金の猶豫に關する規定を設け、大正八年四月より追證據金の半額を限度として、有價證券の代用を認めて居つたのを全額の代用を認め、同年十二月より當月限の賣買建玉に對し、受渡準備の爲其の月の十五日以後に於て增證據金を徴

收し得るの規定を追加し、大正九年六月より增證據金に定時と臨時との區別を定め、其の他兩建玉の證據金に付ては、以前の制度に復して値違差金を納入せしめたる上猶豫すること、追證據金及增證據金の全額代用制度を半額代用制度に復活等の改正が繰返へされた。

六、大正十一年の改正

大正十一年九月一日より改正取引所法令が實施され、賣買取引の方法等が變つたので、これに伴ふて營業細則も業務規程となり、賣買證據金の內容に付ても亦相當の變改があつた。即ち其の全文は左の通りである。尚證券部と米穀部との業務規程が分離したのもこの時であるが、證據金に關する規定は同一である。

業務規程

第六章　賣買證據金及身元保證金

第四十八條　長期清算取引ニ付徵收スル賣買證據金ハ左ノ六種トス

但シ國債證券ノ清算取引ニ付テハ賣買證據金ヲ徵收セサルコトヲ得

一、本證據金　　二、追證據金　　三、定時增證據金

四、臨時增證據金　　五、割增證據金　　六、豫納證據金

第四十九條　本證據金ハ帳入値段ノ百分ノ五十ノ範圍内ニ於テ之ヲ定メ新規建玉ニ對シ賣買者双方ヨリ之ヲ徴收ス但シ帳入値段十圓未滿ノモノニ付テハ本項ノ制限ニ依ラスシテ特ニ其ノ額ヲ定ムルコトアルヘシ

本證據金ヲ變更シタル場合ニ於テ變更以前ノ建玉ニ對スル證據金ハ之ヲ其ノ變更額ニ引直スコトアルヘシ

第五十條　追證據金ハ本證據金ノ半額トシ各自建玉ノ帳入値段カ毎場ノ賣買成立値段ノ平均價格ニ對照シ其ノ建玉ノ損失額カ本證據金ノ半額ニ達シタル毎ニ徴收ス

同一銘柄中或ル期月ノ賣買アラサルトキト雖モ他ノ期月ノ賣買ニ付追證據金ヲ徴收シタルトキハ之ニ比準スルカ又ハ商議員會ニ諮問シ其ノ價格ヲ評價セシメ本所之ヲ決定シ徴收スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ追證據金ヲ徴收シタル期月二アルトキハ相場ノ差額ノ大ナル期月ニ依ル

賣買ノ禁止、停止、休止又ハ休業中若ハ賣買立會ヲ爲サヽルカ又ハ數日取引アラサル場合ニ於テ時價ニ高低アルカ又ハ相場ニ變動アリト認メ追證據金徴收ノ必要アルトキハ之ヲ徴收スルコトアルヘシ其ノ徴收標準價格ハ商議員會ニ諮問シ本所之ヲ決定ス

前二項ノ場合ニ於テ利息又ハ利益配當掛渡、新株割當落、株金拂込額ノ異動其ノ他ノ事由ニ依リ價格ニ異動ヲ生スヘキトキハ之ニ相當スル金額ヲ增減シテ徴收値段ヲ定ムルコトヲ得

追證據金徴收後相場漸次回復シタル場合ニ於テ其ノ徴收シタル事由ナキニ至リタル毎ニ逐次返還スヘシ

第五十一條　定時增證據金ハ當月限賣買受渡準備ノ爲當月限ノ現在建玉及新規賣建又ハ買建ニ對シ若ハ年末、年首、休會又ハ休業ノ場合ニ當リ休會現在ノ各賣買建玉ニ對シ帳入値段ノ百分ノ五十ノ範圍内ニ於テ賣買者双方ヨリ之ヲ

徵收ス但シ本所ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ之ヲ徵收セサルコトヲ得

第五十二條　臨時增證據金ハ非常ノ事變アルカ又ハ相場ニ甚タシキ變動アルカ又ハ其ノ虞アルトキ若ハ立會禁止、停止、休止又ハ臨時休業其ノ他必要ノ場合ニ於テ帳入値段ノ百分ノ五十ノ範圍内ニ於テ現在ノ建玉及新規賣建又ハ買建ニ對シ賣買者双方又ハ其ノ一方ヨリ之ヲ徵收ス

第五十三條　割增證據金ハ各取引員ノ賣買建玉ニ付銘柄毎ニ三期月ヲ通算シテ賣買玉ヲ相殺シタル殘數カ二千株ヲ超過シタルトキ其ノ超過數ニ對シ其ノ銘柄ノ最高ノ本證據金ノ範圍内ニ於テ之ヲ徵收ス但シ本所ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ之ヲ徵收セサルコトヲ得

割增證據金ハ追證據金ノ計算ニ付テハ之ヲ加算セス

建玉巨額ニ達シタル場合其ノ他本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ賣買玉ヲ相殺セス其ノ双方又ハ一方ニ對シ第一項ノ割增證據金ヲ徵收スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第一項ノ制限數ヲ增減スルコトアルヘシ

第五十四條　豫納證據金ハ相場ニ著シキ變動アリト認メタル場合又ハ取引員カ一時ニ巨額ノ賣買ヲ爲シ若ハ既ニ巨額ノ建玉ヲ有シ尚賣買ヲ爲サシムルコトヲ危險ナリト認メタル場合ニ於テ取引員ノ全部又ハ一部ニ對シ新規賣買ノ一方又ハ双方ニ付豫メ之ヲ徵收ス其ノ額ハ本證據金ト同額トス此ノ場合ニ於テ豫納證據金ヲ徵收スヘキ新規賣買玉ノ數量ハ本所臨時之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ取引員ハ其ノ證據金ヲ本所ニ豫納シタル後ニアラサレハ新規賣買ヲ爲スコトヲ得ス

第一項ノ豫納證據金ハ之カ納入ヲ爲シタル後ノ新規建玉ニ對スル本證據金ニ充當スルモノトス

第五十五條　賣買證據金ハ左ノ日時ニ於テ之ヲ徴收ス

一、本證據金ハ帳入ヲ爲シタル日ノ翌日午前九時迄
　徴收額ヲ變更シタル場合ニ於テ其ノ以前ノ建玉ニ對シ引直ヲ爲シタル増徴額ハ本所指定ノ日時

二、追證據金ハ其ノ徴收金額決定ノ翌日本場立會定刻前
　同時ニ本證據金ノ全額以上ノ徴收ヲ要スルトキ又ハ相場ノ狀況ニ依リ本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ之カ納入通告ノ即時

三、定時増證據金、臨時増證據金、割増證據金ハ既存ノ建玉ニ對シテハ本所指定ノ日時新規ノ建玉ニ對シテハ其ノ本證據金納入ト同時刻

四、前各號ノ外本所カ納入日時ヲ指定シタルモノハ其ノ指定日時

　前項ノ徴收時期ニ於テ休業日其ノ他ノ事由ニ依リ本所カ之ヲ受入ルルコト能ハサルトキハ順次繰下ク

第五十六條　賣買證據金ハ左ノ時限以後ニ於テ取引員ノ請求ニ依リ之ヲ返還ス

一、受渡ニ係ルモノハ其ノ受渡結了シタルトキ即時

二、清算決濟ニ係ルモノハ其ノ損益計算金ノ決濟完了シタルトキ即時

三、代用證券又ハ其ノ代用價格ノ變更ニ依リ過剩ヲ生シタルトキハ之カ變更實施ノ翌日後場立會定刻

四、追證據金ハ相場回復シタル場合ニ於テ其ノ返還金額決定ノ翌日ノ本場立會定刻

五、定時増證據金、臨時増證據金、割増證據金及豫納證據金ハ其ノ徴收シタル事由ナキニ至リタル翌日ノ後場

ヶ會定期

本節ノ發會時期カ休業日ニ當ルトキハ順次繰下ク

第五十七條　銘柄、限月、價格、數量ノ同シキ賣買兩建玉ニ對シテハ證據金ヲ免除スルコトヲ得　但シ帳入値段ノ同シカラサル兩建玉ニ對シテハ後ノ價格ヲ標準トシテ其ノ差金ヲ授受シタル上證據金ヲ免除スルコトヲ得ヘシ

本所ニ於テ必要ト認メタルトキハ證據金ヲ免除シタル兩建玉ノ一方又ハ雙方ニ對シ證據金ヲ納入セシムルコトアルヘシ其ノ納入時限ハ本所之ヲ指定ス

兩建玉ノ一方ヲ其ノ反對賣買ニ依リ決濟シタル場合ニ於テハ其ノ部分ニ對當スル一方ノ建玉ニ對シ其ノ建玉帳入ノ日以後ニ於テ徵收スヘカリシ賣買證據金ヲ一時ニ徵收ス其ノ納入時限ニ付テハ第五十五條第一項第一號ヲ準用ス

本條第一項ノ規定ハ第五十九條第一項ニ依リ物件ヲ提供シタル賣約定ニ對當スル買建玉ニ付テハ之ヲ適用セス

第五十八條　買方ヨリ徵收スル賣買證據金ハ其ノ徵收スヘキ建玉ノ帳入値段ヲ超過スルコトナシ但シ第四十九條第一項但書ノ適用ヲ妨ケス又豫納證據金額ハ之ヲ加算セス

第五十九條　賣約定ヲ爲シタル者其ノ約定數量ニ相當スル約定證券ヲ本所ニ提供シタルトキハ諸證據金ヲ徵收セス

前項ノ提供證券ハ之ヲ賣買諸證據金ト看做ス但シ本所ノ株式ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

提供證券ハ其ノ權利ヲ移轉シ得ヘキ一切ノ手續ヲ完了シタルモノナルコトヲ要ス證券提供ニ係ル建玉ノ買戻ヲ爲シ又ハ其ノ建玉ニ對スル諸證據金ヲ納入シタルトキハ提供證券預證書ヲ以テ證券ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第六十條　賣買證據金ハ國債證券又ハ本所ノ指定シタル地方債證券會社株券、債券若ハ內國ニ於テ發行シタル外國債證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其ノ代用價格ハ本所隨時之ヲ定ム但シ追證據金ニ付テハ其ノ納入額ノ半額ハ現金ヲ以テ納入スヘシ

本所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ代用證券ノ納入ヲ拒ムコトアルヘシ

記名ノ有價證券ハ其ノ權利ヲ移轉シ得ヘキ一切ノ手續ヲ完了シタルモノニアラサレハ代用ニ供用スルコトヲ得ス他人名義ノ證券ニシテ本所ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ取引員ノ費用ヲ以テ名義書換ノ手續ヲ代行スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ書類ノ不備其ノ他ノ事由ニ依リ書換ヲ爲スコト能ハサルトキハ直ニ現金又ハ他ノ證券ヲ納入セシムルモノトス

賣買證據金ニ對シ代用證券ヲ納入シタルモノ其ノ證據金ヲ以テ諸計算ノ決濟ニ充當スヘキトキハ現金ヲ納入シテ清算スヘシ若現金ヲ納入セサルトキハ本所ハ其ノ取引員ノ費用ヲ以テ代用證券ヲ賣却シテ之ニ充當シ剩餘アレハ返還シ不足アルトキハ追求ス

代用有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ變更シ其ノ他ノ事由ニ依リ證據金ニ缺額ヲ生シタルトキハ本所ノ指定日時迄ニ其ノ缺額ヲ納入スヘシ之ノ納入セサルトキハ前項ノ規定ニ依リ處理スヘシ

第六十一條　賣買證據金トシテ納入シタル現金ニ對シテハ利息ヲ支拂ハス

第六十二條　賣買證據金ノ納入返還ハ本所ノ交附シタル通帳ヲ以テスヘシ本所ハ通帳ノ外預リ證ノ類ヲ交附セス

前項ノ通帳ヲ汚損シタルトキハ現通帳ヲ提供シテ交換ヲ請求スヘシ若亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル

書面ヲ以テ再交付ヲ請求スヘシ本所ハ所定ノ手續ヲ完了シタル後之ヲ交付ス

取引員ニ納付區分其ノ他ノ事由ニ依リ賣買證據金ヲ之ニ充當セシメタルトキハ遲滯ナク第一項ノ通帳ヲ本所ニ返還スヘシ若シ之ヲ返還セサルトキハ本所ハ本人ノ費用ヲ以テ公告シ其ノ通帳ヲ無効トス

第六十三條　取引員ノ納入セル賣買證據金ノ剩餘額又ハ其ノ預託金ハ其ノ取引員ガ當所ニ諸證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ本所ハ隨時之ニ充當スルコトヲ得

第六十四條　短期清算取引ニ付本所ニ於テ必要ト認ムルトキハ賣買本證據金、定時增證據金、臨時增證據金、割增證據金又ハ豫納證據金ヲ徵收スヘシ此ノ場合ニ於テハ長期清算取引ノ賣買證據金ニ關スル規定ヲ準用ス但シ本所ニ於テ臨時必要アリト認ムルトキハ本證據金ノ徵收時限ヲ繰上ルコトアルヘシ

實物取引ニ付本所ニ於テ必要ト認ムルトキハ賣買諸證據金ヲ徵收スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ長期清算取引ノ賣買證據金ニ關スル規定ヲ準用ス

其の後昭和三年七月及同五年十二月に於て一部分の改正を見たが、特に記錄を要する程のものでなく、唯昭和八年十一月當時米穀統制法の影響に依り、米の相場は定着し、且つ賣買激減したる際、米市場の振興を圖る一方法として左の規定を設け、實情に即せしむることゝしたのは注意すべき改正である、其の他は現行規定と著しき相違がない。

米穀部業務規程第四十五條ノ二

本證據金ノ徴收ハ相場ノ狀況ニ依リ同一取引員ニ付金額五千圓迄ノ範圍內ニ於テ之ヲ猶豫スルコトアルヘシ
前項ニ依リ徴收ヲ猶豫シタルモノト雖本所ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ一部又ハ全部ヲ納入セシムルコトアルヘシ但シ其ノ納入時限ハ本所之ヲ指定ス

同第四十六條第二項ニ追加「追證ノ項」

本證據金カ第四十五條ノ二ニ依リテ徴收ヲ猶豫セラレタル場合ニ於テハ第一項ノ適用ニ付テハ既ニ其ノ納入アリタルモノト看做ス

第三節　賣買手數料

賣買手數料は、取引所收入の眼目であると共に、その料率の高低當否は、亦取引所營業上に重大なる影響を及ぼすので、政府に於ても終始多大の關心を拂ひ、明治七年創定の株式取引條例に於ても一定の制限を付け、其の限界を明示して居る。

爾來幾多の改定を經て居るが、蓋し經濟界の推移取引の情勢、又は時代の變遷に伴ひ、隨時是正の必要あるに依るからである。

一、創業時代

當所に於ける賣買手數料率の變更に付ては、創業以來二十數回の改訂を經てゐるが、遺憾ながら創業當初の定率を明かにすることが出來ないので、畫龍點睛を缺くの憾みはあるが、創業時に最も近き明治十九年三月より（第一回改正）實施せる手數料率は左の通りで、これは明治十八年十一月までは、條例に於て、現物取引は賣買金高の千分の一、定期取引は賣買金高の千分の二以下となつて居つたのを、同年十二月より此の制限を廢止し、取引所に於て相當の額を定め、大藏卿及農商務卿の認許を受くることゝなつた時であつた。

當取引所ニ於テ收受スル手數料ハ新規賣及買ノ分ニ對シ左ノ額ヲ徵收ス

一、諸公債證書

現場賣買手數料　額面百圓ニ付金壹錢

定期賣買手數料　約定代金百分ノ七

但シ證據金未入中ノ轉賣及買戻ノ分ニ限リ手數料本額七分ノ二ヲ減ス

一、諸株式

現場賣買手數料　取引代金千分ノ壹

定期賣買手數料　約定代金千分ノ貳

此の認許時代は明治二十六年取引所法施行期まで繼續したが、其の間當所に於ては明治二十年三月、同二十二年八月、同二十四年六月、同二十五年八月の四回に亘つて變更をして居る。

二、初期取引所法時代

明治二十六年十月一日より新取引所法の實施に伴ひ、勅令及施行規則も改正公布せられ勅令に於ては第七條に於て、「取引所ニ於テ賣買双方ヨリ徵收スル手數料ハ取引所ノ組織、賣買物件、賣買ノ方法及賣買ノ狀況ニ應シ賣買約定代金ノ千分ノ八ヲ超過スルコトヲ得ス農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ、前項ノ定限以內ニ於テ取引所ノ手數料ノ率ヲ改定セシムルコトヲ得」と規定し、再び法規を以て制限を附することゝなつた。尙施行規則第五條の定款記載事項中に、(七)取引所手數料及仲買人口錢に關する事項を加へたが、定款には「本所ハ新規賣買ニ對シ手數料ヲ收受スヘシ其ノ額ハ總會ニ於テ別ニ之レヲ議決シ農商務大臣ノ認可ヲ經ヘシ」と規定し、是等に基いて明治二十六年九月劃期的に改正したのが次の料率である。

賣買手數料率表（明治二十六年十月一日實施）

一、直取引

國債及地方債	額面百圓ニ付	金壹錢
諸會社債券	同上	金參錢
諸會社株券	券面一枚ニ付	金五錢

一、延取引

國債及地方債	額面百圓ニ付	金四錢
諸會社債券	同上	金五錢
諸會社株券	券面一枚ニ付	金八錢

一、定期取引

國債及地方債	額面百圓ニ付
諸會社債券	同上
諸會社株券	一枚ニ付

賣價	料率	賣價	料率
拾圓未滿	金貳錢五厘	拾圓以上貳拾五圓未滿	金四錢

貳拾五圓以上四拾圓未滿	金七錢	八拾五圓以上百圓未滿	金拾四錢
四拾圓以上五拾五圓未滿	金九錢	百圓以上百貳拾五圓未滿	金拾六錢
五拾五圓以上七拾圓未滿	金拾壹錢	百貳拾五圓以上百五拾圓未滿	金拾八錢
七拾圓以上八拾五圓未滿	金拾貳錢五厘	以上實價五拾圓毎ニ	金六錢ヅヽ増加ス

但シ證據金未入中ノ轉賣及ヒ買戻ノ分ニ限リ手數料本額十分ノ三ヲ減ス

其の後明治三十九年八月に至り改定を行ふたが、其の時の改正要點は直取引のうち諸會社株券は實價の高下に拘らず、券面一枚に付金五錢であつたのを、其の價額に應じ壹錢より五錢までの差等を設け、又定期取引にあつては、其の差等甚だ細別で繁雑の嫌ひがあつたので、之を五階梯に整理縮少したのであつた。

次で明治三十六年四月、農商務省令の改正に基き延取引の賣買を奬勵する爲め國債及地方債の額面百圓に付金四錢であつたのを金參錢に低下し、諸會社債券同金五錢、同株券一枚に付金八錢であつたのを、實價の高下に依り金四錢より金拾壹錢の間に於て五等級に分ち、更に東京區域内に於て賣買者の合意を以て、債權債務の移轉を爲したる分に限り手數

料本額の十分の二を減ずることにした。

三、非常特別税法時代

然るに明治三十七年四月、法律第三號を以て非常特別税法の公布があり、國債、地方債並に諸會社株券及同債券乃定期賣買に對し、國債地方債は約定代金高萬分の二、其の他は萬分の三の增税となつたので、同年同月より左の通り變更し、併せて國債及地方債證券の料率を分離制定した。

賣買手數料率表（明治三十七年四月二十六日實施）

一、直取引	從前ノ通	
一、延取引	從前ノ通	
一、定期取引		
國債及地方債證券	額面百圓ニ付	金拾錢
諸會社債券	額面百圓ニ付	
諸會社株券	一枚ニ付	

賣價 料率

賣價	料率	賣價	料率
貳拾五圓未満 (但シ千分ノ八ヲ超過スルモノハ千分ノ八ニ止ム)	金五錢五厘	七拾五圓以上百圓未満	金拾六錢五厘
貳拾五圓以上五拾圓未満	金九錢	百圓以上百五拾圓未満	金貳拾壹錢
五拾圓以上七拾五圓未満	金拾参錢	以上五拾圓毎ニ	金八錢五厘増加ス

但シ賣買證據金未入中ノ轉賣及買戻ニ係ル分ハ本額十分ノ二ヲ減ス

然るに明治三十八年一月一日、非常特別税法の改正があつて、有價證券は賣買約定金高の萬分の六と増税率を引上げられたので、同年二月より左の通り改正し、明治四十年まで實施した。前年増率の際は、仲買口錢に依り徴收することゝしたが、今回之を取引所手數料と仲買口錢とに分賦し負擔することゝした。

賣買手數料率表 (明治三十八年二月一日實施)

一、直取引 從前ノ通
一、延取引 從前ノ通
一、定期取引
國債及地方債證券 從前ノ通

諸會社債券　額面百圓ニ付
諸會社株券　一枚ニ付

賣價	料率	賣價	料率
貳拾五圓未滿	金六錢	七拾五圓以上百圓未滿	金拾八錢
（但シ千分ノ八ヲ超過スルモノハ千分ノ八ニ止ム）			
貳拾五圓以上五拾圓未滿	金拾錢	百圓以上百五拾圓未滿	金貳拾參錢
五拾圓以上七拾五圓未滿	金拾四錢	以上賣價五拾圓毎ニ	金九錢五厘増加ス

但賣買證據金未入中ノ轉賣買戻ニ係ル分ハ手數料本額十分ノ一ヲ減ス

尙ほ此の際國債及地方債證券に對する手數料拾錢を拾壹錢に增率して認可を申請したが主務省より「國債及地方債證券ハ今回增稅不相成從テ手數料增徵ノ必要不認候」との旨を以て認可にならなかつた。

四、明治末期時代

非常特別稅は所謂戰時稅として、當初日露戰役中のみの增稅の豫定であつたが、其の後

も永續されることゝなつたのみならず、當時附加稅の增率、其の他の公課も增嵩し、手數料の約七割を稅金に充當せねばならぬ實情にあつたので、當所は止むを得ず、明治四十年十二月に至り有價證劵の定率を改正し、翌四十一年一月より實施した。尙ほ從來手數料の變更は定款の定むる處に依り、株主總會の決議に依つて決定したのであつたが、之れより先き明治三十九年十一月定款の改正を行ひ、爾後理事會の決議に依りこれを決定することゝなつたので、此の改正は其の第一回目であつた。又米穀商品取引所を合併し、明治四十年三月一日から米。蠶糸及綿糸の賣買取引を開始したので、之等に對する手數料率も決定したのである。茲には便宜綿、蠶糸の手數料は省略する。

米賣買手數料率表（明治四十年三月一日實施）

一、直取引

賣價	料率（十石ニ付）
拾貳圓五拾錢未滿	金貳錢五厘
拾貳圓五拾錢以上拾參圓五拾錢未滿	金參錢
以上賣價壹圓毎ニ	金五厘ヲ増加ス

一、延取引

賣價	料率（十石ニ付）
拾貳圓五拾錢未滿	金五錢
拾貳圓五拾錢以上 拾參圓五拾錢未滿	金六錢
以上賣價壹圓毎ニ	金壹錢ヲ増加ス

一、定期取引

賣價	料率（十石ニ付）
拾參圓五拾錢未滿	金貳拾六錢
拾參圓五拾錢以上 拾四圓五拾錢未滿	金貳拾七錢
拾四圓五拾錢以上 拾五圓五拾錢未滿	金貳拾八錢
拾五圓五拾錢以上 拾六圓五拾錢未滿	金貳拾九錢
以上賣價壹圓毎ニ	金貳錢ヲ増加ス

但シ證據金未入中ノ轉賣及買戻ニ係ル分ハ取引所手數料本額十分ノ二ヲ減ス

有價證券賣買手數料率表（明治四十一年一月一日實施）

一、直取引　從前ノ通

一、延取引　從前ノ通

一、定期取引

國債及地方債證券　從前ノ通

諸會社債券　額面百圓ニ付
諸會社株券　一株ニ付

賣價	料率
貳拾五圓未滿	金八錢
貳拾五圓以上五拾圓未滿	金拾壹錢五厘
五拾圓以上七拾五圓未滿	金拾五錢
七拾五圓以上百圓未滿	金拾九錢
百圓以上百五拾圓未滿	金貳拾四錢
以上賣價五拾圓毎ニ	金拾錢ノ増加ス

但シ證據金未入中ノ轉賣及買戻ニ係ル分ハ取引所手數料本額十分ノ三ヲ減ス

右の内、米は其の儘大正時代に移つたが、有價證券は明治四十二年に至り、國債の定期取引振興の爲め其の料率を引下げると同時に、國債の週間定期取引を開始して、これが料率は更に低減の要あると、株券の價格一般に低下し、二十五圓以下に一階段を設くるの必要を生じ、一面には取引税に對する附加市税の増率に依り從來の料率にては、取引税及附加税の納入にも不足を生ずるに至つたので、之が對策として左の通り改正し、同年五月一日より實施した。

有價證券賣買手數料率表（明治四十二年五月一日實施）

一、直取引　従前ノ通

一、延取引　従前ノ通

一、定期取引

國債證券　額面百圓ニ付　金八錢

但シ限月ニ依ラサル直取引ニ在リテハ賣買ノ當事者間ニ於テ之ヲ協定スルコトヲ得

地方債證券　額面百圓ニ付　従前ノ通

諸會社債券　額面百圓ニ付

諸會社株券　一株ニ付

實價	料率
拾圓未滿	金五錢五厘
貳拾五圓未滿	金八錢
五拾圓未滿	金拾壹錢五厘
七拾五圓未滿	金拾五錢
百圓未滿	金拾九錢
百貳拾五圓未滿	金貳拾四錢
百五拾圓未滿	金貳拾七錢
貳百圓未滿	金參拾五錢

以上實價五拾圓毎ニ金拾錢ヲ增加ス

但シ證據金未入中ノ轉賣買戻ノ分ニ限リ手數料本額十分ノ二ヲ減ス
但シ賣價拾圓未滿ノ場合ニシテ徴收率千分ノ八ヲ超過スルトキハ千分ノ八ヲ以テ限度トス

五、大正昭和時代の有價證券

大正時代に於て有價證券は前後九回の改定を行つて居るが、其の内著しきものは、大正三年及大正十一年の取引所法の改正と同時に行はれたる取引所税法の改正に伴ふ變更であつた。

即ち大正三年の改正に於ては、從來取引税は取引所より納税せるもので、これを手數料に包含せしめて居つたのであるが、此の改正に於て取引所は賣買手數料收入金額の百分の十五の割合で營業税を納むることゝなり、取引税は定期賣買の約定金高に應じ、地方債・社債は萬分の二、有價證券は萬分の五、商品は萬分の五の税率に依つて各仲買人より納むることになつたので、之に順應する爲め改正を行ひ、又十一年税法の改正に於ては、證券の現物を渡奬勵の意味から清算取引中受渡決濟に終るものに對して、非課税となつた爲め賣買手數料率並に其の徴收方法に大改正を行つた。

即ち有價證券長期清算取引の料率は、從來の定期取引の料率を半減し、定期取引に於ては新規賣買に對し徴收して居つたものを總ての賣付、買付に付き徴收することゝし、現物受渡の場合はその手數料を免除することゝなつた。短期清算取引は直取引や延取引と同樣取引所が擔保の責に任じないので、之は證券直取引に準じた。依つて茲には大正三年九月一日及大正十一年九月一日より實施の分と併せて、其の後の改正を掲記することゝした。

有價證券賣買手數料率表（大正三年九月一日實施）

一、直取引及延取引　　從前ノ通

一、定期取引

國債證券	額面百圓ニ付	金参錢
地方債證券	同上	金五錢

諸會社債券（額面百圓ニ付）　諸會社株式（一株ニ付）

價格	既入手數料	未入手數料
拾圓未滿	金五錢五厘	金四錢参厘
貳拾五圓未滿	金七錢壹厘	金五錢五厘
五拾圓未滿	金七錢九厘	金五錢九厘

七拾五圓未滿	金八錢七厘	金六錢參厘
百　圓未滿	金九錢五厘	金六錢七厘
百貳拾五圓未滿	金拾錢參厘	金七錢壹厘
百五拾圓未滿	金拾壹錢壹厘	金七錢五厘
貳百圓未滿	金拾貳錢七厘	金八錢四厘
以上五拾圓毎ニ	金壹錢六厘ヲ增加ス	金八厘ヲ增加ス

備考

一、既入ノ定率ハ價格貳拾五圓以上各階級貳拾五圓毎ニ八厘少トシテ遞加ス

一、未入ノ定率ハ既入定率ニ取引稅（各階級ノ中央價格ニ對スル百分ノ五）ヲ加ヘタル額ノ十分ノ八（現行既入未入ノ割合）ヨリ取引稅（既入ニ加ヘタルモノト同額）ヲ控除シタルモノトス

有價證券長期淸算取引賣買手數料率表（大正十一年九月一日實施）

諸會社株券（一株ニ付）

價格	料率	價格	料率
貳拾五圓未滿	金參錢壹厘	百　圓未滿	金四錢
五拾圓未滿	金參錢四厘	百五拾圓未滿	金四錢六厘
七拾五圓未滿	金參錢七厘	貳百圓未滿	金五錢貳厘

貳百五拾圓未滿	金五錢八厘	參百圓未滿	金六錢四厘
		以上五拾圓又ハ其ノ端數ヲ增ス每ニ	金六厘ヲ增ス

本表料率實施に關し、大正十一年八月十四日より左記事項を追加した。これは實際の契約を、成文として表はしたものである。

一、本表定率ニ依リ賣付又ハ買付ケニ對シ之ヲ徵收ス

一、同一帳入區域內ニ於ケル賣買對當玉ニシテ相殺決濟ノ場合ニ限リ手數料率ハ一方ニ付之ヲ徵收ス

有價證券實物取引賣買手數料率表（大正十一年九月一日實施）

國債地方債證券	額面百圓ニ付	金壹錢
諸會社債券	同上	金貳錢

諸會社株券（一株ニ付）

價格	料率	價格	料率
百圓未滿	金貳錢	參百圓未滿	金參錢
貳百圓未滿	金貳錢五厘	參百圓以上	金參錢五厘

有價證券短期清算取引賣買手數料率表（大正十一年九月一日實施）

諸會社株券	百圓未滿	一株ニ付	金貳錢
	以上五拾圓又ハ其ノ端數ヲ增ス每ニ		金壹錢ヲ增ス

有價證券短期清算取引の手數料は、短期取引創始の際で、充分の研究が遂げられなかつたので十二月に至り左の通り差等を設けることになつた。

有價證券短期清算取引賣買手數料率表（大正十一年十二月一日）

諸會社株券（一株ニ付）

價格	料率
百圓未滿	金貳錢
百圓以上百五拾圓未滿	金參錢
百五拾圓以上貳百圓未滿	金四錢
貳百圓以上貳百五拾圓未滿	金五錢
貳百五拾圓以上參百圓未滿	金六錢
以上五拾圓又ハ其ノ端數ヲ增ス每ニ	金五厘ヲ增ス

本表料率實施に關しては、左記の通り其の附記事項に付て數回追加變更があつた。

大正十二年八月十四日認可（これは實際の扱ひを成文としたのみである）

一、本表ノ率ニ依リ賣付又ハ買付ニ對シ之ヲ徵收ス

一、同一讀入區域內ニ於テ賣買對當ニ付キ相殺決濟ノ場合ニ限リ手數料本額ノ五割ヲ減額ス

第三節　賣買手數料

大正十五年十二月二十三日認可　（追加變更）

一、代引代渡ノ爲又ハ其ノ繰延玉ニシテ決濟期日乘換ニ付賣ト買トヲ同時ニ場帳ニ登錄シタルモノ及同一帳入區域内ニ於ケル賣買對當玉ニシテ相殺決濟ノ場合ニ限リ手數料本額ノ五割ヲ減額ス

昭和二年九月十九日認可　（追加變更）

一、代引假渡ノ爲又ハ其ノ繰延玉ニシテ決濟期日乘替ノ爲ニスル賣買玉ニ付テハ本表ノ定率ニ拘ラス一株ニ付金貳厘ヲ徵收ス

昭和三年一月七日認可　（追加變更）

一、代引假渡ノ爲又ハ其ノ繰延玉ニシテ決濟期日乘替ノ爲ニスル賣買玉ニ付テハ其ノ手數料ヲ徵收セス

大正十一年改正後長期清算取引の手數料に付ては、大正十五年一月十三日認可を得て、舊の如く新規賣買に對して徵收し、料率も從來施行のものを二倍した。これが現行の手數料率である。

其の後昭和時代に入りて、昭和二年十二月實物取引の振興を圖る爲め、諸會社株券の手數料を著しく引下げた外、昭和九年十二月から短期清算取引の手數料率の改正を行ふたが

是は近時短期清算取引の實情に即する爲め、標準價格の階段を更に細別し、之に從つて手數料率を改正したもので、左に掲ぐるものが右三者の現行率である。

現行有價證券長期清算取引賣買手數料率表（大正十五年一月廿日實施）

諸會社株券（一株ニ付）

價格	料率	價格	料率
貳拾五圓未滿	金六錢貳厘	貳百圓未滿	金拾錢四厘
五拾圓未滿	金六錢八厘	貳百五拾圓未滿	金拾壹錢六厘
七拾五圓未滿	金七錢四厘	參百圓未滿	金拾貳錢八厘
百圓未滿	金八錢	以上五拾圓又ハ其ノ端數ヲ增ス每ニ	金壹錢貳厘ヲ增ス
百五拾圓未滿	金九錢貳厘		

一、取引所手數料ハ同一帳入日域内ニ於ケル賣買對當玉ニシテ相殺決濟ノ場合ニ限リ手數料本額ノ一割二歩ヲ減額ス

大正十五年一月二十六日認可（實際の扱ひを成文としたる迄である）

一、本表ニ依リ新規賣買ニ付之ヲ徵收ス

現行有價證券實物取引賣買手數料率表（昭和二年十二月七日實施）

種類	價格	手數料率
國債地方債證券	額面百圓ニ付	金壹錢
諸會社債券	同	金貳錢
諸會社株券（一株ニ付）	貳百圓未滿	金五厘
	以上百圓又ハ端數ヲ增ス每ニ	金五厘ヲ增加ス

現行有價證券短期清算取引賣買手數料率表（昭和九年十二月一日實施）

諸會社株券（一株ニ付）

價格	本建手數料率	現落手數料率
貳拾五圓未滿	金壹錢六厘	金壹錢貳厘
五拾圓未滿	金壹錢八厘	金壹錢參厘
七拾五圓未滿	金貳錢	金壹錢五厘
百圓未滿	金貳錢壹厘	金壹錢五厘
百貳拾五圓未滿	金貳錢貳厘	金壹錢六厘
百五拾圓未滿	金貳錢四厘	金壹錢八厘
百七拾五圓未滿	金貳錢七厘	金貳錢
貳百圓未滿	金參錢	金貳錢貳厘

以上貳拾五圓又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ　金貳厘ヲ増ス　本建率ノ二割七分五厘減（但シ毛位ハ四捨五入）

一、賣買手數料ハ本表ノ料率ニ依リ賣付又ハ買付玉ニ對シ之ヲ徴收ス

一、現落トハ同一計算區域内ニ於ケル賣買對當玉ニシテ相殺決濟ノモノヲ謂フ

一、代引假渡ノ爲又ハ其ノ繰延玉ニシテ決濟期日乘替ノ爲ニスル賣買玉ニ付テハ其ノ手數料ヲ徴收セス

六、大正昭和時代の米

米の賣買手數料は、大正三年九月の改正を第一回とし、爾來五回の改正を重ねたが、有價證券と同じく、矢張り大正三年及同十一年の關係法令の改正に伴ひ、改定したのが代表的である。故に今此の兩度に於ける料率を掲げて參考とするが、大正十一年の改正は實情に即しない點があつたので、大正十五年一月認可を得て、再び新規賣買に付て徴收することゝし、料率もこれを二倍して最近まで實施された。現行料率は米穀統制法の影響に依り著しく取引の不振を來したので、市場振興策の一として、昭和八年十二月改正低下したものである。

米賣買手數料率表（大正三年九月一日實施）

一、直取引及延取引　從前ノ通

一、定期取引

價格	既入料率(百石ニ付)	未入料率(百石ニ付)
拾參圓五拾錢未滿	金壹圓〇五錢	金七拾壹錢
拾四圓五拾錢未滿	金壹圓〇七錢	金七拾壹錢六厘
拾五圓五拾錢未滿	金壹圓〇九錢	金七拾貳錢貳厘
拾六圓五拾錢未滿	金壹圓拾壹錢	金七拾貳錢八厘
拾七圓五拾錢未滿	金壹圓拾參錢	金七拾參錢四厘
拾八圓五拾錢未滿	金壹圓拾五錢	金七拾四錢
拾九圓五拾錢未滿	金壹圓拾七錢	金七拾四錢六厘
貳拾圓五拾錢未滿	金壹圓拾九錢	金七拾五錢貳厘
貳拾壹圓五拾錢未滿	金壹圓貳拾壹錢	金七拾五錢八厘
貳拾貳圓五拾錢未滿	金壹圓貳拾參錢	金七拾六錢四厘
貳拾參圓五拾錢未滿	金壹圓貳拾五錢	金七拾七錢
貳拾四圓五拾錢未滿	金壹圓貳拾七錢	金七拾七錢六厘
以上壹圓毎ニ	金貳錢ヲ增加ス	金六厘ヲ增加ス

備考

一、既入ノ定率ハ價格拾參圓五拾錢未滿ヲ壹圓〇五錢トシ以上價格百圓（一石ニ付金壹圓）毎ニ貳錢歩トシテ遞加ス

一、米入ノ定率ハ既入ノ定率ニ取引税（各階級ノ中央價格ニ對スル百分ノ五）ヲ加ヘタル額ノ十分ノ八（現行既入米入ノ割合）ヨリ取引税（既入ニ加ヘタルモノト同額）ヲ控除シタルモノトス

米清算取引賣買手數料率表（大正十一年九月一日實施）

價格	手數料率（百石ニ付）
拾四圓五拾錢未滿	金四拾五錢
拾五圓五拾錢未滿	金四拾六錢
拾六圓五拾錢未滿	金四拾七錢
拾七圓五拾錢未滿	金四拾八錢
拾八圓五拾錢未滿	金四拾九錢
拾九圓五拾錢未滿	金五拾錢
貳拾圓五拾錢未滿	金五拾壹錢
貳拾壹圓五拾錢未滿	金五拾貳錢
貳拾貳圓五拾錢未滿	金五拾參錢
貳拾參圓五拾錢未滿	金五拾四錢
貳拾四圓五拾錢未滿	金五拾五錢
貳拾五圓五拾錢未滿	金五拾六錢
貳拾六圓五拾錢未滿	金五拾七錢
貳拾七圓五拾錢未滿	金五拾八錢
貳拾八圓五拾錢未滿	金五拾九錢
貳拾九圓五拾錢未滿	金六拾錢
參拾圓五拾錢未滿	金六拾壹錢
參拾壹圓五拾錢未滿	金六拾貳錢
參拾貳圓五拾錢未滿	金六拾參錢
參拾參圓五拾錢未滿	金六拾四錢
參拾四圓五拾錢未滿	金六拾五錢
參拾五圓五拾錢未滿	金六拾六錢
參拾六圓五拾錢未滿	金六拾七錢
以上壹圓又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ	金壹錢ヲ増ス

大正十四年二月十七日認可　（證券の部と同様實際の扱ひを成文とした迄である）

一、本表定率ニ依リ賣付又ハ買付玉ニ對シ之ヲ徴收ス

一、同一帳入區域内ニ於ケル賣買對當玉ニシテ相殺決濟ノ場合ニ限リ各手數料率ニ對シ金五錢ヲ減額ス

現行米清算取引賣買手數料率表　（昭和八年十二月二十日實施）

價格	手數料率(百石ニ付)
貳拾四圓未滿	金壹圓
貳拾五圓未滿	金壹圓貳錢
貳拾六圓未滿	金壹圓四錢
貳拾七圓未滿	金壹圓六錢
貳拾八圓未滿	金壹圓八錢
貳拾九圓未滿	金壹圓拾錢
參拾圓未滿	金壹圓拾貳錢
參拾壹圓未滿	金壹圓拾四錢
參拾貳圓未滿	金壹圓拾六錢
參拾參圓未滿	金壹圓拾八錢
參拾四圓未滿	金壹圓貳拾錢
以上壹圓又ハ其ノ端數ヲ增ス每ニ	金貳錢ヲ增ス

一、本表定率ニ依リ新規賣買ニ付之ヲ徴收ス

一、取引所手數料ハ同一帳入區域内ニ於ケル賣買對當玉ニシテ相殺決濟ノ場合ニ限リ各手數料率ニ對シ金貳拾錢ヲ減額ス

第六章　株主

第一節　株主の増減

當所の創立許可は明治十七年八月十六日であつて、それから株主の募集に取りかゝつたのであるが、當時非常な好人氣で、忽ちにして十倍以上の應募者を得たと云ふことは、既に第一章に於て述べた通りである。何分一千株（額面百圓）と云ふ少數であつたから無理もなかつたのである。

明治十七年十月十三日、創立證書に調印した株主は總計百七十名で、これを內譯すると

五十株	井上太郎左衛門氏	外九名	七株	赤井又七氏	外三名
三十株	田中源太郎氏	外一名	六株	井上利助氏	外一名
二十株	廣澤シン氏		五株	南森菊太郎氏	外十名
十株	芝田大吉氏	外四名	四株	石橋榮治郎氏	外四名

[illegible]株 伊谷市良兵衛氏 外四十四名 [illegible]株 赤尾藤助氏 外四十九名
[illegible]株 赤井忠七氏 外三十四名 合計 一、〇〇〇株 一[illegible]七名

であるが、爾後毎期末に於ける株主數の増減を左に掲げて參考に供する。

株主増減表

期別	株數	株主數	期別	株數	株主數
明治十八年六月	一、〇〇〇株（百圓券）	一四七名	明治二十二年十二月	一、〇〇〇株	七八名
同 年十二月	〃	一三五	同 二十三年六月	〃	七九
同 十九年六月	〃	一〇五	同 年十二月	〃	七九
同 年十二月	〃	一〇一	同 二十四年六月	〃	九〇
同 二十年六月	〃	一一三	同 年十二月	〃	九五
同 年十二月	〃	一二八	同 二十五年六月	〃	九五
同 二十一年六月	〃	一三四	同 年十二月	〃	九二
同 年十二月	〃	一九三	同 二十六年六月	〃	九一
同 二十二年六月	〃	八四	同 年十二月	二、〇〇〇（百圓券ヲ五拾圓券ニ變更）	一〇四

明治二十七年六月	二、〇〇〇	九三
同　年十二月	〃	一〇七
同　二十八年六月	〃	一二七
同　年十二月	〃	一三三
同　二十九年六月	〃	一四二
同　年十二月（第一回増資）	四、〇〇〇	二三九
同　三十年六月	〃	三九八
同　年十二月	〃	三六六
同　三十一年六月	〃	三八九
同　年十二月	〃	三六四
同　三十二年六月	〃	三〇五
同　年十二月	〃	二八六
同　三十三年六月	〃	三七四
同　年十二月	〃	三九〇
同　三十四年六月	〃	四〇五
同　年十二月	〃	三八二
同　三十五年六月	〃	三九二
明治三十五年十二月	四、〇〇〇	三七三
同　三十六年六月	〃	三四八
同　年十二月	〃	三四六
同　三十七年六月	〃	三五九
同　年十二月	〃	三五三
同　三十八年六月	〃	三三九
同　年十二月	〃	三五〇
同　三十九年六月	〃	三二六
同　年十二月	〃	一八二
同　四十年六月	一〇、〇〇〇	二五〇
同　年十二月（第二回増資）	〃	三二九
同　四十一年六月	〃	三三九
同　年十二月	〃	二八〇
同　四十二年六月	〃	三四九
同　年十二月	〃	三四三
同　四十三年六月（第三回増資）	二四、〇〇〇	三九四
同　年十二月	〃	五〇〇

期別	株数	株主数	期別	株数	株主数
明治四十四年六月	二四、〇〇〇株	九五一名	大正八年六月	四〇、〇〇〇株	八六八名
同　年十二月	〃	五九八	同　年十一月	〃	八三七
同　四十五年六月	〃	六〇一	同　九年五月（第五回増資）	六〇、〇〇〇	一、一一五
大正元年十二月	〃	六四五	同　年十一月	〃	一、二二三
同　二年六月	〃	六七一	同　十年五月（第六回増資）	一〇〇、〇〇〇	一、一九四
同　年十二月	〃	六七六	同　年十一月	〃	一、四七九
同　三年六月	〃	六三九	同　十一年五月	〃	一、五六六
同　年十二月	〃	六九四	同　年十一月	〃	一、五七七
同　四年六月	〃	六二八	同　十二年五月	〃	一、六二〇
同　年十二月	〃	六一一	同　年十一月	〃	一、六七七（最多）
同　五年六月	〃	五七六	同　十三年五月	〃	一、六六七
同　年十二月	〃	五九一	同　年十一月	〃	一、六五六
同　六年六月	〃	六三一	同　十四年五月	〃	一、六二五
同　年十二月（第四回増資）	四〇、〇〇〇	八三五	同　年十一月	〃	一、五八三
同　七年六月	〃	八九四	同　十五年五月	〃	一、四一九
同　年十二月	〃	九三三	同　年十一月	〃	一、五四七

昭和二年五月	一〇〇、〇〇〇	一、六一八
同　年十一月	〃	一、六〇四
同三年五月	〃	一、五九四
同　年十一月	〃	一、六〇七
同四年五月	〃	一、五九六
同　年十一月	〃	一、五六四
同五年五月	〃	一、五三三
同　年十一月	〃	一、五二四
昭和六年五月	一〇〇、〇〇〇	一、四五六
同　年十一月	〃	一、四五二
同七年五月	〃	一、四七〇
同　年十一月	〃	一、四八七
同八年五月	〃	一、四七一
同　年十一月	〃	一、三六四
同九年五月	〃	一、三二三
同　年十一月	〃	一、三六七

第二節　株式の分布

株主の増減に付ては、前節に記載した通りであるが、その分布狀態はどうであるかと云ふに、創立當初に於て京都市が斷然多數を占めて居つたのは、當時の狀態から見て何等異とするに足らないが、それでも尚ほ大阪。東京。滋賀。福井の各府縣に亙り、十數株の分

布があつた。

その後明治二十九年十二月、第一回増資に依り總株數四千株となると共に、新たに三、四の他府縣を增加し、爾來時に伸縮の變遷はあつたが、大體に於て漸次分布を廣くし、大正八、九年頃に於ては、僅に全國の大半に及んで遠く臺灣、關東洲にまで分布した。

併し乍らこの五十年間を通じ、京都府は株主數に於ても、株數に於ても常にその八、九割を占めて、名實共に京都の取引所なることを示し、他府縣は實に微々たるものである。今創立後十期目毎に、當該期末に於ける府縣別株主數及株數を示せば左の通りである。

株式分布狀態（比率ハ總株數ヲ百トスル對比ナリ）

明治十七年創立當初

府縣別	株數	比率	人員
京都府	九八七	九八・七	一五九
大阪府	七	〇・七	七
滋賀縣	三	〇・三	二
福井縣	二	〇・二	一
東京府	一	〇・一	一
計	一,〇〇〇		一七〇

明治二十二年十二月（第十期）

府縣別	株數	比率	人員
京都府	七七二	七七・二	六七
滋賀縣	一二三	一二・三	五
大阪府	一〇六	一〇・六	五
東京府	九	〇・九	一
計	一,〇〇〇		七八

明治二十七年十二月（第二十期）

京都府	一、四一八	七〇・九	八七
滋賀縣	二四七	一二・四	八
大阪府	二八三	一四・一	一〇
山形縣	四二	二・一	一
福井縣	一〇	〇・五	一
計	二、〇〇〇		一〇七

明治三十二年十二月（第三十期）

京都府	三、〇四二	七六・一	二四五
滋賀縣	六四〇	一六・〇	二四
大阪府	一〇六	二・七	七
香川縣	一〇〇	二・五	一
福岡縣	五〇	一・二	一
兵庫縣	三〇	〇・八	一
三重縣	一二	〇・三	二
高知縣	一〇	〇・二	一
岐阜縣	四	〇・一	一
愛知縣	三	—	一
東京府	二	—	一
愛媛縣	一	—	一
計	四、〇〇〇		二八六

明治三十七年十二月（第四十期）

京都府	三、三〇五	八二・六	二〇三
滋賀縣	五四四	一三・六	二八
福井縣	四一	一・〇	六
兵庫縣	二三	〇・六	一
香川縣	二〇	〇・五	一
岐阜縣	一五	〇・四	二
三重縣	一五	〇・四	二
愛知縣	一〇	〇・二	二
新潟縣	一〇	〇・二	一
高知縣	九	〇・二	一
大阪府	七	〇・一	五
愛媛縣	一	—	一
計	四、〇〇〇		二五三

明治四十二年十二月（第五十期）

京都府	六、七九五	六八・〇	一九五
滋賀縣	八二三	八・二	一六
大阪府	七二〇	七・一	一〇
愛知縣	六六〇	六・六	四
岡山縣	三九〇	三・九	三
三重縣	三二〇	三・二	二

關東洲	一五	—	一
香川縣	一〇		一
鳥取縣	一	—	一
計	四〇、〇〇〇		八三七

大正十三年十一月（第八十期）

京都市	七九、九二八	八〇・〇	一、二八〇
京都府下	八、七五三	八・八	二〇〇
滋賀縣	四、四八八	四・五	八四
大阪府	二、五八六	二・六	三三
兵庫縣	二、一九六	二・二	一五
愛知縣	四四八	〇・四	九
三重縣	三二三	〇・三	五
岡山縣	二六九	〇・三	九
福井縣	二五七	〇・二	九
東京府	一八三	〇・二	三
岐阜縣	一八〇	〇・二	六
和歌山縣	七三	—	一
石川縣	五〇		一
滿洲	六〇	—	一
德島縣	二四		二
關東洲	一九		一
臺灣	二四	—	一
長崎縣	二〇		一
山口縣	二〇		一
群馬縣	一六		一
栃木縣	一〇	—	一
島根縣	一〇		一
靜岡縣	一〇		一
計	一〇〇、〇〇〇		一、六五六

昭和四年十一月（第九十期）

京都市	七六、七二四	七六・七	一、一八二
京都府下	八、三〇九	八・三	一七八
滋賀縣	四、八六二	四・九	八〇
大阪府	四、〇六一	四・一	三六
兵庫縣	二、〇五三	二・一	三三
愛知縣	四一八	〇・四	七
東京府	二八〇	〇・三	九
三重縣	二四三	〇・二	五
奈良縣	一四〇	〇・一	二
愛媛縣	一三四	〇・一	一
岡山縣	一一〇	〇・一	五
岐阜縣	一〇〇	〇・一	五

府縣別	株數	比率	人員
石川縣	一〇〇	〇・一	一
北海道	一〇〇	〇・一	一
福井縣	八〇		六
和歌山縣	七〇		一
廣島縣	五〇		一
德島縣	三三		一
靜岡縣	三三		二
關東洲	二九		一
群馬縣	二六		一
島根縣	一〇	—	一
栃木縣	一〇	—	一
福岡縣	一〇	—	一
香川縣	一〇	—	一
計	一〇〇、〇〇〇		一、五六四

昭和九年十一月（第百期）

府縣別	株數	比率	人員
京都市	八三、三二〇	八三・三	一、〇六八
京都府下	三、四〇一	三・四	八七
大阪府	六、四九九	六・五	四一
滋賀縣	四、三二六	四・三	八六
兵庫縣	一、二六一	一・三	三三
愛知縣	四三八	〇・四	七
三重縣	四三二	〇・四	九
東京府	三七三	〇・四	一三
福井縣	二六〇	〇・三	二
奈良縣	二〇〇	〇・二	四
岡山縣	一一〇	〇・一	四
香川縣	一〇〇	〇・一	一
北海道	一〇〇	〇・一	一
岐阜縣	八〇		四
廣島縣	七〇		一
臺灣	五〇		一
朝鮮	五〇		一
德島縣	三三	—	一
新潟縣	二〇	—	一
島根縣	一〇	—	一
石川縣	一〇	—	一
計	一〇〇、〇〇〇		一、一六七

第七章 役員及所員

第一節 役員の名稱

取引所の役員は、明治二十六年取引所法制定以前は、株式取引所にしても、米商會所にしても、總て條例に於て頭取及肝煎となつて居つた。頭取は今日の理事長に當り、肝煎は理事に該當するのであるが、肝煎はそれと同時に現時の監査役に當るべき職務を持つて居つたものである。

明治七年太政官布告株式取引條例の第四條には

發起人等ハ新聞紙ヲ以テ公達シ右ノ案内ニ應シタル株主等ヲ集合セシメ投名法ヲ以テ三十株以上ヲ所持シタル株主中ヨリ差向キ五人以上ヲ選ミテ肝煎トナスヘシ但シ發起人株主ノ別ナク一株ニ付一說ヲ吐クノ理アルヘシ

此法[illegible]ノ[illegible]選マル肝煎等ハ同條中ヨリ又二人ヲ選ヒテ之ヲ頭取副頭取トナシ共ニ取引所ノ事務ヲ管轄シ創立ノ上追テ定式集會ノ[illegible]迄在職スヘシ云々

と規定し、明治九年太政官布告米商會所條例には第三條第二節に

發起人ハ其募ニ應シタル株主等ト共ニ集會ヲ催シ第五條ノ定限ニ從ヒ差向キ五人以上ノ肝煎及正副頭取等ヲ選任スヘシ

と定め、第五條第一節に會所の役員と稱する者は頭取・副頭取・肝煎の外會所の都合に依り支配人・書記等を役員としても差支へないと云ふことにし、明治十一年の株式取引所條例も亦これに倣つて居る。これ等は單に當時の役名を知るのみならず、條文が如何にも時代相を現はして居つて面白いと思つたから、こゝに引用したのである。

從つて明治十七年創立の當所としては勿論この條例に依つたのであるから、先づ五名の肝煎を選擧し、その内から一名の頭取を互選し、尚ほ肝煎の内一人は職制に依つて支配人を兼ねさせた。

然るに明治二十六年三月發布の取引所法(同年十月一日より施行)に依つて、頭取は理事長に、肝煎は理事に改むることゝなり、新たに監査役を設けられたので、當所に於ても直に定款の改正を行ふてこれに準據し、且つ九月十七日臨時株主總會に於て理事長一名、理事四名監査役二名を選擧した。而して理事長は尚ほ定款の規定に依り、頭取時代の如く理事の互選に依つたものであつたが、明治三十二年一月七日の總會に於ける改選から新定款の定むる處に依り、理事長・理事・監査役各別に選擧することになつたのである。

第二節 役員の異動

創立當初の肝煎は田中源太郎氏、穂積寅九郎氏、内貴甚三郎氏、竹村彌兵衛氏、市田文三氏の五名で、その互選に依り田中氏が頭取として所務を總理した。

その後市田文三氏は明治十八年七月退職して市田理八氏これに代り、穂積寅九郎氏は翌十九年一月井上太郎左衛門氏と代り、井上氏は明治二十二年八月小泉新助氏と代り、竹村彌兵衛氏亦明治二十四年一月塚原昌吉氏と代つたが、明治二十六年九月新法律と改正定款とに依り役員の名稱が變り、改めて理事長、理事及監査役として、選任せられた人々は

理事長　田中源太郎氏

理　事　内貴甚三郎氏　市田理八氏　小泉新助氏

監査役　井上利三郎氏　中村治兵衛氏

で當時の理事長は尙ほ役員の互選に依つたものであつたが、明治三十二年一月以來理事長理事及監査役は、各別に選擧することゝなり今日に至つて居る。

頭取又は理事長が一名なることは說明するまでもないが、最初頭取又は理事長は肝煎又は理事の定員中から互選したことは前に記述した通りである。肝煎は條例に依つて定員五

名と定められ、理事は理事長を創立させて選擧をする迄は本所の定款に依つて五名であつたが、それ以來現在に至る迄四名以內が定員となつて居り、監査役は最初二名であつたが後三名となり、更に三名以內に改正して現在に及んで居る

今創立以來の役員異動を列記すれば左表の通りである、

役員異動一覽

職名	氏名	住所	就任年月	退任年月	附記
頭取	田中源太郎	京都府南桑田郡龜岡町	明治十七年十月	明治二十六年九月	定款改正ニヨリ理事長トナル
肝煎	穗積寅九郎	下京區第十二組佛光寺前町	同	明治十九年一月	
同	內貴甚三郎	上京區第三十組橋町	同	明治二十六年九月	定款改正ニヨリ理事トナル
同	竹村彌兵衛	下京區第二十四組蛭子町	同	明治廿三年十二月	
同	市田文三	上京區第二十九組丸太材木町	同	明治十八年七月	
同	市田理八	下京區第四組藤屋町	明治十八年七月	明治二十六年九月	定款改正ニヨリ理事トナル
同	井上太郎左衛門	下京區第三組玉藏町	明治十九年一月	明治二十二年八月	
同	小泉新助	下京區烏丸通綾小路南二帖半敷町	明治二十二年八月	明治二十六年九月	定款改正ニヨリ理事トナル
同	塚原昌吉	上京區岡崎町	明治二十四年一月	同	
理事長	田中源太郎	京都府南桑田郡龜岡町	明治二十六年九月	大正七年七月	

理事	内貴甚三郎	上京區押小路通柳馬場東橋町	同	明治三十一年十月	京都市長トナル
同	市田理八	下京區六角通東洞院東膝屋町	同	明治四十五年一月	
同	小泉新助	下京區烏丸通綾小路南二帖半敷町	同	明治三十四年六月	死亡
監査役	井上利三郎	下京區六角通新町東玉藏町	同	明治二十九年八月	死亡
同	中村治兵衛	上京區富小路通三條北福永町	同	明治三十四年五月	
同	芝原嘉兵衛	下京區大宮通松原北高辻大宮町	明治二十九年八月	明治三十二年一月	理事トナル
理事	芝原嘉兵衛	同	明治三十二年一月	大正七年七月	
監査役	井上利助	下京區六角通新町東玉藏町	同	明治三十四年七月	理事トナル
同	大澤善助	上京區寺町通丸太町南下御靈前町	明治三十四年七月	大正元年十二月	
同	松居庄七	下京區室町通錦小路北山伏山町	同	明治四十二年一月	理事トナル
理事	井上利助	下京區六角通新町東玉藏町	同	大正八年一月	
同	松居庄七	下京區室町通錦小路北山伏山町	明治四十二年一月	大正十年五月	
監査役	高橋彌七	下京區東洞院通錦小路南阪東屋町	同	明治四十二年五月	死亡
同	曾野作太郎	上京區堺町通竹屋町南絹屋町	同	大正四年一月	
同	一宮喜十郎	下京區錦小路通東洞院東	明治四十三年一月	明治四十四年九月	
同	高橋彌一郎	下京區東洞院通錦小路南阪東屋町	明治四十五年一月	大正三年四月	
理事	伊藤直四郎	上京區烏丸通下長者町北龍前町	同	昭和六年五月	死亡
監査役	伊藤平三	上京區等持院南町	大正二年一月		現任

職名	氏名	住所	就任年月	退任年月	附記
監査役	廣瀬滿正	上京區河原町通二條南一筋目東	大正三年七月	大正十年五月	
理事長	奥繁三郎	上京區御幸町通二條南山本町	大正七年七月	大正九年八月	
理事	天野治郎松	上京區新町通一條北一條殿町	同	大正十四年十一月	
監査役	曾野作太郎	上京區堺町通竹屋町南絹屋町	大正七年七月	大正九年八月	
理事	田中一馬	中京區新町通錦小路北百足屋町	大正八年一月		現任
理事長	曾野作太郎	中京區堺町通竹屋町南絹屋町	大正九年八月		現任
監査役	奥繁三郎	上京區御幸町通二條南山本町	同	大正十三年九月	死亡
理事	大澤徳太郎	中京區河原町通三條北恵比須町	大正十年六月		現任
監査役	稲垣恒吉	上京區竹屋町通猪熊東伸ノ町	大正十三年十二月	昭和五年六月	死亡
理事	竹澤徳藏	上京區小山下總町	大正十四年十二月		現任
監査役	奥圭一郎	中京區御幸町通二條南山本町	昭和五年十二月		現任

第三節 現在の役員

本所の役員は、創業當時諸改革の急激なる際とか、或は死亡等に依る止むを得ざる理由に基く異動は例外として、總じて永年勤續者の多いことは、特筆大書すべき事柄と云はね

ばならない。

現に田中源太郎氏の如き頭取として十ケ年、理事長として二十六ケ年、創立以來實に三十六年の長勤續であつたのを始めとし、理事又は監査役、理事に選任したる者、短かきも七ケ年、多くは二十ケ年前後に達して居る。

而して現在の役員は左の通りであるが、これ亦既に永年勤續の面影がある。

蓋し本所の業績が今日の如く隆昌を見るに至つた所以は、取引員組合との圓滿なる協調を始め其の他種々の原因もあるが、實に之等永續せる歷代役員の賚と謂はねばならない。

職名	氏名	就任年月	附記
理事長	曾野作太郎	大正九年八月	前監査役
常務理事	竹澤德藏	大正十四年十二月	前支配人
理事	田中一馬	大正八年一月	
同	大澤德太郎	大正十年六月	
監査役	伊藤平三	大正二年一月	
同	奥主一郎	昭和五年十二月	

尚ほ序に記して置くが、理事長なり、理事が商法の規定に基き監査役に供託すべき株式は最初明治十七年十二月十三日役員會で之を參拾株と定めたが、額面の變更により五拾株

とし、更に大正八年七月二十七日以來之を壹百株と定め、又當取引所は、明治二十四年四月以來京都商業會議所（現在の商工會議所）の議員に當選し、理事長が代表者となつて其の職に當つて居つたが、昭和四年三月會議所制度の改正以來取引員組合にこれを讓り、取引所は議員を罷めたのである。併しながら昭和九年度から理事長曾野作太郎氏は同會議所の顧問になつてゐる。

第四節　所　員

所務は當初肝煎が分擔して各部の主任に當り、これに支配人及副支配人を配し、その下に市場日付、庶務方、簿記方、出納方、勘定方、徵税方、用度方等の職名――今日の所員に當るべき職員――を置いて總てを處理したのである。その後支配人、副支配人の下に書記、書記補を置き、分課も營業課、計算課、庶務課及出納課に分ち、各課の主任には書記の上席者を宛てることになつて居たが、大正十一年十二月二十日職制を改め、（一）支配人（二）副支配人（三）主事の幹部職員の下に（四）書記（五）書記補を配し、その他に雇員、女事務員、交換手、給仕、守衛、小使を置くことゝし、分課は（一）市場主事、（二）業務課、（三）庶務課、（四）出納課、（五）倉庫課に分ち、市場主事及課長は支配人以下主事を以て之に充

て居る。

この他米の受渡に關し、調査方を置き、受渡物件の格付審査の任に當らせて居るが、これは米穀當業者及所員中より、經驗があり且つ信用のある者を選拔し囑託して居る。尙ほ創業以來各期末現在の所員の數は左の通りで、創業當時は僅に十四名の少數であつたが、現在（昭和九年十一月三十日）九十二名を算してゐる。

各期末現在所員數

年次	前半期	後半期
明治十七年	名 創業當時	一四名
同十八年	一一	一〇
同十九年	一〇	一五
同二十年	二〇	二〇
同二十一年	一八	一八
同二十二年	一八	一九
同二十三年	一八	一七
同二十四年	一六	一五
同二十五年	一五	一三

年次	前半期	後半期
明治二十六年	一三名	一四名
同二十七年	一六	一七
同二十八年	一六	一八
同二十九年	二二	二一
同三十年	二六	二六
同三十一年	二六	二六
同三十二年	二六	二六
同三十三年	二六	二六
同三十四年	二五	二四

第八章　商議員會と格付審議會

第一節　商議員會

商議員會の制度は、大正十一年取引所法令の改正に依つて始めて定められたものであつて、其の職能は取引所の業務機關である。

當所の商議員會は役員の互選に依る者三名、證券取引員の互選に依る者六名、米取引員の互選に依る者六名、總員十五名の組織で、任期を二ヶ年としてゐる。第一回の選擧は大正十一年九月十五日であつたが、その時は役員より理事長曾野作太郎。理事伊藤直四郎・同天野治郎松、證券部より六鹿清治・淺原靜次郎・三谷了介・杉本龜次郎・名和助市・伴良太郎、米穀部より中村重三。吉田傳次郎。榊田喜三・山内宇三郎。藤井眞次郎の諸氏が當選し、更に會長に天野治郎松・副會長に六鹿清治。中村重三、總代に伊藤直四郎。淺原靜次郎。杉本龜次郎・吉田傳次郎・榊田喜三の諸氏が當ることになつた。爾來二ヶ年毎に改選を行ひ、今日に至つたのであるが、當所としては理事長、常務理事及常勤理事が之に

當ることゝなつて居り、亦取引員側としてはこの商議員に當選した者が取引員組合の委員に當ることゝし、相互連絡を圖つて居る。今第一回選擧以來の商議員を表示すると左の通りである。

商議員一覽

選擧又ハ退任年月日	會長	副會長	商議員總代	役員議員	證券部議員	米穀部議員
大正十一年九月十五日	大野治郎松	六鹿清治 中村重三治	伊藤直四郎 淺原靜次郎 杉本繩次郎 吉田傳次郎 榊田喜三郎	曾野作太郎	三谷了介 伴良太郎 名和助市	山内宇三郎 櫻井貞次郎
同　年十月二日						吉見鶴之助
同　年十一月廿五日			榊田喜三（退任）			
同　年十二月十二日			吉見鶴之助			吉原定吉
大正十二年八月三日			吉見鶴之助（退任）			
同　年八月十八日			山内宇三郎			竹内榮藏
同　年十月十三日		六鹿清治（退任）	吉田傳次郎（退任）			
同　年十一月九日		淺原靜次郎	三谷了介 吉原定吉		大城戸傳次	山中清太郎

大正十三年六月一日	天野治郎松	淺原靜次郎 山内宇三郎	伊藤直四郎 杉本龜次郎 名和助市 山中清太郎 吉原定吉	曾野作太郎	奥西安藏 大城戸傳次 作良太郎	三谷了介 田中榮三郎 吉田傳次郎
同　年九月五日						退任 三谷了介
同　年九月二十日						竹内榮藏
大正十四年七月一日	伊藤直四郎		伊藤直四郎	曾野作太郎 天野治郎松		
同　年十月三十日					退任 奥西安藏	
同　年十一月二十日					加藤專藏	
同　年十一月廿八日				退任 天野治郎松		
同　年十二月廿八日				竹澤德藏		
大正十五年六月一日	伊藤直四郎	淺原靜次郎 山内宇三郎	竹澤德藏 名和助市 大城戸傳次 吉田傳次郎 吉原定吉	曾野作太郎	加藤專藏 三谷了介 株式會社丸二商店 代表者奥西安藏	藤野音次郎 竹内榮藏 田中榮三郎
昭和二年三月廿三日					退任 三谷了介	
同　年四月七日					杉本龜次郎	
同　年七月四日	伊藤直四郎		竹澤德藏	曾野作太郎		
昭和三年六月一日	伊藤直四郎	淺原靜次郎 山内宇三郎	竹澤德藏 名和助市 杉本龜次郎 榊田喜三 竹内榮藏	曾野作太郎	株式會社丸二商店 代表者奥西安藏 六鹿清治 作良太郎	吉田傳次郎 田中榮三郎 吉原定吉

選擧又ハ選任年月日	會長	副會長	商議員總代	委員議員	證券部議員	米穀部議員
昭和三年六月五日					六鹿清治（退任）	
同年六月廿三日					藤井眞次郎	
昭和四年六月廿九日	伊藤直四郎		竹澤德藏	曾野作太郎		
昭和五年六月一日	伊藤直四郎	淺原靜次郎 山內宇三郎	竹澤德藏 名和助市 杉本龜次郎 竹內榮藏 榊田喜三	曾野作太郎	株式會社丸二商店（代表者奧西安藏） 藤井眞次郎 大城戸傳次郎	田中榮二郎 吉田傳次郎 吉原定吉
同年十二月廿六日		淺原靜次郎（退任）				
昭和六年一月廿七日		杉本龜次郎	株式會社丸二商店（代表者奧西安藏）		伴良太郎	
同年三月二十日			株式會社丸二商店（代表者奧西安藏）（退任）			
同年四月七日					奧西安藏	
同年四月二十日			大城戸傳次			
同年五月十九日	伊藤直四郎（死亡）					
同年七月三日	竹澤德藏		竹澤德藏	曾野作太郎 田中一馬		
同年九月廿一日		山內宇三郎（退任）				
同年十一月九日		榊田喜三	田中榮二郎			山中清太郎
昭和七年六月一日	竹澤德藏	杉本龜次郎 榊田喜三	竹澤德藏 大城戸傳次 名和助市 田中榮二郎 竹內榮藏	曾野作太郎 田中一馬	伴良太郎 藤井眞次郎 奧西安藏	山中清太郎 吉原定吉 吉田傳次郎

昭和八年七月五日	竹澤徳藏		竹澤徳藏	曾野作太郎 田中一馬		
昭和九年六月二日	竹澤徳藏	杉本龜次郎 榊田喜三	竹澤徳藏 名和助市 大城戸傳次 田中榮二郎 竹内榮藏	曾野作太郎 田中一馬	奥西安藏 藤井貞次郎 小林又一郎	原太造 山中清太郎 吉原定吉
同年十月十八日						吉原定吉（死亡）
同年十一月八日						山口政太郎

第二節　格付審議會

米の受渡は從來檢査制度であつたが、大正十四年末に證劵受渡制度に變更したので（第八章參照）其の結果として豫め格付表を作成せねばならぬこととなつた。

之は主として調査方がその任に當るのであるが、更に知識經驗ある者の意見を徴し之に權威あらしむる爲めに、格付審議會を設けたもので、獨り當所のみならず、各米穀取引所に於ても同樣である。主務省に於ても、亦手續上之を必要な機關と認めて居る。當初は京

部米穀商同業組合評議員會に諮つたのであるが、同會は公益團體ではあるが、米商人のみの機關であるから、清算市場に於ける格付表作製の諮問機關としては、未だ充分でない點があつたので、大正十五年六月に至つて左記規程に依り此の組織を設けたものである。

尙ほ參考の爲め末尾に現在の委員及幹事の氏名を掲げて置く、

格付審議會規程

第一條　格付審議會ハ理事長ノ諮問ニ應シ清算取引ノ標準米、格付表、術量表ノ制定又ハ其ノ變更及其ノ他ノ受渡制度ニ關スル重要ナル事項ヲ調査審議ス

第二條　格付審議會ハ會長一人、委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ理事長之ニ當リ委員ハ左ニ掲クル者ノ内ヨリ理事長之ヲ囑託ス

一、役　員

二、米穀部商議員

三、米穀部取引員

四、調査方

五、米穀ニ關スル學識經驗アル者

六、米穀ニ關スル鑑識ヲ有シ信用アル正米業者

第三條　會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ他ノ役員其ノ事務ヲ代理ス

格付審議會ニ幹事長一人幹事若干人ヲ置ク

幹事長ハ役員又ハ支配人、幹事ハ支配人其ノ他ノ所員ヲ以テ理事長之ヲ命シ庶務ニ從事セシム

委員及幹事一覽

職名	區別	氏名	囑託年月日
委員	理事	竹澤　徳藏	昭和六年七月十三日
同	商議員	竹内　榮藏	大正十五年六月三十日
同	同	山口政太郎	昭和九年一月二十日
同	取引員	藤野晋次郎	大正十五年六月三十日
同	同	稻葉宇之助	同
同	調査方	北尾彌兵衛	同
同	同	玉水滕四郎	同
同	同	赤澤林三郎	同

職名	區別	氏名	囑託年月日
委員	正米商	木村長兵衛	大正十五年六月三十日
同	同	田中　末吉	同
同	同	富永重次郎	同
幹事長	支配人	松村　同	昭和六年七月十三日
幹事	副支配人	及川　義夫	大正十五年六月三十日
同	主事	坂部　定弘	同

第九章　業　　績

第一節　賣買高と手數料

定期取引に於ける賣買出來高は、創業當時一、二年間は公債を主とし、株式は微々たるものであつたが、明治二十年頃より産業界の發達に伴ふて株式の賣買が激增して公債の位置を奪つて終つた。其の後明治四十二年に至り公債の週間定期取引を開始したので、同年より同四十四年の前半期まで、二、三年間は再び多少の公債賣買を見るに至つたが、爾來全く姿を沒した。尤も現場取引、直取引又は實物取引に於ては前後四十有餘年に亘り、盛衰の差こそあれ、多少共取引が行はれたが、これも亦昭和三年の前半期を最後として全く行はれなくなり株式の獨占場と化したのである。

米は明治四十年以來の上場物件であるが、數年間の試練を經たる後、大正三年後半期より著しき賣買出來高を示し、爾來作柄と需給關係に依つて幾分の消長はあつても、概して年と共に相當の成績を續けて居つたが、昭和八年米穀統制法の實施に依り、俄然甚だしき

影響を受け、昭和九年中の賣買出來高は、最近五ヶ年間の既往に比し、僅かに二割二分の少數を示すに至つた。

之れを要するに、別表の如く當所五十年間の實績に徴するも、賣買出來高の消長は經濟界の情勢を主因とし、取引方法其の他の制度の如何が傍因となつて、これを左右し居ることを明瞭に物語つて居る。

第二節　上場物件並に上場銘柄の變遷

創業當時は株式界の幼稚時代なるに反し、國政の諸改革に伴ふて急激なる國帑の增嵩を來し、漸やく各種の公債に依つてこれを辨理した後であつたので、從つて證券市場にもこれを反映し、東西兩市場に於ける上場物件も殆んど公債に限られて居つたが、當所に於ける上場物件も僅に丙號金祿公債。丁號金祿公債。起業公債。配當祿公債。舊公債。新公債中仙道鐵道公債を主とし、株式としては當所株式のみで、取引の中心は全く公債の獨り舞臺であつた。其の後企業の發達に從ひ、株式會社の設立相亞ぎ、明治二十年四月限以降には株式の賣買が頻繁となり、これに反し公債は頓に凋落した。

明治四十年三月、別項記載の如く京都米穀商品取引所の合併に依つて、米穀・蠶糸及綿糸を上場物件中に追加したが、大正四年一月蠶糸及綿糸を廢止したので、現在は有價證券及米穀が上場物件となつて居る。

上場物件並に上場銘柄は、取引所條例時代より一々政府の認可を要することゝなつて居るのであるが、當所に於ては有價證券中清算取引（定期取引）の上場認可を得た株式の銘柄

數は長期三百十三種。短期百七十五種、廢止したるもの長期百九十四種（他會社合併三十七種、新株式ノ萬株式ハ併合九十四種、其ノ他六十三種）短期五十六種（他會社合併十三種、新株式ノ萬株式ハ併合十八種、其ノ他二十五種）にして、差引現在上場のもの長期並に短期各百十九種である。

上場株式異動狀況

現在上場中の株式の異動狀況は左の如くである

賣買開始認可年月日	長短別	銘柄	現在 額面	現在 拂込	現在 株數	現在 金額	上場當時 株數	上場當時 金額
		取引所株						
明二七、三、二五 大一二、九、一	長 短	株式會社京都取引所株式 （舊稱京都株式取引所株式）	五〇円	五〇.〇〇円	六〇,〇〇〇株	三,〇〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇株	一〇〇,〇〇〇円
		明治二十六年九月十七日額面百圓ノ五十圓ニ改メ株數二千株トナル、明治三十年一月二十日増資株二千株ノ併合ス、明治四十年三月米及蠶糸綿糸上場ニ伴ヒ「京都取引所」ト改稱ス、明治四十三年一月新株六千株併合ス、大正六年七月限ヨリ新株一萬四千株併合ス、大正九年十二月限以降新株一萬六千株併合ス、大正十年六月限ヨリ新株二萬株併合ス						
大一〇、六、二九 大一二、九、一	長 短	同　新株式	五〇	一二.五〇	四〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
明四一、二、三 大一二、九、一	長 短	株式會社東京株式取引所株式	五〇	五〇.〇〇	四〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
		大正六年六月限ヨリ新株十六萬株併合ス、大正九年六月限ヨリ新株十六萬株併合ス。						

賣買開始認可年月日	長短別	銘柄	現在 額面	現在 拂込	現在 株數	現在 金額	上場當時 株數	上場當時 金額
大元、一一、二四 大一三、一一、三	長 短	株式會社大阪堂島米穀取引所株式	五〇円	五〇・〇〇円	七〇、〇〇〇株	三、五〇〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇株	一、二〇〇、〇〇〇円
		大正六年六月限ヨリ新株一萬六千株併合ス、大正九年六月限ヨリ新株三萬株併合ス。						
大九、一〇、二九 大一三、一一、三	長 短	同 新株式	五〇	一二・五〇	五〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇

紡績、人絹及毛織株

賣買開始認可年月日	長短別	銘柄	現在 額面	現在 拂込	現在 株數	現在 金額	上場當時 株數	上場當時 金額
明三六、八、二六 大二、九、一	長 短	鐘淵紡績株式會社株式	五〇	五〇・〇〇	三六三、五三二	一八、一七六、六〇〇	一一六、〇六八	五、八〇三、四〇〇
		明治四十四年三月二十一日絹糸紡績會社合併株三萬八千四百十七株併合ス、大正七年四月五日朝日紡織會社合併株三萬株併合ス、大正十一年九月一日日本絹布會社合併株一萬株併合ス、大正十二年七月二日南勢紡績會社合併株四千株併合ス、大正十三年七月一日新株十六萬四千〇六十八株併合ス。						
大三、五、六	長 短	同 新株式	五〇	一二・五〇	八三七、四四七	四一、八七二、三五〇	八三七、四四七	四一、八七二、三五〇
大八、七、二九 大一三、一二、三	長 短	大日本紡績株式會社株式	五〇	五〇・〇〇	一、〇四〇、〇〇〇	五二、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
		大正九年六月一日新株四十四萬株併合ス、大正十二年六月額面二十五圓ヲ五十圓ニ改メ株數六十一萬株トナル同時ニ未認可新株及合併株四十一萬株併合ス大正十三年六月鹿兒島紡織會社合併株二萬株併合ス。						

賣買開始認可年月日	長短別	銘柄	現在 額面	現在 拂込	現在 株數	現在 金額	上場當時 株數	上場當時 金額
明四三、八、一六 大一二、一二、二三	長 短	帝國製麻株式會社株式	五〇円	五〇・〇〇円	一七〇、五〇〇株	八、五二五、〇〇〇円	六四、〇〇〇株	三、二〇〇、〇〇〇円
		大正六年七月限ヨリ新株六萬四千株併合ス、大正十二年十二月二十一日未認可新株十二萬八千株併合ス、大正十三年四月日本麻糸會社合併株三萬五千株併合ス、減資ニ付昭和四年三月十六日十六萬五百株トナル。昭和四年七月一日日本製麻會社合併株一萬株併合ス。						
大一五、四、二	長 短	同　新株式	五〇	一二・五〇	一七二、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	三四四、〇〇〇	一七、二〇〇、〇〇〇
		昭和四年三月十六日減資ニヨリ十七萬二千株トナル。						
明三三、六、一五 大一三、一一、二三	長 短	京都織物株式會社株式	五〇	五〇・〇〇	四〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
		明治三十六年十一月減資ニヨリ株數九千株トナル、明治三十八年十二月十五日九重織物會社合併株三千株併合ス、明治四十年七月限ヨリ新株九千株併合ス、大正八年七月限ヨリ新株二萬九千株併合ス、昭和五年減資ニ付昭和六年三月十一日株數四萬株トナル。						
大九、四、一 大一三、一二、二二	長 短	同　新株式	五〇	二〇・〇〇	四〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
		昭和五年減資ニ付昭和六年三月十一日株數四萬株トナル						
昭八、九、三	長 短	郡是製絲株式會社新株式	五〇	一二・五〇	三五七、九九九	一七、八九九、九五〇	三五七、九九九	一七、八九九、九五〇
大一三、五、二七	長 短	内外綿株式會社株式	五〇	五〇・〇〇	（賣買休止中）		一〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
		昭和四年七月一日新株二十二萬株併合ス、昭和六年十二月一日ヨリ賣買休止						

明三九、[illegible] 大三、[illegible]	長 短	南海鐵道株式會社株式	五〇	五〇.〇〇	四八〇,〇〇〇	二四,〇〇〇,〇〇〇	五六,〇〇〇	二,八〇〇,〇〇〇
		明治三十九年四月限ヨリ第一新株二萬四千株及第二新株二萬株併合ス、明治四十三年四月限ヨリ新株六千八百株併合ス、大正七年九月未認可株十八萬二千株併合ス、大正十二年十二月二十一日未認可新株十五萬一千二百株及高野鐵道會社合併株四萬株併合ス。						
大三、四、二	長 短	同 新株式	五〇	三〇.〇〇	四〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
大三、四、[illegible]	長 短	同 二新株式	五〇	二五.〇〇	四八〇,〇〇〇	二四,〇〇〇,〇〇〇	四六〇,〇〇〇	二三,〇〇〇,〇〇〇
		大正十五年十月第十四新株二萬株ヲ併合ス。						
明四〇、[illegible] 大三、[illegible]	長 短	京阪電氣鐵道株式會社株式	五〇	五〇.〇〇	七六〇,六〇〇	三八,〇三〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇
		大正二年四月限ヨリ新株七萬株併合ス、大正十年二月一日新株十一萬株併合ス、大正十一年十二月限ヨリ和歌山水力會社合併株二十三萬四百株併合ス、大正十四年六月十七日京津電軌會社合併株六萬五千株併合ス、大正十五年六月二十六日高川水力會社合併株八萬三千二百株併合ス、昭和三年六月二十六日京阪土地會社合併株二萬株併合ス、昭和四年十月一日琵琶湖電汽會社合併株四萬二千株併合ス。						
大一〇、九、[illegible] 三、[illegible]	長 短	同 新株式	五〇	二〇.〇〇	四〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
大[illegible]	長 短	同 二新株式	五〇	一〇.〇〇	四〇一,四〇〇	二〇,〇七〇,〇〇〇	四〇一,四〇〇	二〇,〇七〇,〇〇〇
昭[illegible]	長	同 [illegible]株式	五〇	三〇.〇〇	二三五,〇〇〇	一一,七五〇,〇〇〇	二三五,〇〇〇	一一,七五〇,〇〇〇

營業開始認可年月日	長短別	銘柄	現在 額面	現在 拂込	現在 株數	現在 金額	上場當時 株數	上場當時 金額
明三六、一二、二六 大一三、一二、一	長 短	阪神電氣鐵道株式會社株式 明治四十年十月限ヨリ新株三萬株併合ス、大正七年第三新株及第四新株八萬株併合ス、大正十二年十二月二十一日未認可新株七萬株併合ス、大正十三年十月一日新株二十九萬株併合ス、大正十四年未認可新株十萬株ノ併合ス。	五〇円	五〇・〇〇円	六〇一,〇〇〇株	三〇,[illegible],〇〇〇円	三〇,〇〇〇株	[illegible]円
明四五、四、二一 大一三、一三、一三	長 短	大阪電氣軌道株式會社株式 大正五年減資ニ付同年五月限ヨリ四萬株トナル、大正十一年四月優先株五萬株及生駒鋼索會社合併株五千四百株併合ス、大正十二年十二月二十一日新株十一萬五千四百株併合ス、昭和三年五月一日長谷鐵會社合併株三千株併合ス、昭和五年一月二十一日伊賀鐵及吉野鐵會社合併株六萬七千株併合ス、昭和六年四月一日新株二十二萬七千七百株併合ス。	五〇	五〇・〇〇	五〇八,〇〇〇	二五,四〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
明四一、三、一四 大一三、一三、一	長 短	阪神急行電鐵株式會社株式 （舊稱箕面有馬電氣軌道株式會社株式） 大正七年二月「阪神急行電鐵株式會社」ト改稱ス、大正九年十月一日新株十一萬株ノ併合ス、大正十二年十二月二十一日猪名川水力會社合併株二萬株併合ス、大正十三年十月一日新株二十四萬株併合ス、大正十五年四月一日未認可新株十二萬株併合ス。	五〇	五〇・〇〇	六〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	五,五〇〇,〇〇〇
明三二、六、一 大一三、一三、一三	長 短	近江鐵道株式會社株式 明治三十四年百萬圓增資、明治三十六年五十萬圓減資、三十九年百十萬圓ニ減資ニヨリ新株二千株併合ス	五〇	五〇・〇〇	二六,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

賣買開始認可年月日	長短別	銘　　柄	現在 額面	現在 拂込	現在 株數	現在 金額	上場當時 株數	上場當時 金額
大三、六、六	短長	王子製紙株式會社新株式	五〇円	三七.五〇円	一,五三三,三六八株	七六,六六八,四〇〇円	七二〇,〇〇〇株	三六,〇〇〇,〇〇〇円
		大正十三年八月一日小倉製紙會社合併株五萬六千株併合ス、大正十四年六月二十五日東洋製紙會社合併株五萬八千三百三十三株併合ス、大正十五年十二月一日札幌水力會社合併株五萬五千株併合ス、昭和八年七月九日富士製紙會社及樺太工業會社合併株五十三萬六千四百二十八株併合ス、昭和九年十二月一日第二新株二十九萬七千株併合ス						
昭九、七、二	短長	日本鋼管株式會社株式	五〇	五〇.〇〇	一三六,〇〇〇	六,八〇〇,〇〇〇	一三六,〇〇〇	六,八〇〇,〇〇〇
昭九、七、二	短長	同　新株式	五〇	二〇.〇〇	一三四,〇〇〇	六,七〇〇,〇〇〇	一三四,〇〇〇	六,七〇〇,〇〇〇
昭九、七、二	短長	同　優先株式	五〇	四五.〇〇	二一〇,〇〇〇	一〇,五〇〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	一〇,五〇〇,〇〇〇
昭八、一、二七	短長	日本窒素肥料株式會社株式	五〇	五〇.〇〇	九〇〇,〇〇〇	四五,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	四五,〇〇〇,〇〇〇
昭八、一、二七	短長	同　新株式	五〇	一二.五〇	九〇〇,〇〇〇	四五,〇〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	四五,〇〇〇,〇〇〇
大四、八、八	短長	大日本人造肥料株式會社株式	五〇	五〇.〇〇	四七三,〇〇〇	二三,六五〇,〇〇〇	四四八,〇〇〇	二二,四〇〇,〇〇〇
		昭和四年七月一日北陸人肥會社合併株一萬五千株併合ス						

大三、五、二七	短長	安治川土地株式會社新株式	五〇	一二.五〇	二〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇

其の他

昭三、六、二八	短長	日魯漁業株式會社株式	五〇	三七.五〇	四六,〇〇〇	二,三〇〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	一二,〇〇〇,〇〇〇
		昭和七年九月一日北洋合同漁業會社合併株九萬六千株併合ス。						
昭三、六、二八	短長	同新株式	五〇	一二.五〇	四六〇,〇〇〇	二三,〇〇〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	二四,〇〇〇,〇〇〇
昭三、八、一	短長	日本無線電信株式會社株式	五〇	二五.〇〇	三五四,〇〇〇	一七,七〇〇,〇〇〇	三五四,〇〇〇	一七,七〇〇,〇〇〇
大一三、三、一	短長	松竹キネマ株式會社株式	五〇	五〇.〇〇	一七三,一七五	八,六五八,七五〇	七五,〇〇〇	三,七五〇,〇〇〇
		大正十五年九月一日ルナパーク合併株三萬七千五百株及從來ノ舊株二萬五千株併合、昭和九年十二月一日常盤興行及邦樂座合併株三萬五千六百七十五株併合ス。						
昭八、一〇、一四	短長	同新株式	五〇	一二.五〇	一六二,五〇〇	八,一二五,〇〇〇	一六二,五〇〇	八,一二五,〇〇〇

第三節　倉庫の業績

當所の倉庫は普通の倉庫業と異なり、取引所法第八條に所謂賣買取引に附帶する營業務であつて、寄託物に付ても自から制限があり、收容物は米清算取引の受渡に際して渡方の寄託米を收容するのが目的であるから、其の業績は一般倉庫業と同一に視ることは出來ない。

而して其の業績は別表に示す通り、倉庫業務開始以來十有六年間に於て、逐次發展の跡を示して居るが、特に目立つのは昭和六年から同九年に亘る四ケ年であつて、入庫數の最多は昭和六年前半期の二二七、九九六俵、次は同七年前半期の二一一六、九六八俵、出庫數の最多は昭和七年後半期の一七六、九六九俵、次で同六年後半期の一六四、九四二俵、一日平均在庫數の最多は昭和七年前半期の一七二、三六九俵、次で昭和九年前半期の一四八、六一五俵であつて、是等は倉庫業績の跡を語るのみでなく、亦實に當時の米の動きを知るに足るものがある。

期別		大正十二年後半期	大正十三年前半期	同後半期	大正十四年前半期	同後半期	大正十五年前半期	同後半期	昭和二年前半期	同後半期	昭和三年前半期	同後半期
入庫數	内地米	六一、五三三俵	七六、二三九	七五、五〇四	六六、六六六	四七、九四五	四〇、八五一	一〇三、一五四	四六、四二四	三六、七三二	三八、九三六	七五、〇四四
	朝鮮米	一五、七五五叺	一三、二五一	一一、六五一	七一、六四一	五七、九〇一	一〇二、七五〇	三八、五七一	六一、三三九	七一、九四六	九七、三八四	一八、四三三
	臺灣米	—袋	—	—	—	—	一、六〇一	二、四九四	二、八七〇	一、三五二	三、八二九	一、一九二
	外國米	六九五袋	六〇五	一、一三三	二、七七三	七、一四一個（臺灣米ヲ含ム）	一、〇七〇	七七三	七九七	一、〇〇〇	八〇六	二一五
	計	七七、九八三個	九〇、〇九五	八八、二八八	一四一、〇八一	一一二、九八七	一四六、二七二	一四四、九九二	一一一、四三〇	一一一、〇三〇	一四〇、九五五	九四、八八四
出庫數	内地米	九四、九三三俵	七一、九七五	六九、一三四	六四、七九三	六八、〇三五	三七、一九三	八七、三七四	四九、三七九	五三、二七一	三四、五七八	六八、〇八九
	朝鮮米	三九、三三一叺	五七、四四九	六五、一三一	六一、〇五二	五七、五五三	三二、一九七	一二、五六七	六二、七七四	八三、三〇八	九四、三七六	三五、一五三
	臺灣米	—袋	—	—	—	—	一、三三七	二、八七一	二、七一四	一、四三五	二、九六七	二、一六〇
	外國米	一、二五〇袋	四四二	九八四	二、〇七三	七、二七七個（臺灣米ヲ含ム）	一、三〇二	一、三四八	六六七	八五二	六二九	五六九
	計	一三五、五一四個	一二九、八六六	一三五、二四九	一二七、九一八	一三二、八六五	七二、〇二九	一〇四、一六〇	一一五、五三四	一三七、八五六	一三二、五五〇	一〇五、九七一
毎期一日平均在庫數	内地米	二四、七五二俵	一九、四六八	一一、七四七	二八、五九三	八、九二五	五、五三〇	二一、一六三	二五、七〇八	六、九四五	八、〇八二	二〇、六三三
	朝鮮米	一三、二六八叺	五三、二〇四	一三、〇三六	一八、三二九	一三、四六七	三四、七五二	五、五六五	四二、二八一	一八、六〇四	二七、五九九	二、三五一
	臺灣米	—袋	—	—	—	—	三〇〇	四四三	四三八	三三八	一、一六三	三四〇
	外國米	六三四袋	二六〇	二四五	八一二	一、一九五個（臺灣米ヲ含ム）	七〇一	三二八	二二五	二七五	五二九	一九三
	計	三八、六五四個	七二、九三二	二五、〇二八	四七、七三四	二三、五八七	四一、二八三	二七、四九九	六八、六五二	二六、一六二	三七、三七三	二三、五一七

二十四年前期	二、七三三・七四八	三、〇八六・二六二	一四、八〇九・〇一〇	六、六三九・七九三	八、一六九・二一七	八五一・一二六	八一七・二〇〇	一、三	六、五〇〇	四一・三九九
同　後期	七、八〇三・四〇三	二、七七四・七四五	一〇、五九七・一四八	四、八一〇・七七八	五、七八六・三七〇	七五〇・〇〇〇	五五八・九〇〇	〇、九	四、五〇〇	一八・八六九
二十五年前期	二、一八〇・三一五	二、五九〇・一七五	四、七七〇・四九〇	二、六六八・〇六八	二、一〇二・四二三	三五〇・〇〇〇	三〇〇・二九〇	〇、三	一、五〇〇	七一・〇〇一
同　後期	二、六二一・六九三	二、八五〇・七六九	五、四六二・四六二	二、三〇五・六九四	三、一五六・七六八	四二五・〇〇〇	二九一・二〇〇	〇、五	二、五〇〇	一一・五六九
二十六年前期	九、三一八・四九二	三、七四〇・四八〇	一三、〇五八・九七二	五、一四四・五五二	七、九一四・四二〇	一、〇七五・〇〇〇	七九一・四四二	一、二	六、〇〇〇	五九・五四七
同　後期	一一、九七四・六七八	五、七五六・六九九	一七、七三一・三七七	七、〇四七・〇六六	一〇、六八四・三一一	二、二〇〇・〇〇〇	七九三・三八六	一、四	七、〇〇〇	七五〇・四七三
二十七年前期	一五、五八七・三八三	三、一九二・〇〇〇	一八、七七九・三八三	九、四九二・五三三	九、二八六・八五〇	一、〇〇〇・〇〇〇	九七八・六八五	一、六	八、〇〇〇	五八・六三七
同　後期	一六、七〇八・五四五	三、三四一・四八一	二〇、〇五〇・〇二六	九、六九五・〇六三	一〇、三五四・九六三	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇三五・五〇〇	一、六	八、〇〇〇	三七八・一〇〇
二十八年前期	一五、五六三・九三四	三、〇三六・五八一	一八、五九九・五一五	八、九七三・七五九	九、六二五・七五六	一、五〇〇・〇〇〇	九六二・五七六	一、五	七、五〇〇	四一・二八〇
同　後期	二七、四三三・六一八	四、三二四・七四五	三一、七五七・三六三	一四、五〇九・六四七	一七、二四七・七一六	二、五〇〇・〇〇〇	一、七二四・七七〇	二、六	一三、〇〇〇	六四・二二六
二十九年前期	五三、三五〇・〇〇三	四、八一三・三四四	五八、一六三・三四七	二七、七八八・九四二	三〇、三七四・四〇五	七、〇〇〇・〇〇〇	三、〇三七・四四〇	四、〇	二〇、〇〇〇	四〇一・一九一
同　後期	五七、一一五・六一九	五、三九四・三三六	六二、五〇九・九五五	二四、五一七・九三三	三七、九九二・〇二二	九、五〇〇・〇〇〇	三、七九九・〇〇〇	五、〇	二五、〇〇〇	九四・二二三
三十年前期	七六、四二三・九〇五	八、一八三・三二三	八四、六〇六・二二八	三六、三七七・六六八	四八、二二八・五六〇	七、〇七三・七八八	五、一四四・八四〇	二、六	三六、〇〇〇	一〇四・一五五
同　後期	七六、一一五・〇七五	七、六五四・〇三四	八三、七六九・〇九九	三九、二五八・〇九〇	四四、五一一・〇〇九	四、〇〇〇・〇〇〇	四、四五一・一〇〇	三、六	三六、〇〇〇	一六四・〇六四
三十一年前期	七四、五五五・四一〇	八、〇八五・一一七	八二、六三〇・五二七	三三、七〇〇・一四三	四八、九三〇・三八四	四、〇〇〇・〇〇〇	四、八九二・〇〇〇	四、〇	四〇、〇〇〇	一九二・四四八
同　後期	四八、六二一・二四九	八、六一七・五九三	五七、二三八・八四二	二一、六三一・八六一	三五、六〇六・九八一	四、〇〇〇・〇〇〇	三、五六〇・〇〇〇	二、八	二八、〇〇〇	二三九・四二九
三十二年前期	八一、八八四・五〇三	九、一六〇・二七〇	九〇、九九四・七七三	三六、三一九・八七四	五四、六七四・八九八	七、〇〇〇・〇〇〇	五、四六七・四〇〇	四、〇	四〇、〇〇〇	二、四四六・九二七
同　後期	七九、三三六・九六〇	八、五八三・九一三	八七、九一〇・八七三	三六、六九九・二八一	五一、二一一・五九一	六、〇〇〇・〇〇〇	五、一二一・一〇〇	四、〇	四〇、〇〇〇	二、五三七・四一八

第十章　取　引　員

第一節　定員と現在取引員

取引員と云ふ名稱は、大正十一年九月取引所法の改正實施からであつて、それ以前は即ち仲買人であつた。

當所仲買人の定員は、明治十七年九月農商務省告示「京都株式取引所仲買人員ハ六十名ヲ以テ定限トス」に依つて定められて居つたが、同二十年の勅令で消滅し、暫らくの間は定員の規定はなかつた。その後明治二十七年十二月、農商務省へ當所仲買人の最多の場合を六十人とする旨屆出でた程であつたから、自然其の人數が定員となつて居つたのであらう。

然るに大正三年九月、取引所法の改正に伴ひ、定員に制限を附することが出來る樣になつたので、定款中に「本所ノ仲買人ハ四十名以内トス」と規定し、大正四年六月認可を得た。次で大正八年九月に至り、四十名を五十名とすることにしたが、主務省に於て之を四十

五名に修正の上翌九年一月認可を得た。
大正十一年九月、現行取引所法の實施に伴ひ、仲買人は取引員と改稱され、當所に於ては證券部と米穀部に區別することになり、證券部は七十名以内、米穀部は四十五名以内となつた。
其の後大正十二年六月、米穀部の四十五名を七十名に變更しようとしたが、これ亦主務省に於て五十五名に修正の上、同年十一月認可を得現在に及んで居る。
現在取引員の氏名並に記號は左の通りである。

取引員氏名　（昭和九年十一月三十日現在）

證券取引員之部　（○印米取引員兼業）

免許年月日	記號	氏名
明治卅六年二月廿三日	六	○六鹿清治
同　四十年二月十三日	ヨ	○中島直行
同	㊎	吉見鶴之助

年月日	標	氏名
明治四十一年十一月廿八日	千	加藤專藏
同 年十二月九日	(高)	高橋彌一郎
同 四十二年五月十四日	◉	○名和助市
同	亼三	○山内宇三郎
同 四十三年十二月廿八日	刀	○作良太郎
大正二年二月十日	令	○田中榮二郎
同 年八月十六日	よ	○吉田傳次郎
同 年十月廿八日	亼誠	○淺原靜次郎
同 三年八月六日	七	○山添清兵衞
同 五年二月廿三日	大	○杉本龜次郎
同 六年五月廿五日	木	○高橋宗太郎
同 年六月七日	ト	○瀧野德右衞門
同 七年九月廿七日	亼大	○大城戶傳次

日付	商標	氏名
同　年十二月廿一日	新	○藤井眞次郎
同　八年五月五日	合	○山中清太郎
同　九年三月十二日	入	○北村熊太郎
同　年四月一日	丸	○耕山愛太郎
同	分	○齋藤儀助
同　年五月十日	㊜	○西村卯三郎
同　十年三月卅一日	今	○淺井正之助
同　年七月二十日	大	○村木傳吉
同　年十月十二日	紫	○竹内榮藏
同　十一年十月三日	合	小林又一郎
同　年十月二十日	弖	祝部鼎二
同　十二年二月九日	㋭	寶商事株式會社
同　十四年四月十四日	㋣	○山口曠

大正十四年八月十七日	太	○原　太造
同　年十月廿七日	㊁	株式會社丸二商店
同　年十二月廿五日	ヘ正	○山口政太郎
同十五年三月五日	イ	稲葉宇之助
同　年四月十日	一	○藤野音次郎
同　年十一月十八日	万	○榊田喜三
昭和二年二月十五日	(久)	久保田登
同　年六月廿二日	ヘ希	○廣瀬彌一郎
同三年八月一日	ヘ丁	吉田常次郎
同四年九月十二日	ヘ平	一岡ヱイ
同六年三月十七日	京	○奥西安藏
同　年四月二十日	ヘツ	林捨四郎
同七年三月十九日	三大	○美濃幸二

同　年十二月廿一日	㋵	吉田藤兵衛
同　八年五月廿五日	㋕	一風間利一
同　年九月二日	(証)	京都證券株式會社
同　年十二月十九日	仐	○中村重三
同　九年八月廿四日	㊅	六鹿輝彦
同　年十月廿七日	吉	○吉原定藏

米取引員之部　（○印證券取引員兼業）

免許年月日	記號	氏名
明治卅六年二月廿三日	六	○六鹿清治
同　四十年二月十三日	┐	○中島直行
同	(吉)	○吉見鶴之助
同　四十一年十一月廿八日	千	加藤専藏

年月日	記號	名
明治四十二年五月十四日	⦿	○名和助市
同	仝	○山内宇三郎
同　四十三年十二月廿八日	刂	○作良太郎
大正二年二月十日	夛	○田中榮二郎
同　年八月十六日	よ	○吉田傳次郎
同　年十月廿八日	鈊	○淺原靜次郎
同　三年八月六日	七	○山添清兵衛
同　五年二月廿三日	大	○杉本龜次郎
同　六年五月廿五日	本	○高橋宗太郎
同　年六月七日	下	○瀧野德右衛門
同　七年九月廿七日	矢	○大城戸傳次
同　年十二月廿一日	新	○藤井眞次郎
同　八年五月五日	佮	○山中清太郎

年月日	商號	氏名
同　九年三月十二日	入	○北村熊太郎
同　年四月一日	丸	○耕山愛太郎
同	分	○齋藤儀助
同　年四月十三日	京	○奥西安藏
同　年五月十日	㊜	○西村卯三郎
同　十年三月卅一日	今	○淺井正之助
同　年七月二十日	大	○村木傳吉
同　年十月十二日	紫	○竹內榮藏
同　十二年五月廿五日	イ	○稻葉宇之助
同　年十一月十五日	一	○藤野音次郎
同　十四年四月十四日	㊦	○山口曠
同　年十二月廿五日	金	○山口政太郎
同　十五年四月十日	太	○原太造

大正十五年十一月十八日	万	○榊田喜三
昭和五年十月六日	㐭	○廣瀬彌一郎
同　七年三月十九日	三大	○美濃幸二
同　八年五月廿五日	㋕	○風間利一
同　年十二月十九日	亼十	○中村重三
同　九年十一月廿七日	吉	吉原定藏

第二節　取引員の異動

取引員異動の跡を回顧すると、創業以來免許を受けたる者、仲買人及證券、米取引員合せて三百五十一名に達して居るが、現在證券米兼業取引員は三十六名、證券專業取引員は十二名、計四十八名であるから、殘りの三百三名が廢業又は死亡等に依つて、其の資格を消滅したことになる。

創業當時二十二名であつた仲買人が漸次增加して、明治二十三年には三十四名となつたが、二十五年には營業不振が因となり、僅かに十二名の少數に減少した。この時は本所の配當の如きも三分の低率となり、後期繰越金は僅かに十一圓餘を算する程の慘めな時代であつたから、仲買人としても店舗を維持することは容易でなかつたであらう。

日清戰役後の財界膨脹に依つて我國經濟界の進展著しきものあり、有價證券の取引亦盛んとなつたので、明治三十二年には五十九名の多數を算することが出來たが、三十七八年日露戰役當時は緊縮財政の影響に依り再び逆轉して十四名の少數となつた。然しながら戰後の好景氣と、米穀取引所の合併に依つて其の後漸次增加の兆を現はし、四十二、三年頃には亦復五十八名に達した。

蓋し取引員の免許も現今は其の資格・信用・資產等に對する條件が甚だ嚴格であつて、容易に免許を得る事が出來ないから、免許を得た樣な者は相當確實性がある者と云へるが、往時は必ずしも現在の如く詮衡が嚴密であつたとは思へず、その去就も亦自然簡單に行はれた爲め異動が甚だしかつたのであらう。

今取引員の異動狀況及各期の增減人員を示すと左の如くである。

取引員異動狀況

名稱	名稱變更	免許	廢業	死亡	除名	現在數
仲買人		三〇四名	二三八名	一六名	五名	大正十一年九月取引所法改正ニ依リ證券取引員ト名稱變更者四十五名
證券取引員	四五名	三二	二三	五	一	四八名
米取引員	四九	一五	二[illegible]	四	[illegible]	三六

取引員數增減一覽

（大正十一年九月取引所法改正ニ依リ證券取引員、米取引員ニ區分シ其以前ハ仲買人ト稱ス）

期別	增員	減員	期末現在員	期別	增員	減員	期末現在員
創業當時	名	名	二一名	明治二十年下半期	二名	二名	二九名
明治十八年上半期	一	三	一九	同二十一年上半期	九	五	三三
同　下半期	二	二	一九	同　下半期	六	一一	二八
同十九年上半期	三	四	一八	同二十二年上半期	七	一	三四
同　下半期	五		二三	同　下半期	一	二	三三
同二十年上半期	八	二	二九	同二十三年上半期	五	四	三四

明治二十三年下半期	—	九	二五
同　二十四年上半期	一	四	二二
同　下半期	三	五	一九
同　二十五年上半期	—	六	一三
同　下半期	—	一	一二
同　二十六年上半期	—	—	一五
同　下半期	三	二	二一
同　二十七年上半期	八	二	二三
同　下半期	四	九	二五
同　二十八年上半期	一一	五	二四
同　下半期	四	四	三五
同　二十九年上半期	一五	七	五〇
同　下半期	三二	五	五〇
同　三十年上半期	五	三	五六
同　下半期	九	一〇	五六
同　三十一年上半期	一〇	六	五五
同　下半期	五	六	五三
明治三十二年上半期	一一	五	五九
同　下半期	四	一〇	五三
同　三十三年上半期	四	二	五五
同　下半期	六	六	五五
同　三十四年上半期	二	一四	四三
同　下半期	—	一三	三〇
同　三十五年上半期	—	三	二七
同　下半期	—	六	二一
同　三十六年上半期	一	—	二二
同　下半期	—	四	一八
同　三十七年上半期	—	二	一六
同　下半期	—	二	一四
同　三十八年上半期	一	一	一四
同　下半期	二		一六
同　三十九年上半期	三	—	一九
同　下半期	一一	—	三〇
同　四十年上半期	一八	三	四五

期別	増員	減員	期末現在員
明治四十年下半期	二名	三名	四四名
同四十一年上半期	二	一	四五
同　下半期	六	二	四九
同四十二年上半期	一一	二	五八
同　下半期			五八
同四十三年上半期	二	二	五八
同　下半期	二	三	五七
同四十四年上半期	四	六	五五
同　下半期	二	五	五二
同四十五年上半期	|	二	五〇
大正元年下半期	一	四	四七
同二年上半期	一	七	四一
同　下半期	二	一	四二
同三年上半期	二	三	四一
同　下半期	三	五	三八
同四年上半期	|	一	三七

期別	増員	減員	期末現在員
大正四年下半期	一名	三名	三五名
同五年上半期	四	三	三六
同　下半期	四		四〇
同六年上半期	三	三	四〇
同　下半期	一	二	三九
同七年上半期	一		四〇
同　下半期	三	四	三九
同八年上半期	二	一	四〇
同　下半期	|	|	四〇
同九年上半期	五	二	四三
同　下半期	|	二	四一
同十年上半期	二	|	四三
同　下半期	二	|	四五
同十一年上半期	|	|	四五
同　下半期	證券取引員五 米取引員一	一 一	四九 四五

期			
大正十二年上半期	四三	四四	四四五八
同　下半期	一|	三三	四四三五
同　十三年上半期	||	一一	四四二四
同　下半期	||	一一	四四一三
同　十四年上半期	一二	一一	四四一四
同　下半期	|二	|一	四四一五
同　十五年上半期	二四	一一	四四二八
同　下半期	一一	一二	四四二七
昭和二年上半期	|二	二二	四四〇七
同　下半期	|一	一|	三四九八
同　三年上半期	|一	|一	三四九八
同　下半期	一二	一一	三四九九
昭和四年上半期	||	三二	三四六七
同　下半期	|一	|二	三四六六
同　五年上半期	||	||	三四六六
同　下半期	一|	一一	三四六五
同　六年上半期	|二	||	三四六七
同　下半期	||	||	三四六七
同　七年上半期	一一	一一	三四六七
同　下半期	||	||	三四六七
同　八年上半期	一二	一一	三四六八
同　下半期	|一	|一	三四六八
同　九年上半期	一一	一一	三四六八
同　下半期	一二	一二	三四六八

第三節　取引員の表彰

明治三十一年賣買取引の奨勵法を制定し、取引員（仲買人）のうち賣買高多額にして、其の手數料の納入高多き者を表彰し、夫々賞品を贈呈してゐる事、明治三十七年迄は毎半期であつたのを、明治三十八年からは一ケ年に改め、又明治四十四年からは、證券部と米穀部との二つにすることゝなつた。

今明治三十一年以後の表彰者を掲げると左の諸氏である。

表彰者氏名一覧

明治三十一年前半期

特等　河村喜七　　第一等　曾野作太郎　　第二等　三谷源治郎
第三等　橋本清助　　第四等　井野定吉　　第五等　宇野又三郎

明治三十一年後半期

特等　曾野作太郎　　第一等　三谷源治郎　　第二等　宇野又三郎
第三等　河村喜七　　第四等　橋本清助　　第五等　平尾勘七

明治三十二年前半期

特等　三谷源治郎　第一等　曾野作太郎　第二等　宇野又三郎
第三等　村松嘉兵衛　第四等　高橋彌七　第五等　黒澤彌助

明治三十二年後半期

特等　曾野嘉兵衛　第一等　三谷源治郎　第二等　宇野又三郎
第三等　高橋彌七　第四等　平尾勘七　第五等　土居重三郎

明治三十三年前半期

特等　曾野嘉兵衛　第一等　三谷源治郎　第二等　高橋彌七
第三等　平尾勘七　第四等　宇野又三郎　第五等　土居重三郎

明治三十三年後半期

特等　曾野嘉兵衛　第一等　三谷源治郎　第二等　高橋彌七
第三等　平尾勘七　第四等　村松嘉兵衛　第五等　土居重三郎

明治三十四年前半期

特等　曾野作太郎　第一等　三谷源治郎　第二等　平尾勘七
第三等　高橋彌七　第四等　宇野元之助　第五等　河村喜七

明治三十四年後半期

特等　曾野作太郎　第一等　三谷源治郎　第二等　高橋彌七

第三等　槌田清次郎　第四等　平尾勘七　第五等　宇野元之助

明治三十五年前半期

特等　曾野作太郎　第一等　高橋彌七　第二等　三谷源治郎

第三等　黒澤彌三郎　第四等　槌田清次郎　第五等　木田仁兵衛

明治三十五年後半期

特等　曾野作太郎　第一等　高橋彌七　第二等　三谷源治郎

第三等　黒澤彌三郎　第四等　槌田清次郎　第五等　木田仁兵衛

明治三十六年前半期

特等　高橋彌七　第一等　曾野作太郎　第二等　三谷源治郎

第三等　槌田清次郎　第四等　一宮喜十郎　第五等　河村喜七

明治三十六年後半期

特等　曾野作太郎　第一等　高橋彌七　第二等　三谷源治郎

第三等　槌田清次郎　第四等　六鹿清治　第五等　清水半兵衛

明治三十七年前半期

特等　曾野作太郎　第一等　高橋彌七　第二等　樋田清次郎
第三等　三谷源治郎　第四等　一宮喜十郎　第五等　六鹿清治

明治三十七年後半期

特等　曾野作太郎　第一等　高橋彌七　第二等　樋田清次郎
第三等　三谷源治郎　第四等　六鹿清治　第五等　一宮喜十郎

明治三十八年度

特等　曾野作太郎　第一等　高橋彌七　第二等　六鹿清治
第三等　三谷源治郎　第四等　樋田清次郎　第五等　一宮喜十郎

明治三十九年度

特等　曾野作太郎　第一等　一宮喜十郎　第二等　高橋彌七
第三等　六鹿清治　第四等　作金三郎　第五等　三谷源治郎

明治四十年度

特等　曾野作太郎　第一等　高橋彌七　第二等　一宮喜十郎
一等　中山竹次郎　第四等　樋田清次郎　第五等　三谷定次郎

明治四十一年度

特等　高橋彌七　第一等　曾野作太郎　第二等　一宮喜十郎
第三等　作　金三郎　第四等　中山竹次郎　第五等　池田清次郎

明治四十二年度

特等　一宮喜十郎　第一等　曾野作太郎　第二等　作　金三郎
第三等　高橋彌一郎　第四等　六鹿　清治　第五等　山中治三郎

明治四十三年度

特等　高橋彌一郎　第一等　曾野作太郎　第二等　一宮喜十郎
第三等　作　金三郎　第四等　六鹿　清治　第五等　三谷定次郎

明治四十四年度

證券部

特等　高橋彌一郎　第一等　一宮喜十郎　第二等　作　良太郎
第三等　曾野作太郎　第四等　六鹿　清治　第五等　久保田定一

米穀部

特等　一宮喜十郎　第一等　作　良太郎　第二等　吉見鶴之助
第三等　湯淺宇三郎　第四等　石原清兵衛　第五等　榊田　喜平

明治四十五年
大正元年 度

證券部	特等 高橋彌一郎	第一等 森本善助	第二等 一宮喜十郎
	第三等 戸田庄吉	第四等 伴良太郎	第五等 三谷常七
米穀部	特等 一宮喜十郎	第一等 伴良太郎	第二等 廣田善次郎
	第三等 山内宇三郎	第四等 石原清兵衛	第五等 中島直行

大正二年度

證券部	特等 森本善助	第一等 高橋彌一郎	第二等 一宮喜十郎
	第三等 丹羽友治郎	第四等 六鹿清治	第五等 三谷常七
米穀部	特等 一宮喜十郎	第一等 石原清兵衛	第二等 名和助市
	第三等 廣田善次郎	第四等 山中治三郎	第五等 榊田喜平

大正三年度

證券部	特等 森本善助	第一等 高橋彌一郎	第二等 六鹿清治
	第三等 一宮喜十郎	第四等 戸田庄吉	第五等 淺原靜次郎
米穀部	特等 一宮喜十郎	第一等 吉田傳次郎	第二等 石原清兵衛
	第三等 山中治三郎	第四等 藤井新七	第五等 廣田善次郎

大正四年度

證券部　特等　森本善助　第一等　戸田庄吉　第二等　一宮重男
　　　　第三等　丹羽友治郎　第四等　淺原靜次郎　第五等　六鹿清治

米穀部　特等　一宮重男　第一等　廣田善次郎　第二等　丹羽友治郎
　　　　第三等　藤井新七　第四等　山添清兵衛　第五等　石原清兵衛

大正五年度

證券部　特等　一宮重男　第一等　森本善助　第二等　丹羽友治郎
　　　　第三等　淺原靜次郎　第四等　山添清兵衛　第五等　名和助市

米穀部　特等　一宮重男　第一等　藤井新七　第二等　山添清兵衛
　　　　第三等　丹羽友治郎　第四等　廣田善次郎　第五等　淺原靜次郎

大正六年度

證券部　特等　一宮重男　第一等　名和助市　第二等　伴良太郎
　　　　第三等　淺原靜次郎　第四等　三谷了介　第五等　山添清兵衛

米穀部　特等　一宮重男　第一等　廣田善次郎　第二等　伴良太郎
　　　　第三等　山内宇三郎　第四等　藤井新七　第五等　淺原靜次郎

大正七年度

證券部　特等　一宮重男　第一等　名和助市　第二等　伴良太郎
　　　　第三等　淺原靜次郎　第四等　山中治三郎　第五等　田中榮二郎
米穀部　特等　廣田善次郎　第一等　一宮重男　第二等　伴良太郎
　　　　第三等　山内宇三郎　第四等　淺原靜次郎　第五等　原太三郎

大正八年度

證券部　特等　一宮重男　第一等　田中榮二郎　第二等　杉本龜次郎
　　　　第三等　淺原靜次郎　第四等　山添清兵衛　第五等　名和助市
米穀部　特等　廣田善次郎　第一等　一宮重男　第二等　土岐綱一
　　　　第三等　藤井貞次郎　第四等　山内宇三郎　第五等　山添清兵衛

大正九年度

證券部　特等　一宮重男　第一等　山添清兵衛　第二等　名和助市
　　　　第三等　杉本龜次郎　第四等　淺原靜次郎　第五等　兒山信六
米穀部　特等　廣田善次郎　第一等　兒山信六　第二等　一宮重男
　　　　第三等　淺原靜次郎　第四等　土岐綱一　第五等　山内宇三郎

大正十年度

證券部　特等　一宮市男　第一等　淺原靜次郎　第二等　兒山信六
　　　　第三等　奥西安藏　第四等　杉本龜次郎　第五等　名和助市
米穀部　特等　廣田善次郎　第一等　兒山信六　第二等　宮永季吉
　　　　第三等　一宮市男　第四等　山内宇三郎　第五等　風間市太郎

大正十一年度

證券部　特等　淺原靜次郎　第一等　奥西安藏　第二等　兒山信六
　　　　第三等　杉本龜次郎　第四等　名和助市　第五等　六鹿清治
米穀部　特等　兒山信六　第一等　廣田善次郎　第二等　風間市太郎
　　　　第三等　土岐穎一　第四等　富永季吉　第五等　山内宇三郎

大正十二年度

證券部　特等　奥西安藏　第一等　淺原靜次郎　第二等　杉本龜次郎
　　　　第三等　六鹿清治　第四等　加藤專藏　第五等　耕山愛太郎
米穀部　特等　風間市太郎　第一等　兼松仁平　第二等　原太三郎
　　　　第三等　淺原靜次郎　第四等　伴良太郎　第五等　山内宇三郎

大正十三年度

證券部	特等	與西安藏	第一等	加藤專藏	第二等	大城戸傳次
	第三等	杉木龜次郎	第四等	淺原靜次郎	第五等	六鹿清治
米穀部	特等	風間市太郎	第一等	原太三郎	第二等	多田芳之助
	第三等	作良太郎	第四等	耕山愛太郎	第五等	名和助市

大正十四年度

證券部	特等	加藤專藏	第一等	杉木龜次郎	第二等	六鹿清治
	第三等	淺原靜次郎	第四等	大城戸傳次	第五等	作良太郎
米穀部	特等	風間市太郎	第一等	多田芳之助	第二等	名和助市
	第三等	耕山愛太郎	第四等	原太三郎	第五等	山内宇三郎

大正十五年
昭和元年度

證券部	特等	株式會社丸二商店	第一等	加藤專藏	第二等	六鹿清治
	第三等	淺原靜次郎	第四等	名和助市	第五等	高橋宗太郎
米穀部	特等	風間市太郎	第一等	多田芳之助	第二等	原太造
	第三等	名和助市	第四等	淺原靜次郎	第五等	山内宇三郎

昭和二年度

證券部	特等	株式會社丸二商店	第一等	名和助市	第二等	淺原靜次郎
	第三等	伴良太郎	第四等	山内宇三郎	第五等	六鹿清治
米穀部	特等	風間市太郎	第一等	榊田喜三	第二等	原太造
	第三等	淺原靜次郎	第四等	名和助市	第五等	淺井正之助

昭和三年度

證券部	特等	株式會社丸二商店	第一等	名和助市	第二等	伴良太郎
	第三等	山内宇三郎	第四等	淺原靜次郎	第五等	高橋宗太郎
米穀部	特等	風間利三郎	第一等	榊田喜三	第二等	原太造
	第三等	淺原靜次郎	第四等	名和助市	第五等	伴良太郎

昭和四年度

證券部	特等	株式會社丸二商店	第一等	名和助市	第二等	杉本龜次郎
	第三等	淺原靜次郎	第四等	伴良太郎	第五等	高橋宗太郎
米穀部	特等	風間利三郎	第一等	榊田喜三	第二等	名和助市
	第三等	淺原靜次郎	第四等	吉見鶴之助	第五等	原太造

昭和五年度

部	等級	氏名	等級	氏名	等級	氏名
證券部	特等	株式會社丸二商店	第一等	名和助市	第二等	杉本龜次郎
	第三等	高橋宗太郎	第四等	榊田喜三	第五等	淺原靜次郎
米穀部	特等	風間利三郎	第一等	榊田喜三	第二等	名和助市
	第三等	原太造	第四等	吉見鶴之助	第五等	淺原靜次郎

昭和六年度

部	等級	氏名	等級	氏名	等級	氏名
證券部	特等	株式會社丸二商店	第一等	風間利三郎	第二等	杉本龜次郎
	第三等	山内宇三郎	第四等	名和助市	第五等	高橋宗太郎
米穀部	特等	風間利三郎	第一等	山内宇三郎	第二等	榊田喜三
	第三等	竹内榮藏	第四等	原太造	第五等	名和助市

昭和七年度

部	等級	氏名	等級	氏名	等級	氏名
證券部	特等	株式會社丸二商店	第一等	奥西安藏	第二等	高橋宗太郎
	第三等	杉本龜次郎	第四等	名和助市	第五等	榊田喜三
米穀部	特等	風間利三郎	第一等	榊田喜三	第二等	山内宇三郎
	第三等	名和助市	第四等	竹内榮藏	第五等	原太造

昭和八年度

部	等級	氏名	等級	氏名	等級	氏名
證券部	特等	株式會社丸三商店	第一等	根内安貴	第二等	杵山愛太郎
	第三等	六鹿清太郎	第四等	高橋宗太郎	第五等	名和助市
米穀部	特等	風間利一	第一等	吉見鶴之助	第二等	山内宇三郎
	第三等	原太造	第四等	杵山愛太郎	第五等	樽田喜三

第四節　取引員組合

取引員組合は今尚ほ、法律上の人格を持たないが、當所取引員組合は現在多額の財産を有し、現に全國の株式又は米取引員組合の幹事組合として、内外に活動して居る。抑も組合の使命は、同業者の共同利益の爲めに斯業の發展を劃策すると同時に組合員を統制して業務上の改善を圖り、弊害を防止するにあるので、其の性質は純然たる公益團體と何等異なる處がない

當取引員組合に關する古い事項は據るべき記録がないので、詳細を知ることが困難であるが、創業當時から既に其の組織があつて、從つて委員も設けてあつた。明治二十六年頃

迄は六名を定員とし、内三名は頭取から指名し、三名は各自の互選によつて推薦し、頭取が選任狀を交付して居つたらしい。

明治二十六年取引所法令が制定せられて、組合に關する事項も規定せられ、本格的に仲買人組合の組織を見るに至つた。爾來仲買人の全員を三部乃至七部に分ち（一組を六名乃至七名其の時々の定款に規定す）各其の部毎に半期間を任期として委員を選擧し、部限りの出來事は其の部の委員が處理して行き、全員に係る事柄は各部委員が協議をして、決定すると言ふ樣な方法を採つて居つた。

明治四十一年からは、取引員（仲買人）の人員も增加し、事務の增加を來したので、專屬の書記を設置したが、それと同時に委員互選に依る委員長及副委員長を定め、組合を代表して日常の事務を處理することゝなつた。

その後明治四十三年頃からは、委員の任期を一年とし、且つ委員の選擧方法を全員の投票に依ることゝし、當選者は協議の上各部を受持つた。

大正十一年九月、現行取引所法施行以來從來の部制度を廢し、現行組合規約第二十二條「組合委員ハ取引員ノ互選シタル本取引所ノ商議員之ニ當ルモノトス」との規定に依つて、取引員の選出した本所の商議員全員が組合委員となり、其の互選で正副委員長を決定する

ことになつた。從つて其の任期も二ヶ年と改まつた。

今創業以來の組合委員を掲げると左の通りである。

取引員組合委員一覽

選擧年月日	委員					
明治十七年十一月十一日	岸田才吉	譽田與助	高田勇次郎	丹羽友七	山口伊兵衛	富永太十郎
同十八年一月二十二日	清水半兵衛	譽田與助	高田勇次郎	山口伊兵衛	富永太十郎	藤田軌道
同年七月二十七日	譽田與助	丹羽友七	岸田才吉	清水半兵衛	關谷末三郎	土田小兵衛
同十九年一月十九日	譽田與助	丹羽友七	岸田才吉	清水半兵衛	關谷末三郎	土岐龍次郎
同年七月十三日	清水半兵衛	土岐龍次郎	高橋彌一郎	曾野作太郎	河村喜七	草木富太郎
同二十年一月二十日	丹羽友七	山口伊兵衛	高橋彌一郎	土岐龍次郎	岸田才吉	譽田與助
同年四月十二日	清水半兵衛	阿部利兵衛	土岐龍次郎（退任）	譽田與助（退任）		
同年七月二十日	丹羽友七	山口伊兵衛	高橋彌一郎	清水半兵衛	土岐龍次郎	岸田才吉
同二十一年一月十八日	丹羽友七	土岐龍次郎	高橋彌一郎	清水半兵衛	譽田與助	岸田才吉
同年六月二日	高橋彌七	高橋彌一郎（退任）				
同年六月二十五日	山口伊兵衛	名倉房二郎	土岐龍次郎（退任）	譽田與助（退任）		

日付						
同　年七月二十六日	内藤宗七	阿部利兵衛	名倉房二郎	清水半兵衛	山口伊兵衛	平尾勘七
同　年八月九日	岸田才吉	退任 清水半兵衛				
同　年九月十一日	高橋彌七	退任 岸田才吉				
同二十二年一月十八日	内藤宗七	高橋彌七	平尾勘七	山口伊兵衛	丹羽友七	黑澤彌助
同　年七月二十七日	高橋彌七	平尾勘七	鈴木竹次郎	丹羽友七	黑澤彌助	岡本庄次郎
同二十三年二月三日	高橋彌七	鈴木竹次郎	佐々木精太郎	黑澤彌助	丹羽友七	平尾勘七
同　年七月二十三日	佐々木精太郎	安原鎌吉	藪田卯助	丹羽友七	高橋彌七	平尾勘七
同二十四年一月七日	曾野作太郎	平尾勘七	藪田卯助	高橋彌七	丹羽友七	佐々木精太郎
同　年七月十六日	大西善藏	平尾勘七	黑澤彌助	丹羽友七	高橋彌七	曾野作太郎
同二十五年一月二十一日	高橋彌七	平尾勘七	大西善藏	丹羽友七	黑澤彌助	曾野作太郎
同　年七月二十五日	高橋彌七	平尾勘七	大西善藏	曾野作太郎	丹羽友七	黑澤彌助
同二十六年一月十三日	曾野作太郎	關谷末三郎	佐藤九藏	富永太十郎	三谷常七	中村善兵衛
同　年七月	高橋彌七	平尾勘七	關谷末三郎			
同二十七年一月	高橋彌七	平尾勘七	關谷末三郎			
同二十八年一月八日	丹羽友七	曾野作太郎	黑澤彌助			
同二十九年二月七日	高橋彌七	曾野作太郎	平尾勘七	黑澤彌助		

選挙年月日	委　員
明治十年一月九日	高橋彌七　曾野作太郎　平尾勘七　黒澤彌助
同三十一年一月九日	高橋彌七　曾野作太郎　平尾勘七　黒澤彌助
同三十二年一月八日	高橋彌七　曾野作太郎　平尾勘七　黒澤彌助
同三十三年一月十五日	高橋彌七　丹羽友七　平尾勘七　黒澤彌助　曾野喜兵衛
同三十四年一月	高橋彌七　丹羽友七　平尾勘七　河村喜七　三谷源治郎
同三十五年一月十五日	高橋彌七　丹羽友七　平尾勘七　曾野作太郎　三谷源治郎
同　年八月二十日	高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎
同三十六年一月二十四日	高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎
同　年七月二十五日	高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎
同三十七年一月二十二日	高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎
同　年七月二十三日	高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎
同三十八年一月二十三日	高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎
同　年七月二十二日	高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎
同三十九年一月十六日	高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎
同　年七月二十六日	高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎
同四十年一月	高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎　森本善助　南　政次郎　一宮喜十郎

同　年七月　　高橋彌七　丹羽友七　曾野作太郎　三谷源治郎　森本善助　南政次郎　一宮喜十郎

選擧年月日	委員長	副委員長	委員
明治四十一年一月廿一日	高橋彌七	曾野作太郎	丹羽友七　三谷源治郎　森本善助　南政次郎　一宮喜十郎
同　年七月十六日	同	同	丹羽友七　三谷源治郎　富永太十郎　南政次郎　一宮喜十郎
同四十二年一月二十一日	曾野作太郎		戸田庄吉　南政次郎　中島直行　丹羽友七　高橋彌七　一宮喜十郎
同　年七月十日			高橋彌一郎　（退任）高橋彌七
同四十三年一月二十一日	同		戸田庄吉　南政次郎　中島直行　一宮喜十郎　丹羽友七　高橋彌一郎
同四十四年一月二十一日	同	一宮喜十郎	戸田庄吉　南政次郎　中島直行　三谷源治郎　高橋彌一郎
同　年五月二十日			六鹿清治　山中治三郎　（退任）南政次郎　（退任）中島直行
同　年十月四日		高橋彌一郎	樋田清次郎　（退任）一宮喜十郎
同四十五年一月十七日	同	同	戸田庄吉　六鹿清治　山中治三郎　樋田清次郎　三谷源治郎
同　年七月十三日			南政次郎　（退任）六鹿清治
大正元年十月三日	高橋彌一郎（曾野作太郎退任）	三谷源治郎	
同　二年一月十三日	同	南政次郎	戸田庄吉　一宮喜十郎　樋田清次郎　三谷源治郎　曾野作太郎

選舉年月日	委員長	副委員長	委員
大正二年七月十四日	曾野作太郎（退任）	高橋彌一郎	中島直行 南政次郎
同三年七月三十一日		槌田清次郎	山中治三郎 榊田喜三 （退任）高橋彌一郎 （退任）三谷源治郎
同四年一月十九日	同	同	名和助市 吉田傳次郎 淺原靜次郎 藤井新七 戸田庄吉
同五年一月二十一日	同	同	淺原靜次郎 山中治三郎 中村重三 中島直行
同六年一月	同	同	淺原靜次郎 山中治三郎 中村重三 中島直行
同七年一月二十四日	同	同	淺原靜次郎 六鹿清治 山中治三郎 中島直行 中村重三
同年七月二十二日	槌田清次郎	六鹿清治	名和助市 （退任）曾野作太郎
同八年一月十七日	同	同	名和助市 中島直行 淺原靜次郎 中村重三 山中治三郎
同年三月十九日		山中治三郎	
同年七月十四日		中村重三	大城戸傳次 杉本龜次郎 加藤專藏 （退任）六鹿清治 （退任）中島直行 （退任）山中治三郎
同九年一月十五日	同	同	加藤專藏 名和助市 杉本龜次郎 三谷了介 淺原靜次郎
同年六月五日	六鹿清治	淺原靜次郎	山内宇三郎 譽田英吉 （退任）槌田清次郎 （退任）中村重三
同年一月二十一日	同	同	加藤專藏 山内宇三郎 杉本龜次郎 伴良太郎 名和助市
同十一年一月二十三日	同	同	加藤專藏 山内宇三郎 杉本龜次郎 伴良太郎 名和助市
同年十月二十四日	同	同	三谷了介 杉本龜次郎 伴良太郎 名和助市 吉田傳次郎 榊田喜三 中村重三 山内宇三郎 藤井眞次郎 吉見鶴之助

同　年十二月十二日			吉原定吉 退任 榊田喜三
同　十二年八月十八日			竹内榮藏 退任 吉見鶴之助
同　年十一月九日	淺原靜次郎	三谷了介	山中清太郎　大城戸傳次 退任 六鹿清治 退任 吉田傳次郎
同　十三年六月二日	同	山内宇三郎	奥西安藏　名和助市　杉本龜次郎　大城戸傳次　伴良太郎 三谷了介　山中清太郎　田中榮二郎　吉田傳次郎　吉原定吉
同　年九月二十日			竹内榮藏 退任 三谷了介
同　十四年十一月二十日			加藤專藏 退任 奥西安藏
同　十五年六月二日	同	同	名和助市　加藤專藏　大城戸傳次　三谷了介　株式會社丸二商店 藤野音次郎　竹内榮藏　吉田傳次郎　田中榮二郎　吉原定吉
昭和二年三月二十三日			杉本龜次郎 退任 三谷了介
同　三年六月二日	同	同	株式會社丸二商店　杉本龜次郎　名和助市　六鹿清治　伴良太郎 竹内榮藏　榊田喜三　吉田傳次郎　田中榮二郎　吉原定吉
同　年六月二十三日			藤井眞次郎 退任 六鹿清治
同　五年六月二日	同	同	株式會社丸二商店　杉本龜次郎　名和助市　藤井眞次郎　大城戸傳次 榊田喜三　田中榮二郎　吉田傳次郎　竹内榮藏　吉原定吉
同　年十二月十七日	杉本龜次郎		伴良太郎 退任 淺原靜次郎
同　六年四月七日			奥西安藏 退任 株式會社丸二商店
同　年十二月九日			山中清太郎 退任 山内宇三郎

選擧年月日	委員長	副委員長	委員
昭和六年十一月十日		榊田喜三	
同　七年六月二日	杉本倉次郎	同	大城戸傳次　伴貝太郎　萱井眞次郎　奥西安藏　名和助市　田中榮三郎　竹内榮藏　山中清太郎　吉原定吉　吉田傳次郎
同　九年六月二日	同	同	名和助市　大城戸傳次　奥西安藏　萱井眞次郎　小林又一郎　田中榮三郎　原太造　竹内榮藏　山中清太郎　吉原定吉
同　年十一月八日			山口政太郎　吉原定吉

第五節　市場代理人會と清交會

市場代理人會並に清交會は、何れも取引員組合に隷屬し、前者は取引員の代理者として市場に於て賣買を爲す者のみに依つて組織せられ、後者は各取引員の店舗に於ける帳簿係主任者のみに依つて組織せられたものであつた。故に是等の業務に當る者は、何れも入會の義務を各店主に負はしめてゐる。

市場代理人會は元理友會と稱して、市場代理人中の有志者に依つて組織されて居つたが、業界の發展と共に人員も漸次增加するに從ひ、取引員組合に於ても全員を包含する統一團體の必要を認め、組合規約中に、代理人會の制度を規定し、大正七年一月現在の市場代理

人會の組織を見るに至つた。

本會は專ら市場立會場の整理、立會方法の改善、會員相互の親睦並に風紀の匡正を圖ることを目的とするもので、大正七年創立當時の會員數は七十九名であつたが、現在（昭和九年十一月末）は二百十三名の多數を算してゐる。

尚ほ全員中より毎年一回幹事を選任し、會を代表して處務に當ることゝしてゐる。歷代正副幹事長の氏名は左の通りである。

代理人會正副幹事長氏名

選擧年月	幹事長	副幹事長
大正七年一月	三谷磐松	
同 八年一月	清水昌三郎	
同 九年一月	村木傳吉	田中繁次郎
同 十年一月	同	同
同 年十月	田中繁次郎	丹野金三
同 十一年一月	同	富永眞次郎
同 十二年一月	同	河田金之助
大正十三年一月	廣岡金七	北村彦次郎
同 十四年一月	同	河田金之助
同 年五月	（補欠）河田金之助	（補欠）丹羽鐵之助
同 十五年一月	同	同
昭和二年一月	大槻眞一郎	安田鶴太郎
同 年六月		（補欠）原善藏
同 年八月	（補欠）原善藏	加藤義輔

選擧年月	幹事長	副幹事長
昭和二年九月		小野文三郎
同　三年一月	原善藏	同
同　四年一月	河田金之助	木野竹次郎
同　年五月		小野文三郎
同　五年一月	同	吉田藤兵衛
昭和六年一月	河田金之助	吉田藤兵衛
同　七年一月	同	同
同　八年一月	同	牧野米三郎 村木卯三郎
同　九年一月	同	同 同

清交會も亦最初は取引員の帳場係主任の有志者が會合し、委託者の關係、對取引所の關係、使用帳簿の關係、税務の關係其の他に亘り、日常取引員の業務に付專ら事務的に研究して居つたが、取引員組合に於ても、この時宜に適した企てに贊成し、昭和四年九月公然其の組織を認めることゝなつた。

爾來各取引員の主任者を網羅することゝなり、着々成績を擧げて居るが、會務處理の爲會員中から毎年五名の當番を選任し之に當らせて居る。本會員の研究に依り取引員使用帳簿樣式の統一など其の成績見るべきものあり、能率の增進上稗益することが多い。

市場代理人

其ノ一

其ノ二

其ノ三

第十一章　諸統計

第一表　當所株式月別相場高低表

（明治二十六年九月迄ハ一株ニ付百圓拂込トシ其ノ以後ハ五十圓拂込トス、大正十一年九月以前ハ定期先限、其ノ以後ハ短期取引ニ依ル　明治二十四年五月ヨリ同二十六年九月迄上場停止ス）

年次	月別	最高	最低	平均
明治十八年	十七年十二月	円 一二五・六〇	円 一二一・六〇	円 一二四・七〇
	一月	一〇五・〇〇	九九・〇〇	一〇一・八〇
	二月	九七・六〇	九七・五〇	九七・六〇
	三月	九四・五〇	八九・六〇	九二・二〇
	四月	八七・〇〇	八六・一〇	八六・六〇
	五月	—	—	—
	六月	—	—	—
	七月	円 八六・八五	円 八五・九〇	円 八六・五五
	八月	八六・九〇	八六・九〇	八六・九〇
	九月	八七・一〇	八七・〇〇	八七・一〇
	十月	—	—	—
	十一月	—	—	—
	十二月	—	—	—
	一ヶ年	一〇五・〇〇	八五・九〇	九一・二〇
明治十九年	一月	—	—	—
	二月	—	—	—
	三月	—	—	—
	四月	一一五・五〇	一一四・七〇	一一五・一〇
	五月	—	—	—
	六月	—	—	—
	七月	—	—	—
	八月	—	—	—
	九月	一四七・〇〇	一四六・〇〇	一四六・五〇
	十月	一八六・〇〇	一五〇・〇〇	一六八・五〇
	十一月	一七三・五〇	一六四・八〇	一六九・一〇
	十二月	一八〇・〇〇	一七三・五〇	一七七・〇〇
	一ヶ年	一八三・〇〇	一一四・七〇	一五五・二〇

第一表　當所株式月別相場高低表

明治二十九年			
一月	二七七・〇〇	二三三・五〇	二五五・一〇
二月	二六八・五〇	二〇〇・〇〇	二三七・七〇
三月	二七〇・五〇	二四八・〇〇	二六〇・八〇
四月	二七〇・〇〇	二六二・〇〇	二六五・五〇
五月	二九六・〇〇	二六六・〇〇	二八八・六〇
六月	三八六・〇〇	三三九・〇〇	三六〇・四〇
七月	四〇九・五〇	三五二・〇〇	三七九・一〇
八月	三六八・〇〇	三四九・五〇	三五四・八〇
九月	三六〇・〇〇	三二五・〇〇	三三八・六〇
十月	二〇二・〇〇	一八一・〇〇	一九二・六〇
十一月	一八八・〇〇	一五〇・五〇	一七二・三〇
十二月	一八八・〇〇	一六八・〇〇	一七六・九〇
一ヶ年	四〇九・五〇	一五〇・五〇	二七三・五〇

明治三十年			
一月	一七一・〇〇	一五七・〇〇	一六四・六〇
二月	二二二・〇〇	一六八・五〇	一九五・五〇
三月	二六五・五〇	二二三・〇〇	二三五・二〇
四月	二六七・〇〇	二一七・〇〇	二三二・八〇
五月	二三一・五〇	二〇七・五〇	二二四・八〇
六月	二二七・〇〇	一九四・〇〇	二〇六・一〇
七月	二三三・〇〇	一九五・〇〇	二二二・七〇
八月	二三四・五〇	二二三・〇〇	二二九・六〇
九月	二三二・〇〇	二一八・〇〇	二二二・八〇
十月	二三〇・〇〇	二一九・五〇	二二四・一〇
十一月	二一四・〇〇	二〇〇・〇〇	二〇四・九〇
十二月	二〇五・〇〇	一六八・〇〇	一九四・三〇
一ヶ年	二六七・〇〇	一五七・〇〇	二一〇・六〇

明治三十一年			
一月	二二六・九〇	一七九・〇〇	二二六・二〇
二月	二二七・五〇	二一八・〇〇	二二三・三〇
三月	二二八・〇〇	一八〇・一〇	二〇六・五〇
四月	二二二・五〇	一七九・〇〇	一九一・九〇
五月	一九四・五〇	一八二・〇〇	一八八・七〇
六月	一八〇・〇〇	一六九・五〇	一七三・八〇
七月	一八〇・四〇	一七三・五〇	一七六・三〇
八月	一九四・九〇	一八二・〇〇	一八七・一〇
九月	二二四・〇〇	一九八・〇〇	二二三・三〇
十月	二二五・〇〇	一九七・五〇	二〇七・〇〇
十一月	一九二・〇〇	一八五・一〇	一八七・三〇
十二月	二〇〇・五〇	一九一・五〇	一九六・一〇
一ヶ年	二三七・五〇	一六九・五〇	一九七・三〇

年	月	最高 円	最低 円	平均 円
明治三十八年	一月	七五・〇〇	七一・三〇	七三・六〇
	二月	七五・六〇	七三・〇〇	七六・八〇
	三月	八一・五〇	七五・五〇	七七・九〇
	四月	八四・〇〇	七七・七〇	八〇・一〇
	五月	九五・三〇	七六・八〇	八〇・七〇
	六月	一一七・〇〇	九五・九〇	一〇八・七〇
	七月	一一九・〇〇	一〇八・五〇	一一四・五〇
	八月	一一四・〇〇	一〇四・〇〇	一〇七・九〇
	九月	一〇五・〇〇	七五・〇〇	八九・四〇
	十月	一〇七・五〇	九八・九〇	一〇二・六〇
	十一月	一〇五・〇〇	九七・五〇	一〇一・九〇
	十二月	一一四・八〇	一〇三・一〇	一一四・七〇
	一ヶ年	一一九・〇〇	七一・三〇	九二・八〇
明治三十九年	一月	一三九・〇〇	一一八・〇〇	一三〇・七〇
	二月	一三九・三〇	一三〇・九〇	一三〇・七〇
	三月	一三八・二〇	一三五・七〇	一二九・四〇
	四月	一三九・五〇	一二四・五〇	一二四・一〇
	五月	一一〇・〇〇	九九・〇〇	一〇五・八〇
	六月	一二四・〇〇	一〇五・三〇	一〇七・八〇
	七月	一三四・〇〇	一一八・五〇	一二七・二〇
	八月	一四三・〇〇	一二八・六〇	一三五・五〇
	九月	一三六・〇〇	一二四・〇〇	一二四・二〇
	十月	一九三・〇〇	一七三・〇〇	一六八・六〇
	十一月	三〇五・一〇	二四八・五〇	二六八・六〇
	十二月	二六三・〇〇	二〇〇・〇〇	二三四・八〇
	一ヶ年	三〇五・一〇	九九・〇〇	一五六・五〇
明治四十年	一月	(當限高値六百十五圓)四一九・〇〇	二五〇・〇〇	三六一・九〇
	二月	二九〇・〇〇	二〇九・七〇	二四三・六〇
	三月	二六三・〇〇	一九二・九〇	二三四・六〇
	四月	二〇八・五〇	一五四・九五	一七八・一〇
	五月	一七一・〇〇	一一〇・三〇	一三八・九〇
	六月	一三四・八〇	一一四・〇〇	一一九・九〇
	七月	一四〇・〇〇	一〇三・九〇	一三三・九〇
	八月	一四四・〇〇	一二五・三〇	一三三・六〇
	九月	一二六・〇〇	一一四・六〇	一二一・三〇
	十月	一二七・〇〇	九四・四〇	一〇六・八〇
	十一月	九八・一〇	八八・五〇	九三・一〇
	十二月	一〇〇・〇〇	八〇・六〇	八六・六〇
	一ヶ年	四一九・〇〇	八〇・六〇	一六〇・九〇

年	月	最高 円	最低 円	平均 円
大正十二年	一月	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	二月	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	三月	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	四月	一三六.八〇	一三三.五〇	一三五.四〇
	五月			
	六月			
	七月	—	—	—
	八月			
	九月	九二.六〇	[illegible]	八三.四〇
	十月			
	十一月	—	—	—
	十二月	一三三.五〇	一〇九.五〇	一一〇.九〇
	一ヶ年	一三八.一〇	八一.三〇	一二四.八〇
大正十三年	一月	一一九.五〇	一〇八.八〇	一一三.九〇
	二月	一〇九.〇〇	一〇九.〇〇	一〇九.〇〇
	三月	一〇九.四〇	一〇九.四〇	一〇九.四〇
	四月	一一〇.七〇	一〇九.四〇	一一〇.〇〇
	五月	一〇八.七〇	一〇七.七〇	一〇八.三〇
	六月	一〇四.五〇	九九.五〇	一〇一.三〇
	七月	一〇二.五〇	九九.五〇	一〇一.四〇
	八月	一〇一.七〇	一〇一.〇〇	一〇一.五〇
	九月	一〇三.八〇	一〇〇.五〇	一〇一.九〇
	十月	一〇三.七〇	九九.八〇	一〇〇.一〇
	十一月	一〇六.五〇	九九.七〇	一〇三.五〇
	十二月	一〇六.〇〇	一〇三.八〇	一〇四.六〇
	一ヶ年	一一九.五〇	九九.五〇	一〇五.二〇
大正十四年	一月	一〇九.五〇	一〇七.三〇	一〇八.三〇
	二月	一〇五.五〇	一〇三.五〇	一〇三.七〇
	三月	一〇三.五〇	一〇二.五〇	一〇二.九〇
	四月	一〇四.〇〇	一〇二.五〇	一〇三.三〇
	五月	一〇四.五〇	一〇二.五〇	一〇三.四〇
	六月	一〇〇.三〇	九八.八〇	九九.六〇
	七月	一〇三.〇〇	一〇〇.三〇	一〇〇.九〇
	八月	一〇三.五〇	一〇一.五〇	一〇三.〇〇
	九月	一〇三.五〇	一〇三.〇〇	一〇三.三〇
	十月	一〇五.〇〇	一〇三.五〇	一〇四.三〇
	十一月	一〇七.〇〇	一〇四.〇〇	一〇五.五〇
	十二月	一一九.五〇	一〇三.三〇	一〇八.四〇
	一ヶ年	一一九.五〇	九八.八〇	一〇三.八〇

昭和四年	最高	最低	平均
一月	一〇七・四〇	一〇四・〇〇	一〇五・七〇
二月	一一一・二〇	一〇六・六〇	一〇八・六〇
三月	一〇七・九〇	一〇六・一〇	一〇七・〇〇
四月	一〇六・七〇	一〇三・九〇	一〇四・八〇
五月	一〇四・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・五〇
六月	一〇一・〇〇	九九・八〇	一〇一・〇〇
七月	一〇三・六〇	九五・〇〇	九七・六〇
八月	九六・五〇	九〇・三〇	九三・八〇
九月	九五・二〇	九〇・八〇	九三・二〇
十月	九六・二〇	九三・六〇	九五・六〇
十一月	九八・四〇	九四・五〇	九五・六〇
十二月	一〇一・五〇	九二・六〇	九六・九〇
一ヶ年	一一三・〇〇	九〇・三〇	一〇〇・一〇

昭和五年	最高	最低	平均
一月	九三・〇〇	九一・一〇	九三・三〇
二月	九三・三〇	九〇・一〇	九一・三〇
三月	九一・三〇	八六・三〇	八八・六〇
四月	八六・五〇	七六・〇〇	八三・七〇
五月	八三・四〇	七六・二〇	七九・四〇
六月	八一・〇〇	七六・一〇	七六・六〇
七月	八一・三〇	七八・三〇	七九・六〇
八月	八〇・七〇	七六・五〇	七九・〇〇
九月	七八・六〇	七六・〇〇	七七・〇〇
十月	七九・五〇	七五・五〇	七七・四〇
十一月	八九・四〇	七九・八〇	八四・一〇
十二月	八七・九〇	八六・七〇	八五・三〇
一ヶ年	九三・三〇	七三・一〇	八二・九〇

昭和六年	最高	最低	平均
一月	八八・〇〇	八四・二〇	八五・〇〇
二月	八九・五〇	八七・〇〇	八七・九〇
三月	九八・五〇	八八・四〇	九一・八〇
四月	九七・〇〇	九三・〇〇	九四・九〇
五月	九六・二〇	九一・五〇	九四・一〇
六月	九六・二〇	九一・二〇	九二・六〇
七月	一〇三・五〇	九五・五〇	九九・二〇
八月	一〇五・五〇	九六・五〇	一〇一・六〇
九月	一〇四・五〇	八九・五〇	九九・六〇
十月	九二・四〇	八八・三〇	九〇・四〇
十一月	九二・五〇	八九・三〇	九〇・九〇
十二月	一〇四・〇〇	八六・五〇	九三・四〇
一ヶ年	一〇五・五〇	八四・三〇	九三・五〇

第二表　米先限相場月別高低表

年	月			
大正四年	一月	一四・七四	一三・九〇	一三・八二
	二月	一五・一九	一四・三六	一四・六八
	三月	一四・八一	一三・八〇	一四・四一
	四月	一四・三五	一三・七三	一四・〇三
	五月	一四・九二	一三・一三	一四・〇六
	六月	一四・二〇	一三・五五	一三・五七
	七月	一三・七六	一三・一六	一三・四一
	八月	一五・〇九	一三・二九	一四・二四
	九月	一三・八〇	一二・五一	一二・五九
	十月	一三・三〇	一二・四七	一二・五六
	十一月	一四・六四	一三・三三	一三・九六
	十二月	一六・七〇	一四・八一	一五・一九
	一ヶ年	一六・七〇	一二・四七	一三・八八
大正五年	一月	一五・五五	一四・〇二	一四・七三
	二月	一四・三五	一三・五七	一三・九四
	三月	一四・二二	一三・一三	一三・七七
	四月	一五・〇五	一四・〇〇	一四・四〇
	五月	一五・六〇	一四・六〇	一五・〇八
	六月	一五・四一	一三・二九	一三・九一
	七月	一五・三九	一三・五九	一四・三二
	八月	一六・一七	一五・一五	一五・七二
	九月	一五・七七	一三・七六	一四・六八
	十月	一五・六六	一四・二二	一五・一二
	十一月	一七・八五	一六・〇二	一七・〇二
	十二月	一八・七六	一六・二九	一七・五八
	一ヶ年	一八・七六	一三・一三	一五・〇二
大正六年	一月	一七・五九	一六・四〇	一六・八七
	二月	一六・六六	一五・二九	一五・八八
	三月	一六・四七	一五・三九	一五・九七
	四月	一七・一九	一六・五九	一六・八九
	五月	二一・一〇	一七・六〇	一八・七三
	六月	二三・九一	二〇・六〇	二二・一九
	七月	二四・一七	二一・〇九	二三・〇九
	八月	二三・一〇	二一・三〇	二二・一二
	九月	二一・三五	一九・七〇	二〇・六八
	十月	二三・四四	二一・四八	二二・七三
	十一月	二四・二四	二三・九五	二三・六三
	十二月	二三・六〇	二二・五七	二三・九九
	一ヶ年	二四・二四	一五・二九	二〇・一五

第二表　米先限相場月別高低表

月	大正十年			大正十一年			大正十二年		
一月	二七・五〇	二四・一六	二五・三〇	二八・四九	二四・六四	二六・四八	二九・四八	三五・七〇	二七・七四
二月	二五・六〇	二四・三三	二五・〇一	三八・四九	三三・五二	二七・一六	三一・一五	二八・九五	二九・九〇
三月	二四・八八	二三・八一	二四・一八	三五・一九	三〇・一九	三一・八七	三三・〇三	三〇・三六	三一・二六
四月	二七・二八	二四・七九	二六・五三	二七・四九	三三・四〇	二五・七〇	三五・四一	三三・〇九	三三・〇三
五月	二八・三四	二七・一二	二七・八四	三五・六〇	三三・六二	三四・三三	三六・五五	二四・五〇	三五・六五
六月	二八・二二	二七・三四	二七・八一	二九・一七	三五・八〇	二七・〇四	三八・二九	二四・二九	三七・一四
七月	三一・七〇	二八・二九	三〇・七七	四〇・八〇	三四・九〇	三八・五五	三八・三三	三三・一〇	三五・九〇
八月	三五・五〇	三三・〇五	三四・六七	三六・四三	二八・五二	二三・四三	三七・二九	三三・七七	三五・五五
九月	四二・八〇	三五・七一	三七・四四	三〇・一六	三三・一一	三六・七五	三五・四九	三六・一〇	二九・〇一
十月	四五・五九	三七・〇〇	四三・二七	二六・七〇	三一・六九	二四・四四	三〇・七七	三五・九四	二八・〇九
十一月	四三・八五	三九・八五	四一・六三	二五・五〇	二四・〇三	二四・六三	三七・四〇	三〇・四九	三三・六八
十二月	四三・三七	三六・三四	三八・六七	二五・三〇	三三・九五	二四・六七	三七・一八	三三・八〇	二五・四二
一ヶ年	四五・五九	二三・八一	三一・八三	四〇・八〇	二三・六九	三三・〇三	三八・三九	二五・七〇	三一・七〇

昭和八年			
一月	二七・七五	二四・二四	二五・八八
二月	二五・四〇	二三・九五	二四・四八
三月	二四・五五	二三・四一	二三・九一
四月	二四・五五	二三・五一	二四・〇四
五月	二四・九五	二三・八三	二四・二九
六月	二五・〇一	二三・六〇	二四・四五
七月	二四・二五	二三・〇〇	二三・一九
八月	二三・九五	二三・三八	二三・一七
九月	二四・二五	二三・一五	二三・七六
十月	二四・四九	二三・二七	二三・八三
十一月	二五・二九	二三・八一	二四・五三
十二月	二四・一七	二三・二二	二三・七二
一ヶ年	二七・七五	二三・〇〇	二四・一一

昭和九年			
一月	二三・九三	二三・九〇	二三・四五
二月	二三・八五	二三・一四	二三・四三
三月	二三・五〇	二二・七四	二三・一四
四月	二五・一一	二三・二九	二四・〇七
五月	二五・九九	二五・一九	二五・五四
六月	二六・七九	二四・九五	二五・九五
七月	二七・一二	二五・五二	二五・九一
八月	二七・六八	二六・二〇	二六・八七
九月	二八・七〇	二五・二七	二五・三四
十月	二九・六八	二八・二〇	二八・八〇
十一月	三〇・一〇	二九・一六	二九・六八
十二月	三〇・六〇	二九・一一	二九・八三
一ヶ年	三〇・六〇	二二・七四	二六・〇九

照表（其ノ二）

資產ノ部

營業保證金代用證券	所有有價證券	銀行預金	役員身元保證金代用證券	仲買人身元保證金代用證券	諸證據金代用證券	定期取引値違取替金	營業用什器	假拂勘定	金銀（手許有高）	合計
七七、八〇〇	—	四二、七四六	—	三七、二〇〇	・	—	一六〇	一八、八〇四	[illegible]	[illegible]
七七、〇一九	—	五六、二九五	—	三〇、〇〇〇	・	—	一〇〇	一、六三九	一、二一八	一六六、二七一
七四、三三[illegible]	—	五六、四四八	—	一七、六〇〇	・	—	一〇三	一三〇	一七、六[illegible]	一六六、三二七
六八、四三六	—	四五、七〇〇	—	二四、七〇〇	・	八三	一〇八	一〇四	四、九二六	一四四、〇五七
六八、四三六	—	四〇、九五〇	—	一六、九〇〇	・	二五一	一〇〇	三五	五、一五〇	一三一、八二三
六七、四一六	—	四五、八〇〇	—	一五、六〇〇	・	三七	一〇〇	四五	一一、四八六	一四〇、四八四
六七、九六八	—	五六、二二五	—	一九、五〇〇	—	四、四三二	一〇〇	五〇	二六、四一七	一七四、六九二
二四、三一八	三九、三三六	五七、八七四	一〇、〇〇〇	一四、七〇〇	三八、三七〇	八、一三九	一〇〇	一五〇	一、二二四	一九四、一九二
三二、〇三三	四一、〇九七	七三、〇七四	一〇、〇〇〇	一六、一〇〇	三二、六一五	七九九	一〇〇	一〇〇	九四四	二〇六、八六二
三三、七五七	四二、九九三	四九、七〇七	一〇、〇〇〇	一八、九〇〇	二五、一六五	一、七三五	二一〇	一〇〇	五五五	一八[illegible]

貸借對照表

負債ノ部

科目 \ 期別	大正四年前半期	同 後半期	同五年前半期	同 後半期	同六年前半期	同 後半期	同七年前半期	同 後半期	同八年前半期	同 後半期
株金	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
法定積立金	103,500	110,000	120,000	128,000	142,000	151,000	160,000	167,000	175,000	185,000
別途積立金	60,000	65,000	72,000	80,000	90,000	98,000	105,000	77,000	65,000	61,530
所員恩給積立金	—	—	—	1,455	3,170	5,285	5,649	6,704	8,005	9,915
仲買人身元保證金	185,000	175,000	180,000	200,000	200,000	235,000	330,000	330,000	330,000	330,000
同上超過額	・1,668	2,180	4,497	6,855	5,190	6,957	3,695	8,735	4,760	3,835
諸證據金	208,953	832,240	418,365	2,059,335	824,780	698,950	598,450	1,488,105	2,838,960	3,434,580
豫託證據金	73,856	86,324	178,137	192,556	364,206	176,023	317,421	295,043	489,657	619,452
現品提供證券	—	158,649	20,601	592,920	54,810	26,040	13,810	130,170	254,360	392,230
受渡米代金	1,250	—	6,350	—	45,330	—	—	—	3,955	13,950
定期取引値違預り金	—	—	18,566	—	4,621	—	3,956	—	—	—
取引税納付準備金	10,807	29,527	19,208	29,319	31,324	18,633	33,817	25,632	48,240	42,463
未納税金	2,669	5,074	3,333	2,414	23,683	7,919	3,529	2,950	19,578	8,960
受託米運賃假預り金	—	—	—	—	—	—	—	110	9[illegible]	135
家屋貸貸敷金	1,062	948	1,002	1,035	1,163	1,196	1,173	1,062	1,06[illegible]	1,129
未拂配當金	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	70
當期利益金	95,152	123,926	122,962	164,668	102,085	131,023	130,573	134,980	182,440	167,773
前期繰越金	1,043	2,963	5,985	7,654	9,544	8,937	8,863	9,242	7,776	6,432
合計	1,943,962	2,830,832	2,359,905	4,655,225	3,007,786	3,582,901	3,703,955	4,655,733	6,418,279	7,267,374

第四表　當所株式投資と採算一覽（昭和九年十一月現在）

（創立以來假りに當所の株式を一株所有するとして、それが現在如何に運增するかを示す。）

期別／種別	所有株	拂込金（額面）	配當率	配當金	年利五分併算配當金累加	年利五分併算投資額累加	摘要
明治十八年前半期	一株	一〇〇・〇〇円	〇・四〇	二・〇〇円	二・〇〇円	一〇〇・〇〇円	百圓券
同　後半期	〃	〃	〇・五〇	二・五〇	四・五五	一〇二・五〇	
十九年前半期	〃	〃	〇・七〇	三・五〇	八・一六	一〇五・〇六	
同　後半期	〃	〃	一・二〇	六・〇〇	一四・三六	一〇七・六八	
二十年前半期	〃	〃	二・八〇	一四・〇〇	二八・七二	一一〇・三七	
同　後半期	〃	〃	二・四〇	一二・〇〇	四一・四二	一一三・一三	
二十一年前半期	〃	〃	二・二〇	一一・〇〇	五三・四五	一一五・九四	
同　後半期	〃	〃	一・五〇	七・五〇	六三・二八	一一八・八三	
二十二年前半期	〃	〃	三・四〇	一七・〇〇	八〇・八三	一二一・八〇	
同　後半期	〃	〃	三・〇〇	一五・〇〇	九七・八五	一二四・八四	
二十三年前半期	〃	〃	二・〇〇	一〇・〇〇	一一〇・二九	一二七・九六	
同　後半期	〃	〃	一・〇〇	五・〇〇	一一八・〇四	一三一・一五	

十五年前半期	三六	一四	〃	一・九〇	一八八・〇三	七、六三三・三五	四、〇八三・三七
同　後半期	三六	一四	〃	一・六〇	一五八・〇〇	七、九七一・九三	四、一八五・四五
昭和二年前半期	三六	一四	〃	一・一〇	一〇八・六三	八、二七九・八四	四、二九〇・〇八
同　後半期	三六	一四	〃	一・三三	一三〇・三五	八、六二七・一八	四、三九七・三三
三年前半期	三六	一四	〃	一・一〇	一〇八・六三	八、九四一・三三	四、五〇七・二六
同　後半期	三六	一四	〃	一・二三	一二〇・八七	九、二八五・六三	四、六一九・九四
四年前半期	三六	一四	〃	一・〇〇	九八・七五	九、六一六・五一	四、七三五・四二
同　後半期	三六	一四	〃	一・〇七	一〇五・八六	九、九六三・七八	四、八五三・八一
五年前半期	三六	一四	〃	・七〇四	六九・五[illegible]	一〇、二八一・三六	四、九七五・一五
同　後半期	三六	一四	〃	一・二〇	一二八・五〇	一〇、六五六・八九	五、〇九九・五三
六年前半期	三六	一四	〃	一・〇四	一〇三・七〇	一一、〇三六・〇一	五、二二七・〇〇
同　後半期	三六	一四	〃	一・二〇	一二八・五〇	一一、四二〇・一六	五、三五七・六七
七年前半期	三六	一四	〃	一・二〇	一二八・五〇	一一、八二四・一六	五、四九一・六二
同　後半期	三六	一四	〃	一・二〇	一一八・五〇	一二、二三八・六六	五、六二八・九[illegible]
八年前半期	三六	一四	〃	一・六〇	一五八・〇〇	一二、七〇二・二二	五、七六九・六[illegible]
同　後半期	三六	一四	〃	一・六〇	一五八・〇〇	一三、一七七・七六	五、九一三・八六
九年前半期	三六	一四	〃	一・四四	一四二・二〇	一三、六四九・四[illegible]	六、〇六一・七[illegible]
同　後半期	三六	一四	〃	一・三六	一三四・四[illegible]	一四、一一五・〇五	六、二三[illegible]・二四

備考　昭和九年十一月末日に於て受配當金に對する五分利併算累加額壹萬四千百拾五圓五錢、別に舊株三十六株の時價換算四千〇六拾四圓四拾錢、新株十四株の時價換算七百三拾九圓貳拾錢、合計壹萬八千九百拾八圓六拾五錢に對し投資額五分利併算六千貳百拾參圓貳拾四錢との差額は壹萬貳千七百〇五圓四拾壹錢にしてそれだけ增收の計算となる。

現行規程

取引所法

（明治二十六年三月四日法律第五號公布明治三十二年三月十日法律第五八號大正三年三月三十一日法律第三三號大正十一年四月二十日法律第六〇號昭和四年三月二十九日法律第二九號改正）

第一章　取引所ノ設立

第一條　賣買取引ノ繁盛ナル地區内ノ商人ハ政府ノ免許ヲ受ケテ一種若ハ數種ノ物件ノ取引所ヲ設立スル事ヲ得

第二條　同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所ハ一地區一箇所ニ限リ設立スルコトヲ得　但シ其ノ地區ハ農商務大臣之ヲ定ム

第三條　取引所ノ免許年限ハ十箇年トス　但シ土地商業ノ情況ニ依リ更ニ繼續ノ出願ヲ爲スコトヲ得

第四條　株式會社組織ノ取引所ハ他ノ株式會社組織ノ取引所ヲ合併スル場合ニ限リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ存在シタル地區内ニ支所ヲ設クルコトヲ得支所ノ數ハ其ノ合併ニ依リ消滅スル取引所及支所ノ數ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條ノ二　有價證券ヲ賣買取引スル市場ハ取引所ト看做シ本法ニ依ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス

第二章　取引所ノ組織

第五條　取引所ハ土地商業ノ情況及賣買取引スヘキ物件ノ種類ニ依リ會員組織又ハ株式會社組織ト爲スコトヲ得

第六條　會員組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ會員ニ限リ賣買取引ヲ爲スコトヲ得

株式會社組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ取引員ニ限リ賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第七條　取引所ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得

取引所ノ責任ハ其ノ財産ニ限ルモノトス

第八條　取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ取引所ノ賣買取引ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第二十二條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任スル株式會社組織ノ取引所ハ倉庫業ヲ除クノ外前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ物件又ハ銘柄ノ一部ニ付賠償ノ責ニ任セサル場合ニ於テ其ノ一部ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條　取引所ノ定款ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第三章　取引所ノ會員及取引員

第十條　取引所ノ取引員トナラムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第十一條　帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル會社ニ非サレハ取引所ノ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス

無能力者、復權セサル家資分散者及破産者竝ニ本法ニ依リ除名セラレ除名ノ日ヨリ五箇年ヲ經過セサル者ハ會員トナルコトヲ得ス

懲役若ハ重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第二編第十六章乃至第十九章第二十三章第三十五章乃至第三十九章、舊刑法第二編第四章第一節乃至第五節第二百六十條乃至第二百六十二條第八章第九章第三節第三編第二章第一節第二節第四節乃至第六節、通貨及證券模造取締法、明治三十八年法律第六十六號、紙幣類似證券取締法、印紙犯罪處罰法、商法第二百六十一條、明治二十三年法律第三十二號商法第三編第九章、同年法律第百一號、保險業法第九十八條ノ三若ハ本法第三十一條乃至第三十二條ノ五ノ規定ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ五箇年ヲ經過セサル者ハ取引員トナルコトヲ得ス

前項ニ該當スル者亦同シ

合名會社、合資會社又ハ株式合資會社ニアリテハ其ノ無限責任社員ノ全員カ帝國臣民タルモノ、株式會社ニアリテハ其ノ資本ノ半額以上及議決權ノ過半數カ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬シ其ノ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ノ全員カ帝國臣民タルモノニ非サレハ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス無限責任社員又ハ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員中前二項ニ該當スル者アル場合亦同シ

第十一條ノ二　會員前條第一項、第二項又ハ第四項ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ取引所ヨリ脱退ス
農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ會員トナリタル者又ハ前條第一項、第二項若ハ第四項ニ該當スル者ニシテ會員トナリタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ取引所ヨリ脱退セシムルコトヲ得
取引員前條第一項、第三項又ハ第四項ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ効力ヲ失フ
農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ取引員タルノ免許ヲ受ケタル者又ハ前條第一項、第三項若ハ第四項ニ該當スル者ニシテ免許ヲ受ケタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得
第十一條ノ三　取引員取引所ノ役員タル認可ヲ受ケタルトキハ其ノ免許ハ効力ヲ失フ
第十一條ノ四　會員又ハ取引員ハ第二項但書ノ場合ヲ除クノ外支店、出張所其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス二以上ノ場所ヲ以テ同一取引所ノ賣買取引ノ取扱ヲ爲ス場所ト爲スコトヲ得ス
何人ト雖取引所ノ賣買取引ノ委託ノ代理、媒介又ハ取次ヲ營業ト爲スコトヲ得ス但シ會員又ハ取引員ニシテ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
第十二條　會員又ハ取引員ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス取引所ニ對シ其ノ賣買取引上一切ノ責任ヲ負フヘシ
第十三條　取引員ハ其ノ免許ヲ受ケタルトキハ免許料ヲ納ムヘシ
免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十四條　會員又ハ取引員ハ身元保證金ヲ其ノ取引所ニ納ムヘシ
第十五條　取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スルカ爲定款ノ規定ニ依リ會員又ハ取引員ノ營業ヲ停止シ千圓以内ノ過怠金ヲ科シ且政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ取引員ヲ除名スルコトヲ得
第十五條ノ二　取引所ハ其ノ定款ヲ以テ會員若ハ取引員トナルニ必要ナル條件ヲ定メ又ハ其ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十一條ノ二ノ規定ハ會員若ハ取引員カ前項ノ要件ヲ缺クニ至リタル場合又ハ之ヲ缺ク者ニシテ會員若ハ取引員トナリタル者アルコトヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ三　取引員ハ廢業後ト雖其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了及監督ノ目的ノ範圍內ニ於テハ取引結了後二週間ヲ經過スル迄仍廢業セサルモノト看做ス

取引員死亡シ、解散シ若ハ除名セラレ又ハ其ノ免許カ取消サレ若ハ効力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了ニ至ル迄亦前項ニ同シ

前項ノ規定ハ會員ノ死亡、解散、除名及脫退ノ場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ會員又ハ取引員ノ行爲ヲ爲ス者ナキトキハ取引所ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第四章　取引所ノ役員及商議員會

第十六條　取引所ノ役員ハ定款ノ規定ニ依リ會員又ハ株主中ヨリ三箇年以內ノ任期ヲ以テ之ヲ選擧シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

取引所ノ役員左ノ如シ

理事長	一人
理事	二人以上
監査役	若干人

理事長及理事ハ會員ニ非サル者ヲ選擧スルモ妨ケナシ

第十一條第三項ニ該當スル者ハ取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス

取引員トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其ノ取引所又ハ

之ト同種ノ物件ヲ取引スル株式會社組織ノ取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス

第十六條ノ二　役員前條第四項ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ取引員ノ免許ヲ受ケタルトキハ其ノ職ヲ失フ理事長又ハ理事他ノ取引所ノ理事長又ハ理事タル認可ヲ受ケタルトキ亦同シ

農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ役員タルノ認可ヲ受ケタル者若ハ前條ノ規定ニ違反シテ役員トナリタル者アルコトヲ發見シ又ハ役員ニシテ第十七條第二項ノ規定ニ違反スル者アリト認メタルトキハ之ヲ解職スルコトヲ得

第十六條ノ三　農商務大臣ハ役員ノ職務ヲ行フ者ナキ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ假ニ役員ヲ選任スルコトヲ得

第十七條　株式會社組織ノ取引所ノ役員又ハ使用人ハ何人ノ名ヲ以テスルヲ問ハス其ノ取引所ノ取引物件ニ付取引所ニ於ケル賣買取引ヲ爲シ又ハ其ノ委託ヲ爲スコトヲ得ス

株式會社組織ノ取引所ノ役員又ハ使用人ハ其ノ取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル取引所ノ取引員トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スルコトヲ得ス

第十七條ノ二　取引所ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ商議員會ヲ置キ取引所ニ關スル重要ナル事項ヲ附議スヘシ

第五章　取引所ノ賣買取引

第十八條　取引所ノ賣買取引ノ期限ハ有價證券ニ在リテハ三箇月、米ニ在リテハ三箇月、蠶糸ニ在リテハ六箇月其ノ他ノ商品ニ在リテハ勅令ノ定ムル期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條　取引所ノ賣買取引ノ方法ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條　取引所ハ其ノ定款ニ依リ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシムルコトヲ得

第二十一條　取引所ハ賣買取引ノ責任ヲ履行セサル者アルトキハ其ノ證據金及身元保證金ヲ以テ損害賠償ノ用ニ供スルコトヲ得

第二十二條　取引所ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ賣買取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ取引所ハ其ノ賠償シタル金額及之ニ關スル諸費ノ追償ヲ其ノ違約者ニ要求スルコトヲ得
第二十二條ノ二　株式會社組織ノ取引所ハ前條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任スルトキハ營業保證金ヲ政府ニ納ムヘシ
第二十三條　取引所ハ賣買取引高ニ應シ賣買双方ヨリ手數料ヲ徴收スルコトヲ得其ノ率ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ
第二十四條　取引所ハ證據金及身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス
第二十四條ノ二　取引所ノ賣買取引ノ委託者ハ會員又ハ取引員カ委託契約ニ違ヒタル場合ニ於テ其ノ違約ニ因ル債權ニ關シ違約シタル會員又ハ取引員ノ身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス
前條ノ優先權ハ前項ノ優先權ニ對シ優先ノ効力ヲ有ス
第二十五條　會員又ハ取引員ハ委託ヲ受ケタル取引所ノ賣買取引ニ付取引所ニ於テ其ノ賣付、買付又ハ受渡ヲ爲サスシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決濟ヲ爲スコトヲ得ス
前項ノ規定ニ違反シタル會員又ハ取引員ハ取引所之ニ一箇月以上ノ營業停止ヲ命シ又ハ之ヲ除名スヘシ
第二十六條　取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ公定相場ヲ決定シ之ヲ公示スヘシ
取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各會員又ハ各取引員ノ賣買高ヲ公示スヘシ
第二十六條ノ二　差金取引ヲ爲ス取引所類似施設ヲ爲シ又ハ其ノ施設ニ依リテ取引ヲ爲スコトヲ得ス

第六章　取引所ノ監督

第二十七條　農商務大臣ハ取引所ノ行爲法律命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一　取引所ノ解散

二　取引所ノ停止

三　取引所一部ノ停止若ハ禁止

四　役員ノ解職

五　會員又ハ取引員ノ營業停止若ハ除名

第二十八條　農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ取引所ノ業務、帳簿、財産其ノ他一切ノ物件及會員又ハ取引員ノ帳簿ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取引所ノ役員、會員及取引員ハ其ノ物件ヲ提供シ質問ニ應答スヘシ

第二十九條　農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ取引所ノ定款ヲ改正セシメ又ハ其ノ決議及處分ヲ停止シ、禁止シ若ハ取消スコトヲ得

第三十條　取引所任意ノ解散ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第七章　罰則

第三十一條　第十七條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ特別ノ利害關係ヲ生スルコトヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條　第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタル者ハ參千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條ノ二　取引所ノ役員又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ參千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第三十二條ノ三　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ參千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　取引所ノ役員又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者

二　取引所ニ於ケル相場ヲ僞リテ公示シタル者

三　公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虚僞ノ相場ヲ記載シタル文書ヲ作製シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者

四　免許ヲ受ケスシテ取引所ヲ設立シタルモノ又ハ第二十六條ノ二ノ規定ニ違反シタル者

前項第一號ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十二條ノ四　取引所ニ於ケル相場ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虚僞ノ風說ヲ流布シ、僞計ヲ用ヒ又ハ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條ノ五　取引所ニ依ラスシテ取引所ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ貳千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第百八十六條ノ適用ヲ妨ケス

第三十二條ノ六　會員又ハ取引員ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十二條ノ七　本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ行爲ヲ爲シタル理事、取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス

附則

第三十三條　取引所ノ稅則ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條　取引所ノ資本金、營業保證金、株式、手數料及積立金ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條　本法ハ明治二十六年十月一日ヨリ施行ス

明治九年布告第百五號米商會所條例、明治十一年布告第八號株式取引所條例、明治二十年勅令第十一號取引所

條例、明治十三年布告第二十一號、明治十五年布告第四十六號、明治十六年布告第四號及同年布告第二十九號
ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス
第三十六條　本法發布以前ヨリ營業スル米商會所、株式取引所及取引所ハ本法ニ依リ更ニ免許ヲ受ケ其ノ營業ヲ
繼續スルコトヲ得但シ本法施行ノ日ヨリ二箇月以前ニ於テ出願ノ手續ヲ爲ササルモノハ此ノ限ニ在ラス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコト
ヲ得但シ其ノ施行ノ期日ヲ大正十四年四月一日ヨリ後ト爲スコトヲ得ス
本法施行ノ際現ニ營業スル仲買人ハ其ノ營業部類ニ付本法ニ依リ其ノ取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタルモノト
看做ス
本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

附則

本法ハ昭和四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス本法施行前ニ爲シタル取引所ニ於ケル賣買取引ハ其ノ賣買取引カ完了ス
ルニ至ル迄舊法ノ規定ヲ適用ス

取引所法中改正法律施行期日ノ件（大正十一年七月勅令第三五二號）

大正十一年法律第六十號ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ
期限ニ關スル規定ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

取引所令

（[illegible]二年六月勅令第三二二號、大正十三年十二月勅令第二[illegible]六九號、大正十四年十月勅令第三〇四號、昭和六年[illegible]月勅令第一三〇號、昭和七年四月勅令第五二號改正）

第一條　株式會社組織ノ取引所ノ資本金ハ拾萬圓以上トス
商工大臣必要ト認ムルトキハ資本金ノ變更又ハ株金ノ拂込ヲ命スルコトヲ得
株式會社組織ノ取引所ハ資本金ノ半額以上ニシテ少クトモ十萬圓ノ拂込ヲ終リタル後ニ非サレハ業務ヲ行フコトヲ得ス

第二條　會員組織ノ取引所ノ資本金ハ會員ノ醵金ヲ以テ之ニ充ツ
會員組織ノ取引所ハ營利ノ目的ヲ以テ業務ヲ行フコトヲ得ス

第三條　取引員ノ免許料ハ參百圓トス

第四條　身元保證金ノ額ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
前項ノ額ハ左ノ金額ヲ下ルコトヲ得ス
會　員　壹萬圓
取引員　其ノ取引所ノ資本金ノ萬分ノ五十（其ノ萬分ノ五十ノ金額カ壹萬圓未滿ナルトキハ壹萬圓）以上ニシテ商工大臣ノ指定スル金額
商品ノ實物市場ニ於ケル賣買取引及銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノミ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ル商品ノ清算市場ニ於ケル賣買取引ノミヲ營業トスル者ニ付テハ第一項ノ額ハ左ノ金額ヲ下ルコトヲ得ス
會　員　參千圓

取引員　其ノ取引所ノ資本金ノ萬分ノ十五（其ノ萬分ノ十五ノ金額カ參千圓未滿ナルトキハ參千圓）以上ニ
シテ商工大臣ノ指定スル金額

資本金ノ額カ貳千萬圓ヲ超ユルトキハ其ノ超過金額ニ付テハ商工大臣ハ其ノ定ムル別段ノ率ニ依リ身元保證金ノ額ヲ指定スルコトヲ得

支所ヲ設クル取引所及取引員ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツ取引所ニ在リテハ商工大臣ハ本支所及部類毎ニ資本金ノ區分シテ前二項ノ規定ニ依ル金額ヲ指定スルコトヲ得

身元保證金ハ取引所ノ定ムル所ニ從ヒ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

商工大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ變更セシムルコトヲ得

取引所身元保證金ヲ受取リタルトキハ遲滯ナク之ヲ供託スヘシ

第五條　商工大臣必要ト認ムルトキハ賣買手數料ノ率ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第六條　取引所ハ毎日一定ノ時ニ於テ市場ヲ開クヘシ

開市及休業ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第七條　取引所ハ業務規程ノ定ムル所ニヨリ立會ノ停止又ハ會員若ハ取引員ノ市場ニ於ケル賣買取引ノ差止ヲ爲スコトヲ得

第八條　賣買取引ノ期限ハ棉花、綿絲又ハ綿布ニ在リテハ十二箇月、豆類、馬鈴薯澱粉、砂糖、肥料（鰊肥料ヲ除ク）又ハ人造絹絲ニ在リテハ六箇月、雜穀（豆類ヲ除ク）又ハ鰊肥料ニ在リテハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條　賣買取引ハ實物市場ニ於ケル賣買取引及清算市場ニ於ケル賣買取引ノ二種トス

第十條　實物市場ニ於ケル賣買取引ニ在リテハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決濟ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條　有價證券ノ清算市場ニ於ケル賣買取引ニシテ七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ限リ受渡其ノ他ノ決濟ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買成立ノ日ヨリ一箇月以內之カ繰延ヲ爲スコトヲ得

第十二條　取引所ハ清算市場ニ上場セムトスル有價證券ノ各銘柄ニ付商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ國債證券及地方債證券ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條ノ二　銘柄又ハ等級別ニ清算市場ニ上場スル商品ノ銘柄及等級ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十三條　商工大臣必要ト認ムルトキハ取引所ニ對シ會員又ハ取引員ヲシテ賣買證據金ヲ納メシムヘキコトヲ命スルコトヲ得

第四條第六項及第七項ノ規定ハ賣買證據金ニ付之ヲ準用ス

賣買證據金ニシテ商工大臣ノ指定スルモノニ付テハ取引所ハ會員又ハ取引員ヲシテ少クトモ其ノ半額迄ハ現金ヲ以テ之ヲ納メシムヘシ

第十四條　清算市場ニ於ケル賣買取引ニ限リ業務規程ノ定ムル所ニ依リ標準物ヲ定メ格付受渡ノ方法ヲ用ヰルコトヲ得

受渡格付表ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十五條　清算市場ニ於ケル賣買取引ノ單位ハ業務規程ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ單位ハ米ニ付テハ百石、株式ニ付テハ十株ヲ下ルコトヲ得ス但シ米ニ付テノ單位ニ關シテハ地方ノ情況ニ依リ特別ノ必要アル場合及銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノミ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ル賣買取引ニ限リ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第十六條　受渡其ノ他ノ決濟及其ノ繰延ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ取引所ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

受渡其ノ他ノ決濟及其ノ繰延ニ關スル事務ハ取引所自ラ之ヲ行フヘシ

受渡場所ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十七條　取引所ハ業務規程ヲ設ケ賣買取引ノ方法ニ關スル細則ヲ定ムヘシ

業務規程ハ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

商工大臣必要ト認ムルトキハ業務規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十八條　株式會社組織ノ取引所ハ資本金ノ二十分ノ一ニ相當スル營業保證金ヲ供託シタル後ニ非サレハ取引所法第二十二條ノ規定ニ依ル業務ヲ行フコトヲ得ス營業保證金ニ不足ヲ生シ商工大臣ノ指定シタル期間内ニ其ノ不足額ヲ供託セサル場合ニ於テ其ノ期間經過後ニ爲ス賣買取引ニ付亦同シ

營業保證金ハ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其ノ種類及代用價格ハ商工大臣之ヲ指定ス

第十九條　取引所ハ商議員會ヲ常置シ左ニ掲クル事項ヲ諮問スルコトヲ要ス

一　資本金、會員、取引員、商議員會又ハ賣買取引ニ關スル定款ノ變更
二　業務規程ノ變更
三　會員又ハ取引員ノ加入又ハ處分
四　市場ノ臨時開閉又ハ立會停止
五　上場物件ノ銘柄ノ決定又ハ廢止
六　賣買取引ノ標準物ノ決定又ハ廢止
七　賣買手數料ニ關スル事項
八　賣買證據金ニ關スル事項
九　賣買取引ノ違約ニ關スル事項
十　定款又ハ業務規程ニ於テ特ニ定メタル事項

第二十條　商議員會ハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選シタル者及役員ノ互選シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ノ數ハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ總數ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス但シ役員タラサル會員又ハ取引員ノ總數カ百名ヲ超ユルトキハ其ノ超過員數ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ率ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ商議員ノ數ハ役員ノ互選スル商議員ノ數ヲ下ルコトヲ得ス

第二十一條　支所ヲ設クル取引所及會員又ハ取引員ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツ取引所ニ在リテハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ハ本支所及部類毎ニ之ヲ互選スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ數ハ本支所及部類毎ニ役員ノ互選スル商議員ノ數ヲ下ルコトヲ得ス

第二十二條　商議員會ニ會長一人及副會長若干人ヲ置ク

會長及副會長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ商議員中ヨリ之ヲ選擧ス

會長ハ會務ヲ整理シ會議ノ議長ト爲ル

副會長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第二十三條　商議員會ノ議事ハ議事ニ關與スルコトヲ得ル商議員ノ過半數カ出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ第十九條第三號、第四號、第八號及第九號ニ掲クル事項ニシテ臨時急施ヲ要スルモノニ付テハ定款ノ定ムル所ニ依リ商議員ノ互選スル總代ノ過半數及議長タル會長又ハ副會長ノ出席アルヲ以テ足ル

第二十四條　商議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十五條　役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ハ其ノ屬スル本支所及部類ニ關係ナキ事項ニ付テハ議事ニ關與スルコトヲ得ス議長トシテ行フ職務ニ付亦同シ

第二十六條　商議員ノ任期、選擧方法及定數其ノ他商議員會ノ組織及會議ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

附則

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年三月三十一日迄ニ爲ス有價證券ノ賣買取引ノ期限ハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

取引所ハ本令施行後一箇月以内ニ本令ニ依リ業務規程ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ申請スヘシ

本令施行ノ際現ニ存スル營業細則ハ前項ノ認可ヲ受クル迄本令ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタル業務規程ト看做ス

本令施行ノ際現ニ定期取引市場ニ上場スル有價證券ノ銘柄ハ本令第十二條ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

取引所法施行規則

（大正三年六月二十九日農商務省令第[illegible]號發布、大正十一年七月三十一日農商務省令第[illegible]號、大正十四年四月二十九日商工省令第[illegible]號改正）

第一條　取引所ヲ設立セムトスルトキハ發起人ハ發起認可申請書ニ定款、業務規程及左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

一　株式會社組織ノ取引所ニ付テハ發起人各自ノ引受クヘキ株式ノ數、會員組織ノ取引所ニ付テハ發起人各自ノ醵金額

二　資本又ハ醵金ノ使用ノ概算及收支ノ見込

三　賣買取引スヘキ物件ノ其ノ地方ニ於ケル集散ノ狀況及取引所ニ於ケル賣買高ノ見込

四　取引所ノ地區

第二條　發起人株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ商法第百二十四條ニ定メタル調査終了ノ後、發起人株式ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ創立總會終結ノ後總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ地方長官ノ經由シテ之ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

一　定款及業務規程

二　株主名簿

三　檢査役ノ報告ニ關スル裁判アリタルトキハ其ノ決定ノ寫本

四　創立總會ノ決議錄

第三條　發起人會員ノ募集ヲ終リタルトキハ設立總會ヲ開キ總會員ノ半數以上ノ同意ヲ以テ定款ヲ確定シ且役員ヲ選任スヘシ

前項ニ依リテ選任セラレタル總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

一　定款及業務規程

二　會員ノ氏名又ハ名稱、營業種目及營業所ヲ記載シタル書面

三　各會員ノ醵金額及其ノ拂込額ヲ記載シタル書面

第四條　取引所ノ設立セムトスル地ニ於テ一年以上引續キ賣買取引スヘキ物件ノ商業ヲ營ム商人各物件毎ニ三十人以上發起人ト爲リタル場合ニ非サレハ取引所發起ノ認可ヲ申請スルコトヲ得ス

第五條　會員組織ノ取引所ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　目的

二　名稱及所在地

三　會員ノ醵金ニ關スル事項

四　會員ノ入退ニ關スル事項

五　會計ニ關スル事項

六　會議ニ關スル事項

七　役員ノ職務權限、定數、任期及任免ニ關スル事項

八　解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分ニ關スル事項

第六條　設立免許ノ申請ハ發起ノ認可ヲ受ケタル後六月内ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

設立ノ免許ヲ受ケタル後一年内ニ業務ノ開始セサルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第七條　取引所存續ヲ出願セムトスルトキハ其ノ免許年限滿了前三月以上六月内ニ地方長官ヲ經由シテ其ノ願書ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

第七條ノ二　商工大臣取引所ノ地區ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第七條ノ三　商工大臣ハ會員組織ノ取引所ニ付左ノ事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

一　設立ヲ免許シタルトキハ目的、名稱、所在地及免許ノ年月日

二　役員ノ選任ヲ認可シタルトキハ氏名及認可ノ年月日

三　繼續ヲ免許シタルトキハ免許ノ年月日

四　解散シタルトキハ其ノ年月日及清算人ノ氏名

五　清算カ結了シタルトキハ其ノ年月日

第八條　取引員ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ會社ニ在リテハ定款、貸借對照表、財産目錄、株主名簿及役員ノ履歴書ヲ、其ノ他ノモノニ在リテハ履歴書及資産調書ヲ添附シ取引所ヲ經由シテ之ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

取引所ハ前項ノ願書ニ其ノ意見書ヲ添附スヘシ

取引所其ノ取引員ノ員數ヲ制限シタルトキハ缺員アル場合ニ非サレハ第一項ノ願書ヲ商工大臣ニ差出スコトヲ得ス

第九條　取引所取引員免許狀ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知シ免許料ニ相當スル收入印紙ヲ貼用シタル請書及身元保證金ヲ差出サシメタル後之ヲ交付スヘシ

前項ノ請書ハ取引所之ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

取引員ノ免許ヲ出願シタル者取引所カ免許狀ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十五日内ニ請書及身元保證金ヲ差出ササルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第十條　取引員免許狀ヲ紛失シタルトキハ事由ヲ具シ取引所ヲ經由シテ其ノ再下付ヲ申請スヘシ

取引員其ノ氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキハ取引所ヲ經由シテ免許狀ノ書換ヲ申請スヘシ

第十一條　取引員死亡、解散、廢業、除名其ノ他ノ事由ニ因リ取引員タル資格ヲ失ヒタルトキハ取引所ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ免許狀ヲ添ヘ之ヲ商工大臣ニ屆出ツヘシ

第十一條ノ二　取引所カ會員又ハ取引員ノ身元保證金及賣買證據金ニ代用スルコトヲ得ヘキ有價證券ノ種類及代用價格ヲ決定シ又ハ變更シタルトキハ其ノ有價證券ノ時價ヲ附記シ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ屆出ツヘシ

前項ノ代用價格ハ國債證券及地方債證券ニ在リテハ時價以下ニ、其ノ他ノ有價證券ニ在リテハ時價ノ九割以下ニ之ヲ定ムヘシ其ノ有價證券ノ時價カ代用價格ヲ下リタルトキハ遲滯ナク之ヲ變更スヘシ

第十二條　役員選任ノ認可申請書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ但シ再選ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　取引所清算市場ニ於ケル賣買取引ノ標準物ヲ定メタルトキハ遲滯ナク其ノ一部ヲ商工大臣ニ差出シ其ノ一部ヲ會員又ハ取引員ニ交付シ之ヲ其ノ營業所ニ保管セシムヘシ

前項ノ標準物ハ之ニ依リテ爲シタル賣買取引ノ受渡期日後六箇月ヲ經過スル迄取引所之ヲ保管スヘシ

第十四條　取引所ハ其ノ取引銀行、所有有價證券ノ種類其ノ他財產保管ノ方法ヲ定メ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

商工大臣必要ト認ムルトキハ前項保管方法ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條　會員又ハ取引員ハ委託手數料率及受託契約準則ヲ定メ取引所ヲ經由シテ商工大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

取引所ハ前項ノ認可申請書ニ其ノ意見書ヲ添附スヘシ

商工大臣必要ト認ムルトキハ委託手數料率又ハ受託契約準則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條　取引所法第二十五條第二項ニ依ル處分ハ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條　取引所法第八條及第二十二條ノ規定ニ依ル業務ニ關スル細則ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十八條　賣買成立ノ値段ヲ以テ公定相場トス

取引所ハ公定相場及其ノ平均値段ヲ毎日市場ニ公示スヘシ

取引所ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ公定相場ノ一部ヲ公示セサルコトヲ得

第十九條　取引所ハ毎日相場表ヲ發行スヘシ

第二十條　各會員又ハ各取引員ノ賣買高ハ賣買取引ノ種類、物件若ハ銘柄及受渡期日ノ區別ニ從ヒ賣付及買付ニ別チ毎日取引所之ヲ掲示スヘシ

商工大臣ハ賣買高ノ公示方法ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ公示ヲ要セサル銘柄若ハ賣買取引ノ種類ヲ指定スルコトアルヘシ

第二十一條　取引所其ノ受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ヲ選任シタルトキハ遲滞ナク履歴書ヲ添附シ左ノ事項ヲ申告スヘシ

一　氏名、住所、職業

二　報酬

三　在職期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間

受渡物件ノ格付ヲ爲ス者退任シタルトキハ取引所ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ申告スヘシ

取引所ハ其ノ物件ヲ取引スル取引所ノ會員又ハ取引員ヲシテ受渡物件ノ格付ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第二十二條　取引所ハ左ノ書類ヲ作成シ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

一　相場表

二　賣買高表

三　毎期ノ財産目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書

四　毎期末日現在株主及其ノ持株

五　毎期末日現在取引員又ハ會員表

前項第一號及第二號ノ書類ハ實物市場ニ於ケル賣買取引及七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲ス清算市場ニ於ケ

ル賣買取引ニ付テハ毎月末日其ノ他ノ賣買取引ニ付テハ毎受渡期日ニ之ヲ作成スヘシ

第二十三條　左ノ場合ニ於テハ取引所ハ遅滯ナク其ノ事項ヲ商工大臣ニ報告スヘシ

一　取引所其ノ會員又ハ取引員ニ付取引所法第十一條ノ二第二項若ハ第四項又ハ第十五條ノ二第二項ニ揭ケタル事由アリト認メタルトキ

二　取引所法第十五條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

三　賣買取引ノ違約ヲ生シタルトキ及其ノ賠償ヲ爲シタルトキ

四　臨時ニ市場ヲ開始シ又ハ休止シタルトキ

五　有價證券ノ賣買取引ヲ開始、中止又ハ廢止シタルトキ

六　市場ノ立會ヲ停止シ又ハ會員若ハ取引員ノ賣買取引ヲ差止メタルトキ

七　仲裁判斷ヲ爲シタルトキ

八　役員其ノ任期中ニ於テ死亡其ノ他ノ事由ニ因リ退任シタルトキ但シ解職ノ場合ヲ除ク

九　取引所、役員又ハ會員若ハ取引員カ其ノ職務又ハ業務ニ關シ訴訟ノ當事者ト爲リタルトキ及其ノ判決アリタルトキ

十　會員又ハ取引員カ國稅徵收法ニ依リ滯納處分ヲ受ケタルトキ若ハ間接國稅犯則者處分法ニ依リ處分受ケケタルトキ

十一　取引所ノ役員、受渡物件ノ格付ヲ爲ス者又ハ會員若ハ取引員カ犯罪ノ嫌疑ノ爲メ起訴セラレタルトキ

十二　株式會社組織ノ取引所カ商法ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキ

十三　會員カ入退シタルトキ

十四　會員又ハ取引員タル會社ノ目的、資本金若ハ無限責任社員、取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ニ變更アリタルトキ

十五　商議員就任又ハ退任シタルトキ

十六　商議員會ニ於テ決議ヲ爲シタルトキ

商工大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ外報告スヘキ事項ヲ指定スルコトアルヘシ

附　則

第二十四條　本則ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條　明治三十二年農商務省令第十八號、明治三十五年農商務省令第十一號及明治三十九年農商務省令第三十三號ハ之ヲ廢止ス

附　則

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ農商務大臣ニ差出シタル仲買人免許ノ願書ハ本令ノ規定ニ依リテ差出シタル取引員免許ノ願書ト看做ス

本令施行ノ際現ニ身元保證金又ハ賣買證據金ノ納入ニ付有價證券ヲ以テ代用セシムル取引所ニ在リテハ其ノ代用價格ハ本令施行後二月內ニ本令ノ規定ニ依リ之ヲ變更スヘシ其ノ變更ヲ爲ス迄仍從前ノ例ニ依ル

會員又ハ取引員ハ本令施行後二月內ニ第十五條ノ規定ニ依ル認可ヲ申請スヘシ其ノ認可ヲ受クル迄仍從前ノ例ニ依ル

取引所稅法

（大正三年三月三十一日法律第二三號發布）
（大正十一年四月二十日法律第六一號、昭和六年三月二十八日法律第一四號改正）

第一條　取引所ニハ賣買手數料收入金額百分ノ十五ノ割合ニ依リ取引所營業稅ヲ課ス

第二條　取引所ハ每月ノ賣買手數料收入金額ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第三條　取引所營業稅ハ每月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第四條　會員組織ノ取引所ニハ取引所營業稅ヲ課セス

第五條　取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ賣買各約定金高ニ對シ左ノ稅率ニ依リ取引稅ヲ課ス

第一種　地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引

甲　七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ　萬分ノ〇・六

乙　其ノ他ノモノ　萬分ノ一

第二種　有價證券ノ賣買取引

甲　七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ　萬分ノ一・五

乙　其ノ他ノモノ　萬分ノ二・五

第三種　商品ノ賣買取引

甲　銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノミ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ル取引ニ屬スルモノ　萬分ノ一・二五

乙　其ノ他ノモノ　　萬分ノ二・五
賣買ヲ解約スルモ其ノ稅金ハ之ヲ免除セス
第六條　（削除）
第七條　國債證券ノ賣買取引ニハ取引稅ヲ課セス
第八條　取引所ノ取引員又ハ會員ハ取引稅ヲ課セラルヘキ毎月分ノ賣買取引ノ賣買各約定金高ヲ種別及其ノ區分毎ニ記載シタル申告書ヲ取引所ヲ經テ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ
取引所ハ前項ノ申告書ヲ調査シ其ノ當否ニ付意見ヲ付シ前項ノ期間内ニ之ヲ政府ニ提出スヘシ
前項ノ規定ニ依リ取引所ヲシテ申告書ノ調査ヲ爲サシムル爲取引員又ハ會員ハ第一項ノ期日前相當ノ期間内ニ申告書ヲ取引所ニ送付スヘシ
申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告高ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス
第九條　取引所ノ取引員又ハ會員ハ毎月分ノ稅金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ政府ニ納付スヘシ
第十條　政府ハ取引稅ノ納稅告知書ヲ取引所ニ交付シ取引所ハ之ヲ其ノ取引員又ハ會員ニ送達スヘシ此ノ場合ニ於テハ取引所ニ交付シタル時ヲ以テ其ノ取引員又ハ會員ニ送達アリタルモノト看做ス
取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ納付スヘキ稅金ヲ取纏メ前條ノ納期内ニ之ヲ政府ニ送付スヘシ
取引所前項ノ規定ニ依リ取纏メタル稅金ヲ送付セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ取引所ヨリ之ヲ徵收ス
第十一條　取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ課稅標準額ノ申告及取引稅ノ納付ハ前三條ノ期限ニ拘ラス直ニ之ヲ爲スヘシ
前項ノ規定ハ取引所ノ廢業シタル場合ニ於テ取引稅ニ付之ヲ準用ス
第十二條　取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ取引稅ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ス
取引所ノ取引員又ハ會員納期内ニ取引稅ヲ納付セサルトキハ政府ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

第十三條　取引所ハ賣買手數料及賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
ハ取引所ノ取引員又ハ會員ハ賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
第十四條　收稅官吏ハ取引所、取引所ノ取引員又ハ會員ニ就キ其ノ賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ檢査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
第十五條　取引所第二條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ脫稅シタルトキハ脫稅高三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス
第十六條　取引所ノ取引員又ハ會員第八條又ハ第十一條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脫稅シタルトキハ脫稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直チニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ稅金貳拾圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス
第十七條　取引所法第二十五條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ取引稅ニ關シテハ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲シテ脫稅シタルモノト看做シ其ノ稅金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ稅金貳拾圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス
前項ノ場合ニ於テハ委託者ニ對シ約定金高トシテ計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高トス
第十七條ノ二　取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ第五條ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リ決濟ヲ爲シタルトキハ取引物件ノ種別ニ從ヒ其ノ最高稅率ノ取引稅ヲ課セラルヘキ賣買取引ヲ爲シテ脫稅シタルモノト看做シ其ノ稅金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ稅金貳拾圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス
前項ノ場合ニ於テハ稅額ハ賣買各約定金高ニ依リ計算ス
第十八條　取引所ノ取引員又ハ會員ノ爲シタル第八條又ハ第十一條ノ申告不當ナル場合ニ於テ取引所之ヲ正當ナル申告トシテ其官ニ提出シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脫稅スルニ至ラシメタ

ルトキハ脱稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ稅金貳拾圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

第十九條　取引所又ハ取引所ノ取引員若ハ會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス

一　取引所第八條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ申告書ニ意見ヲ附セス又ハ申告書ノ提出ヲ怠リタルトキ

二　賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿ヲ調製セス、其ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リタルトキ又ハ帳簿書類ヲ隱匿シタルトキ

三　收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第二十條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス

第二十一條　取引所ノ取引員又ハ會員ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ取引員又ハ會員ヲ處罰ス

第二十二條　北海道、府縣及市町村ハ取引所營業稅ニ對シ本稅百分ノ十以內ノ附加稅ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附　則

本法ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條ノ規定ハ大正四年四月一日ヨリ施行ス

本法施行前ノ賣買取引ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依リ取引所稅ヲ徵收ス

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ係ル賣買手數料ニシテ本法施行後ニ收入スルモノハ取引所營業稅ノ課稅標準額ニ算入セス

明治三十九年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

取引所稅法中改正法律施行期日ノ件（大正十一年八月二十三日勅令第三八九號）

大正十一年法律第六十一號ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

取引所稅法施行規則

〔大正三年七月六日大藏省令第十二號 改爲、大正十一年八月十一日大藏省令第五一號改正〕

第一條　取引所設立ノ免許ヲ受ケタルトキハ定款及業務規程ヲ添ヘ免許ノ年月日ヨリ十日以內ニ所轄稅務署ニ屆出ツヘシ定款若ハ業務規程變更ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ變更ヲ命セラレタルトキ亦同シ

取引所免許繼續ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ屆出ツヘシ

第二條　取引所開業シタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ

第三條　取引所ハ取引所稅法第二條ニ依ル取引所營業稅課稅標準額申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第三條ノ二　支所ヲ設ケタル取引所ニ在リテハ前二條ニ依ル屆出又ハ申告ハ本支所各別ニ其ノ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ

第四條　取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタル者又ハ取引所ノ會員トナリタル者ハ其ノ住所、氏名又ハ名稱、營業所、所屬取引所及免許ヲ受ケ又ハ會員ト爲リタル年月日ヲ直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ屆出ツヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業、脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申告ヲ爲スヘシ

第五條　取引所稅法第八條ニ依ル取引稅課稅標準額申告書ハ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ提出スヘシ

附　則

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際既ニ開業セル取引所及現ニ仲買人又ハ會員タル者ハ本令施行後二十日以內ニ第一條又ハ第四條ノ屆

出ヲ爲スヘシ

附　　則

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前免許ヲ受ケタル取引所ニシテ取引所令附則第三項ノ規定ニ依リ業務規程ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可後五日以内ニ業務規程ヲ添ヘ所轄稅務署ニ之ヲ屆出ツヘシ
本令施行前所轄稅務署ニ爲シタル仲買人ノ免許ニ關スル屆出ハ本令ニ依リ爲シタル取引員ノ免許ニ關スル屆出ト看做ス

正米市場規則

（昭和五年四月十七日商工省令第四號公布）

第一條　正米市場ヲ開設セムトスル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第二條　正米市場ニ於テハ米ノ外麥、大豆其ノ他ノ雜穀又ハ肥料ヲモ賣買スルコトヲ得

第三條　正米市場ハ營利ヲ目的トセサル法人又ハ米ノ賣買若ハ其ノ仲立ヲ業トスル商人ノ組合ニ非サレハ之ヲ開設スルコトヲ得ス

第四條　正米市場ノ開設者ハ業務規程ヲ設ケ左ニ掲クル事項ヲ規定スヘシ

一　市場ノ名稱及位置

二　賣買物件ニ關スル事項

三　市場管理者ニ關スル事項

四　市場ノ開閉ニ關スル事項

五　賣買又ハ仲立ヲ爲ス者ニ關スル事項

六　賣買又ハ仲立ノ方法ニ關スル事項

七　市場開設者ノ收受スル手數料其ノ他ノ料金ニ關スル事項

八　賣買又ハ仲立ヲ爲ス者ノ收受スル手數料其ノ他ノ料金ニ關スル事項

九　標準値段ノ決定方法ニ關スル事項

十　賣買ノ違約ニ關スル事項

業務規程ハ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　正米市場ノ開設者ハ市場管理者ヲ定メ之ヲ商工大臣ニ屆出ツヘシ

第六條　正米市場ニ於ケル賣買ノ受渡期限ハ賣買成立ノ日ヨリ起算シ五日ヲ超ユルコトヲ得ス

第七條　正米市場ニ於ケル賣買ハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決濟ヲ爲スコトヲ得ス

第八條　正米市場ノ開設者ハ左ニ掲クル書類各二通ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ商工大臣及地方長官ニ差出スヘシ

一　毎日標準値段表

二　毎日賣買高表

三　毎期收支決算書及事業報告書

前項第一號及第二號ニ掲クル書類ハ毎月末日之ヲ作成スヘシ

第九條　商工大臣又ハ地方長官必要アリト認メタルトキハ正米市場ノ業務ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ官吏ヲシテ正米市場ノ開設者又ハ賣買若ハ仲立ヲ爲ス者ノ業務、書類、帳簿又ハ財産ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十條　商工大臣必要アリト認メタルトキハ業務規程ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條　商工大臣ハ正米市場ノ開設者、市場管理者又ハ賣買若ハ仲立ヲ爲ス者ノ行爲カ法令若ハ商工大臣ノ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ正米市場開設ノ許可ヲ取消シ又ハ市場管理者ノ改任又ハ市場ニ於ケル賣買若ハ仲立ノ禁止若ハ停止ヲ命スルコトヲ得

第十二條　正米市場ヲ廢止シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ屆出ツヘシ

第十三條　本則ニ依リ商工大臣ニ差出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

第十四條　許可ヲ受ケスシテ正米市場ヲ開設シタル者ハ三箇月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年農商務省令第一號ハ之ヲ廢止ス

明治二十九年農商務省令第一號ニ依リテ許可ヲ受ケ本則施行ノ際現ニ米ノ市場ヲ開設スル者ハ本則施行ノ日ヨリ二年ヲ限リ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

定款

第一章 總則

第一條 本所ハ株式會社京都取引所ト稱ス

第二條 本所ハ法令及本所ノ定款、業務規程ニ依リ取引員ヲシテ有價證券及米ノ賣買取引ヲナサシメ及取引所法第八條、第三十二條ノ規定ニ依リ業務ヲ營ムコトヲ目的トス

第三條 本所ハ本店ヲ京都市中京區東洞院通錦小路南入阪東屋町ニ支店ヲ京都市中京區壬生天池町ニ置ク

第四條 本所ノ存立ハ昭和八年十月一日ヨリ滿十箇年トス

第五條 本所ノ公告ハ本所ノ市場ニ掲示シ且京都日出新聞ヲ以テス

第二章 資本金及株式

第六條 本所ノ資本金ハ五百萬圓トシ之ヲ拾萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ五拾圓トス

第七條 株券ハ記名式トシ一株券、十株券ノ二種トス

第八條 未拂込株金ニ對スル第二回以後ノ拂込金額及其ノ期日ハ理事會之ヲ定ム

第九條 株金ノ拂込ニ對スル利益金ハ拂込ノ月ヨリ起算シ月割ヲ以テ其ノ額ヲ定ム

第十條 株主カ期日ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ本所ハ期日ノ翌日ヨリ百圓ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テスル遲延利息及遲滯ノ爲メ生シタル費用ヲ徴收ス

第十一條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ各其ノ住所氏名及印鑑(外國人ニ付テハ署名鑑)ヲ本所ニ屆出ヅヘシ法定代

理人ニ付テハ其ノ資格ヲ證明スヘキ書類ヲ添付スヘシ
外國ニ居住スル株主ハ日本國内ニ假住所又ハ代理人ヲ定メ本所ニ屆出ツヘシ
本條ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ第一項ノ變更ニ付テハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ
第十二條　株券ノ名義書換ヲ請求セムトスル者ハ本所所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ添付シ株券ヲ本所ニ差出スヘシ
前項ノ請求書ニハ賣買ニ因ルモノノ外ハ其ノ原因ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ
名義書換手數料ハ株券一枚ニ付金拾錢トス
第十三條　株券汚染損傷シタルトキハ原券ヲ提出シテ新券ト交換ノ請求スルコトヲ得
株券亡失ノ爲メ新券ノ交附ヲ請求スル者ハ本所所定ノ手續及書式ニ依リ本所ノ承認スル證人二人以上連署ノ請求書ヲ差出スヘシ本所ハ其ノ株式ノ名義書換ヲ停止シ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ異議ノ申出ナクシテ三十日ヲ經過シタルトキハ舊券ヲ無効トシ更ニ新券ヲ交付スヘシ
本條ノ請求ニ依ル手數料ハ新券一枚ニ付金參拾錢トス
第十四條　株式ノ名義書換ハ毎年六月一日及十二月一日ヨリ定時株主總會終結ノ日迄之ヲ停止ス
前項ノ外必要アル場合ニ於テハ豫メ公告ヲ爲シ株式ノ名義書換ヲ停止スルコトアルヘシ
第十五條　株主又ハ法定代理人本章規定ノ手續ヲ爲サス又ハ之ニ違背シタル爲メ生シタル事項ニ付テハ本所ハ其ノ責ニ任セス

第三章　株主總會

第十六條　定時總會ハ毎年六月及十二月理事長之ヲ招集ス
第十七條　總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他ノ議事ニ渉ルコトヲ得ス
第十八條　株主代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フ場合其ノ代理人ハ本所ノ株主ニ限ルヘシ

第十九條　總會ノ議長ハ理事長之ニ任ス理事長事故アルトキハ理事之ニ代リ理事長理事事故アルトキハ株主中ヨリ總會之ヲ選任ス

第二十條　議事ハ普通ノ方法ニヨリ議長ノ意見ヲ以テ之ヲ整理ス

第二十一條　總會ノ議事當日結了セサルトキハ議長ハ更ニ株主ニ通告ヲ要セスシテ議事ヲ延會續行スルコトヲ得

第二十二條　總會ノ決議錄ニハ議事ノ要領ヲ記載シ議長監査役之ニ記名捺印スルモノトス

第四章　役　員

第二十三條　本所ノ役員ハ左ノ如シ

理事長　一人
理事　四人以内
監査役　二人以内

第二十四條　役員ハ株主總會ニ於テ本所ノ株式百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス

第二十五條　役員ノ選任ハ株主議決權ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ同數者アルトキハ年長者ヲ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ當選者ヲ定ム

第二十六條　役員ノ任期ハ二箇年トス但シ任期カ其ノ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時總會前ニ滿了スルトキハ其ノ定時總會ノ終結ニ至ル迄在任スルモノトス

補缺選擧ニ依リテ役員トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

第二十七條　役員ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テ法定ノ員數ヲ缺クニ至ラサルトキハ次ノ選擧期迄其ノ選任ヲ爲サヽルコトヲ得

第二十八條　理事長、理事ハ就任ノ日ニ於テ其ノ所有ニ係ル本所ノ株式百株ヲ監査役ニ供託スヘシ

退任ノ場合ニ於テ前項ノ株式ハ其ノ計算期ノ株主總會ニ於テ諸報告ノ承認ヲ得タル後ニ非ザレバ之ガ還付ヲ求ムルコトヲ得ス

第二十九條　理事長ハ本所ノ業務ヲ統括ス

理事長事故アルトキハ理事ノ互選ヲ以テ理事長代理者ヲ定ム

第三十條　理事會ノ決議ヲ以テ理事中ヨリ若干名ノ常務理事ヲ置キ常務ヲ處辨セシムルコトヲ得

第三十一條　理事長、理事ハ理事會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ議定ス理事會ノ會長ハ理事長之ニ任ス

監査役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳フルコトヲ得

第三十二條　理事長ハ理事會ノ決議ヲ以テ營業上必要ノ土地家屋ノ取得シ又ハ家屋ノ建築スルコトヲ得

第三十三條　理事長ハ定款及業務規程ニ明文ナキ事項ニ付テハ理事會ノ決議ヲ以テ各其ノ規定ノ趣旨ニ從ヒ便宜處辨スルコトヲ得

第三十四條　役員ノ報酬ハ金貳萬五千圓ノ範圍内ニ於テ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條　理事長ハ理事會ノ決議ヲ以テ米ノ受渡物件ノ格付ノ爲ス爲メ調査方ヲ囑託スルコトヲ得

第三十六條　所員ノ任免黜陟及諸給與ハ理事長之ヲ執行ス

第五章　取　引　員

第三十七條　本所ニ左ノ取引員ヲ置ク

一　證券取引員　有價證券ノ賣買取引ヲ營ム者　七十人以內

一　米　取引員　米ノ賣買取引ヲ營ム者　五十五人以內

前項ノ員數ハ同一人ニシテ他ノ部類ノ取引員ヲ兼ヌル者ハ各部類一人トシテ計算ス

農商務大臣ノ認可ヲ受ケ證券取引員ト米取引員トヲ兼スルコトヲ得

取引所法附則第三項ニ依ル取引員ハ證券取引員及米取引員ヲ兼ヌル者ト看做ス

第三十八條　取引員ノ身元保證金ノ額ハ左ノ如シ

一　證券取引員　金壹萬貳千五百圓以上

一　米　取引員　金壹萬貳千五百圓以上

前項各部類ノ業務ヲ相兼ヌル者ハ各部類毎ニ其ノ額ヲ納入スヘシ

本所ハ本條ノ身元保證金ニ對シ預證書ヲ交附スヘシ

第三十八條ノ二　取引員ハ各部類毎ニ時價金七千五百圓以上ニ相當スル本所ノ株式ヲ所有スルコトヲ要ス

取引員ハ前項ノ株式ヲ取引員組合ニ供託スヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十九條第二項ヲ準用ス

前項供託ノ爲シタル株式ノ時價ニ變動ヲ生シ第一項ノ額ニ不足ヲ生シタルトキハ本所ハ速ニ時限ヲ指定シ之カ補塡ヲ爲サシム

第三十八條ノ三　取引員組合ハ取引員カ賣買取引ノ責任ヲ履行セサルニ因リテ生スル損害ニ付當該取引員カ現ニ取引員組合ニ供託セル株式全部ノ時價ヲ限度トシ本所ニ對シ賠償ノ責ニ任スヘシ

第三十九條　身元保證金ハ其ノ取引員ノ所有スル有價證券ヲ以テ代用スルコトヲ得其ノ種類及代用價格ハ理事會之ヲ定ム

前項ノ有價證券記名ナルトキハ其ノ取引員ノ名義ニシテ何時ニテモ權利ヲ移轉シ得ヘキ書類ヲ添付シタルモノニ限ル

第四十條　取引員トナラムトスル者ハ各其ノ營業ノ部類ニ屬スル本所ノ取引員二人以上ノ紹介ヲ以テ其ノ願書ニ本所所定ノ書類ヲ添ヘ差出スヘシ

第四十一條　法人取引員ニシテ取引所ノ取引ヲ擔任スル無限責任社員、取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ヲ變更セントスルトキハ本所ノ承認ヲ受クヘシ

第四十二條　取引員ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ取引員カ取引所法第二十五條ノ規定ニ違反シ又ハ取引所法第二十一條ニ該當スル場合ニ於テ其ノ行爲ニ關與シタル者ハ其ノ取引員カ處罰ヲ受ケタル日ヨリ五箇年ヲ經過スルニアラサレハ取引員トナルコトヲ得ス

第四十三條　取引員免許ヲ受ケタルトキハ制規ノ受書及身元保證金並ニ本所ノ定款、業務規程、市場ノ揭示ヲ遵守スヘキ誓約書ヲ本所ニ差出スヘシ

本所ハ前項ノ手續ヲ完了シ其ノ氏名ヲ市場ニ揭示シタル後賣買取引ヲ爲サシム

第四十四條　取引員廢業、死亡又ハ除名其ノ他ノ事由ニ依リ取引員タル資格ヲ失ヒタルトキハ遲滯ナク本人又ハ相續人ヨリ免許狀及商牌ヲ添ヘ本所ニ屆出ツヘシ

第四十五條　前條ノ場合ニ於テ本所ニ於テ取引ノ結了セサルモノアルトキハ本所指定ノ期間内ニ本人又ハ相續人ヨリ他ノ取引員ニ委任シ本人ノ名ヲ以テ其ノ取引ヲ結了スヘシ若之ヲ爲ササルカ又ハ之ヲ爲ス者ナキトキハ本所ハ他ノ取引員ヲ指定シ其ノ取引ヲ結了セシムヘシ

第四十六條　取引員身元保證金預證書ヲ汚損シタルトキハ之カ交換ヲ求ムルコトヲ得亡失シタルトキハ保證人連署ノ書面ヲ以テ再交付ヲ請求スヘシ本所ハ本人ノ費用ヲ以テ之ヲ公告シ三十日ヲ經過スルモ發見セサルトキハ原ノ預證書ヲ無效トシ更ニ預證書ヲ交付ス

第四十七條　取引員違約處分其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ身元保證金ノ之ニ充當セラレタルトキ若ハ第四十四條ノ場合ニ於テハ遲滯ナク身元保證金預證書ヲ本所ニ返還スヘシ若之ヲ返還セサルトキハ本所ハ其ノ證書ヲ無效ノモノトシ本人ノ費用ヲ以テ公告スヘシ

第四十八條　取引員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本所ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ處分ス

一　受渡ヲ履行セサル者　　除　名

二　身元保證金、賣買證據金及其ノ代用證券ノ缺額、賣買手數料、賣買差損金又ハ計算差金、受渡遲滯金其

ノ他本所ニ差入ルヘキ計算金若ハ取引税又ハ過怠金ヲ本所ノ指定期間内ニ納入セサル者　除　名
但シ特ニ宥恕スヘキ事情アリト認ムルトキハ三箇月以上ノ營業停止又ハ三箇月以上ノ營業停止及過怠金ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

三　身元保證金又ハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ差押命令若ハ假差押命令ノ送達ヲ受ケ又ハ租税滞納處分若ハ其ノ他ニ依リ差押ヲ受ケタル場合ニ於テ塡補又ハ其ノ豫備トシテ本所ノ指定期間内ニ本所指定ノ金額ノ納入セサル者　除　名
但シ特ニ宥恕スヘキ事情アリト認ムルトキハ三箇月以上ノ營業停止又ハ三ケ月以上ノ營業停止及過怠金ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

四　取引所法第十一條第三項ノ規定ニ依リ第一審ノ判決ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者
判決確定ニ至ル迄營業停止

五　他人ニ其ノ名義ヲ貸與シ又ハ正當ノ事由ナクシテ三箇月以上ニ渉リ賣買取引ヲ爲サス若ハ賣買取引極メテ僅少ニシテ之ニ準スト認ムヘキ者　過怠金、營業停止、過怠金及營業停止又ハ除名

六　不穩當ノ賣買ヲ爲シ委託者ニ對シ契約ノ履行ヲ怠リ營業上不信ノ行爲ヲ爲シ本所ノ業務若ハ取引員ノ營業ヲ妨害シ其ノ他取引員ノ體面ヲ毀ケタリト認ムヘキ者
過怠金、營業停止、過怠金及營業停止又ハ除名

七　自己ノ所有ニ屬セサル有價證券ヲ身元保證金ニ供用シ又ハ身元保證金若ハ第三十八條ノ二第二項ニ依リ取引員組合ニ供託シタル株式ノ返付ヲ受クヘキ權利ヲ他人ニ讓渡シ若ハ讓渡ノ豫約ヲ爲シ又ハ擔保ノ目的ニ供シ若ハ其ノ豫約ヲ爲シタル者　過怠金、營業停止、過怠金及營業停止又ハ除名

八　前各號ニ掲ケタル外取引所ニ關スル法令又ハ本所ノ定款、業務規程ニ違背シタル者及取引員組合ヨリ其ノ組合規約ノ規定ニ依リ之カ處分ノ申請アリタル者　過怠金、營業停止、過怠金及營業停止又ハ除名

前項第二號又ハ第三號ニ依リ營業ノ停止セラレタル者本所カ指定シタル二週間ヲ超エサル期間内ニ相當ノ金額ヲ本所ニ差入レサルトキ又ハ前項第六號乃至第八號ニ依リ營業ノ停止セラレタル者カ其ノ違背ノ事實ヲ阻却スルニ適當ナル處置ヲ爲サヽルトキハ本所ハ之ヲ除名ス

第四十九條　取引員營業停止ノ處分ヲ受ケタル場合ト雖モ本所ノ承認ヲ受ケ本所ノ指定シタル期間ヲ限リ本所ニ於ケル取引結了ノ爲メニ賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第六章　商　議　員　會

第五十條　本所ハ商議員會ヲ常置ス

第五十一條　商議員會ハ左ノ者ヲ以テ組織ス

一　本所役員ノ互選シタル商議員　三　人
一　證券取引員ノ互選シタル商議員　六　人
一　米取引員ノ互選シタル商議員　六　人

取引員ハ二以上ノ異リタル部類ヨリ選出スル商議員タルコトヲ承諾スルコトヲ得ス

第五十二條　商議員ノ選擧ハ隔年六月之ヲ行ヒ其ノ期日ハ二週間以前ニ取引所之ヲ指定ス

第五十三條　選擧ハ三人ノ連記無記名ノ投票ヲ以テ之ヲ行フ但シ選擧スヘキ商議員ノ數三人ニ滿タサルトキハ單記無記名ニ依ルモノトス

有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ取引員ニ在リテハ各部類毎ニ其ノ取引員總數ノ十分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選者ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ抽籤ニ依ル當選者就任ノ承諾ヲ爲サヽル場合ハ得票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス

第五十四條　商議員ノ選擧ハ理事長之ヲ管理ス
選擧ニ關スル疑義ニ付テハ理事長ノ決スル所ニ依ル
第五十五條　投票ハ本人自ラ之ヲ行フヘシ會社ニアリテハ無限責任社員、取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員之ヲ行フヘシ
第五十六條　商議員ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス
商議員任期滿了ノ場合ニ於テハ新任者ノ就任ニ至ル迄仍其ノ職務ヲ行フ
補缺就任者ノ任期ハ前任者ノ任期ニ依ル
第五十七條　商議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ本所ハ遲滯ナク補缺選擧ヲ行フ
第五十八條　商議員會ニ會長一人、副會長二人ヲ置ク
會長ハ役員タル商議員之ヲ互選ス
副會長ハ各營業部類ヨリ選出シタル商議員各別ニ之ヲ互選ス
會長ハ會務ヲ管理シ會議ノ議長トナル
副會長ハ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス
第五十九條　商議員ノ總代ハ各營業部類ヨリ選出シタル商議員中各二人ヲ役員タル商議員ヨリ一人ヲ互選ス

第七章　賣買證據金及手數料

第六十條　賣買證據金ハ業務規程ノ定ムル所ニヨリテ之ヲ徵收ス
第六十一條　本所ハ賣買取引ニ對シ賣買者双方ヨリ手數料ヲ徵收ス其ノ率ハ理事會之ヲ定ム
賣買約定ヲ爲シタル後解約スルコトアルモ手數料ハ返還セサルモノトス

第八章　賠償責任

第六十二條　本所ハ清算取引（七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スハ實物取引ニ屬スルモノヲ除ク）ノ違約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任ス

第六十三條　本所ハ有價證券ノ清算取引ニシテ七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スモノ並ニ其ノ實物取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付テハ違約取引員ノ現ニ納入セル身元保證金、賣買證據金ヲ限度トシ被違約者ニ對シ之ヲ立替支拂ヲ爲スモノトス但シ前條ノ賠償ニ供セラレタル部分ニ付テハ此ノ限ニアラス

有價證券取引員ニシテ米取引員ヲ相兼ヌル者ノ違約ノ場合ニ於ケル身元保證金ノ額ハ其ノ總額ニ依ルモノトス

第六十四條　賠償及立替ノ方法及其ノ額ハ業務規程ノ定ムル處ニ依ル

第九章　立替假渡及倉庫業

第六十五條　本所ハ損害賠償ノ責ニ任セサル清算取引及實物取引ニ付受渡物件又ハ受渡代金ノ立替假渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ業務ヲ營ム銘柄及其ノ方法ニ付テハ業務規程ノ定ムル所ニ依ル

第六十六條　本所ハ取引所法第八條ニヨリ倉庫ヲ設置シ米穀ニ限リ之ヲ保管ス寄託者ノ請求ニヨリ預證券及質入證券又ハ倉荷證券ヲ發行ス

第十章　計算

第六十七條　計算期ハ一年ヲ二期ニ分チ前年十二月ヨリ當年五月迄ヲ前半期トシ六月ヨリ十一月迄ヲ後半期トス

第六十八條　毎期總益金ノ内ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ左ノ各項ニヨリテ其ノ割合ヲ定ム

準備積立金

株主配當金

役員賞與金　　利益金ノ百分ノ八以内

諸積立金　　便宜之ヲ設ク

後期繰越金

株主配當金ハ每決算期末日株主名簿現在ノ株主ニ支拂フモノトス

株主總會ニ於テ配當金ノ決議ヲ爲シタル後五箇年以内ニ株主カ配當金ノ支拂ヲ請求セサルトキハ其ノ權利ヲ失フモノトス

第六十九條　本所ハ業務規程ニ基キ取引員ノ清算決濟ヨリ生スル差金ニ付立替金ヲ爲スコトヲ得

第七十條　本所ノ財産保管ノ方法ハ理事會之ヲ定ム

第十一章　業務規程

第七十一條　本定款ニ規定スルモノノ外本所營業ニ關スル事項、倉庫業ニ關スル事項、取引員ニ關スル事項、及商議員ニ關スル事項ノ細則ハ業務規程ニ之ヲ規定ス

業務規程ハ理事會之ヲ定ム之カ變更ヲナストキ亦同シ

第十二章　附則

第七十二條　本定款ハ大正十一年九月一日ヨリ實施ス

第七十三條　商議員ノ選擧ハ大正十一年九月之ヲ行フ

前項ニヨリ選擧シタル商議員ノ任期ハ大正十三年五月三十一日迄トス

第七十四條　第三十八條ノ變更ニヨリテ生スル身元保證金ノ過剰額七千五百圓ハ第三十八條ノ二ニヨリ本所ノ株

式ヲ取引員組合ニ供託シタル後之ヲ返還スヘシ

第七十五條　第四條ノ規定ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七十六條　第四條ノ變更ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

以上

證券部業務規程

第一章　取引員

第一條　取引員ハ本所ノ指定シタル區域內ニ其ノ營業所ヲ設クヘシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ本所ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

第二條　取引員ハ本所ヨリ交附シタル商牌ヲ其ノ店頭ニ揭クヘシ

第三條　取引員ハ商號又ハ記號ヲ定メ本所ノ承認ヲ受クヘシ之ノ變更セムトスル時亦同シ

第四條　取引員ハ自己ノ氏名、商號又ハ記號、會社ニアリテハ會社名又ハ會社名及本所ノ承認ヲ得タル取締役又ハ業務執行社員ノ以テスルニアラサレハ新聞、引札其ノ他ノ方法ニ依リ廣告ヲ爲シ又ハ看板ヲ揭クルコトヲ得ス、事由ノ何タルノ問ハス廣告又ハ看板其ノ他公衆ニ展示スル方法トシテ自己ノ使用人其ノ他ノ氏名、商號ノ類ヲ併記スルコトヲ得ス

第五條　法人ノ取引員其ノ會社ノ目的、資本金若ハ無限責任社員、取締役其ノ他ノ業務ノ執行スル役員ノ異動アルトキハ本所ニ屆出ツヘシ、此ノ場合ニ於テハ登記抄本其ノ他必要ノ書類ヲ添付スヘシ

前項ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

第六條　取引員營業停止中ニ於テハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一　本所ヨリ交附シタル商牌ヲ揭クルコト

二　新ニ賣買取引ニ關スル委託ヲ受クルコト

三　營業ノ廣告ヲ爲シ、相場ノ揭示シ、相場表ヲ頒布シ其ノ他委託ヲ誘致スル行爲

第七條　取引員ハ本所ノ定ムル樣式ニ從ヒ帳簿、委託注文書、賣買報告書及委託證據金受領書ヲ作成シ之ヲ使用スヘシ

取引員ハ其ノ帳簿ヲ營業所ニ備置キ閉鎖後十年間保存スヘシ

第八條　本所ハ必要ト認メタルトキハ取引員ニ對シ隨時諸帳簿其ノ他必要ナル書類ノ提出ヲ命シ又ハ本所業務員ヲシテ其ノ營業所ニ就キ之ヲ檢閲セシムルコトアルヘシ

取引員ハ前項帳簿書類ノ提出、檢閲又ハ其ノ說明ヲ拒ミ若ハ帳簿書類ノ全部又ハ一部ヲ隱蔽シ虛僞ノ陳述ヲ爲スコトヲ得ス

第九條　取引員他ノ取引員ノ爲ニ其ノ本人ノ名ニ於テ賣買取引ヲ爲サムトスルトキハ豫メ本所ノ承認ヲ受クヘシ

第十條　取引員左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ遲滯ナク書面ヲ以テ其ノ事項ノ詳細ヲ本所ニ屆出ツヘシ

一　業務上ニ關シ民事訴訟ノ當事者トナリタルトキ及其ノ判決ノ言渡アリタルトキ

二　刑事被告人トシテ起訴セラレタルトキ及其ノ判決ノ言渡ヲ受ケタルトキ

三　取引所法、取引所稅法ノ違反者トシテ起訴セラレタルトキ及其ノ判決ノ言渡又ハ決定ノ通告ヲ受ケタルトキ

四　前三號ノ判決言渡又ハ決定ノ通告ニ對シ控訴、上告又ハ異議ノ申立ヲ爲シタルトキ及其ノ判決言渡又ハ決定ヲ受ケタルトキ

判決ノ言渡、通告又ハ決定ヲ受ケタルトキハ其ノ判決言渡書又ハ決定通告書ノ謄本ヲ添付スヘシ

第十一條　取引員過怠金ノ處分ニ處セラレタルトキハ本所ノ指定期間內ニ之ヲ納入スヘシ

第十二條　取引所法第十五條ノ三第四項及定款第四十五條ノ場合其ノ指定セラレタル取引員ハ本人ノ名ヲ以テ取引ヲ結了スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第十三條　取引員ハ其ノ營業ニ關スル目的ヲ以テ取引員組合ヲ設クルノ外別ニ組合又ハ團體ヲ設クルコトヲ得ス

新ニ取引員タル免許ヲ受ケタル者ハ本所ノ取引員組合ニ加入スヘシ

第十四條　取引員組合ハ左ノ事項ニ付本所ノ承認ヲ受クヘシ

一　規約ノ制定及其ノ變更

一　委託證據金ニ關スル事項

一　規約違反者ノ處分

第十五條　取引員市場代理人ヲ任用セムトスルトキハ其ノ市場代理人タラムトスル者ノ住所、氏名、年齡及履歷ノ記載シタル書面ニ戸籍ノ抄本及身分證明書ヲ添ヘ之ヲ提出シ豫メ本所ノ承認ヲ受クヘシ

市場代理人ハ帝國臣民ニシテ滿十八歳以上ノ男子タルコトヲ要ス

本所ニ於テ取引員ノ市場代理人ヲ承認セムトスルトキハ商議員會ニ諮問スヘシ

第十六條　取引員ハ其ノ市場代理人ノ解任、辭任又ハ死亡ノ遲滯ナク本所ニ屆出ツヘシ

第十七條　本所ニ於テ市場代理人ヲ不適當ト認メタルトキハ其ノ承認ヲ取消シ若ハ解任ヲ命シ又ハ必要アリト認メタルトキハ其ノ市場代理人ノ市場出入ヲ停止スルコトアルヘシ

第十八條　取引員ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ自己ノ營業ニ使用スルコトヲ得ス

一　取引所法第十一條ノ規定ニ依リ取引員タルコトヲ得サル者但シ外國人、婦女、未成年者タルコトヲ妨ケス

二　定款第四十二條ノ規定ニ依リ取引員タルコトヲ得サル者

三　本所又ハ他ノ取引所ノ取引員タル者

四　本所又ハ他ノ取引所ノ取引員ノ市場代理人又ハ其ノ他ノ使用人タル者

五　本所又ハ他ノ取引所ノ役員又ハ使用人タル者

六　前條ノ規定ニ依リ本所カ其ノ承認ヲ取消シ又ハ取引員ニ對シ解任ヲ命シタル者又ハ他ノ取引所ニ於テ前條ト同一趣旨ノ規定ニ依リ其ノ取引所カ承認ノ取消又ハ解任ヲ命シタル者ニシテ解任又ハ辭任後二箇年ヲ經過セサル者

七　取引員違約處分ニ處セラレタル場合ニ於テ其ノ違約行爲ニ關與シタル者ニシテ其ノ取引員カ違約處分ヲ受ケタル日ヨリ三箇年ヲ經過セサル者

取引員自己ノ使用人ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル者ナルコトヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ解任スヘシ

第十九條　取引員ハ本章ノ規定其ノ他定款、業務規程及受託契約準則ニ定メタル條件ニ依リテ委託ヲ受クヘキコトヲ受託契約ノ內容ト爲スヘシ

取引員委託セラレタル賣買約定成立シタルトキハ之ヲ委託者ニ報告スヘシ

第二十條　取引員委託ニ依リ清算取引ヲ爲シ本所ト取引員トノ關係ニ於テ其ノ取引カ反對賣買ニ因リ相殺セラレタル場合ニ於テ取引員ハ委託者ヨリ反對賣買ニ依ル手仕舞又ハ期日受渡ノ申込ヲ受ケタルトキハ更ニ賣付又ハ買付ヲ爲シテ委託者トノ關係ノ完了スルコトヲ要ス

第二十一條　委託者ニ對スル計算又ハ物件ノ授受ハ取引員ノ營業所ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第二章　開市及休業

第二十二條　賣買取引ノ立會ハ每日左ノ時間ニ於テ之ヲ開始ス

長期清算取引

本場　午前九時　後場　午後一時十分

本所ニ於テ必要ト認メタルトキハ各場ニ於テ節次ノ設ケ立會ヲ爲サシムルコトアルヘシ

短期清算取引及實物取引

本　場　午前八時五十分　後　場　午後　一　時

清算取引並實物取引ノ年首初立會ハ午前八時トス

第二十三條　左ノ日時ニ於テハ立會ヲ行ハス

一　休　業　日

一　年末休業日ノ前日及前々日

一　年首初立會、年末納會日及土曜日ノ後場

一　長期清算取引ニ付テハ受渡期日ノ後場

第二十四條　長期清算取引當限ノ賣買取引ハ履行期日ノ前々日ノ後場ヲ以テ終了トス但シ當日カ土曜日ナルトキハ本場ヲ以テ終了トス

前項ノ履行期日ノ前日又ハ取引終了日カ休業日ニ當ルトキハ順次繰上ク

第七十四條ノ規定ニ依リ履行期日ヲ繰上ケタル銘柄ノ履行期日ニ付前二項ヲ適用ス

第二十五條　本所ノ休業日ハ左ノ如シ

一　年　首　三　日　間

一　年　末　二　日　間

一　大　祭　日　祝　日

一　日　　曜　　日

一　八　阪　神　社　祭　日

第二十六條　必要アリト認メタルトキハ第二十二條乃至第二十五條ノ規定ニ拘ハラス臨時ニ立會ノ開始、休止、停止、休會若ハ休業ヲ爲シ又ハ立會時刻若ハ休業日ヲ變更スルコトアルヘシ

第二十七條　本所カ火災其ノ他ノ事變ニ罹リタルトキハ假市場ヲ設ケ立會ヲ開始ス

第二十八條　立會中ハ役員ニ於テ其ノ秩序ノ保持ス若紛擾ヲ釀ス者アルトキハ之ヲ制止シ仍肯セサルトキハ市場ヲ退去セシム
參觀者ハ參觀席ノ外立會場ニ入ルコトヲ得ス

第三章　賣買取引

第二十九條　清算取引ノ單位ハ株式ハ十株、國債及地方債證券、會社債券ハ額面百圓トス
賣買取引ノ呼値ハ株式ハ一株、國債及地方債證券、會社債券ハ額面百圓ノ價格ニ依ル但シ額面百圓ニ滿タサル證券ハ其ノ額面ノ價格ニ依ル
國債、地方債、社債ノ呼値ハ總テ裸相場ヲ以テス

第三十條　本所ニ於ケル賣買取引ハ長期清算取引、短期清算取引、實物取引ノ三種トス
一、長期清算取引ハ三箇月內ノ期限ニ依リ各月末日（十二月ハ二十六日）ヲ履行期トナスヘキ三期ニ分チ各其ノ期限ニ依ル
二、短期清算取引ノ履行期ハ賣買當日ノ翌日トス
三、實物取引ノ履行期ハ賣買當日ヨリ起算シ十五日以內トス
前項長期清算取引ノ三期ハ之ヲ期限ノ近キモノヨリ順次當限、中限、先限ト稱ス

第三十一條　賣買ノ方法ハ各銘柄ニ付相對賣買、入札賣買、糶糴賣買、競賣買ノ四種トス
一、相對賣買ハ賣買者双方ノ相對ヲ以テ約定ヲ爲サシム
二、入札賣買ハ豫メ物件ノ銘柄、數量其ノ他必要ノ事項ヲ市場ニ揭示シ一定ノ時刻ニ於テ賣者又ハ買者ヲシテ記名ヲ以テ其ノ數量及價格ヲ入札セシメ入札賣ハ最高價、入札買ハ最低價ヲ附シタル者ヨリ順次約定ヲ爲サシム同一價格ノ者二人以上アリタルトキハ其ノ同額入札者ヲシテ即時再入札ヲ爲サシメ之ヲ定ム

三　糶糴賣買ハ豫メ物件ノ銘柄、數量其ノ他必要ノ事項ヲ市場ニ掲示シ一定ノ時刻ニ於テ賣者又ハ買者ヲシテ其ノ數量及價格ヲ糶ラシメ糶賣ハ最高價、糴買ハ最低價ヲ附シタル者ヨリ順次約定ヲ爲サシム

四　競賣買ハ本所ノ定ムル順序ニ依リ銘柄毎ニ各賣方買方ヲシテ其ノ値段ヲ競合ハシメ數量及値段ノ合致シタルトキヲ以テ價格ヲ決定シ之ヲ各自ノ約定値段トシテ場帳ニ登録スルモノトス此ノ場合ニ於テ其ノ初ノ競合賣買ヲ寄付賣買、終リノ競合賣買ヲ大引賣買其ノ間ノ賣買ヲ接續賣買ト稱ス

前項ノ競合中ニ於ケル同一取引員ノ同數量ノ賣付買付ニシテ特ニ申告ナキモノハ之ヲ抹消シ初ヨリ賣買セサリシモノトシテ處理ス

同一取引員ニシテ各立會ノ決定値段ノ標準トシテ賣付買付ヲ同時ニ場帳ニ登録シタルモノハ競賣買ト看做ス

第三十二條　清算取引ハ競賣買ノ方法ニ依リ實物取引ハ相對賣買、入札賣買、糶糴賣買ノ方法ニ依ル

第三十三條　賣買取引ハ本所カ賣買兩者ノ記號又ハ商號、銘柄、價格、數量ヲ場帳ニ登録シタルトキニ於テ約定成立ノモノトス

本所カ不穩當ト認メタル賣買取引ハ場帳ノ登録ヲ爲サス

取引員ハ各場立會終了後遲滯ナク賣買申告書ヲ本所ニ提出スヘシ

賣買者双方ヨリ場帳登録ノ訂正ヲ申出タルトキハ登録ニ誤謬アリト認メタルトキニ限リ之ヲ訂正スヘシ但シ場帳ノ照合ヲ完了シタル後ニ於テハ此ノ限ニ在ラス場帳ノ照合ハ立會終了後直ニ着手スルモノトス

第四章　立會停止及賣買差止

第三十四條　本所ハ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタルトキハ市場立會ノ全部又ハ一部ヲ休止若ハ停止スヘシ

一　非常ノ事變アリタルトキ

二　相場ニ著シキ高低アルトキ又ハ不穩當ナルトキ若ハ不穩當ナル高低ヲ生スヘキ虞アルトキ

三　取引員カ不穩當ノ賣買ヲ爲シ又ハ其ノ賣買ノ方法宜シキヲ得ス其ノ他故意ニ市場ノ秩序ヲ紊ス行爲ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サムトシタルトキ

四　賣買證據金ノ徴收ニ支障アリト認メタルトキ

五　賣買ノ數多量ニシテ帳簿整理ニ支障アリト認メタルトキ

六　前各號ノ外市場ノ立會カ公益ニ害アリト認メタルトキ

第三十五條　本所ハ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタルトキハ其ノ取引員ノ賣買ヲ差止メ若ハ之ヲ制限シ又ハ入場者ヲ制限スヘシ

一　前條第三號又ハ第四號ノ事由アルトキ

二　取引員取引所法第三十二條及第三十二條ノ三乃至第三十二條ノ五ニ掲ケタル犯罪ノ嫌疑ニ因リ起訴セラレタル者ニ就キ本所カ其ノ必要アリト認メタルトキ

三　取引員第五十五條ニ依ル賣買證據金又ハ第四十五條ニ依ル金額ヲ各其ノ定刻ニ本所ニ納入セサルトキ

四　取引員豫納證據金ノ納入ヲナサスシテ賣買ヲ爲シタルトキ

五　取引員其ノ身元保證金又ハ賣買證據金ニ付キ裁判所ヨリ差押命令若ハ假差押命令ノ送達ヲ受ケ又ハ租税滯納處分ニ依リ又ハ其ノ例ニ依リテ差押ヲ受ケタル者ニ就キ本所カ其ノ必要アリト認メタルトキ

六　取引員取引稅準備金ノ納入ヲ怠リタル者ニ就キ本所カ其ノ必要アリト認メタルトキ

七　取引員違約處分ニ付セラレタルトキ

八　取引員破產又ハ家資分產ノ決定ヲ受ケタルトキ

九　取引員又ハ市場代理人ニシテ不正又ハ不穩當ノ行爲アリト認メタルトキ若ハ不正又ハ不穩當ノ行爲ヲ爲スノ虞アリト認メタルトキ

十　取引所法第二十五條第二項ノ處分ヲ爲スヘキコト確定シタルトキ

前項第一號、第二號、第八號、第九號ノ場合ニ於テ其ノ資格ヲ得サルモ一時其ノ取引員ノ賣買ヲ差止メ之カ取調ヲ爲スコトヲ得

第三十六條　立會休止、停止又ハ臨時休業中若ハ取引員ノ賣買差止中ト雖本所ノ承認ヲ得タルトキニ限リ本所ノ指定シタル期間内ニ於テ本所ニ於ケル取引結了ノ爲ニ賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第五章　計算

第三十七條　長期清算取引ハ一日ヲ以テ一計算區域トシ當日後場ノ賣買成立値段ノ平均（圓位ヲ以テ四捨五入トス）ヲ以テ帳入値段トシ約定値段ハ差金計算ヲ爲シ之ヲ帳入値段ニ引直スモノトス

立會ノ全部若ハ一部ノ停止其ノ他ノ事由ニ依リ後場ノ立會ヲ行ハサルトキ又ハ後場ニ於テ全ク賣買ナキトキハ本場ノ値段ニ依リ前項ニ準シテ帳入値段ヲ定ム

第三十八條　取引員長期清算取引ノ建玉ニ對シ反對賣買ヲ爲シタルトキハ特ニ申告ナキ限リ之ヲ決濟ノ爲爲シタルモノト看做シ既往ニ於ケル賣建又ハ買建ノ値段ト當日ノ帳入値段ト對照シ其ノ損益ヲ計算シ損失アルトキハ其ノ金額ハ本所ニ納入セシメ利益アルトキハ本所之ヲ立替支拂フモノトス

前項ノ計算ヲ爲ス場合ニ於テ決濟ヲ爲スヘキ建玉ハ其ノ取引員ノ建玉中日時ノ順位ニ依ル

一計算區域内ニ於ケル反對賣買ニ付テハ其ノ計算區域内ノ賣付買付ノ對當玉ヲ決濟スルモノトス

取引員特ニ仕切玉指定ノ必要アルトキハ本所ニ對シ指定落ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三十九條　短期清算取引ハ一日ヲ以テ一計算區域トシ當日後場ニ於ケル大引値段（圓位未滿ニ付テハ前日帳入値段、前日帳入値段ナキトキハ遡リテ前最近ノ帳入値段ニ近寄ラシムヘク其ノ端數ヲ繰上ケ又ハ四捨五入シ圓位ニ止ム）ヲ以テ帳入値段トシ各約定値段ハ差金計算ニ依リ之ヲ帳入値段ニ引直スモノトス若大引値段ナキトキハ大引前最近値段ニ依ル

第三十七條第二項ノ規定ハ短期清算取引ニ之ヲ準用ス
本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス本場ノミヲ以テ一計算區域ト爲シ若ハ本場又ハ後場立會中ト雖商議員會ニ諮問シ臨時ニ標準値段ヲ定メ繰延玉又ハ約定玉ニ對シ差金計算ニ依リ之ヲ其ノ標準値段ニ引直スコトアルヘシ

第四十條　短期清算取引ノ繰延ヲ爲スヘキ建玉ニ付テハ毎日差金計算ニ依リ前條ノ帳入値段ニ引直スモノトス

第四十一條　短期清算取引ノ繰延玉及約定期間中ノ賣買玉ニ對シ反對賣買ヲ爲シタルトキハ特ニ申告ナキ限リ決濟ノ爲爲シタルモノト看做シテ之ヲ處理スルモノトス此ノ場合ニ於テハ一計算區域内ニ於ケル賣買ハ其ノ對當玉ヲ相殺シ繰延玉ニ對シテハ日ノ順位ニ依リ之ヲ決濟スルモノトス

第四十二條　實物取引ハ一日ヲ以テ一計算區域トス

第四十三條　賣買手數料ハ別ニ定メタル料率ニ依リ一計算區域毎ニ各帳入値段ヲ標準トシテ算定ス

第四十四條　本所ハ取引税納入ノ準備トシテ各取引員ヨリ賣買取引ニ付其ノ取引税ニ相當スル金額ヲ納入セシムルモノトス

第四十五條　第三十七條第一項（長期引直差金）第三十八條第一項（決濟損益金）第四十三條（賣買手數料）第四十四條（取引税）第五十七條第一項但書（両建引直差金）第七十條第一項（受渡引直差金）ノ規定ニ依ル納入又ハ支拂ハ翌々日ノ午前十二時迄ニ之ヲ爲スモノトス
第三十九條第一項（短期引直差金）第四十條（繰延玉引直差金）及第七十一條第一項（繰延料）ノ規定ニ依ル納入又ハ支拂ハ翌日午前十二時迄ニ之ヲ爲スモノトス但シ本所ニ於テ必要ト認メタルトキハ翌日午前九時迄ノ間ニ於テ適宜納入時限ヲ指定スルコトアルヘシ
第三十九條第三項（引直差金）ノ納入又ハ支拂ハ本所ニ於テ定メタル時限ニ之ヲ行フ
前三項ニ依リ本所ニ受入ルヘキ金額ハ第五十六條ノ規定ニ依リ返還スヘキ賣買證據金ノ内ヨリ之ヲ控除スル

コトヲ得

本條第一項、第二項ノ期間ニハ休業日ヲ算入セス

本條ノ計算又ハ諸證據金ノ計算ニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ訂正シテ其ノ授受ヲ結了スヘシ

取引員廢業、死亡、解散、除名其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ資格ヲ失ヒタル場合又ハ營業停止ノ處分ヲ受ケ若ハ賣買ノ差止メヲ受ケタル場合ニ於テハ本所ハ別ニ本條結了時限ヲ短縮シテ指定スルコトアルヘシ

第四十六條　取引員カ現金ニ代ヘテ納入シタル小切手カ不渡トナリタルトキハ其ノ取引員ハ例ヨリ納入セサリシモノト看做ス但シ銀行カ支拂停止ヲ爲シタルニ依リテ不渡トナリタル場合ニ於テハ本所ノ指定シタル時限迄ニ現金ヲ納入スヘシ之ヲ納入セサルトキ亦同シ此ノ場合ニ於テハ小切手ヲ以テ現金ニ代フルコトヲ得ス

本所ハ必要アリト認メタルトキハ小切手ノ納入ヲ拒ムコトアルヘシ

第四十七條　取引員取引稅ヲ滯納シ本所之ヲ代納シタルトキハ其ノ取引稅及之ニ關スル諸費ハ怠納者ノ身元保證金其ノ他ノ諸預金ヨリ控除シ不足アレハ之ヲ追徵スヘシ

第六章　賣買證據金及身元保證金

第四十八條　長期清算取引ニ付徵收スル賣買證據金ハ左ノ六種トス但シ國債證券ノ清算取引ニ付テハ賣買證據金ノ徵收ヲ省略スルコトヲ得

一　本證據金
二　追證據金
三　定時增證據金
四　臨時增證據金
五　割增證據金

六　豫納證據金

第四十九條　本證據金ハ帳入値段ノ百分ノ五十ノ範圍内ニ於テ之ヲ定メ各現建玉ニ對シ賣買者双方ヨリ之ヲ徴收ス但シ帳入値段十圓未滿ノモノニ付テハ本項ノ制限ニ依ラスシテ特ニ其ノ額ヲ定ムルコトアルヘシ

本證據金ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更以前ノ建玉ニ對スル證據金ハ之ヲ其ノ變更額ニ引直スコトアルヘシ

第五十條　追證據金ハ本證據金ノ半額トシ現在各建玉ノ帳入値段ト其ノ後ノ帳入値段ヲ比較シ其ノ差額カ建玉ニ對シ納入シタル本證據金ノ半額ニ達スル毎ニ現在建玉ニ對シ其ノ損方ヨリ之ヲ徴收ス但シ相場ノ狀況ニ依リ本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ商議員會ニ諮問シ其ノ標準値段ヲ定メ當時ニ之ヲ徴收スルコトアルヘシ

同一銘柄中或ル期限ノ賣買アラサルトキト雖他ノ期限ノ賣買ニ付追證據金ヲ徴收シタルトキハ之ニ比準スルカ又ハ商議員會ニ諮問シ其ノ價格ヲ評價セシメ本所之ヲ決定シ徴收スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ追證據金ヲ徴收シタル期限二アルトキハ相場ノ差額ノ大ナル期限ニ依ル

賣買禁止、停止、休止又ハ休業中若ハ賣買立會ヲ爲ササルカ又ハ數日取引アラサル場合ニ於テ時價ニ高低アルカ又ハ相場ニ變動アリト認メ追證據金徴收ノ必要アルトキハ之ヲ徴收スルコトアルヘシ其ノ徴收標準價格ハ商議員會ニ諮問シ本所之ヲ決定ス

第五十一條　定時增證據金ハ當限賣買受渡準備ノ爲當限ノ現在建玉及新規賣建又ハ買建ニ對シ若ハ年末、年首、休會又ハ休業ノ場合ニ當リ休會現在ノ各賣買建玉ニ對シ帳入値段ノ百分ノ五十ノ範圍内ニ於テ賣買者双方ヨリ之ヲ徴收ス但シ本所ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ之ヲ徴收セサルコトヲ得

第五十二條　臨時增證據金ハ非常ノ事變アルカ又ハ相場ニ甚タシキ變動アルカ又ハ其ノ虞アルトキ若ハ立會禁止停止、休止又ハ臨時休業其ノ他必要ノ場合ニ於テ帳入値段ノ百分ノ五十ノ範圍内ニ於テ現在ノ建玉及新規賣建又ハ買建ニ對シ賣買者双方又ハ其ノ一方ヨリ之ヲ徴收ス

第五十三條　割增證據金ハ各取引員ノ賣買建玉ニ付銘柄毎ニ各期限ヲ通算シテ賣買玉ヲ相殺シタル殘數カ豫メ本

所ニ於テ定メタル數量ノ超過シタルトキ其ノ超過數ニ對シ適宜之ヲ徴收ス但シ本所ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ之ヲ徴收セサルコトヲ得

割增證據金ハ追證據金ノ計算ニ付テハ之ヲ加算セス

建玉巨額ニ達シタル場合其ノ他本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ賣買玉ヲ相殺セス其ノ双方又ハ一方ニ對シ第一項ノ割增證據金ヲ徴收スルコトヲ得

第五十四條　豫納證據金ハ相場ニ著シキ變動アリト認メタル場合又ハ取引員カ一時ニ巨額ノ賣買ヲ爲シ若ハ既ニ巨額ノ建玉ヲ有シ尚賣買ヲ爲サシムルコトヲ危險ナリト認メタル場合ニ於テ取引員ノ全部又ハ一部ニ對シ新規賣買ノ一方又ハ双方ニ付豫メ之ヲ徴收ス其ノ額ハ本所隨時之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ取引員ハ其ノ證據金ヲ本所ニ豫納シタル後ニアラサレハ新規賣買ヲ爲スコトヲ得ス

第五十五條　賣買證據金ハ左ノ日時ニ於テ之ヲ徴收ス

一　本證據金ハ賣買取引ヲ爲シタル日ノ翌々日午前九時迄
　徴收額ヲ變更シタル場合ニ於テ其ノ以前ノ建玉ニ對シ引直ヲ爲シタル增徴額ハ本所指定ノ日時

二　追證據金ハ其ノ徴收金額決定ノ翌日本場立會定刻前
　同時ニ本證據金ノ全額以上ノ徴收ヲ要スルトキ又ハ相場ノ狀況ニ依リ本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ之カ納入通告ノ即時

三　定時增證據金、臨時增證據金、割增證據金ハ既存ノ建玉ニ對シテハ本所指定ノ日時、新規ノ建玉ニ對シテハ其ノ本證據金納入ト同時刻

四　前各號ノ外本所カ納入時日ヲ指定シタルモノハ其ノ指定日時

前項ノ徴收時期ニ於テ休業日其ノ他ノ事由ニ依リ本所カ之ヲ受入ルル事能ハサルトキハ順次繰下ク

第五十六條　賣買證據金ハ左ノ事由ニ該當シタルトキ各其ノ日時以後ニ於テ取引員ノ請求ニ依リ之ヲ返還ス

一　受渡ニ係ルモノハ其ノ受渡結了シタルトキ即時
二　清算決濟ニ係ルモノハ其ノ損益計算金ノ決濟完了シタルトキ即時
三　證據金額又ハ其ノ代用價格ノ變更ニ依リ過不足ヲ生シタル時ハ之カ變更實施ノ當日本場立會定刻
四　追證據金ハ前三號ノ外第五十條ニ定メタル事由ナキニ至リタル後ニ逐次返還スルモノトシ其ノ返還金額決定ノ翌日ノ本場立會定刻
五　定時增證據金、臨時增證據金、割增證據金及豫約證據金ハ第一號乃至第三號ノ外其ノ徵收シタル事由ナキニ至リタル翌日ノ本場立會定刻

本條ノ返還時期カ休業日ニ當ルトキハ順次繰下ク

第五十七條　銘柄、期限、價格、數量ノ同シキ賣買兩建玉ニ對シテハ諸證據金ヲ免除スルコトヲ得但シ帳入値段ノ同シカラサル兩建玉ニ對シテハ後ノ價格ノ標準トシテ假ニ差金ヲ授受シタル上證據金ヲ免除スルコトアルヘシ

本所ニ於テ必要ト認メタルトキハ諸證據金ヲ免除シタル兩建玉ノ一方又ハ双方ニ對シ諸證據金ヲ納入セシムルコトアルヘシ其ノ納入時限ハ本所之ヲ指定ス

兩建玉ノ一方ヲ其ノ反對賣買ニ依リ決濟シタル場合ニ於テハ其ノ部分ニ對當スル一方ノ建玉ニ對シ其ノ建玉帳入ノ日以後ニ於テ徵收スヘカリシ賣買諸證據金ヲ一時ニ徵收ス其ノ納入時限ニ付テハ第五十五條第一項第一號ヲ準用ス

本條第一項ノ規定ハ第五十九條第一項ニ依リ物件ヲ提供シタル賣約定ニ對當スル買建玉ニ付テハ之ヲ適用セス

第五十八條　買方ヨリ徵收スル賣買證據金ハ其ノ徵收スヘキ建玉ノ帳入値段ヲ超過スルコトナシ但シ第四十九條第一項但書ノ適用ヲ妨ケス又豫納證據金額ハ之ヲ加算セス

第五十九條　賣約定ヲ爲シタル者其ノ約定數量ニ相當スル約定證券ヲ本所ニ提供シタルトキハ諸證據金ヲ徵收セ

ス
前項ノ提供證券ハ之ヲ賣買諸證據金ト看做ス但シ本所ノ株式ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
提供證券ハ其ノ權利ノ移轉シ得ヘキ一切ノ手續ヲ完了シタルモノナルコトヲ要ス
證券提供ニ係ル建玉ノ買戻ヲ爲シ又ハ其ノ建玉ニ對スル諸證據金ヲ納入シタルトキハ提供證券預證書ヲ以テ證券ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第六十條　賣買證據金ハ國債證券又ハ本所ノ指定シタル有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其ノ代用價格ハ本所隨時之ヲ定ム但シ追證據金ノ半額ハ現金ヲ以テ納入スヘシ
本所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ代用證券ノ納入ヲ拒ムコトアルヘシ
記名ノ有價證券ハ其ノ權利ノ移轉シ得ヘキ一切ノ手續ヲ完了シタルモノニアラサレハ代用ニ供用スルコトヲ得ス但シ他人名義ノ證券ニシテ本所ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ取引員ノ費用ヲ以テ名義書換ノ手續ヲ代行スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ書類ノ不備其ノ他ノ事由ニ依リ書換ヲ爲スコト能ハサルトキハ時限ヲ指定シテ現金又ハ他ノ證券ヲ納入セシム若此ノ指定シタル時限ニ納入セサルトキハ初ヨリ之ヲ納入セサリシモノト看做ス
賣買證據金ニ對シ代用證券ヲ納入シタルモノ其ノ證據金ヲ以テ諸計算ノ決濟ニ充當スヘキトキハ現金ヲ納入シテ精算スヘシ若現金ヲ納入セサルトキハ本所ハ其ノ取引員ノ費用ヲ以テ代用證券ヲ賣却シテ之ニ充當シ剩餘アレハ返還シ不足アルトキハ追求ス
代用有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ變更シ其ノ他ノ事由ニ依リ證據金ニ缺額ヲ生シタルトキハ本所ノ指定日時迄ニ其ノ缺額ヲ納入スヘシ

第六十一條　賣買證據金トシテ納入シタル現金ニ對シテハ利息ヲ支拂ハス

第六十二條　賣買證據金ノ納入、返還ハ本所ノ交付シタル通帳ヲ以テスヘシ本所ハ通帳ノ外預リ證ノ類ヲ交付セス
前項ノ通帳ヲ汚損シタルトキハ現通帳ヲ提供シテ交換ヲ請求スヘシ若亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シタ

ル書面ヲ以テ再交付ヲ請求スヘシ本所ハ所定ノ手續ヲ完了シタル後之ヲ交付ス
取引員違約處分其ノ他ノ事由ニ依リ賣買證據金ヲ之ニ充當セントスルトキハ遲滯ナク第一項ノ通帳ヲ本所ニ返還スヘシ若之ヲ返還セサルトキハ本所ハ本人ノ費用ヲ以テ公告シ其ノ通帳ヲ無効トス

第六十三條　取引員ノ納入セル賣買證據金ノ剩餘額又ハ其ノ預託金ハ其ノ取引員ヨリ新ニ證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ本所ハ隨時之ニ充當スルコトヲ得

第六十四條　短期清算取引ニ付本所ニ於テ必要ト認ムルトキハ賣買本證據金、定時增證據金、臨時增證據金、割增證據金又ハ豫納證據金ヲ徵收スヘシ此ノ場合ニ於テハ長期清算取引ノ賣買證據金ニ關スル規定ヲ準用ス但シ本證據金ノ納入時限ハ賣買取引ノ翌日正午迄トス
實物取引ニ付本所ニ於テ必要ト認ムルトキハ賣買證據金ヲ徵收スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ長期清算取引ノ賣買證據金ニ關スル規定ヲ準用ス

第六十五條　身元保證金トシテ納入シタル現金ニ對シ供託法ニ依リ利息ノ支拂ヲ受ケタルトキハ之ヲ其ノ取引員ニ交付ス

第六十六條　第六十條第五項ノ規定ハ身元保證金ニ之ヲ準用ス
身元保證金ノ代用證券又ハ現金ハ取引員ノ請求ニ依リ之カ交換ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十七條　取引員廢業、死亡、解散、除名其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ資格ヲ失ヒタル場合ニ於テ其ノ身元保證金ハ本所ニ於ケル取引ヲ結了シ且本所ニ對スル一切ノ債務ノ辨濟ヲ完了シタル日ヨリ五日ヲ經過シタル後之ヲ返付ス
取引員其ノ身元保證金又ハ賣買證據金ニ對シ裁判所ヨリ差押命令若ハ假差押命令ノ送達ヲ受ケタルトキ又ハ租稅滯納處分ニ依リ若ハ其ノ例ニ依ル差押ヲ受ケタルトキハ本所ノ指定時限迄ニ更ニ其ノ命令ニ相當スル金額ヲ本所ニ納入スヘシ

身元保證金又ハ賣買證據金ニ關スル規定ハ各其ノ區別ニ依リ前項ノ金額ニ準用ス

第七章　受渡及立替假渡

第六十八條　賣買取引ノ受渡ハ左ノ期限迄ニ之ヲ完了スヘシ但シ當日カ休業日又ハ土曜日ナルトキハ長期清算取引及實物取引ニ在リテハ順次其ノ前日ニ繰上ケ短期清算取引ニ在リテハ土曜日ナルトキハ午前十一時限トシ休業日ナルトキハ順次之ヲ繰下ク

長期清算取引　履行期日ノ午後三時限
短期清算取引　履行期日ノ正午限
實物取引　最終履行期日ノ午後一時限

前項ノ期限迄ニ賣方ハ約定證券ニ賣渡委任狀、分割委任狀及親族會ノ同意ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ同意書並裁判所ノ決定書其ノ他權利ノ移轉ニ必要ナル書類ニ本所所定ノ調書ヲ添ヘ又買方ハ受渡値段ニ相當スル代金ヲ本所ニ差出スヘシ但シ國債、地方債及會社債券ハ無記名式ニ限ルモノトシ買方ハ經過利子ヲ算定シ之ニ對スル資本利子税及第二種所得税ニ相當スル金額ヲ控除シ之ヲ受渡代金ニ加フルモノトス

第六十九條　受渡場所ハ株式會社京都取引所内トス

第七十條　長期清算取引ノ受渡値段ハ受渡期日前三日間ノ帳入値段（各當日帳入値段ナキトキハ順次前日ニ遡ル）ノ平均（圓位ノ以下四捨五入トス）ヲ以テ受渡値段トス

前項ノ受渡値段ト各自ノ帳入値段トノ値違差金ハ別ニ計算ノ爲スヘシ

短期清算取引ノ受渡値段ハ第三十九條ノ帳入値段トス

實物取引ノ受渡値段ハ各約定値段トス

第七十一條　短期清算取引ニ於ケル受渡其ノ他ノ決濟ノ繰延ハ賣方買方ノ合意ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ

ハ本所ノ定ムル所ニ因リ繰延料ヲ支拂フヘシ

前項ニ依リ繰延ヲ爲シタル玉ハ賣買帳入ノ日ヨリ起算シ一箇月以内ニ之カ決濟ヲ完了スヘシ其ノ決濟結了日カ休業日ニ當ルトキハ順次繰上ク

第七十二條　實物取引ノ賣方ハ受渡期日以前ト雖約定證券ヲ提供シテ受渡ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ買方ハ之ニ應シ其ノ受渡ヲ履行スヘキモノトス

第七十三條　賣買物件ノ受渡シ結了シタルトキハ證據金預通帳ヲ以テ其ノ返還ヲ請求スヘシ但シ買方ハ其ノ代金ノ内ニ充當スルコトヲ得

第七十四條　長期清算取引ノ受渡期日カ名義書換停止中又ハ利益配當期若ハ權利付ノ期限ニ係ルトキハ第六十八條ノ規定ニ依ラス受渡期日ヲ繰上クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ期限ノ賣買開始前之ヲ市場ニ掲示スヘシ

前項ノ外臨時止ムヲ得サル場合ニ於テハ商議員會ニ諮問シテ受渡期日ヲ變更スルコトアルヘシ

第七十五條　削除

第七十五條ノ二　長期清算取引ノ受渡期日前ニ於テ受渡ヲ爲サムトスル者ハ本所ノ承認ヲ得テ繰上ケ受渡ヲ爲スコトヲ得

賣方カ約定證券ヲ提供シタルトキハ本所ハ其ノ證券ヲ受領シ買方ノ繰上ケ受渡ノ希望アルトキハ直ニ又其ノ希望ナキトキハ其ノ銘柄ノ受渡期日ニ於テ之ヲ買方ニ交付スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ約定證券ヲ受領シタルトキハ本所ハ賣付當日ノ帳入値段ヲ手形金額トシ其ノ銘柄ノ受渡期日ノ翌日ヲ支拂日ト爲シタル手形ヲ賣方ニ交付スルモノトス但シ本所ノ都合ニ依リ之ヲ交付セサルコトアルヘシ

本條ノ場合ニ於テ本所ハ日歩其ノ他料金ヲ徴收スルコトナシ

第七十六條　短期清算取引ノ受渡ニ當リ決定シタル受渡數量ニ付賣方其ノ物件ヲ本所ニ提供シタルトキハ本所ハ之ニ相當スル受渡代金ヲ假ニ交付スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ買方カ受渡代金ヲ提供シタルトキハ賣

方ニ對スル假渡金ノ代償トシテ本所ニ之ヲ領收シ賣方ヨリ提供シタル受渡物件ヲ買方ニ交付スヘシ

第七十七條　清算取引ノ受渡ニ當リ其ノ物件ノ分割又ハ權利移轉ニ必要ノ書類ノ訂正ヲ要スルトキハ賣方ニ於テ之カ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ賣方既ニ提供ノ手續完了ノ上ハ本所ハ其ノ物件ヲ保管シテ分割ノ取扱ヲ爲シ買方ニ對シテハ一時分割ノ預證書ヲ交付シテ假ニ受渡ヲ結了セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル總テノ費用ハ賣方ノ負擔トス

第七十八條　委任狀ヲ添付シテ受渡ヲ爲シタル物件ニ付其ノ權利ヲ買方ニ移轉セシムル迄ノ手續ハ總テ賣方取引員ニ於テ其ノ責ニ任スヘシ但シ特別ノ場合ヲ除クノ外受渡後二箇月ヲ經過スルトキハ其ノ責任ヲ解除セラレタルモノトス

第七十九條　國債及地方債證券、會社債券ノ受渡ヲ爲シタル後其ノ證券ノ受渡期日前已ニ元金償還ニ當籤シタルモノナルコトヲ發見シタルトキハ賣方ハ之ヲ知リタル日ヨリ五日以內ニ當籤外ノモノト交換スヘシ

受渡ニ供用セラレタル有價證券ニ付瑕疵アルコトヲ發見シタルトキ又ハ權利移轉ニ支障ヲ生シタルトキハ本所ハ賣方ニ對シ受渡證券ノ交換ヲ命スルコトアルヘシ

前條及本條第一項、第二項ノ場合ニ於テ賣方カ瑕疵ナキ證券ヲ買方ニ交付スルコト能ハサルトキハ本所ハ商議員會ニ諮問シ標準値段ヲ定メ之カ決濟ヲ爲サシムルモノトス此ノ場合ニ於テ賣方カ故意ニ瑕疵ナキ證券ヲ提供セサルトキハ初ヨリ受渡ノ履行ヲ爲ササリシモノト看做ス

第八十條　長期清算取引ノ約定期限內ニ於テ會社ノ合併、解散又ハ資本金ノ減少若ハ株金ノ拂込、配當金ノ支拂其ノ他賣買當事者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ依リ約定物件ノ受渡ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ商議員會ニ諮問シ決濟値段ヲ評價セシメ其ノ値段ヲ標準トシテ賣買者双方ノ計算ヲ完了シ其ノ賣買約定ヲ消滅セシムルモノトス但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ受渡期日前ト雖本條ノ規定ニ依リ處理スルコトヲ得

短期清算取引ノ繰延日ニ對スル株金ノ拂込、配當金拂渡、資本金ノ增減又ハ新株割當若ハ會社ノ合併、解散其ノ他特別ノ事由ノ生シタル場合ニ於テハ商議員會ニ諮問シ賣買者双方ノ利害關係ヲ決済セシムルモノトス

第八十一條　實物市場ニ於ケル國債證券ノ賣方又ハ買方ハ受渡期日前ト雖其ノ賣約定證券又ハ買約定代金ヲ本所ニ提供シテ受渡ノ準備ト爲スコトヲ得本所ハ各本人ノ希望ニ依リ賣約定ニ對スル代金又ハ買約定ニ對スル證券ヲ立替假渡ヲ爲スコトアルヘシ但シ賣方ニ交付シタル代金ニ對シテハ現金交付ノ日ヨリ受渡期日ニ至ル迄本所所定ノ日歩ヲ徴收スルモノトス

前項ニ依リ提供シタル證券又ハ代金ハ立替假渡ノ擔保ニ供スルモノトス本條立替假渡ヲ爲シタル場合ニ於テ受渡期日ニ至リ買方ヨリ提供シタル代金又ハ賣方ヨリ提供シタル證券ハ假渡ノ代償トシテ本所之ヲ領收ス

第八十二條　取引員短期清算取引及實物取引ノ受渡期日ニ於テ受渡ニ用フヘキコトヲ指示シテ賣約定證券若ハ買約定代金ノ貸與ヲ求メタルトキハ本所ハ其ノ者ニ代リ相手方ニ對シ立替支拂ヲ爲スコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ本所ヨリ貸與ヲ受ケタル取引員カ所定ノ期日内ニ代金又ハ證券ノ返還ヲ爲サヽルトキハ其ノ取引ニ付相手方ヨリ受取リタル代金又ハ證券ヲ以テ本所ニ對スル辨濟ニ充當スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ本所ハ日歩又ハ貸株料ヲ徴收スルコトヲ得

第八章　違約處分

第八十三條　取引員左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ其ノ取引員ヲ違約者トシ其ノ者ノ約定中ノ物件ハ本章ノ規定ニ依リ之ヲ處分ス

一　第六十八條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第七十九條第三項ノ規定ニ依リ初ヨリ受渡ヲ履行セサリシモノト看做サレタルトキ

三　賣買諸證據金ヲ各其ノ定刻ニ納入セサルトキ

四　第四十五條ノ規定ニ依リ本所ニ納入スヘキ金額ヲ各其ノ定刻ニ納入セサルトキ

五　第四十六條第一項若ハ第六十條第三項ノ規定ニ依リ現金若ハ代用證券ヲ期日ヨリ納入セサリシモノト看做サレタルトキ又ハ第八十四條第一項ノ規定ニ依リ被違約者又ハ引受履行者カ受渡ヲ履行セサルトキ

六　本所カ日時ヲ指定シテ納入ヲ命シタル總テノ金錢物件ニ付各其ノ指定日時ニ納入セサルトキ

前項ノ處分ノ爲ス場合ニ於テ清算取引ニ付テハ其ノ賣買相手方總員ヲ被違約者トス

證券取引員他ノ營業部類ノ取引員ヲ兼ヌル場合ニ於テ其ノ部類ニ付違約シタルトキハ本營業部類ニ付テモ亦之ノ違約者トシ本營業部類ニ於ケル其ノ者ノ全部ノ建玉ニ對シ本章ノ規定ニ依リ處分スヘシ

第八十四條　長期清算取引ノ當限賣買終了日以後ニ於テ違約者ヲ生シタルトキハ本所ハ被違約者ニ對シ損害ノ賠償スル爲違約當日ヨリ三日以内ニ商議員會ノ決議ヲ經テ入札賣買、競爭賣買其ノ他ノ方法ニ依リ違約物件ノ引受履行者ヲ定メシメ其ノ引受値段ヲ以テ違約賠償ノ標準値段トシ被違約者ノ各建玉値段ニ對照シ差金アルトキハ本所之ヲ支拂フ此ノ場合ニ於テ被違約者及引受履行者ハ本所ノ指定期日内ニ本所ニ於テ其ノ引受値段ヲ以テ受渡ヲ結了スヘシ

違約物件ノ全部又ハ一部ニ付前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得サル場合若ハ其ノ處分ヲ公益上不適當ト認ムルトキハ違約當日ヨリ五日以内ニ商議員會ニ諮リテ違約賠償ノ標準値段ヲ評定セシメ前項ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ被違約者ハ其ノ差金ニ付賠償ヲ受クルニ止マル

第一項ノ場合ニ於テ被違約者又ハ引受履行者カ本所ノ指定期日内ニ受渡ノ履行ヲ爲サヽルトキハ前項ノ規定ニ依リ之ヲ處理ス

本條ニ依リ本所カ賠償ヲ爲ス場合ニ於テハ被違約物件ニ對シ第七十條第一項ニ依リ本所ノ支拂ヒタル受渡値違差金ハ直ニ之ヲ返付セシムルモノトス

第八十五條　違約物件ハ其ノ同一節ノ賣買相手方ニ對シ其ノ約定數量ニ應シ按分比例ヲ以テ之ヲ割當テ被違

約者及被違約數量ヲ決定シタル上前條ノ時價ヲ爲スモノトス但シ其ノ割當ハ各銘柄賣買ノ單位ヲ以テ最少限トシ端數ハ四捨五入トス若同數ナルトキ又ハ總計算上過不足ヲ生シタルトキハ抽籤ヲ以テ加除スヘシ

約定物件ノ一部ヲ受渡ノ爲シ一部ヲ違約シタル場合ニ於テハ約定物件中日時ノ舊キモノニ付順次受渡ヲ爲シタルモノト定ムヘシ

第八十六條　長期清算取引ニ付當限賣買終了日以前ノ違約物件ニ付テハ違約ノ當日ヨリ十五日以内ニ於テ本所ハ商議員會ヲシテ取引員ヲ選定セシメ本人ニ代リ反對賣買ニ依リ之カ決濟ヲ爲サシムルカ又ハ入札賣買ニ付シテ引受人ヲ定メ其ノ取引ヲ結了セシメ其ノ計算不足金ハ本所之ヲ賠償スヘシ此ノ場合ニ於テハ選定取引員ニ對シ違約者ノ計算ヲ以テ委託手數料（賣買手數料ヲ含ム）ノ半額ニ相當スル報酬ヲ支給スルコトヲ得

違約物件ニ付前項ノ處分ニ着手スル以前ニ於テ當限賣買終了日ヲ經過シタルトキハ第八十四條ノ規定ニ依リ處理スヘシ

第八十七條　短期清算取引ニ付違約者ヲ生シタルトキハ各銘柄毎ニ違約者ニ對立スル賣方又ハ買方ノ總員ヲ以テ被違約者トシ被違約數量ハ違約當日ノ據入現在ニ於ケル受渡玉及繰延玉ニ按分シテ之ヲ定ム

違約者ノ違約玉ノ始末及違約者カ被違約者ニ對シテ爲スヘキ賠償額算出ノ方法左ノ如シ

一　受渡玉ニ付テハ違約當日ヨリ三日以内ニ商議員會ヲシテ入札賣買其ノ他ノ方法ニ依リ引受履行者ヲ定メシメ其ノ引受値段ト違約當日ノ受渡標準値段トヲ對比シテ損益金ヲ計算ス

違約玉ノ全部又ハ一部ニ付前項ノ方法ニ依ルコトヲ得サル場合又ハ前項ノ方法ニ依ルコトカ公益上不適當ト認メタル場合ニ於テハ違約當日ヨリ三日以内ニ商議員會ヲシテ違約玉ノ標準値段ヲ評定セシメ之ヲ違約當日ノ受渡標準値段ニ對比シテ其ノ損益金ヲ計算ス

二　繰延玉ニ付テハ商議員タル取引員中ヨリ本所ノ選定シタル者ヲシテ本所ノ指定スル期間内ニ違約者ノ名ヲ以テ反對賣買ヲ爲サシムルカ又ハ商議員會ヲシテ入札賣買其ノ他ノ方法ニ依リ引受人ヲ定メシメ其ノ

反對賣買約定値段若ハ引受値段ト違約當日ノ受渡標準値段トヲ對比シ損益金ヲ計算ス此ノ場合ニ於テ違約者ノ繰延玉ハ反對賣買約定値段若ハ引受値段ノ決定スル迄之ヲ繰延玉トシテ處理スルモノトス

前項ニ依リ算出セラレタル損益計算ノ處理方法左ノ如シ

一　違約者ノ利益計算トナリタルトキハ違約者ニ之ヲ返還ス

二　違約者ノ損失計算トナリタルトキハ定款第六十三條ニ依リ本所之ヲ立替支拂フ若其ノ損失計算金額カ違約者ノ身元保證金及賣買證據金ニ付定款第六十三條規定ノ限度ヲ超過シタルトキハ被違約者ノ被違約玉ノ數ニ按分シテ被違約者之ヲ負擔ス

第八十八條　實物取引ニ付違約者ヲ生シタルトキハ其ノ者ノ約定物件毎ニ其ノ賣買相手方ヲ被違約者トシ受渡期日ニ到達シタルモノト到達セサルモノトヲ問ハス商議員會ヲシテ引受履行者ヲ定メシメ其ノ引受値段ト約定値段トヲ對比シテ損益金ノ計算ス

前項ノ損益計算金ノ處理方法ハ短期清算取引ノ場合ニ準ス

第八十九條　短期清算取引ト實物取引トニ付同一取引員ニシテ同時ニ違約シタル場合ニ於テ定款第六十三條ニ依リ本所カ立替支拂フヘキ金額ハ其ノ現存スル總額ヲ以テ按分スルモノトス

第九十條　違約者ノ違約物件以外ノ約定中ノ物件ハ總テ第八十六條乃至第八十九條ノ規定ヲ準用シテ處理シ其ノ取引ヲ結了セシムルモノトス

第九十一條　違約者ノ違約物件ノ處分ニ際シ長期清算取引ノ銘柄、期限、價格ノ同シキ賣買兩建アルモノハ其ノ同數量ニ限リ被違約者ニ及ホス短期清算取引ニ於ケル賣買兩建及其ノ繰延玉ニ付之ニ準スヘキモノアルトキ及實物取引ニ在リテハ銘柄、期日ノ同シキ賣買兩建ノモノアリ且其ノ相手方間ノ合意アリタルトキ亦同シ

賣買者双方ニ違約者ヲ生シ同時ニ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ其ノ銘柄、期限、期日ノ同シキ物件ニ付其ノ同數量ノモノニ對シテモ亦前項ニ準ス

第九十二條　賣買停止、禁止又ハ臨時休會若ハ休業中其ノ他立會ヲ爲スコト能ハサル時期ニ違約者ヲ生シタル場合ニ於ケル賣買約定中ノ物件ハ解停若ハ開會ノ上各其ノ規定ニ依リ處分スヘシ

前項ノ時期ニ於テ違約者ヲ生シ受渡期日ノ到達セサルモノアル場合ニ於テ長期清算取引ニアリテハ第八十四條、第八十五條、短期清算取引ニアリテハ第八十七條、實物取引ニアリテハ第八十八條ノ規定ニ依リ處分スヘシ

第九十三條　本章ノ規定ニ依リ本所カ被違約者ニ交付シタル賠償金違約ノ爲被リタル總テノ損害金及違約者ノ爲ニ生シタル立替不足金其ノ他違約者ノ差入ルヘキ一切ノ金額竝違約ニ關スル諸費用ハ總テ違約者ノ負擔トシ違約者ノ身元保證金、賣買證據金、清算差金、諸預リ金、預託有價證券、提供證券ノ代金其ノ他違約者カ本所ニ對シテ有スル一切ノ債權ヲ以テ之ニ充當シ尚不足ヲ生シタルトキハ違約者ニ追求シ過剩アレハ之ヲ返付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ有價證券ヲ以テ差入レアルモノハ總テ本所ニ於テ適當ト認ムル方法ニ依リ本人ノ費用ヲ以テ之ヲ賣却シ其ノ代金ヲ以テ充當スヘシ

第九十四條　取引員破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ賣買建玉ハ破産法第六十一條ノ規定ニ拘ラス本章ノ規定ニヨリ之ヲ處分ス

第九章　仲裁

第九十五條　本所ニ於テナシタル賣買取引ニ關シ取引員ト取引員又ハ取引員ト委託者トノ間ニ生シタル民事上ノ爭議ニ付當事者双方カ仲裁契約ニ依リテ請求ヲナシタルトキハ商議員會ニ於テ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ之ヲ判斷スヘシ但シ賣買取引ヨリ起ルモノト雖其ノ計算ニ付爭議ナキモノ又ハ取引員資格ヲ失ヒタル後ハ此ノ限ニアラス

第九十六條　請求アリタル爭議ニ付利害關係ヲ有スト認ムル者及忌避セラレタル者ハ仲裁判斷ニ參加スルコトヲ

得ス

第九十七條　商議員任期滿了後ト雖其ノ審理中ニ屬スル事件ノ終結スル迄其ノ事件ニ付任務ヲ行フモノトス

第九十八條　仲裁判斷ニ付テハ費用ヲ徴收スルノ外當事者ニ負擔ヲナサシムルコトナシ

第十章　公定相場

第九十九條　公定相場ノ平均値段算定ハ四捨五入ニ依リ十錢位ニ止ム

第百條　本所ハ毎日相場表ヲ發行ス但シ時宜ニ依リ他人ニ指名シテ印刷又ハ發送ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十一章　雜則

第百一條　左ノ事項ハ之ヲ市場ニ掲示スルモノトス

一　臨時休業、休業日ノ變更、臨時市場開始、立會時刻ノ變更、立會停止

二　取引員ノ免許、免許失效、免許取消、死亡、廢業、解散

三　法人取引員ノ目的、資本金及擔任役員及其ノ變更

四　取引員ノ商號、記號及其ノ變更

五　取引員ノ違約處分

六　取引員ノ立會停止、賣買差止、其ノ解除

七　取引員ノ營業停止、其ノ解除若ハ過怠金又ハ除名處分

八　市場代理人ノ承認又ハ其ノ取消、辭任、解任、死亡及市場出入差止

九　賣買證據金額及其ノ變更並徴收時期ノ變更

十　身元保證金又ハ賣買證據金ノ代用有價證券ノ種類及其ノ代用價格並其ノ變更

十一　委託證據金及其ノ代用有價證券ノ種類及其ノ代用價格竝其ノ變更
十二　賣買手數料率又ハ委託手數料率及其ノ改定
十三　商議員ノ選任及變更
十四　受渡期日ノ變更
十五　前各號ノ外本所ニ於テ必要ト認メタル事項
　本所カ市場ニ掲示シタル事項ハ相場表ヲ以テ之ヲ公示スルモノトス
第百二條　取引員ハ本所カ市場ニ掲示シタル事項ニ付之ヲ知ラサルコトヲ主張スルコトヲ得ス
第百三條　本規程ニ明文ナキ事項ニ付臨機ノ處置ノ必要トスルトキハ本規程ノ趣旨ニ準シ理事長之ヲ決定スルモノトス

附　則

第百四條　本規程ハ大正十二年一月四日ヨリ之ヲ施行ス
第百五條　本規程施行ノ際從前ノ業務規程ニ依リテ既ニ効力ヲ生シタル事項ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
第百六條　第七十一條ノ變更ハ大正十二年七月二日ヨリ之ヲ施行ス
　本改正規程施行ノ際現ニ存スル繰延玉ニ付テモ亦本改正規程ヲ適用ス
第百七條　昭和八年九月十二日付認可申請ノ第二十三條及第二十四條ノ變更條項ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

米穀部業務規程

第一章、第三章乃至第六章及第八章乃至第十一章ハ證券部業務規程長期清算取引ニ關スルモノト大同小異ニ付省略ス

第二章　開市及休業

第二十二條　賣買取引ノ立會ハ毎日左ノ時間ニ於テ之ヲ開始ス

長期清算取引

本場

第一節	午前九時
第二節	同　九時三十分
第三節	同　九時四十五分
第四節	同　十時
第五節	同　十時十五分
第六節	同　十時三十分
第七節	同　十時四十五分
第八節	同　十一時
第九節	同　十一時十五分
第十節	同　十一時三十分

後場

第一節	午後一時三十分
第二節	同　二時
第三節	同　二時十五分
第四節	同　二時三十分
第五節	同　二時四十五分
第六節	同　三時

本場第一節以外ノ各節ニ付前ノ節カ終了セサリシトキ其ノ他必要アリト認メタルトキハ順次開始時刻ヲ繰下ケ又ハ節ノ立會ヲ省畧スルコトアルヘシ

年首初立會ノ時刻ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條　左ノ日時ニ於テハ立會ヲ行ハス

休業日

年末休業日ノ前日及前々日

年首初立會及年末納會日ノ後場

毎月營業末日ノ後場

第二十四條　清算取引當月限ノ賣買取引ハ受渡期日ノ前日ノ本場ヲ以テ終了トス

受渡期日ノ前日カ休業日ニ當ルトキハ順次繰上ク

第二十五條　本所ノ休業日ハ左ノ如シ

一　年首三日間
一　年末三日間
一　大祭日祝日
一　日曜日
一　八坂神社祭日

第二十六條　必要アリト認メタルトキハ第二十二條乃至第二十五條ノ規定ニ拘ラス臨時ニ立會ヲ開始、休止、停止、休會若ハ休業ヲ爲シ又ハ立會時刻若ハ休業日ヲ變更スルコトアルヘシ

第二十七條　本所カ火災其ノ他ノ事變ニ罹リタルトキハ假市場ヲ設ケ立會ヲ開始ス

第二十八條　立會中ハ役員ニ於テ其ノ秩序ヲ保持ス若シ紛擾ヲ釀ス者アルトキハ之ヲ制止シ仍肯セサルトキハ市

場ヲ退去セシム

參觀者ハ參觀席ノ外立會場ニ入ルコトヲ得ス

第七章　受　渡

第六十三條　削除

第六十四條　削除

第六十五條　清算取引ノ受渡値段ハ受渡期日前七日間ノ帳入値段（各當日帳入値段ナキトキハ順次前日ニ遡ル）ノ平均（十錢位ノ以下ハ四捨五入トス）ヲ以テ受渡値段トス

前項ノ受渡値段ト各自ノ帳入値段トノ値違差金ハ別ニ計算ヲ爲スヘシ

第六十六條　賣買物件ノ受渡ヲ結了シタルトキハ證據金預通帳ヲ以テ其ノ拂戾ヲ請求スヘシ但シ買方ハ其ノ代金ノ内ニ充當スルコトヲ得

第六十七條　受渡ニ關スル細則ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ別ニ本所ノ定ムル所ノ業務規程別冊米受渡規程ニ依ル

米穀部業務規程

米受渡規程

第一條　本所米清算取引受渡ノ期限ハ毎限月ノ末日(十二月ハ廿一日)午後二時限トス但シ當日カ休業日又ハ土曜日ナルトキハ順次其ノ前日ニ繰上ケ十二月限ニ於テハ之ヲ繰下ク前項ノ期限ニ於テ賣方ハ本所若ハ本所ノ指定シタル倉庫業者ノ發行セル倉荷證券ニシテ自己ノ處分シ得ヘキモノニ渡米明細書ヲ添ヘ又買方ハ受渡値段ニ依ル受米代金ヲ本所ニ差出スヘシ

第二條　受渡ノ場所ハ本所又ハ地區内ニ於ケル本所ノ指定シタル倉庫トス

第三條　受渡米ノ品質及容量ハ檢査ヲ行ヒテ之ヲ決定スルモノトス

前項ノ品質ニ付テハ格付表ニ格付ノ制定アル銘柄ニ在リテハ俵裝面表示ノ等級ニ對スル品位ノ程度ヲ審査シテ格付表ニ依リ格付ヲ定メ格付表ニ格付ノ制定ナキ銘柄ニ在リテハ標準米ニ對シ其ノ品位ヲ審査シ市場ノ聲價ヲ斟酌シテ格付ヲ定ム又容量ニ付テハ桝廻シ又ハ秤量ニ依リ之ヲ査定スルモノトス

第四條　標準米ハ山城小粒三等普通品トス

格付表ハ標準米ヲ基準トシ産年、銘柄、等級毎ニ市場ノ聲價ニ依リ之ヲ制定スルモノトス

格付表ニ於テ特別格差ヲ付シタルモノ又ハ供用銘柄表ニ記號其ノ他ヲ指定シタルモノニ付テハ之ヲ別銘柄ト看做ス

受渡米トシテ提供シ得ヘキ最終限月ハ格付表中ニ産年、銘柄等級毎ニ之ヲ定ム

第五條　格付表ハ毎年七月ニ十月限ヨリ翌年三月限迄ノモノヲ又一月ニ四月限ヨリ九月限迄ノモノヲ制定スルモノトス但シ之カ制定ノ時期並ニ適用ノ期間ハ臨時變更スルコトヲ得

本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ格付表ヲ臨時變更スルコトアルヘシ

格付表ノ制定又ハ變更ニ付テハ格付審議會ノ意見ヲ徴シ商議員會ニ附議シテ之ヲ行フ

格付審議會ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第六條　渡米トシテ本所ニ差出ス倉荷證券ハ左記各號ノ事項ヲ記載セルモノタルコトヲ要ス

一　產年、銘柄、等級及俵數

二　濡澤手アルモノハ其ノ俵數、輕亂俵アルモノハ其ノ俵數及引桝量

三　翌月十五日迄ノ保管料及附帶費用支拂濟ノ表示

第七條　左記各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ受渡ニ提供スルコトヲ得ス

一　格付表又ハ供用銘柄表ニ記載ナキ產年、銘柄、等級ノモノ

二　格付表ニ定ムル最終供用限月ヲ經過シタル等級ノモノ

三　水稻粳玄米以外ノモノ

四　一俵ノ容量三斗ニ滿タサルモノ

五　俵裝表示ノ銘柄ト其ノ內容異ナルモノ又ハ異種米其ノ他ノモノヲ混交シタルモノ

六　產地外ニ於テ俵裝ヲ切替ヘタルモノ

七　府縣又ハ總督府ノ移出檢查若ハ本所ノ認メタル倉庫業者ノ檢查證印ナキモノ

八　一度本所ノ檢查ニ於テ不合格トナリタルモノ

九　俵ノ桝量ヲ拔取リタルモノ

十　變質損傷甚シキモノニシテ一口ノ俵數ニ對シ百分ノ三十ヲ超ユルモノ

十一　濡澤手、輕亂俵ニシテ一口ノ俵數ニ對シ通シテ百分ノ十ヲ超ユルモノ

十二　産年記入ノ票箋脱落セル俵ニシテ一口ノ俵數ニ對シ百分ノ三十ヲ超ユルモノ但シ本所ニ於テ産年ヲ鑑別シ得ヘキモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條　受渡米ハ四斗俵（叺又ハ莚卷モ亦總テ俵ニ準ス）ヲ以テスルモノトシ百石ノ俵數ヲ二百五十俵トス

受渡米ハ百石毎ニ倉荷證券二枚以内ヲ以テ提供スルモノトス前項ニ依リ提供スル倉荷證券ハ一枚ヲ以テ一口トシ其ノ一口ハ保管倉庫（戸前）産年、銘柄及等級同一ノモノタルコトヲ要ス

第九條　受方ニ二名以上アルトキハ渡米證券受理後遲滯ナク本所ハ渡米明細書受付ノ順次及其ノ記載順位ニ依リ抽籤ヲ以テ受方ノ受取ルヘキ證券ヲ定ム

前項ニ依リ受渡米ノ割當決定シタルトキハ本所ハ受渡双方ニ之ヲ通知ス

第十條　本所ニ於テ受渡米ノ現品ニ付檢査ノ爲ス場合ハ遲滯ナク其ノ數量、倉庫及倉出日時ヲ定メ受渡双方ニ通知シ休業日ヲ除キ之ヲ執行スルモノトス但シ割當石數ノ執行結了セサルトキ又ハ本所必要アリト認メタルトキハ執行順次ヲ繰延ヘ若ハ變更シ又ハ休業日ト雖檢査ヲ執行スルコトアルヘシ

前條ノ抽籤及前項ノ檢査執行ニハ受渡當事者又ハ其ノ代理人之ニ立會フコトヲ得

本所ハ第一項ニ定ムル割當石數ノ檢査執行後遲滯ナク其ノ決定ヲ發表ス

第十一條　第九條ノ抽籤後ニ於テ受渡双方ノ合意アルトキハ總テ本規程ニ依ラスシテ受渡ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ旨本所ニ屆出テ承認ヲ受クルモノトシ受渡終了後ニ於テハ受渡結了屆ヲ本所ニ差出スヘシ

第十二條　品質檢査ハ渡米一口毎ニ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

一　一枡二十俵毎ニ積立テ抽籤ヲ以テ一枡ヲ檢査枡ト定ム但シ十俵以上二十俵未滿ノ端數ハ之ヲ一枡トシ又渡米ノ一口カ二十俵未滿ナルトキハ其ノ全部ヲ檢査枡トス

二　前號ノ檢査枡一枡ノ全部ヲ以テ檢査ノ用ニ充ツ但シ二十俵未滿ノモノニシテ桝量檢査ヲ要スルモノナル

トキハ第十三條第一項第二號ニ依リ桝量検査表ヲ定メ其ノ他ノ全部ヲ以テ之ニ充ツ

三　検査桝ニ付産年、銘柄、等級其ノ他第七條又ハ第十六條各號ニ該當スルモノノ有無ヲ調査シ一俵毎ニ三ケ所ノ刺ニテ採取シタルモノヲ検査米トス

四　検査米ニ付第三條第二項ノ規定ニ依リ其ノ品位ノ適否優劣ヲ審査シ標準米ニ比シ附則ニ定ムル一定金額ヲ超エザル範圍ニ於テ之カ格差ヲ決定ス

五　前號格下金額カ其ノ範圍ヲ越ユルモノハ不合格トス

濡澤手、雜亂俵ハ之ヲ別桝トシテ其ノ引桝量ヲ定ムルモノトス但シ渡方ハ引桝量ノ外附則ニ定ムル一定金額ヲ受方ニ支拂フモノトス

第十二條　桝量検査ハ渡米一口毎ニ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ但シ一俵ノ容量ニ付内地米ハ四斗朝鮮米ハ四斗三合ノ基準トス

一　一口二十俵毎ニ積立テ抽籤ヲ以テ一桝ヲ検査桝ト定ム但シ十俵以上二十俵未滿ノ端數ハ之ヲ一桝トシ又渡米ノ一口カ二十俵未滿ナルトキハ其ノ全部ヲ検査桝トス

二　前號ノ検査桝中更ニ抽籤ヲ以テ十俵ヲ抽出シ各之ヲ秤量シテ其ノ平均量目(十匁未滿ハ四捨五入)ニ當ルモノ若ハ該當ノモノナキトキハ之ニ近キモノ一俵ヲ定メ之ヲ桝量検査俵ニ充ツ但シ一桝十俵以下ノ端數ハ其ノ全部ヲ秤量シテ之ヲ定ム受渡當事者ノ合意アルトキハ秤量俵數ヲ減少スルコトヲ得

三　前號桝量検査俵ノ平均正味量カ十六貫百匁(朝鮮米ハ十六貫三百匁)以上アルモノハ基準桝量アルモノト看做シ桝量検査ヲ省略ス

四　検査俵ハ之ヲ檢斗ニ依リ一斗桝(一斗未滿ハ各相當量器)ニテ一斗概前引ノ用法ニ依リ勺位迄桝量シ一俵ノ平均桝量ハ勺位ヲ四捨五入シテ合位ニ止メ之ヲ定ム但シ端俵(三斗未滿ノモノヲ謂フ)ノ桝量ハ總テ一升四百匁ノ割合ヲ以テ之ヲ秤量シテ定ム

五　一俵ノ平均桝量カ基準桝量ヲ超ユルモノハ四斗ト看做シ又之ニ不足スルモノハ其ノ査定桝量（朝鮮米ハ其ノ査定桝量ヨリ二合ヲ減シタル桝量）ニ依ル

六　前號ノ査定桝量カ基準桝量ヨリ附則ニ定ムル範圍ヲ超エテ不足スル場合ハ之ヲ不合格トス

第十四條　合格範圍内ニ於テ受渡米査定ノ數量カ各賣買約定ノ數量ニ對シ不足アルトキハ受渡値段ヲ以テ其ノ不足額ヲ決濟スルモノトス

第十五條　本所ノ檢査決定ニ對シテハ受渡双方トモ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第十六條　品質檢査ノ場合ニ於テ檢査俵中ヨリ左記各號ノ一ニ該當スルモノヲ發見シタルトキハ檢査俵數ニ對スル割合ニ於テ其ノ一口中同俵數アルモノト看做シ其ノ部分ニ對シ附則ニ定ムル一定ノ金額ヲ渡方ヨリ受方ニ支拂ハシム此ノ場合ニ於テ其ノ割合カ二割以上ナルトキハ其ノ一口全部ヲ不合格トス

一　産年、銘柄、等級又ハ保管倉庫（戸前）ノ屆出カ其ノ實際ト相違シ若ハ其ノ屆出ナキモノ

二　俵裝甚シク粗惡ナルモノ

三　濡澤手又ハ攪亂俵ニシテ發券ニ其ノ記載ナキモノ

第十七條　品質檢査ノ場合ニ於テ檢査桝中ヨリ第七條各號ノ一ニ該當スルモノヲ發見シタルトキハ檢査俵數ニ對スル割合ニ於テ其ノ一口中同俵數アルモノト看做シ左記各號ニ依リ之ヲ處理スルモノトス

一　第七條第一號乃至第七號ノ一ニ該當スル場合ハ檢査俵數ニ對スル割合カ一割未滿ナルトキハ一口全體ヲ調査シテ之ニ該當スルモノヲ除去シ其ノ部分ニ相當スル代米ヲ補充セシメテ受渡ヲ行ヒ其ノ俵數カ檢査俵數又ハ總數ノ一割ヲ超ユルトキハ其ノ一口全部ヲ不合格トス

二　同條第八號乃至第十二號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ一口全部ヲ不合格トス

前條及本條ノ場合ニ於テ其ノ檢査桝以外ノ桝中ヨリ第七條又ハ第十六條各號ノ一ニ該當スルモノヲ發見スルコトアルモ總テ之ヲ問ハサルモノトス

第十八條　前條第一項ノ場合本所ハ左記各號ノ金額ノ過怠金トシテ渡方ヨリ徴收ス

一　第一號ノ場合一割未滿ナルトキハ其ノ除去シタル部分ニ對シ一石ニ付金一圓

二　第一號及第二號ノ場合不合格トナリタルトキハ其ノ一日ノ總石數ニ對シ一石ニ付金二圓

渡方一人ノ渡米ノ過半數カ第七條各號ノ一ニ該當スルモノニシテ其ノ渡方取引員ニ於テ之ヲ故意ニ差出シタル事跡判明セル場合ハ初ヨリ之ヲ差出サザリシモノト看做ス

第十九條　受渡米ノ檢査ニ依リ不合格トナリタルモノアルトキハ其ノ決定後五日ノ期間ヲ以テ代米ノ倉荷證券ヲ本所ニ差出サシム

前項ノ不合格代米ニシテ再ヒ不合格トナリタルモノアルトキハ更ニ一回限三日ノ期間ヲ以テ其ノ代米ノ倉荷證券ヲ本所ニ差出サシム

前項ノ提供代米カ更ニ不合格トナリタル場合又ハ前二項中ノ代米ヲ提供セサル場合ハ其ノ一日ノ受渡米ニ付テハ初ヨリ之ヲ差出サザリシモノト看做ス

不合格代米ノ提供ハ其ノ不合格トナリタル俵數ニ依ルモノトシ其ノ受渡ハ總テ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二十條　前條第一項ノ場合ニ於テ不合格米ノ數量カ其ノ渡米石數ノ一割ヲ超エルトキハ其ノ部分ニ對シ一割迄ハ一石ニ付金三十錢、二割以上ハ一石ニ付金一圓又前條第二項ノ場合ハ再ヒ不合格トナリタル部分ニ對シ一石ニ付金三圓ノ各割合ヲ以テ之ヲ渡方ヨリ受方ニ支拂ハシム

第二十一條　本所ハ受渡米ノ檢査料トシテ渡方ヨリ百石ニ付金四圓ヲ徴收ス但シ檢査ヲ爲サスシテ受渡ヲ行フ場合ハ之ヲ徴收セス

受渡米檢査ノ場合ニ於テ出庫、入庫其ノ他前項以外ニ要スル費用ノ負擔ニ付テハ渡米ハ一日毎ニ檢査米ノ抽出及檢査終了ノ時ヲ以テ分界トシ其ノ前ノ分ハ渡方ニ於テ其ノ後ノ分ハ受方ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス但シ其ノ渡米カ不合格トナリタル時ハ渡方ノ負擔トス

第二十二條　受渡米ノ格付及桝量決定後其ノ當事者ハ遲滯ナク格付其ノ他附帶ノ決算ヲ爲シ受渡双方連署ノ受渡結了屆ヲ本所ニ差出スヘシ

前項ノ決算ヲ爲サス又ハ結了屆ノ差出ヲ爲ササルトキハ本所ニ於テ其ノ決算ヲ爲シ受渡ヲ完了セシム

第二十三條　渡米倉荷證券又ハ受米代金ニ付テハ本規程ニ依リ受渡完了後ニ於テ本所之ヲ受方又ハ渡方ニ交付スルモノトス但シ其ノ手續完了前ト雖請求アリタルトキハ其ノ一部又ハ全部ヲ假渡スルコトアルヘシ

前項但書ニ依リ受方ニ渡米證券ノ假渡シタル場合其ノ渡米カ不合格ト決定シタルトキハ合格範圍ノ最低格付價格ヲ以テ之カ決濟スルモノトス又渡方ニ代金ノ假渡ヲ爲シタル場合ニ於テ不合格其ノ他ノ事由ニ依リ本所カ其ノ返付ヲ請求シタルトキハ渡方ハ本所ノ指定時限迄ニ之ヲ返付スヘシ

第二十四條　本所カ受方ニ倉荷證券ノ交付スル以前ニ於テ其ノ現品中受渡當事者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ滅失シタルトキ又ハ損傷シテ受渡ニ適セサルニ至リタルトキハ受渡値段ヲ以テ其ノ部分ノ決濟ヲナスモノトス

前項ノ滅失又ハ損傷カ第九條ノ抽籤前ニ生シタル場合ハ其ノ滅失又ハ損傷ナキモノトシテ抽籤ヲ行ヒ其ノ部分ノ受渡當事者決定後前項ニ準シテ之カ決濟ヲ爲スモノトス

本所カ採取シタル檢查用米ニ付其ノ檢查決定前ニ於テ第一項ノ滅失又ハ損傷生シタルトキハ更ニ第十二條ノ規定ニ依リ之ヲ採取スルモノトス

第二十五條　前條第一項ノ滅失又ハ損傷ニ因ル損害及其ノ保管費用ノ負擔ハ倉庫現場ニ於ケル檢查執行ノ經過ニ從ヒ渡米一口每ニ檢查米ノ抽出及桝量檢查終了ノ時ヲ以テ分界トシ倉荷證券ノ授受ニ拘ラス其ノ前ニカカルモノハ渡方ニ於テ其ノ後ニカカルモノハ受方ニ於テ之ノ負擔スルモノトス但シ其ノ後ニカカルモノト雖檢查ノ結果不合格ト決定シタル場合ハ其ノ損害ヲ渡方ニ於テ負擔スルモノトス

第二十六條　第十二條及第十三條ノ檢查ニ依リ決定シタル格付及桝量ハ本所ノ受渡米トシテ一定ノ期間無檢查ノ

効力ヲ有スルモノトシ格付及桝量ヲ記載セル附箋ヲ其ノ倉荷證券ニ貼付ス但シ其ノ無検査期間ハ附則トシテ之ヲ定ム

前項無検査期間内ノ受渡米ニ付テハ検査ヲ為サスソノ附箋記載ノ格付及桝量ヲ以テ受渡ヲ行フモノトス但シ受方ヨリ請求アル場合ハ本規程ニ依リ検査ヲ行フモノトス

前項但書ノ請求ハ第九條ノ抽籤決定通知後三日間以内ニ於テ之ヲ為スモノトシ其ノ費用ハ受方ノ負擔トス

本所ニ於テ其ノ査定シタル品質又ハ桝量ニ付變化ヲ生スル虞アリト認メタルトキハ一定ノ無検査期間ヲ短縮シ又ハ無検査ノ効力ヲ附セサルコトアルヘシ

附　則

一、第十二條第一項第四號ノ一定ノ合格範圍ヲ左ノ通定ム

一　昭和九年産　三圓下迄

一　昭和八年産　四圓五十錢下迄

二、第十二條第二項ノ一定金額ヲ一俵ニ付金拾錢トス

三、第十三條第一項第六號ノ範圍ヲ左ノ通定ム

一　標準米ト同年産米　一俵ニ付　一升

一　標準米ノ翌年産米　同　一升

一　標準米ノ前年産米　同　一升五合

四、第十六條ノ一定金額

一　産年、銘柄、等級又ハ保管倉庫ノ届出カ其ノ實際ト相違セルモノ若ハ其ノ届出ナキモノ

産年、銘柄、保管倉庫　一俵ニ付　各金拾錢

等級

一、俵裝甚シク粗悪ナルモノ　一俵ニ付　金五錢

　　　　　　　　　　　　　一俵ニ付　金拾錢

一、濡澤手又ハ輕亂俵ニシテ證票ニ其ノ記載ナキモノ　一俵ニ付　各金拾錢

五、第二十六條第一項ニ定ノ無検査期間ヲ左ノ通定ム

十月限乃至翌年三月限迄ハ各其ノ翌々月限迄、四月限、五月限及六月限ハ各其ノ翌月限迄

六、昭和六年七月十八日申請ノ變更條項ハ昭和六年十月限以降之ヲ施行ス

昭和七年一月十九日申請ノ變更條項ハ昭和七年四月限以降之ヲ施行ス

昭和七年七月二十一日申請ノ變更條項ハ昭和七年十月限以降之ヲ施行ス

昭和八年七月二十二日申請ノ變更條項ハ昭和八年十月限以降之ヲ施行ス

昭和九年一月二十日申請ノ變更條項ハ昭和九年四月限以降之ヲ施行ス

昭和九年七月二十一日申請ノ變更條項ハ昭和九年十月限以降之ヲ施行ス

昭和十年一月二十二日申請ノ變更條項ハ昭和十年四月限以降之ヲ施行ス

昭和十年五月一日印刷
昭和十年五月十二日發行

（非賣品）

株式會社京都取引所

京都市中京區東洞院通錦小路南入
阪東屋町六六一番地
株式會社京都取引所内
編輯兼發行人　松村　同

京都市中京區錦小路烏丸東入
元法然寺町六九〇番地
印刷者　鈴木尙美社製版印刷所
右代表者　鈴木直樹